

【公開版】

2022 燃 建 発 第 10 号

2022 年 9 月 6 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

MOX 燃料加工施設に関する設計及び

工事の計画の変更の認可申請書の一部補正について

2020 年 12 月 24 日付け 2020 燃建発第 16 号をもって申請（2022 年 6 月 7 日付け 2022 燃建発第 3 号及び 2022 年 8 月 5 日付け 2022 燃建発第 7 号をもって一部補正）しました MOX 燃料加工施設に関する設計及び工事の計画の変更の認可申請書を別紙のとおり一部補正いたします。

本書類の記載内容のうち ■■■■内の記載事項は、商業機密又は核不拡散に係る情報に属するものであり、公開できません。



# 別紙

## 目 次

1. 設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正項目を記載した書類
2. 補正を必要とする理由を記載した書類
3. 設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容及び補正を行う書類

1. 設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正項目を記載した書類

補正項目

2020年12月24日付け2020燃建発第16号をもって申請（2022年6月7日付け2022燃建発第3号及び2022年8月5日付け2022燃建発第7号をもって一部補正）したMOX燃料加工施設に関する設計及び工事の計画の変更の認可申請書について、「三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法」, 「六 変更の理由」及び「添付書類」を補正し, その内容について「3. 設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容及び補正を行う書類」に示す。

## 2. 補正を必要とする理由を記載した書類

### 補正を必要とする理由

2020年12月24日付け2020燃建発第16号をもって申請（2022年6月7日付け2022燃建発第3号及び2022年8月5日付け2022燃建発第7号をもって一部補正）したMOX燃料加工施設に関する設計及び工事の計画の変更の認可申請書について、変更が必要な事項の反映及び記載の適正化を行うことから「三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法」、「六 変更の理由」及び「添付書類」を補正する。

3. 設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容及び補正を行う書類

(1) 設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容

三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法

六 変更の理由

添付書類

(2) 補正を行う書類

補正を行う書類を別紙 1 に示す。なお、本補正申請においては、2020 年 12 月 24 日付け 2020 燃建発第 16 号をもって申請（2022 年 6 月 7 日付け 2022 燃建発第 3 号及び 2022 年 8 月 5 日付け 2022 燃建発第 7 号をもって一部補正）した申請書に補正内容を反映のうえ、一式として提出する。

# 別 紙 1

## 補正を行う書類

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 工事を行う事業所の名称及び所在地
- 三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法
- 四 変更に係る工事工程表
- 五 変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
- 六 変更の理由

### 添付書類

- (1) 加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書
- (2) 設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- (3) 加工施設の技術基準への適合性に関する説明書

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	日本原燃株式会社
住 所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108
代表者の氏名	代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏



二 工事を行う事業所の名称及び所在地

名 称 再処理事業所

所 在 地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸

### 三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法

【申請範囲】(変更に係るものに限る。)

#### I 施設共通

I-1 基本設計方針

I-2 工事の方法

#### II 個別施設

##### ハ 成形施設

##### 1. 設計条件及び仕様

###### 1.1 燃料加工建屋

###### (1) 建物・構築物

###### a. 建屋・洞道

###### (a) 燃料加工建屋

###### b. 遮蔽設備

###### (a) 建屋壁遮蔽

・建屋遮蔽(燃料加工建屋)

###### (b) 遮蔽扉

・遮蔽扉(燃料加工建屋)

###### (c) 遮蔽蓋

・遮蔽蓋(燃料加工建屋)

##### 2. 準拠規格及び基準

##### リ その他の加工施設

##### 1. 設計条件及び仕様

###### 1.1 非常用設備

###### 1.1.1 火災防護設備

###### (1) 建物・構築物

###### a. 火災区域構造物及び火災区画構造物

(a) 火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建屋)

##### 2. 準拠規格及び基準

###### 2.1 火災防護設備の準拠規格及び基準

# I 施設共通

## 目 次

### I-1 基本設計方針

#### 第1章 共通項目

#### 第2章 個別項目

##### 第1-1表 成形施設の主要設備リスト

##### 第1-7-1表 火災防護設備の主要設備リスト

### I-2 工事の方法

# I - 1 基本設計方針

## 目 次

ページ

### 第1章 共通項目

1. 核燃料物質の臨界防止	次回以降申請	
2. 地盤		基-1-1
3. 自然現象等		基-1-3
3.1 地震による損傷の防止		基-1-3
3.2 津波による損傷の防止		基-1-48
3.3 外部からの衝撃による損傷の防止		基-1-49
4. 閉じ込めの機能		基-1-68
4.1 閉じ込め		基-1-68
4.2 核燃料物質等による汚染の防止		基-1-70
4.3 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	次回以降申請	
5. 火災等による損傷の防止		基-1-71
6. 加工施設内における溢水による損傷の防止		基-1-83
7. 遮蔽		基-1-87
8. 設備に対する要求		基-1-88
8.1 安全機能を有する施設		基-1-88
8.2 重大事故等対処設備		基-1-91
8.3 材料及び構造	次回以降申請	
8.4 搬送設備	次回以降申請	
8.5 警報設備等	次回以降申請	
9. その他		基-1-115
9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止		基-1-115
9.2 安全避難通路等		基-1-116

### 第2章 個別項目

1. 成形施設		基-2-1
2. 被覆施設		基-2-1
3. 組立施設		基-2-2
4. 核燃料物質の貯蔵施設		基-2-2
5. 放射性廃棄物の廃棄施設		基-2-2
5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針		基-2-2
5.2 換気設備	次回以降申請	
6. 放射線管理施設	次回以降申請	

7. その他の加工施設	基-2-4
7.1 非常用設備	基-2-5
7.1.1 火災防護設備	基-2-5
7.1.2 照明設備	次回以降申請
7.1.3 所内電源設備(電気設備)	次回以降申請
7.1.4 補機駆動用燃料補給設備	次回以降申請
7.1.5 拡散抑制設備	次回以降申請
7.1.6 水供給設備	次回以降申請
7.1.7 緊急時対策所	次回以降申請
7.1.8 通信連絡設備	次回以降申請
7.2 核燃料物質の検査設備及び計量設備	次回以降申請
7.2.1 核燃料物質の検査設備	次回以降申請
7.2.2 核燃料物質の計量設備	次回以降申請
7.3 主要な実験設備	次回以降申請
7.4 その他の主要な事項	基-2-8
7.4.1 溢水防護設備	基-2-8
7.4.2 警報関連設備	次回以降申請
7.4.3 冷却水設備	次回以降申請
7.4.4 給排水衛生設備	次回以降申請
7.4.5 空調用設備	次回以降申請
7.4.6 窒素循環関係設備	次回以降申請
7.4.7 水素・アルゴンガス用設備	次回以降申請
7.4.8 その他ガス設備	次回以降申請
7.4.9 選別・保管設備	次回以降申請
7.4.10 荷役設備	次回以降申請
第1-1表 成形施設の主要設備リスト	基-2-9
第1-7-1表 火災防護設備の主要設備リスト	基-2-12

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 共通項目</p> <p>2. 地盤</p> <p>安全機能を有する施設は、地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2. 地盤」では以下同様。）に設置する。</p> <p>なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木建造物の総称とする。</p> <p>2.1 安全機能を有する施設の地盤</p> <p>地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については、自重及び通常時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動<math>S_s</math>」という。）による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動<math>S_s</math>による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設以外の施設については、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動<math>S_s</math>による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p> <p>また、上記のうち、Sクラスの施設の建物・構築物の地盤にあっては、自重及び通常時の荷重等と弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設の地盤においては、自重及び通常時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力（Bクラスの共振影響検討に係るもの）との組み合わせにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>2. 地盤</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2. 地盤」では以下同様。）に設置する。</p> <p>なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木建造物の総称とする。</p> <p>2.1 安全機能を有する施設の地盤</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>



変 更 前	変 更 後
	<p>2.2 重大事故等対処施設の地盤</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び通常時の荷重等に加え、基準地震動<math>S_s</math>による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動<math>S_s</math>による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び通常時の荷重等に加え、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動<math>S_s</math>による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては、自重及び通常時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力（Bクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組み合わせにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>3. 自然現象等</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>MOX燃料加工施設は、次の方針に基づき耐震設計を行う。</p> <p>なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木建造物の総称とする。</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>(b) 耐震重要施設((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業(変更)許可を受けた基準地震動(以下「基準地震動S<sub>s</sub>」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(c) Sクラスの施設は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>建物・構築物については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、適切な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動S<sub>s</sub>による応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>また、Sクラスの施設は、事業(変更)許可を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動S<sub>d</sub>」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>建物・構築物については、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p>	<p>3. 自然現象等</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>MOX燃料加工施設は、次の方針に基づき耐震設計を行う。</p> <p>なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木建造物の総称とする。</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>(b) 耐震重要施設((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業(変更)許可を受けた基準地震動(以下「基準地震動S<sub>s</sub>」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(c) Sクラスの施設は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>建物・構築物については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、適切な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動S<sub>s</sub>による応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>また、Sクラスの施設は、事業(変更)許可を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動S<sub>d</sub>」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>建物・構築物については、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>機器・配管系については、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>(d) Sクラスの施設について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動S<sub>s</sub>及び弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(e) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(f) 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(g) 耐震重要施設については、周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>機器・配管系については、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>(d) Sクラスの施設について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動S<sub>s</sub>及び弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(e) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(f) 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(g) 耐震重要施設については、周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>(a) 重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し、それぞれの設備分類に応じて設計する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>建物・構築物については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。</p>

変更前	変更後
	<p>機器・配管系については、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。また、動的機器等については、基準地震動<math>S_s</math>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動<math>S_s</math>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができる設計とする。</p> <p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(f) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。</p> <p>(g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(2) 耐震設計上の重要度分類</p> <p>a. 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。</p> <p>(a) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって，環境への影響が大きいもの。</p> <p>イ. MOX を非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって，その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</p> <p>ロ. 上記イ.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</p> <p>ハ. 上記イ.及びロ.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p> <p>(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>イ. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOX を非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。）</p> <p>ロ. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>a. 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。</p> <p>(a) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって，環境への影響が大きいもの。</p> <p>イ. MOX を非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって，その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</p> <p>ロ. 上記イ.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</p> <p>ハ. 上記イ.及びロ.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p> <p>(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>イ. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOX を非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等であって，その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし，核燃料物質が少ないか又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。）</p> <p>ロ. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。 上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。 なお，同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p>

変 更 前	変 更 後												
<p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>水平地震力は、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>Sクラス</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>Bクラス</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Cクラス</td><td>1.0</td></tr> </table> <p>ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p>	Sクラス	3.0	Bクラス	1.5	Cクラス	1.0	<p>b. 重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じた設計とする。</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備であって、上記イ. 以外のもの。</p> <p>上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第3.1.1-2表に示す。</p> <p>なお、同表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。</p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</p> <p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>水平地震力は、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>Sクラス</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>Bクラス</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Cクラス</td><td>1.0</td></tr> </table> <p>ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p>	Sクラス	3.0	Bクラス	1.5	Cクラス	1.0
Sクラス	3.0												
Bクラス	1.5												
Cクラス	1.0												
Sクラス	3.0												
Bクラス	1.5												
Cクラス	1.0												

変 更 前	変 更 後
<p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は、耐震重要度の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数<math>C_0</math>は1.0以上とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>耐震重要度の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数<math>C_i</math>に施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>安全機能を有する施設について、Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動<math>S_s</math>及び弾性設計用地震動<math>S_d</math>から定める入力地震動を適用する。</p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動<math>S_d</math>に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を適用する。</p> <p>安全機能を有する施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p>	<p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は、耐震重要度の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数<math>C_0</math>は1.0以上とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>耐震重要度の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数<math>C_i</math>に施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数<math>C_0</math>等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>安全機能を有する施設について、Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動<math>S_s</math>及び弾性設計用地震動<math>S_d</math>から定める入力地震動を適用する。</p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動<math>S_d</math>に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を適用する。</p> <p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動<math>S_s</math>による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「b. 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(a) 入力地震動</p> <p>地質調査の結果によれば、重要な MOX 燃料加工施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な拡がりをもって存在することが確認されている。</p> <p>解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層の S 波速度が 0.7km/s 以上を有する標高約-70m の位置に想定することとする。</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> は、解放基盤表面で定義する。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じ 2 次元 FEM 解析又は 1 次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。</p> <p>地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。</p> <p>また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>B クラスの施設のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に 2 分の 1 を乗じたものを用いる。</p> <p>(b) 動的解析法</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。</p> <p>また、3 次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。</p>	<p>動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平 1 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の 3 次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>(a) 入力地震動</p> <p>地質調査の結果によれば、重要な MOX 燃料加工施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な拡がりをもって存在することが確認されている。</p> <p>解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層の S 波速度が 0.7km/s 以上を有する標高約-70m の位置に想定することとする。</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> は、解放基盤表面で定義する。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じ 2 次元 FEM 解析又は 1 次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。</p> <p>地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。</p> <p>また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>B クラスの施設及び B クラス施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に 2 分の 1 を乗じたものを用いる。</p> <p>(b) 動的解析法</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。</p> <p>また、3 次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。</p>



変 更 前	変 更 後
<p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地盤の構造特性の考慮として、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p>	<p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地盤の構造特性の考慮として、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p> <p>建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。</p> <p>動的解析に用いる解析モデルは、周辺施設も含めた地震観測網により得られた観測記録を用いた検討及び詳細な3次元FEMを用いた解析により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるように質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。</p> <p>配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。</p> <p>c. 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。</p> <p>なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。</p>	<p>建物・構築物のうち土木建造物の動的解析に当たっては、建造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び建造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、建造物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。建造物の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と建造物の非線形性を考慮して適切に設定する。</p> <p>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるように質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。</p> <p>配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がり踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。</p> <p>c. 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。</p> <p>なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。</p> <p>また、地盤と土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(4) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>また、耐震設計においては、安全機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、臨界防止機能、支援機能、火災防護機能、遮蔽機能、換気機能、支持機能等を維持する設計とする。</p> <p>上記の機能のうち、遮蔽機能、支持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。</p> <p>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、臨界防止機能、支援機能、火災防護機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 通常時の状態</p> <p>MOX 燃料加工施設が運転している状態。</p> <p>(ロ) 設計用自然条件</p> <p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 通常時の状態</p> <p>MOX 燃料加工施設が運転している状態。</p> <p>(ロ) 事故時の状態</p> <p>当該状態が発生した場合には MOX 燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p>	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、臨界防止機能、支援機能、火災防護機能、遮蔽機能、気密性、換気機能、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。</p> <p>上記の機能のうち、遮蔽機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。</p> <p>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、臨界防止機能、支援機能、火災防護機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 通常時の状態</p> <p>MOX 燃料加工施設が運転している状態。</p> <p>(ロ) 設計用自然条件</p> <p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 通常時の状態</p> <p>MOX 燃料加工施設が運転している状態。</p> <p>(ロ) 設計基準事故時の状態</p> <p>当該状態が発生した場合には MOX 燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p> <p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 通常時の状態</p> <p>MOX 燃料加工施設が運転している状態。</p> <p>(ロ) 重大事故等時の状態</p> <p>MOX 燃料加工施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>(ハ) 設計用自然条件</p> <p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>b. 荷重の種類</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) MOX 燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧</p> <p>(ロ) 地震力，積雪荷重及び風荷重</p> <p>ただし，通常時に作用している荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 通常時に作用している荷重</p> <p>(ロ) 事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 地震力</p>	<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 通常時の状態</p> <p>MOX 燃料加工施設が運転している状態。</p> <p>(ロ) 設計基準事故時の状態</p> <p>当該状態が発生した場合にはMOX 燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p> <p>(ハ) 重大事故等時の状態</p> <p>MOX 燃料加工施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) MOX 燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧</p> <p>(ロ) 地震力，積雪荷重及び風荷重</p> <p>ただし，通常時に作用している荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 通常時に作用している荷重</p> <p>(ロ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 地震力</p> <p>ただし，各状態において施設に作用する荷重には，通常時に作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>c. 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せについては、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) Sクラスの建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重及び風荷重と基準地震動<math>S_s</math>による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) Sクラス, Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重及び風荷重と基準地震動<math>S_s</math>以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p>	<p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) MOX燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧</p> <p>(ロ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 地震力, 積雪荷重及び風荷重</p> <p>ただし, 通常時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 通常時に作用している荷重</p> <p>(ロ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ニ) 地震力</p> <p>ただし, 各状態において施設に作用する荷重には, 通常時に作用している荷重, すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また, 屋外に設置される施設については, 建物・構築物に準じる。</p> <p>c. 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せについては、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) Sクラスの建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重及び風荷重と基準地震動<math>S_s</math>による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) Sクラス, Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重及び風荷重と基準地震動<math>S_s</math>以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>この際, 通常時に作用している荷重のうち, 土圧及び水圧について, 基準地震動<math>S_s</math>による地震力又は弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力と組み合わせる場合は, 当該地震時の土圧及び水圧とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重及び事故時に生じる荷重と基準地震動<math>S_s</math>による地震力、弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) Bクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ハ) Cクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重と静的地震力とを組み合わせる。</p>	<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動<math>S_s</math>による地震力、弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) Bクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ハ) Cクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重と静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び基準地震動<math>S_s</math>による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動<math>S_s</math>による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動<math>S_s</math>又は弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>(ニ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重及び風荷重と, 弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>この際, 通常時に作用している荷重のうち, 土圧及び水圧について, 基準地震動<math>S_s</math>による地震力又は弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力と組み合わせる場合は, 当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 通常時に作用している荷重と基準地震動<math>S_s</math>による地震力を組み合わせる。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 通常時に作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動<math>S_s</math>による地震力を組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては, 安全機能を有する施設の耐震設計の考え方にに基づき設定する。</p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 通常時に作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は, 基準地震動<math>S_s</math>又は弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力と組み合わせる。</p> <p>(ニ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 通常時に作用している荷重と弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>なお, 屋外に設置される施設については, 建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>イ. 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と通常時に作用している荷重とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 安全機能を有する施設のうち機器・配管系の事故時に生じる荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事故による荷重は、その事故の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせで考慮する。</p> <p>ニ. 積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>ホ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>ヘ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。</p>	<p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>イ. 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と通常時に作用している荷重とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 安全機能を有する施設のうち機器・配管系の設計基準事故(以下本項目では「事故」という。)時に生じる荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事故による荷重は、その事故の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせで考慮する。</p> <p>ハ. 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定するものとする。</p> <p>ニ. 積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>ホ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>ヘ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。</p> <p>ト. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の設備分類に応じた地震力と通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>チ. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動<math>S_s</math>又は弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p>



変 更 前	変 更 後
<p>d. 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) Sクラスの建物・構築物</p> <p>i. 基準地震動<math>S_s</math>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有することとする。</p> <p>なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>ii. 弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) Bクラス及びCクラスの建物・構築物</p> <p>上記(イ) ii.による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ハ) 建物・構築物の保有水平耐力</p> <p>建物・構築物(土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。</p>	<p>d. 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) Sクラスの建物・構築物</p> <p>i. 基準地震動<math>S_s</math>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有することとする。</p> <p>なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>ii. 弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) Bクラス及びCクラスの建物・構築物</p> <p>上記(イ) ii.による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ハ) 建物・構築物の保有水平耐力</p> <p>建物・構築物(土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系</p> <p>i. 基準地震動<math>S_s</math>による地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。</p> <p>ii. 弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</p> <p>(ロ) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 上記(イ) ii. による応力を許容限界とする。</p>	<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系</p> <p>i. 基準地震動<math>S_s</math>による地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に 応力、荷重を制限する値を許容限界とする。</p> <p>ii. 弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</p> <p>(ロ) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 上記(イ) ii. による応力を許容限界とする。</p> <p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(イ) i. を適用する。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(ロ)を適用する。</p> <p>(ハ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 上記(イ)を適用するほか、建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。</p> <p>(ニ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 主要設備等，補助設備，直接支持構造物及び間接支持構造物</p> <p>主要設備等，補助設備及び直接支持構造物については，耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに，安全機能を有する施設のうち，耐震重要施設に該当する設備は，基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また，間接支持構造物については，支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 波及的影響に対する考慮</p> <p>耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能が損なわれないものとする。</p>	<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ) i. を適用する。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(ロ)を適用する。</p> <p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 主要設備等，補助設備，直接支持構造物及び間接支持構造物</p> <p>主要設備等，補助設備及び直接支持構造物については，耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに，安全機能を有する施設のうち，耐震重要施設に該当する設備は，基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また，間接支持構造物については，支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 波及的影響に対する考慮</p> <p>耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能が損なわれないものとする。</p> <p>評価に当たっては，以下の4つの観点をもとに，敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い，各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお，地震動又は地震力の選定に当たっては，施設の配置状況，使用時間を踏まえて適切に設定する。また，波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設，設備を選定し評価する。</p> <p>ここで，下位クラス施設とは，耐震重要施設以外の MOX 燃料加工施設内にある施設(資機材等含む。)をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため，機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて，管理する。</p> <p>なお，原子力施設の地震被害情報をもとに，4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し，新たな検討事項が抽出された場合には，その観点を追加する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>c. 建物・構築物への地下水の影響</p> <p>耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。</p>	<p>(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>イ. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>ロ. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>なお、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に、「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>c. 建物・構築物への地下水の影響</p> <p>耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。</p> <p>また、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>d. 一関東評価用地震動(鉛直)</p> <p>基準地震動<math>S_{s-C4}</math>は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いて、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>(6) 緊急時対策所  緊急時対策所については、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、遮蔽機能を確保する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。</p> <p>(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針  耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動<math>S_s</math>による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。</p>

変更前

変更後

第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類(1/16)

耐震クラス	クラス別重要度	主要設備等 <sup>※</sup>			補助設備 <sup>※</sup>		旧設設備 <sup>※</sup>		旧設設備 <sup>※</sup>		旧設設備 <sup>※</sup>		検討用 地域別 <sup>※</sup>
		施設名	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地域別 <sup>※</sup>	
S	1)MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収めるグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能をもつて、その破壊による公衆への放射線の影響が大きい施設	成形施設	適用範囲	S									S <sub>1</sub>
			別棟工場のグローブボックス	S									S <sub>1</sub>
			原料MOX粉末回収設備グローブボックス	S									S <sub>1</sub>
			原料MOX粉末秤量・分装機グローブボックス	S									S <sub>1</sub>
			ウラン粉末、回収粉末秤量・分装機グローブボックス	S									S <sub>1</sub>
			子備混合装置	S									S <sub>1</sub>
			一次混合装置	S									S <sub>1</sub>
			二次混合装置	S									S <sub>1</sub>
			ウラン粉末秤量・分装機グローブボックス	S									S <sub>1</sub>
			均一七混合装置	S									S <sub>1</sub>
			造粒装置	S									S <sub>1</sub>
			添加剤混合装置	S									S <sub>1</sub>
			原料MOX分析材料採取装置	S									S <sub>1</sub>
			分析材料採取・詰付装置	S									S <sub>1</sub>
			回収粉末処理・詰付装置	S									S <sub>1</sub>
			回収粉末処理・混合装置	S									S <sub>1</sub>
			再生スクラップ処理装置	S									S <sub>1</sub>
			再生スクラップ受払装置	S									S <sub>1</sub>
			容器移送装置	S									S <sub>1</sub>
			原料粉末移送装置	S									S <sub>1</sub>
			再生スクラップ移送装置	S									S <sub>1</sub>
			添加剤混合粉末移送装置	S									S <sub>1</sub>
			調製粉末移送装置	S									S <sub>1</sub>

変更前

変更後

第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類 (2/16)

耐震クラス	クラス別施設	施設名	主要設備等*		補助設備*		直接支持構造物 <sup>1)</sup>		間接支持構造物 <sup>1)</sup>		視及び影響を及ぼすべき設備 <sup>1)</sup>			
			耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
S	1) MOXを非密封で取り扱う設備・施設を収容するグローブボックス及びびびグローボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・施設である公衆への放射線の影響が大きい施設 (つづき)	放射線設備	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
			S	ベレット加工工程高のグローブボックス プレス装置 (放射線照射用) グローブボックス プレス装置 (プレス部) グローブボックス グリーンベレット回収装置 グローブボックス 空気清浄機 グローブボックス 燃焼ボート排気装置 グローブボックス 燃焼ボート取出口装置 グローブボックス 排ガス処理装置 グローブボックス (上部) 燃焼ベレット排気装置 グローブボックス 研削装置 グローブボックス 研削排気装置 グローブボックス ベレット検査装置 グローブボックス 燃焼ボート排気装置 グローブボックス <sup>2)</sup> ベレット保管容器排気装置 グローブボックス <sup>2)</sup> 回収用排気装置 グローブボックス	S	設備・機器の支持構造物	S	燃焼加工 燃焼工 燃焼工 燃焼工	S <sub>1</sub>	燃焼加工 燃焼工 燃焼工 燃焼工	S <sub>1</sub>	燃焼加工 燃焼工 燃焼工 燃焼工	S <sub>1</sub>	燃焼加工 燃焼工 燃焼工 燃焼工
		貯蔵施設	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
			S	原料MOX粉末用一時保管装置 粉末一時保管装置 ベレット一時保管期 燃焼ボート受取装置 スクラップ保管受取装置 製品ベレット用漏網 ベレット保管容器受取装置	S	設備・機器の支持構造物	S	燃焼加工 燃焼工 燃焼工 燃焼工	S <sub>1</sub>	燃焼加工 燃焼工 燃焼工 燃焼工	S <sub>1</sub>	燃焼加工 燃焼工 燃焼工 燃焼工	S <sub>1</sub>	燃焼加工 燃焼工 燃焼工 燃焼工

変更前

変更後

第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類 (3/16)

耐震クラス	クラス別施設	施設名	主要設備等 <sup>1)</sup>		補修設備 <sup>2)</sup>		直産支産施設 <sup>3)</sup>		間接支産施設等 <sup>4)</sup>		視及の影響を考慮すべき設備 <sup>5)</sup>		
			施設編目	耐震クラス	施設編目	耐震クラス	施設編目	耐震クラス	施設編目	耐震クラス	施設編目	耐震クラス	施設編目
S	1) MOXを引回しで取り扱う設備・施設を収容するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・施設であって、その故障による公衆への放射線の影響が大きい施設 (つづき)	その他加工設備の付帯施設	小規模の冷却用のグローブボックス	S	遮断電源		設備・機器の交換施設	S	燃料加工 建築	燃料加工 建築	S <sub>1</sub>	小規模の混合装置	S <sub>1</sub>
			小規模の混合装置	S	非常用所内電源設備 <sup>1)</sup>	S	燃料加工 建築	燃料加工 建築	S <sub>1</sub>	小規模の混合装置	S <sub>1</sub>	小規模の混合装置	S <sub>1</sub>
	2) 上主1) に記述する設備・施設から放射線物質が漏えいした場合、その影響が最大を及ぼすための施設	-	重要度の低下及び	S									
	3) 上主1) に記述する設備・施設で放射線物質の外部への放射を抑制するための設備・機器	放射線防護施設の廃棄物の廃棄	工程別放射設備 グローブボックス排気設備 <sup>1)</sup> 工程別放射設備 ボックス等を設置する工程別放射設備 ユニットまでの搬入	S	非常用所内電源設備 <sup>1)</sup>	S	設備・機器の交換施設	S	燃料加工 建築	燃料加工 建築	S <sub>1</sub>	燃料加工 建築	S <sub>1</sub>
			工程別放射設備 グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備 のグローブボックスからグローブボックス排気設備までの配管及び安全上重要な配管のグローブボックスの閉鎖の取組のうち、グローブボックスの閉鎖の取組に必要となる	S			設備・機器の交換施設	S	燃料加工 建築	燃料加工 建築	S <sub>1</sub>		
			グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備	S			設備・機器の交換施設	S	燃料加工 建築	燃料加工 建築	S <sub>1</sub>		



変更前

変更後

第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類 (4/16)

積算 クラス	クラス別施設	主要設備等 <sup>※1</sup>		補修設備 <sup>※2</sup>		正設設備 <sup>※3</sup>		耐震設備 <sup>※4</sup>		及び非常用を要するべき 設備 <sup>※5</sup>	
		施設名	設備名	重要 クラス 等	運用 要項	重要 クラス	運用 要項	重要 クラス	運用 要項	重要 クラス	運用 要項
S	4) その他の施設	その他の 加工施設	大気環境設備 クローブボックステルミナリウム 乾燥止タンク <sup>※6</sup> ピストンタンク <sup>※7</sup> 水素・アルゴン混合ガス設備 <sup>※8</sup>	S	非常時 電源設備 <sup>※9</sup>	S	設備・機材の 交換・補修 要項	S	設備 加工 要項	S <sub>1</sub>	設備 加工 要項

変更前

変更後

第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類 (5/16)

耐震クラス	クラス別施設	施設名	主要設備等 <sup>※</sup>		和洋設備 <sup>※</sup>		直圧受押設備 <sup>※</sup>		間接受押設備 <sup>※</sup>		表及の設備を考慮すべき設備 <sup>※</sup>	
			遠隔制御	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
B	<p>1) 稼働材料物を取り扱う設備・機器又はMOXを非稼働状態で取り扱う設備・機器を収容するクローブボックス及び同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器であって、その故障による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし、稼働材料物の取り出し又は取替による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。）</p>	成形機	遠隔制御	B	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
				ベレット加工工程のクローブボックス 排ガス処理装置クローブボックス（下部） ベレット立込後処理装置クローブボックス ベレット体積容積調整装置クローブボックス <sup>※</sup> 貯蔵容器受入設備 受取ピット 受取天井クレーン 保管室クレーン 貯蔵容器検査装置 貯蔵容器受入設備 排気機室	B B B B B B B B B			B	燃料加工 建屋	S <sub>1</sub>		
					B			B	貯蔵容器 搬送用車 道	S <sub>1</sub>		

変更前

変更後

第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類 (6/16)

階、震 クラス	クラス別施設	施設名	主要設備等*		補助設備*		直交方向構造部*		間接支持構造物**		波及影響を考慮すべき 設備**	
			構造設備等*	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機室又はMOXを非密閉形で取り扱う設備・機室を収容するクローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機室であって、その破壊による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少量しか又は取替方式によりその破壊による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。) (つぎ)	成形施設	原料粉末受払設備 P-線管線拡散装置 原料MOX粉末回収設備 原料MOX粉末排出装置 一次風合装置 原料MOX粉末秤量・分取装置 ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置 予備風合装置 二次風合装置 一次混合粉秤量・分取装置 均一化混合装置 選別装置 添加剤混合装置 分相選別装置 原料MOX分析計特性変更 分析計検出器・計管装置 スクラップ処理装置 回収粉末処理・計管装置 回収粉末選別装置 回収粉末処理・混合装置 再生スクラップ有効的処理装置 再生スクラップ受払装置 各種検査装置 粉末製粉工程検査設備 原料粉末輸送装置 再生スクラップ輸送装置 添加剤混合粉末輸送装置 計管検査装置 プレス装置 粉末取扱部 プレス装置 (プレス部) クリーンベンチネット輸送装置 空機部ポート取付装置	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途
			用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途

変更前

変更後

第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類 (7/16)

耐震クラス	クラス別施設	施設名	主要設備等*			補助設備**		直営支持設備物**		間接支持設備物***		格付目標地階***
			運用階	耐震クラス	運用階	耐震クラス	運用階	耐震クラス	運用階	耐震クラス	運用階	
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収容するグローブボックス及びグローブボックスと隣接の層には、放射線による公衆への放射線の影響が比較的小さいものであって、その施設による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの（ただし、核燃料物質が少なからずその施設に方式によりその施設による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。）	成形施設	運用階	B	施設設備 燃料ポート自給装置 燃料ポート取付装置 研削装置 冷却・ポンプ供給装置 研削装置 研削装置 ポンプ装置 ベント排気設備 外観検査装置 仕上・形状・検査装置 仕上・形状・検査装置 ベント加工工程検査設備 燃料ポート検査装置 ベント検査装置 目視検査装置			設備・機器の支持設備物	B	燃料加工 建屋	S <sub>1</sub>	施設設備を収容すべき設備
		核燃料施設		B	燃料加工工程のグローブボックス スタック補給装置グローブボックス 燃料ポート取付装置グローブボックス 燃料ポート自給装置グローブボックス スタック自給装置グローブボックス 燃料ポート取付装置グローブボックス 燃料ポート自給装置 使用管理装置 グローブボックス 挿入試験装置 (スタック取込部) グローブボックス 挿入試験装置 (燃料検査部) グローブボックス 燃料検査装置 グローブボックス 燃料検査装置 グローブボックス 燃料ポート取付装置グローブボックス 燃料ポート取付装置グローブボックス			設備・機器の支持設備物	B	燃料加工 建屋	S <sub>1</sub>	



変更前

変更後

第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類 (9/16)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*		補助設備*		直接支持構造物**		間接支持構造物**		施設別重要度を考慮すべき設備**	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲		
B	1) 核燃料物質を取り扱う設備・機架又はHAM OXを非密封で取り扱う設備・機架を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の用途に必要とする設備・機架であって、その取組による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質がクガクガ又は取組方式によりその取組による公衆への放射線の影響が十分に小さいものは除く。)(7ページ)	組立施設 燃料集合体組立設備 マシジン組立設備 燃料集合体組立設備 燃料集合体保管設備 燃料集合体検査設備 燃料集合体第1検査設備 燃料集合体第2検査設備 燃料集合体取組台 燃料集合体立立検査設備 燃料集合体組立工程検査設備 組立クレーン リフト 梱包・中置機 貯蔵梱包クレーン 燃料ボックステータス設置 可燃物貯蔵機 相対圧力クレーン 可燃物搬送機 貯蔵容器-中保管設備 一時保管ピット** 原研MOX貯蔵-中保管設備 原研MOX移入-中保管設備** 原研MOX移入-中保管搬送設備 ウラン貯蔵設備 ウラン貯蔵機 粉末-中保管設備 粉末-中保管搬送設備 粉末-中保管設備 ペレット-中保管設備 ペレット-中保管機 燃料ボックステータス搬送機	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設別重要度を考慮すべき設備**	
							設備・機器の支持構造物	B	燃料加工 建屋	適用範囲	施設別重要度を考慮すべき設備**
							設備・機器の支持構造物	B	燃料加工 建屋		

変更前

変更後

第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類 (10/16)

耐震クラス	クラス別施設	施設名	主要設備等 <sup>※1</sup>		種別設備 <sup>※2</sup>		直接支持構造物 <sup>※3</sup>		間接支持構造物 <sup>※4</sup>		施設内影響を考慮すべき設備 <sup>※5</sup>	
			適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
B	1) 機材・機器又はIM 取付設備・機器又はIM OXを非設計で取付する 設備・機器を収容する グローブボックス及び グローブボックスと 同様の寸法・構造を有する 必要とする設備・機器 である。その用途による 公衆への放射線の影響の 比較的小さい。移動物体 の落下による放射線の影響 が十分小さいもの(ツグキ)	貯蔵施設	適用範囲	B	適用範囲	B	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
		その他の 加工施設	適用範囲	B	適用範囲	B	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
			スクラップ貯蔵設備 <sup>※1</sup> スクラップ貯蔵容器入庫設置 スクラップ貯蔵容器受取設置 製品・ペレット貯蔵設備 <sup>※2</sup> ペレット貯蔵容器入庫設置 ペレット貯蔵容器受取設置 燃料貯蔵設備 <sup>※3</sup> 貯蔵マダラシ貯蔵設備 <sup>※4</sup> 燃料集合貯蔵設備 <sup>※5</sup> 分留設備のグローブボックス 変圧器グローブボックス 分相設備グローブボックス 分相設備貯蔵グローブボックス 分留設備 <sup>※6</sup> 分相設備貯蔵設備 <sup>※7</sup> 小容量貯蔵設備 <sup>※8</sup> 小容量貯蔵設備 小容量貯蔵設備 小容量貯蔵設備 燃料貯蔵設備	耐震クラス	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物
			スクラップ貯蔵設備 <sup>※1</sup> スクラップ貯蔵容器入庫設置 スクラップ貯蔵容器受取設置 製品・ペレット貯蔵設備 <sup>※2</sup> ペレット貯蔵容器入庫設置 ペレット貯蔵容器受取設置 燃料貯蔵設備 <sup>※3</sup> 貯蔵マダラシ貯蔵設備 <sup>※4</sup> 燃料集合貯蔵設備 <sup>※5</sup> 分留設備のグローブボックス 変圧器グローブボックス 分相設備グローブボックス 分相設備貯蔵グローブボックス 分留設備 <sup>※6</sup> 分相設備貯蔵設備 <sup>※7</sup> 小容量貯蔵設備 <sup>※8</sup> 小容量貯蔵設備 小容量貯蔵設備 小容量貯蔵設備 燃料貯蔵設備	耐震クラス	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物
			スクラップ貯蔵設備 <sup>※1</sup> スクラップ貯蔵容器入庫設置 スクラップ貯蔵容器受取設置 製品・ペレット貯蔵設備 <sup>※2</sup> ペレット貯蔵容器入庫設置 ペレット貯蔵容器受取設置 燃料貯蔵設備 <sup>※3</sup> 貯蔵マダラシ貯蔵設備 <sup>※4</sup> 燃料集合貯蔵設備 <sup>※5</sup> 分留設備のグローブボックス 変圧器グローブボックス 分相設備グローブボックス 分相設備貯蔵グローブボックス 分留設備 <sup>※6</sup> 分相設備貯蔵設備 <sup>※7</sup> 小容量貯蔵設備 <sup>※8</sup> 小容量貯蔵設備 小容量貯蔵設備 小容量貯蔵設備 燃料貯蔵設備	耐震クラス	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物
			スクラップ貯蔵設備 <sup>※1</sup> スクラップ貯蔵容器入庫設置 スクラップ貯蔵容器受取設置 製品・ペレット貯蔵設備 <sup>※2</sup> ペレット貯蔵容器入庫設置 ペレット貯蔵容器受取設置 燃料貯蔵設備 <sup>※3</sup> 貯蔵マダラシ貯蔵設備 <sup>※4</sup> 燃料集合貯蔵設備 <sup>※5</sup> 分留設備のグローブボックス 変圧器グローブボックス 分相設備グローブボックス 分相設備貯蔵グローブボックス 分留設備 <sup>※6</sup> 分相設備貯蔵設備 <sup>※7</sup> 小容量貯蔵設備 <sup>※8</sup> 小容量貯蔵設備 小容量貯蔵設備 小容量貯蔵設備 燃料貯蔵設備	耐震クラス	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物	B	貯蔵・機材の 支持構造物

変更前

変更後

第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類 (11/16)

耐震クラス	クラス別施設	施設名	主要設備等*		補修設備*		正設又は増設設備*		開設又は増設設備*		設るべき設備を考慮すべき設備*	
			適用箇所	耐震クラス	適用箇所	耐震クラス	適用箇所	耐震クラス	適用箇所	耐震クラス	適用箇所	耐震クラス
B	2) 放射線物質の外部への放出を抑制するための設備・機器であつてSクラス以外の設備・機器	放射性廃棄物の貯蔵施設	適用箇所	B	適用箇所		適用箇所	B	適用箇所	燃焼炉工 建屋	適用箇所	適用箇所
			グローブボックス排気設備 グローブボックス排気設備のうち、Bクラスのグローブボックス排気設備のうち、Sクラスのグローブボックス排気設備に該当するまでの適用及びBクラスのグローブボックス排気設備のうち、ファイルまで適用 放射線測定設備 放射線モニタリングシステム (放射線測定) を構築する設備 放射線防護ファン 放射線遮蔽体	B B B B								





変更前

変更後

第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類 (13/16)

耐震クラス	クラス別施設	施設名	主要設備等 <sup>※</sup>			補助設備 <sup>※</sup>		直接支持構造物 <sup>※</sup>		甲種文字構造物 <sup>※</sup>		仮想的形態を考慮すべき設備 <sup>※</sup>	
			適用範囲	直観クラス <sup>※</sup>	適用範囲	直観クラス	適用範囲	直観クラス	適用範囲	直観クラス	適用範囲		直観クラス
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般発電施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設 (ツブキ)	貯蔵施設	適用範囲 ウラン処理施設 ウラン貯蔵施設 ウラン燃焼炉設置 ウラン燃焼炉設置	C C	直観クラス C C	適用範囲	直観クラス	適用範囲 設備・機器の支持構造物	C	適用範囲 燃料加工 建設	直観クラス S <sub>1</sub>	適用範囲 燃料加工 建設	直観クラス S <sub>1</sub>
		放射線照射施設の屋外設備	適用範囲 建屋外設備 工器具等排気設備 工程用排気設備のうち、Sクラス以外の電圧 クローブボックス排気設備 クローブボックス排気設備のうち、Sクラス及びBクラス以外の電圧 送電設備 変電設備 給電設備 排気設備 低レベル廃液処理設備のオープンボックストボックス 廃液処理オープンボックストボックス 廃液処理オープンボックストボックス 低レベル廃液処理設備 検査機 除塵設備 ろ過処理設備 吸着処理設備	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	適用範囲	直観クラス	適用範囲 設備・機器の支持構造物	C	適用範囲 燃料加工 建設	直観クラス S <sub>1</sub>	適用範囲	直観クラス S <sub>1</sub>	
			適用範囲 燃料加工管理系 燃料加工管理系 第1放射線管理系 第1燃料加工管理系 第1燃料加工管理系 主配管 (燃料加工管理系 燃料加工設備の排水口から) 再処理施設との取捨点までの配管) 主配管 (燃料加工管理系 燃料加工設備の排水口から) 再処理施設との取捨点までの配管(以外)	C C C	適用範囲	直観クラス C	適用範囲 設備・機器の支持構造物	C	適用範囲	直観クラス C	適用範囲	直観クラス C	

変更前

変更後

第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類(14/16)

耐震クラス	クラス別施設	施設名	主要設備等*		相対設備**		直接対称構造物*		間接対称構造物**		設及び設備を考慮すべき設備**	
			適用範囲	適用範囲	新築クラス	適用範囲	新築クラス	適用範囲	新築クラス	適用範囲	新築クラス	適用範囲
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全度が要求される施設 (ツブキ)	放射線管理施設 その他の加工施設	放射線管理施設	適用範囲	C	適用範囲 非常用昇降機 第1非常用エレベーター設備	C	設備・機器の支持構造物	設備・機器の支持構造物	適用範囲	適用範囲	適用範囲 適用範囲
			火災防範設備 火災防範設備のうち、Sクラス以外の範囲		C			設備・機器の支持構造物				
			受電管理設備 受電管理設備のうち、Sクラス以外の範囲		C			設備・機器の支持構造物				
			通信設備 通信設備のうち、Bクラス以外の範囲		C			設備・機器の支持構造物				
			分析設備 分析設備のうち、Bクラス以外の範囲		C			設備・機器の支持構造物				
			計量設備 計量設備のうち、Bクラス以外の範囲		C			設備・機器の支持構造物				
			グループボックス軌正・煙感監視設備		C			設備・機器の支持構造物				
			油水分離設備		C			設備・機器の支持構造物				
			冷却水設備		C			設備・機器の支持構造物				
			給排水衛生設備		C			設備・機器の支持構造物				
			空調設備		C			設備・機器の支持構造物				
			空調排熱気設備		C			設備・機器の支持構造物				
			燃料排熱気設備		C			設備・機器の支持構造物				
			放射線管理施設用排水設備		C			設備・機器の支持構造物				
			薬液ガス排気設備		C			設備・機器の支持構造物				
			水素・アルゴン混合ガス設備		C			設備・機器の支持構造物				
			アルゴンガス設備		C			設備・機器の支持構造物				
			水素ガス設備		C			設備・機器の支持構造物				
			非管理区域気密設備		C			設備・機器の支持構造物				
			有気設備		C			設備・機器の支持構造物				
			遮断・保安設備		C			設備・機器の支持構造物				
			ヘルウムガス設備		C			設備・機器の支持構造物				
			酸味ガス設備		C			設備・機器の支持構造物				
			日露気密設備		C			設備・機器の支持構造物				

変更前	変更後
	<p style="text-align: center;"><b>第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類(15/16)</b></p> <p>注記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*1：主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。</li> <li>*2：補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備等の補助的役割をもつ設備をいう。</li> <li>*3：直接支持構造物とは、主要設備等、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。</li> <li>*4：間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。</li> <li>*5：建屋遮蔽(燃料加工建屋)及び炉道遮蔽(貯蔵容器輸送用炉道)は、Bクラスとする。また、燃料加工建屋は、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおよそ弾性範囲に留まるとともに、基準地震動による地震力に対して構造物全体として変形能力について十分な余裕を有するように設計する。</li> <li>*6：波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備であり、主要設備等に適用される地震力により、上位分類に属するものに波及的影響を及ぼさないように設計する。</li> <li>*7：Sクラスの設備・機器、Bクラスの設備・機器及びCクラスの設備・機器は、その機能上Sクラス、Bクラス又はCクラスに該当する部分とする。</li> <li>*8：Ss：基準地震動Ssによる地震力。 S<sub>B</sub>：耐震Bクラス施設に適用される地震力又は静的地震力。 S<sub>C</sub>：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。</li> <li>*9：地下3階から地下2階に搬送する一部のグローブボックスを除く。</li> <li>*10：焼結炉内温度高による過加熱防止回路を含む。焼結炉に関連する焼結炉内温度高による過加熱防止回路は、加熱の停止に必要な範囲をSクラスとする。</li> <li>*11：非常用炉内電源設備は、非常用発電機、燃料油貯蔵タンク、非常用直流通電源設備、非常用無停電電源装置、高圧母線及び低圧母線で構成する。非常用発電機は、発電機能を維持するために必要な範囲をSクラスとする。</li> <li>*12：小規模焼結処理装置内温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を含む。小規模焼結処理装置に関連する小規模焼結処理装置内温度高による過加熱防止回路及び小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路は、加熱の停止に必要な範囲をSクラスとする。</li> <li>*13：排気機能の維持に必要な回路を含む。</li> <li>*14：安全上重要な施設のグローブボックスに付随するもの。</li> <li>*15：安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲。</li> </ul>

変更前	変更後
	<p style="text-align: center;"><b>第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類 (16/16)</b></p> <p>*16：安全上重要な施設のグローブボックスの排気系に設置するもの。                  *17：安全上重要な施設のグローブボックスの給気系に設置するもの。                  *18：混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁（焼結炉系、小規模焼結処理系）。                  *19：*9 で除いたグローブボックス。                  *20：ゲートを含む。                  *21：一時保管ピット，原料MOX粉末缶一時保管装置，粉末一時保管装置，ペレット一時保管棚，スクラップ貯蔵棚，製品ペレット貯蔵棚，燃料轉行蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは、Bクラスの設備・機器であるが、基準地震動による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計する。                  *22：分析済液処理装置のうち、二重管の外管。                  *23：窒素循環設備のうち、Sクラスのグローブボックスを循環する経路については、基準地震動による地震力に対してその機能を保持する設計とする。                  *24：排気筒はCクラスであるが、燃料加工建屋へ波及的影響を与えないよう、基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。                  *25：溢水防護設備の緊急遮断弁については、加速度大による緊急遮断弁作動回路を含む。                  *26：燃料加工建屋内の当該設備の配管は、基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。                  *27：燃料加工建屋内の当該設備の配管のうち、緊急遮断弁により保有水の流出を防止する範囲は、基準地震動による地震力に対して耐震性が確保される設計とする。                  *28：*18 以外。</p>

変更前

変更後

第 3.1.1-2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (1/9)

系統機能	設備		代替する機能を有する又は機能を有する施設 ( )内は、設計段階対象の設備を意味する設備 及びその耐震重要度分類	設備分類		間接支持構造物	建物・ 構築物
	設備 名称	構成する機器 名称		耐震重要 度分類	分類		
核燃料物 質の漏洩 の防止と なる火災 の消火	火災警 告設備	煙検出器	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		火災警 告設備	構成する機器				
	火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		消火器	構成する機器				
	火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		消火器	構成する機器				
	火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		消火器	構成する機器				
	火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		消火器	構成する機器				
	火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		消火器	構成する機器				
	火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		消火器	構成する機器				
	火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		消火器	構成する機器				
	火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		消火器	構成する機器				
	火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		消火器	構成する機器				
	火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物
		消火器	構成する機器				
火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物	
	消火器	構成する機器					
火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物	
	消火器	構成する機器					
火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物	
	消火器	構成する機器					
火災消 火設備	消火栓	構成する機器	耐震重要 度分類	分類	直接支持構造物	建物・ 構築物	
	消火器	構成する機器					

変更前

変更後

第3.1.1-2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類(2/9)

系統機能	設備		代弁する機能 （○)内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備 及びその備置重要度分類	備置重要度分類	設備分類		直接支持構造物	間接支持構造物	建物・構築物	
	設備名称	構成する機器			分類	分類				
核燃料物質の飛散の原因となる火災の消火	グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	(気体産物物の処理設備) グローブボックス排気設備	(S)	常設耐震重要度重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要度重大事故等対応設備	燃焼加工 建築	—	
	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	(気体産物物の処理設備) グローブボックス排気設備	(S)	常設耐震重要度重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要度重大事故等対応設備	燃焼加工 建築	—	
	グローブボックス排気フィルタ	グローブボックス排気フィルタ	(気体産物物の処理設備) グローブボックス排気設備	(S)	常設耐震重要度重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要度重大事故等対応設備	燃焼加工 建築	—	
	予備混合装置	グローブボックス	(予備混合装置) グローブボックス							
	均一化混合装置	グローブボックス	(均一化混合装置) グローブボックス							
	過剰処理	グローブボックス	(過剰処理) グローブボックス							
	回収貯水処理・混合装置	グローブボックス	(回収貯水処理・混合装置) グローブボックス							
	蒸気凝縮混合装置A	グローブボックス	(蒸気凝縮混合装置A) グローブボックス							
	蒸気凝縮混合装置A	グローブボックス	(蒸気凝縮混合装置A) グローブボックス							
	蒸気凝縮混合装置B	グローブボックス	(蒸気凝縮混合装置B) グローブボックス							
	蒸気凝縮混合装置B	グローブボックス	(蒸気凝縮混合装置B) グローブボックス							
	蒸気凝縮混合装置B	グローブボックス	(蒸気凝縮混合装置B) グローブボックス							
	蒸気凝縮混合装置B	グローブボックス	(蒸気凝縮混合装置B) グローブボックス							

変更前

変更後

第 3.1.1-2 表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類 (3/9)

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 ( ( ) 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備 及びその重要度分類)	設備分類	直接支持構造物	間接支持構造物	建物・ 構造物
	設備 名称	構成する機器 設備					
炉芯崩壊 突による 炉芯融解 燃料芯の ための水 頭確保	水中給 設備	第 1 貯水槽	—	常時重要重大事故等対処設備	—	第 1 貯水 槽・貯水 所	○
	第 2 貯水 槽から第 1 貯水槽 への水の 補給	水中給 設備	第 2 貯水槽	—	—	第 2 貯水 槽・貯水 所	○



変更前

変更後

第 3.1.1-2 表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類 (4/9)

系統機能 (フック)	設備		代替する機能名有する空白機能名有する施設 ( )が、設計仕様書に示す設備を兼ねる設備 及びその備置重要度の種類	設備分類		直接支持構造物	間接支持構造物	建物・ 構造物	
	設備 名称	構成する機器		重要 度	分類				
常設重大 事故等対 処設備に よる発電	受電母 線設備	受電母線設備	(受電母線設備)	重要 度	重要度 分類	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	コージェ ンリヤイ建 屋	静止地電力
	高圧母 線	非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線 コージェンリヤイ建屋の 6.9kV 常用主 母線	(C)*	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		コージェンリヤイ建屋の 6.9kV 常用主 母線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	コージェ ンリヤイ建 屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)*	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(C)	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力
		非常用電源線の 6.9kV 非常用母 線	(C)	(S)	常設機重要度重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	常設機重要度重大事故等対処設備	非常用電 源建屋	静止地電力 SS

注記 \* : 本設備は非常用電源線にあっては S クラスとしており、MOX 燃料加工施設においては非常用電源線に用いる C クラスとする。



変更前

変更後

第 3.1.1-2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類(6/9)

系統機能	設備名称	設備	（注）付する機能を有する安全機能を有する施設 （「C」は、設計基準対象の設備を指す）		設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物	建物・構築物
			設備	重要度分類		機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物		
放射能物質の漏洩及び降塵の測定	放射線監視設備	構成する機器	放射線監視設備	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	—	—
		検出モニタ	検出モニタ	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	支持、基礎	—
		排気筒	排気筒	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	燃料加工 建屋	静学的耐震力
		グローブボックス排気ダクト	グローブボックス排気ダクト	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	静学的耐震力
		工程監視排気ダクト	工程監視排気ダクト	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	—	—
		環境モニタリング設備	環境モニタリング設備	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	—	—
		モニタリングポスト	モニタリングポスト	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	—	—
		ガスモニタ	ガスモニタ	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	—	—
		放射線管理分析設備	放射線管理分析設備	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工 建屋	静学的耐震力
		放射線管理分析設備	放射線管理分析設備	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	分析建屋	—
風速その他の気象条件の測定	環境管理設備	環境管理設備	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	—	環境管理 建屋	静学的耐震力
		環境管理設備	(C)	常設監視重要度重大事故等対処設備 以外の常設重大事故等対処設備	—	—	—	—	—

変更前

変更後

第 3.1.1-2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (7/9)

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 (( )内は、設計基準後の事項を兼ねる設備 及びその前記重要区分種	設備分類		直接支持構造物	間接支持構造物	建物・ 構築物		
	設備 名称	構成する機器		設備	分類					
居住性を 確保する ための取 組	緊急時 対策建 屋	構成する機器 緊急時対策建屋の運転設備	—	S	常設設備重要重大事故等対処設備	—	緊急時対 策建屋	Ss	○	
	緊急時 対策建 屋	緊急時 対策建 屋	緊急時対策建屋送風機	—	S	常設設備重要重大事故等対処設備	機器・配管等の 支持構造物	緊急時対 策建屋	Ss	—
			緊急時対策建屋排煙機			常設設備重要重大事故等対処設備				
			緊急時対策建屋アヒルユニット			常設設備重要重大事故等対処設備				
			緊急時対策建屋加湿ユニット			常設設備重要重大事故等対処設備				
			緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダ ンパ			常設設備重要重大事故等対処設備				
			緊急時対策建屋加湿ユニット配管・ 弁			常設設備重要重大事故等対処設備				
			対策本部監視用計 測機			常設設備重要重大事故等対処設備				
	監視用配管	常設設備重要重大事故等対処設備								
	緊急時対 策建屋の 電源設備	緊急時 対策建 屋	緊急時 対策建 屋	—	C	電源設備	機器・配管等の 支持構造物	緊急時対 策建屋	Ss	—
緊急時対策建屋月夜電機										
緊急時対策建屋耐圧系統										
6.9kV 緊急時対策建屋母線										
480V 緊急時対策建屋母線										
燃焼用配管・弁 燃料系統設備 重油計槽	常設設備重要重大事故等対処設備									

変更前

変更後

第 3.1.1-2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (8/9)

系統機能	設備		代替する機能に有する安全機能を有する機器 (( )内は、項目毎に異なる機器を兼ねる設備 及びその簡略記号)	設備分類	直接支持構造物	間接支持構造物	建物・構築物
	設備名称	構成する機器					
甲及理事 業所内の 通信設備	通信設備 （ベネシエック）	ベネシエック装置	通信設備 （ベネシエック装置、所内携帯電話、専用 回線電話、ファクシミリ）	(C)	機器・配 管等の支 持構造物	機材加工 組屋 任/ベネシ エック 機材加工 組屋 機材加工 組屋 緊急時対 策組屋	機材加工 組屋 機材加工 組屋 機材加工 組屋 機材加工 組屋
		所内携帯電話					
通信設備	通信設備 （ベネシエック）	専用回線電話	通信設備 （ベネシエック装置、所内携帯電話、専用 回線電話）	(C)	機器・配 管等の支 持構造物	機材加工 組屋	機材加工 組屋
		ファクシミリ					
代替通 信設備	代替通 信設備 （ベネシエック）	無線中継カーブ	通信設備 （ベネシエック装置、所内携帯電話、専用 回線電話）	(C)	機器・配 管等の支 持構造物	機材加工 組屋	機材加工 組屋
		通信設備のカテゴリー					
代替通 信設備	代替通 信設備 （ベネシエック）	情報収集装置	通信設備 （ベネシエック装置、所内携帯電話、専用 回線電話）	S	機器・配 管等の支 持構造物	機材加工 組屋	機材加工 組屋
		情報収集装置					
代替通 信設備	代替通 信設備 （ベネシエック）	データ取得装置(機材加工組屋)	通信設備 （ベネシエック装置、所内携帯電話、専用 回線電話）	(C)	機器・配 管等の支 持構造物	機材加工 組屋	機材加工 組屋
		データ表示装置(機材加工組屋)					

変更前

変更後

第3.1.1-2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（9/9）

系統機能	設備名称	設備	代替する機能を有する安否機能を有する施設 (( )内は、設計仕様書後の取組を兼ねる設備 及びその重要度分類)		設備分類	直接対称構造物		間接対称構造物	建物・構造物
			設備	重要度分類		機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物		
			構成する機器	分類					
再処理施設内の通信回路	情報伝送設備 伝送設備	グローバルボックス温度監視装置	グローバルボックス温度監視装置	(S)	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss
		グローバルボックス負圧・温度監視装置	グローバルボックス負圧・温度監視装置	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的耐震力
		燃料加工建屋データ収集装置	燃料加工建屋データ収集装置	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的耐震力
		燃料加工建屋情報管理用計算機制御用屋内伝送系統	燃料加工建屋情報管理用計算機制御用屋内伝送系統	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	Ss
		燃料加工建屋情報伝送用無線装置	燃料加工建屋情報伝送用無線装置	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	燃料加工建屋	静的耐震力
		制御建屋データ収集装置	制御建屋データ収集装置	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	制御建屋	静的耐震力
		情報管理用計算機制御用データ伝送系統	情報管理用計算機制御用データ伝送系統	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	制御建屋	静的耐震力
		建屋前伝送用無線装置	建屋前伝送用無線装置	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	制御建屋	Ss
		総合原子力炉がネットワークIP電話FAX	総合原子力炉がネットワークIP電話FAX	X	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	制御建屋	静的耐震力
		総合原子力炉がネットワークTV会議システム	総合原子力炉がネットワークTV会議システム	X	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	制御建屋	静的耐震力
再処理施設外の通信回路	代用通信設備	一般加入回線	一般加入回線	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	緊急時対策建屋	静的耐震力
		衛星携帯電話	衛星携帯電話	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	緊急時対策建屋	静的耐震力
		一般加入回線	一般加入回線	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	緊急時対策建屋	静的耐震力
		衛星携帯電話	衛星携帯電話	(C)	常設監視重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設監視重要重大事故等対処設備	緊急時対策建屋	静的耐震力

変 更 前	変 更 後
<p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、津波によりその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、安全機能を有する施設のうち耐震重要施設とし、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設は津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設以外の安全機能を有する施設については、津波に対して機能を維持すること若しくは津波による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記施設のうち液体廃棄物の廃棄設備の海洋放出管については、津波により損傷した場合の措置として、必要に応じて廃液の発生量低減のための工程停止を行ったうえで適切な修理を行うことにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>耐震重要施設(当該施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む)を設置する敷地は、標高約 55m 及び海岸からの距離約 5km の地点に位置しており、敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、汀線部から沖合約 3km まで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に関しては、海洋放出管に関連する建屋が標高約 55m の敷地に設置されることから津波が流入するおそれはない。</p> <p>したがって、津波によって、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p>	<p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、津波によりその安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業許可基準規則等に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設以外の安全機能を有する施設については、津波に対して機能を維持すること若しくは津波による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記施設のうち液体廃棄物の廃棄設備の海洋放出管については、津波により損傷した場合の措置として、必要に応じて廃液の発生量低減のための工程停止を行ったうえで適切な修理を行うことにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと及び廃液の発生量低減のため必要に応じて工程停止を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備の使用時の据え付け場所に係る設計方針については、第 1 章 共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」における「8.2.4 環境条件等」に示す。</p> <p>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備(これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む)を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約 50m から約 55m 及び海岸からの距離約 4km から約 5km の地点に位置しており、事業(変更)許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高 40m の敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、汀線部から沖合約 3km まで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に関しては、海洋放出管に関連する建屋が標高約 55m の敷地に設置されることから津波が流入するおそれはないことを確認している。</p> <p>したがって、津波によって、安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、凍結、高温、降水、積雪、落雷、生物学的事象及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定され、MOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))として、飛来物(航空機落下)、近隣工場等の火災、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定</p> <p>国内外の規格・基準類、敷地周辺の気象観測所における観測記録、敷地周辺の環境条件等を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p> <p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、凍結、降水、積雪、落雷、生物学的事象等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び地震並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>組み合わせる積雪深については、敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。組み合わせる風速の大きさについては、建築基準法を準用して設定する。</p>	<p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定され、MOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。))として、飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む)、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては、波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設についても考慮する。</p> <p>また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。</p> <p>想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象の発生により、MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工程停止、送排風機の停止等、MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(2) 外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定</p> <p>国内外の規格・基準類、敷地周辺の気象観測所における観測記録、敷地周辺の環境条件等を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p> <p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>組み合わせる積雪深については、敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし、火山の影響(降下火砕物)と組み合わせる場合の積雪深は、降下火砕物による荷重の特徴を踏まえ、「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。また、組み合わせる風速の大きさについては、建築基準法を準用して設定する。</p> <p>最新の科学的技術的知見を踏まえ、安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を</p>



変 更 前	変 更 後
<p>3.3.1 地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為事象(航空機落下、近隣工場等の火災を除く。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)は、自然現象又は人為事象に対し、機械的強度を有すること等により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には、建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、自然現象(地震を除く。)による影響を受けない設計とする。</p> <p>したがって、安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象(地震を除く。)による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。</p> <p>(4) 新知見の収集、安全機能等の必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと、外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、自然現象及び人為事象のうち、風(台風)、凍結、高温、降水、積雪、落雷、生物学的事象、塩害、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対する設計方針については「3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象」の設計方針に基づく設計とする。また、自然現象及び人為事象のうち、竜巻に対する設計方針については「3.3.2 竜巻」、森林火災、爆発及び近隣工場等の火災に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」、火山の影響に対する設計方針については「3.3.4 火山の影響」並びに飛来物(航空機落下)の設計方針については「3.3.5 航空機落下」の設計方針に基づく設計とする。</p> <p>3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>想定される自然現象(竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波を除く。)(以下、3.3.1項では、「自然現象」という。)又は人為事象(航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災を除く。)(以下、3.3.1項では、「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)は、自然現象又は人為事象に対し、機械的強度を有すること等により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。</p> <p>外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、自然現象又は人為事象に対して機</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(2) 防護設計に係る荷重等の設定            想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果として MOX 燃料加工施設で生じ得る環境条件を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p> <p>(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策            外部事象防護対象施設等は、以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 自然現象に対する防護対策</p> <p>(a) 風(台風)            外部事象防護対象施設は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 凍結            外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して、建屋内に収納するとともに、給気加熱等の凍結防止措置を講ずることにより、凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 高温            外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して、高温に対して要求される機能を維持する設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(d) 降水            外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して、降水量を設定し、降水による浸水に対し、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(e) 積雪            外部事象防護対象施設は、敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し、機械的強度を有する建屋内に収納するとともに、閉塞に対し、防雪板等の雪を取り込みにくい構造とすることにより安全機能を損なわない設計とする。            なお、気体廃棄物の廃棄設備等の給気系で給気を加熱することにより、雪の取り込みによる閉塞を防止し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(2) 防護設計に係る荷重等の設定            想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果として MOX 燃料加工施設で生じ得る環境条件を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p> <p>(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策            外部事象防護対象施設等は、以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 自然現象に対する防護対策</p> <p>(a) 風(台風)            外部事象防護対象施設は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とする又は機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 凍結            外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して、建屋内に収納するとともに、給気加熱等の凍結防止措置を講ずることにより、凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 高温            外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して、高温に対して要求される機能を維持する設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(d) 降水            外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して、降水量を設定し、降水による浸水に対し、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに、外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入することを防止することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(e) 積雪            外部事象防護対象施設は、敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し、機械的強度を有する建屋内に収納するとともに、閉塞に対し、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。            なお、気体廃棄物の廃棄設備等の給気系で給気を加熱することにより、雪の取り込みによる閉塞を防止し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(f) 生物学的事象 外部事象防護対象施設は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため、外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口にバードスクリーンを、気体廃棄物の廃棄設備等の外気を直接取り込む設備にフィルタを設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(g) 落雷 外部事象防護対象施設は、落雷に対し、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。また、接地系と避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(h) 塩害 外部事象防護対象施設は、塩害に対し、気体廃棄物の廃棄設備等の給気系への除塩フィルタの設置、外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲における防食処理等の腐食防止対策により、受電開閉設備は、碍子部分の絶縁性の維持対策により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 人為事象に対する防護対策</p> <p>(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(f) 生物学的事象 外部事象防護対象施設は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため、外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口にバードスクリーンを、気体廃棄物の廃棄設備等の外気を直接取り込む設備にフィルタを設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(g) 落雷 外部事象防護対象施設は、再処理事業所及びその周辺における最大の雷撃電流の観測値に対し安全余裕を見込んで、想定する雷撃電流を270kAとし、その落雷に対して、「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。また、接地系と避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(h) 塩害 外部事象防護対象施設は、塩害に対し、気体廃棄物の廃棄設備等の給気系への除塩フィルタの設置、外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲における防食処理等の腐食防止対策により、受電開閉設備は、碍子部分の絶縁性の維持対策により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 人為事象に対する防護対策</p> <p>(a) 有毒ガス 外部事象防護対象施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。 また、想定される有毒ガスが発生した場合の運用上の措置として、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等の停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること 再処理事業所内における化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスについては、「(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。</p> <p>(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 外部事象防護対象施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい 外部事象防護対象施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、漏えいした化学物質の反応等により有毒ガスが発生した場合に、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</li> </ul> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと</li> <li>・除雪を適宜実施すること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</li> </ul>

変 更 前	変 更 後
	<p>3.3.2 竜巻</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、事業(変更)許可を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻に対し、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の随件事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその随件事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随件事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(2) 防護設計に係る荷重の設定</p> <p>竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業(変更)許可を受けた最大風速100m/sとし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。</p> <p>風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。</p> <p>飛来物による衝撃荷重としては、事業(変更)許可を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、質量135kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。</p> <p>さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。</p> <p>鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮す</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>る必要のあるものはない。</p> <p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>竜巻に対する防護設計において、竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により防護すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差による荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。</p> <p>開口部からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝突による影響に対して、強度の確保等により機能が損なわれることを防止する設計又は配置上の考慮により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転倒により、周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対し、必要な機能を維持する設計とする。</p> <p>b. 竜巻随伴事象に対する設計方針</p> <p>過去の他地域における竜巻被害状況及び MOX 燃料加工施設の配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象</p>

変更前	変更後
	<p>としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の溢水」に基づく設計とする。</p> <p>竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源設備の安全機能を確保する設計とし、非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと</li><li>・竜巻により MOX 燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること</li><li>・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと</li></ul>

変 更 前	変 更 後
<p>3.3.3 外部火災</p> <p>安全機能を有する施設は、近隣工場等の火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>3.3.3 外部火災</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、防火帯の設置、離隔距離の確保及び建屋による防護等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部火災により発生する火炎及び輻射熱からの直接的影響並びにばい煙及び有毒ガスの二次的影響によってその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災から防護する施設(以下「外部火災防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。外部火災防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部火災防護対象施設等」という。)は、外部火災の直接的影響及び二次的影響に対し、機械的強度を有すること等により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。</p> <p>外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、外部火災に対して機能を維持すること、若しくは外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと、防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ること又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと及び防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(2) 防護設計に考慮する外部火災に係る事象の設定</p> <p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>また、外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下「危険物貯蔵施設等」という。)については、外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。</p> <p>さらに、近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。</p> <p>これら火災の二次的影響として、火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。</p> <p>(3) 外部火災に対する防護対策</p> <p>a. 外部火災の直接的影響に対する防護対策</p>



変 更 前	変 更 後
	<p>(a) 森林火災に対する防護対策</p> <p>自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、MOX 燃料加工施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に、MOX 燃料加工施設への影響が厳しい評価となるように解析条件を設定し、森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度(9128kW/m)から算出される、事業(変更)許可を受けた防火帯(幅 25m 以上)を敷地内に設ける設計とする。</p> <p>防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない設計とする。ただし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を施す設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保及び建屋による防護により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋内の外部火災防護対象施設は、外部火災に対して損傷の防止が図られた燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災からの輻射強度の影響に対する評価として、外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外壁表面温度がコンクリートの圧縮強度を維持できる温度域の上限(以下「コンクリートの許容温度」という。)となる離隔距離を危険距離として設定する。</p> <p>建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である、非常用所内電源設備の非常用発電機に流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は、輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため、「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」に基づく設計とする。</p> <p>(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策</p> <p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発として、石油備蓄基地の火災並びに敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の影響については、離隔距離の確保及び建屋による防護により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災及び爆発については、危険物の貯蔵量が多く、外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の評価に包絡されるため、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針において示す。</p> <p>また、敷地内において、危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については、燃料等の補充時は監視人が立会を実施することで、万一の火災発生時は速やかな消火活動を可能とすることにより、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>

変更前	変更後
	<p>船舶の火災については、危険物の貯蔵量が多く外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから、石油備蓄基地の火災に対する設計方針において示す。</p> <p>石油備蓄基地の火災に対して、外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋は危険距離を上回る離隔を確保することで、建屋外壁の表面温度をコンクリート許容温度以下とし、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用所内電源設備の非常用発電機は、外気取入口から流入する空気の温度が石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても、空気温度を非常用所内電源設備の非常用発電機の設計上の最高使用温度以下とすることで、非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対しては、それぞれの輻射強度を考慮し、外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁の温度をコンクリートの許容温度以下とすることで、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対しては、敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から、貯蔵量、配置状況及び外部火災防護対象施設を収納する建屋への距離を考慮し、外部火災防護対象施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。</p> <p>敷地内の危険物貯蔵施設等の火災においては、敷地内の危険物貯蔵施設ごとに外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける輻射強度を算出し、この輻射強度に基づき算出される外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすることで爆発を防止する設計とする。また、高圧ガス保安法に基づき設置される MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は、爆発時に発生する爆風や飛来物が上方向に開放される構造として設計する。</p> <p>その上で、敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発を想定し、ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa となる危険限界距離を求め、危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策</p> <p>航空機墜落による火災については、対象航空機が外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋の直近に墜落する火災を想定し、建屋による防護により建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災は建屋直近で発生を想定しており建屋外壁表面温度がコンクリート許容温度を超えることが想定されるため、輻射強度の影響に対する評価として、外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても、</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重畳として、航空機が敷地内の危険物貯蔵施設等に直撃し、危険物及び航空機燃料による重畳火災が発生することを想定する。上記の危険物及び航空機燃料による重畳火災を想定した場合の外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける輻射強度は、建屋の直近における航空機墜落による火災を想定した場合の輻射強度よりも小さいことから、航空機墜落による火災に対する設計方針に基づくことで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対しては、ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め、危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(d) MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策</p> <p>MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策については、森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定しても、MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度を許容温度以下とすることで、MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止する設計とする。また、近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても、爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し、危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。上記設計により、MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等が、外部火災防護対象施設を収納する建屋へ影響を与えない設計とする。</p> <p>b. 外部火災の二次的影響に対する防護対策</p> <p>(a) ばい煙の影響に対する防護対策</p> <p>外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、外気を取り込む設備・機器である気体廃棄物の廃棄設備等に適切な防護対策を講じることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系は、フィルタを設置することで、安全機能を損なわない設計とするとともに、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の送風機の停止及び手動ダンパの閉止の措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する外部火災防護対象施設である焼結設備の制御盤等は、上記フィルタを設置することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災防護対象施設の非常用所内電源設備の非常用発電機については、ばい煙の侵入に対して、フィルタを設置することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし、ばい煙により閉塞しない設計とする。</p> <p>(b) 有毒ガスの影響に対する防護対策</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に、運転員に対する影響を想定し、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</li> </ul> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>外部火災に関する設計条件等に係る新知見の収集及び防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部火災の評価の条件及び新知見について、定期的を確認を行い、評価条件の大きな変更又は新知見が得られた場合に評価を行うこと</li> <li>・延焼防止機能を損なわないために、防火帯の維持管理を行うとともに、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置せず、可燃物を含む機器等を設置する場合には、必要最小限として不燃性シートで覆う等の対策を行うこと</li> <li>・危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については、万一の火災発生時に速やかな消火活動が可能となるよう、燃料補充時は監視人が立会を実施すること</li> <li>・ばい煙による影響に対し、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系は、送風機の停止の措置を講ずること</li> <li>・有毒ガスによる影響については、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること及び施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること</li> <li>・ばい煙及び有毒ガスによる影響に対して給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> </ul>

変 更 前	変 更 後
	<p>3.3.4 火山の影響</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX 燃料加工施設の運用期間中において MOX 燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、事業(変更)許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定</p> <p>設計に用いる降下火砕物は、事業(変更)許可を受けた層厚 55cm、密度 1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)と設定する。</p> <p>また、降下火砕物に対する防護設計を行うために、施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。</p> <p>火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>(3) 降下火砕物に対する防護対策</p> <p>降下火砕物に対する防護設計においては、降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限の影響を評価し、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する防護対策</p> <p>(a) 構造物への静的負荷</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>降下火砕物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。</p> <p>(b) 構造物への粒子の衝突</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、粒子の衝突の影響は、竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2 (3) a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。</p> <p>(c) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞)</p> <p>建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設置すること等により、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>また、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統等にフィルタを設置し、設備内部又は建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。</p> <p>さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統は、降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>(d) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</p> <p>建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による磨耗の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>また、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統等にフィルタを設置し、設備内部又は建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。</p> <p>さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統は、降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により磨耗しない設計とする。</p> <p>(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>イ. 構造物の化学的影響(腐食)</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とすることで、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とすることで、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統等にフィルタを設置し、設備内部又は建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。</p> <p>降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機等は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生</p>

変更前	変更後
	<p>しない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(f) 敷地周辺の大気汚染</p> <p>敷地周辺の大気汚染に対して、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・監視盤等により施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること</li> </ul> <p>(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下</p> <p>外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>降下火砕物の影響を受ける可能性がある、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 間接的影響に対する防護対策</p> <p>降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX 燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び移送する設備は降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること</li> <li>・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること</li> <li>・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと</li> </ul>



変更前	変更後
	<ul style="list-style-type: none"><li>・降灰時には、降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと</li><li>・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系統に対するフィルタの追加設置等を行うこと</li><li>・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと</li><li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li><li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li><li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、監視盤等により施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること</li><li>・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること</li></ul>

変 更 前	変 更 後
<p>3.3.5 航空機落下</p> <p>三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが、墜落することを想定したときに、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物は航空機に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。安全上重要な施設については原則として防護対象とする。</p> <p>防護方法としては、建物の外壁及び屋根により建物・構築物全体を適切に防護する方法を基本とし、建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する設計とする。</p> <p>(1) 防護設計条件</p> <p>建物・構築物の防護設計においては、三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち、F-16C/DとF-4EJ改を包絡する条件として、航空機の総重量20t、速度150 m/sとしたF-16相当の航空機による衝撃荷重を設定する。</p> <p>荷重はすべての方向の壁及び屋根等に対して直角に作用するものとする。</p> <p>貫通限界厚さの算定については、F-4EJ改の2基のエンジン(重量1.745t/基、吸気口部直径0.992m)と等価な重量、断面積を有するエンジンとし、エンジンの重量3.49t、エンジン吸気口部直径1.403m、エンジンの衝突速度155m/sを用いる。</p> <p>(2) 防護設計</p> <p>航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては、比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局所的な破壊と、機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。防護設計を行う建物・構築物は、エンジンの衝突による貫通を防止でき、航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは、堅固な壁等による迷路構造(建屋内壁による防護)により開口内部を直接見込めない構造とすることによって防護する設計とする。</p> <p>なお、航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して、十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版により、防護対象とする施設を防護する設計とする。</p>	<p>3.3.5 航空機落下</p> <p>三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが、墜落することを想定したときに、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物は航空機に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。安全上重要な施設については原則として防護対象とする。</p> <p>防護方法としては、建物の外壁及び屋根により建物・構築物全体を適切に防護する方法を基本とし、建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する設計とする。</p> <p>上記の防護設計を踏まえ、MOX燃料加工施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業(変更)許可を受けている。設工認申請時に、事業(変更)許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更等がないことを確認していることから、安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。なお、定期的に航空路の変更等の状況を確認し、追加の防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(1) 防護設計条件</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>(2) 防護設計</p> <p>航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては、比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局所的な破壊と、機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。防護設計を行う建物・構築物は、エンジンの衝突による貫通を防止でき、航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは、堅固な壁等による迷路構造(建屋内壁による防護)により開口内部を直接見込めない構造とすることによって防護する設計とする。</p> <p>なお、航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して、十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版により、防護対象とする施設を防護する設計とする。</p> <p>航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に係る設計方針については、「3.3.3 外部火災(3)a.(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策」に示す。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>(1) 閉じ込めに係る基本方針</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込める設計とする。</p> <p>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)は、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒等に封入した状態で取り扱うか、MOX 粉末、グリーンペレット、ペレットについてはグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下「グローブボックス等」という。)で、ウラン粉末は取扱量、取扱形態に応じてグローブボックス又はオープンポートボックスで、放射性廃棄物のサンプリング試料等の汚染のおそれのある物品はフードで取り扱う設計とする。</p> <p>(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針</p> <p>グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。</p> <p>また、グローブボックスは、グローブ 1 個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。</p> <p>グローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。</p>	<p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>(1) 閉じ込めに係る基本方針</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針</p> <p>グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。</p> <p>また、グローブボックスは、グローブ 1 個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。</p> <p>グローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。</p> <p>MOX 粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。</p> <p>a. 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することがない設計とする。</p> <p>b. グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、グローブボックス内及びグローブボックス近傍の飛散物の発生防止に係る設計方針については、第 1 章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」の「8.1.3 内部発生飛散物に対する考慮」に基づくものとする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(3) 核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針</p> <p>核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。</p> <p>a. 核燃料物質等を取り扱う設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる設計とする。</p> <p>b. 液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造により核燃料物質等が漏えいし難い設計とする。</p> <p>c. 核燃料物質等を取り扱う設備は、核燃料物質等を含まない流体を取り扱う設備への核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p> <p>なお、核燃料物質等を取り扱う設備のうち、気体廃棄物を取り扱う設備の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p> <p>d. 放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とするとともに、グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。</p> <p>(4) 核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る設計方針</p> <p>核燃料物質等が漏えいした場合においても、工程室(非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。以下同じ。)及び燃料加工建屋内に保持することができる設計とする。</p> <p>工程室は工程室排気設備、燃料加工建屋は建屋排気設備にて排気し、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くすることで、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>なお、負圧順序の達成に必要な起動順序に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p> <p>グローブボックス等内の気圧が設定値以上になった場合は、警報を発する設計とする。</p> <p>グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内及び工程室内はダストモニタ、エアスニファ及び放射線サーベイ機器により漏えいを検知できるよう、放射線監視設備を設ける設計とする。また、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放射性気体廃棄物を放出する排気筒には、MOX燃料加工施設外への核燃料物質等の漏えいを検知できるよう、排気モニタを設置する設計とする。</p> <p>なお、放射線監視設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「6. 放射線管理施設」に示す。</p>	<p>(3) 核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針</p> <p>変更なし</p> <p>(4) 核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る設計方針</p> <p>変更なし</p>

変 更 前	変 更 後
<p>グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合は、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等の停止を含まない加工工程のうち任意の工程の停止(以下「工程停止」という。), 気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機, 工程室排風機, 送風機及び窒素循環ファン並びに非管理区域換気空調設備(以下「送排風機」という。)を停止する措置等により漏えいの拡大を防止することを保安規定に定めて, 管理する。</p> <p>液体廃棄物を内包する貯槽等から廃液が漏えいした場合, 漏えい検知器により検知し, 警報を発する設計とするとともに, 貯槽等に内包される廃液の全量に対して, 堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>(5) その他の閉じ込めに係る設計方針</p> <p>グローブボックス排気設備, 工程室排気設備及び建屋排気設備は, 以下の設計を講じる。</p> <p>a. 排風機は予備機を設け, 故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。</p> <p>なお, 故障時の排風機の切り替えによる核燃料物質等の漏えい防止及び漏えい拡大防止に係る設計方針については, 第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p> <p>b. 核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とすることで, 周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくするとともに, 事故時においても可能な限り負圧維持, 漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし, 公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう, 事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。</p> <p>なお, 高性能エアフィルタの段数に係る設計方針については, 第2章 個別項目の「5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針」の「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備」に示す。</p> <p>燃料加工建屋の床面下には, 敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。</p> <p>技術基準規則第十条第1項第二号にある「六ふっ化ウランを取り扱う設備」は, MOX 燃料加工施設に設置しない。</p> <p>4.2 核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は, 除染が容易で, 腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。</p>	<p>(5) その他の閉じ込めに係る設計方針</p> <p>グローブボックス排気設備, 工程室排気設備及び建屋排気設備は, 以下の設計を講じる。</p> <p>a. 排風機は予備機を設け, 故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。</p> <p>なお, 故障時の排風機の切り替えによる核燃料物質等の漏えい防止及び漏えい拡大防止に係る設計方針については, 第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p> <p>b. 核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とすることで, 周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくするとともに, 設計基準事故時においても可能な限り負圧維持, 漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし, 公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう, 事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。</p> <p>なお, 高性能エアフィルタの段数に係る設計方針については, 第2章 個別項目の「5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針」の「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備」に示す。</p> <p>燃料加工建屋の床面下には, 敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。</p> <p>技術基準規則第十条第1項第二号にある「六ふっ化ウランを取り扱う設備」は, MOX 燃料加工施設に設置しない。</p> <p>4.2 核燃料物質等による汚染の防止</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>

変 更 前	変 更 後
<p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を緩和するために、火災防護対策を講じる。</p>	<p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。燃料加工建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p> <p>屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設の火災区域又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NFPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するために以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) グローブボックス排風機</p> <p>(2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p>

変 更 前	変 更 後
<p>また、MOX 燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>なお、火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含め MOX 燃料加工施設は、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NFPA801」を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として MOX 燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象(以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。</p> <p>5.1.3 火災防護計画</p> <p>MOX 燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>5.2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。</p> <p>水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度を設定する。</p> <p>(4) 万一、水素濃度が水素最高濃度を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。</p>	<p>その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>5.2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX 燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とするとともに、熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p>なお、MOX 燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。</p> <p>水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。</p> <p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。</p> <p>(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。</p> <p>(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。</p> <p>(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>また、焼結炉等では、温度異常に伴う炉内への空気混入を防止するため、熱的制限値を設定し、温度制御機器により焼結時の温度を制御するとともに、炉内温度が熱的制限値を超えないよう過加熱防止回路により炉内の加熱を自動で停止する設計とする。</p>



変 更 前	変 更 後
<p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>5.2.2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する室に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX 燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある安全上重要な施設の安全機能を損なわないよう離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油内包設備を設置する室は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある安全上重要な施設の安全機能を損なわないよう離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する室は、機械換気を行う設計とする。</p>	<p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX 粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>5.2.2 MOX 燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策及び接地対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX 燃料加工施設で取り扱う物質として、水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>このうち、蓄電池を設置する室は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室に警報を発する設計とする。</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮し、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>また、現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮し、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うことによって、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p> <p>焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。</p> <p>廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p>	<p>火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒(被覆管端栓部)は押切機構の切断機(パイプカッタ)を用いて切断し、ペレットを抜き取った後の燃料棒(被覆管部)は押切機構の切断機(鉄筋カッタ)を用いて切断を行うことによって、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p> <p>焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。</p> <p>廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第1室に警報を発する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の安全上重要な施設及び閉じ込め機能を有する機器に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>安全上重要な施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p> <p>建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布する設計とする。</p> <p>また、中央監視室等の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p>	<p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX 燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火災に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防災物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>安全上重要な施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>安全上重要な施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>安全上重要な施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p> <p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>安全上重要な施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり)、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>安全上重要な構築物、系統及び機器は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>安全上重要な構築物、系統及び機器は、「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針」の耐震設計上の重要度分類に従った耐震設計を行い、破損又は倒壊を防ぐことにより火災発生を防止する。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格 IEEE383又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすることで、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p> <p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX 燃料加工施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>5.3 火災の感知, 消火</p> <p>火災の感知及び消火は, 燃料加工建屋に対して, 早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また, グローブボックス内に対しても, 早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災報知設備及び消火設備は, 耐震重要度分類に応じた耐震設計としてCクラスとする。</p> <p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p>	<p>重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち, 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため, 建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は, 接地系と接続することにより, 接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は, 重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し, 自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに, 加工施設の技術基準に関する規則に従い, 耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は, 竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように, 竜巻防護対策を行う設計とする。</p> <p>森林火災については, 防火帯により, 重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>5.3 火災の感知, 消火</p> <p>火災の感知及び消火は, 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し, 早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また, グローブボックス内に対しても, 早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は, 「5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して, 火災感知及び消火の機能, 性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については, 火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて, 機能を維持できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については, 火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合には重大事故等対処施設の設備分類に応じて, 機能を維持できる設計とする。</p> <p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため, 以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち, 互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは, 以下のいずれかの系統分離によって, 火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。</p> <p>b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減</p> <p>a. 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策 中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記(1)と同等な設計とする。 中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。 中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>b. 中央監視室床下の影響軽減対策 中央監視室の床下に敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては、3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計とする。</p> <p>(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。</p>



変 更 前	変 更 後
<p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策  運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。  また、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p> <p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策  油タンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。</p>	<p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策  運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。  また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p> <p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策  火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策  MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</p> <p>5.4.2 MOX燃料加工施設の安全確保</p> <p>(1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計  MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計  MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により異常状態が収束できる設計とする。</p> <p>(2) 火災影響評価</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価  火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発を考慮しても、安全上重要な施設の安全機能が維持できることで、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。</p> <p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価  当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p>



変 更 前	変 更 後
	<p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価</p> <p>当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、「FDTs」を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認することで、MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。</p>

変 更 前	変 更 後
—	<p>6. 加工施設内における溢水による損傷の防止</p> <p>6.1 溢水から防護する設備及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置を講じることにより、溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、安全機能を有する施設のうち、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を溢水から防護する設備(以下「溢水防護対象設備」という。)とし、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は、溢水による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計であることを確認するために、MOX燃料加工施設内において発生が想定される溢水の影響を評価(以下「溢水評価」という。)する。</p> <p>なお、溢水評価の条件に見直しがある場合は、溢水評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6.2 考慮すべき溢水事象</p> <p>溢水評価では、溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を想定する。</p> <p>(1) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。)</p> <p>(2) MOX燃料加工施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水等の放水による溢水」という。)</p> <p>(3) 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(以下「地震起因による溢水」という。)</p> <p>(4) その他の要因(地下水の流入、地震以外の自然現象、誤操作等)により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。)</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>6.3 溢水源及び溢水量の設定</p> <p>6.3.1 想定破損による溢水</p> <p>想定破損による溢水は、1系統における単一の機器の破損を想定し、溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし、配管の破損箇所を溢水源として設定する。</p> <p>また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギーに応じて、高エネルギー配管又は低エネルギー配管に分類する。</p> <p>配管の破損形状の想定に当たっては、高エネルギー配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギー配管は、原則「配管内径の1/2の長さと同配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。</p> <p>ただし、配管破損の想定に当たって、詳細な応力評価を実施する場合は、発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。</p> <p>高エネルギー配管については、ターミナルエンド部を除き、発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」、0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し、0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>また、低エネルギー配管については、発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し、0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>溢水源として設定する配管の破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし、溢水量は、異常の検知、事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央監視室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し、想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。</p> <p>なお、手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6.3.2 消火水等の放水による溢水</p> <p>消火水等の放水による溢水は、燃料加工建屋内において、水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として設定する。</p> <p>消火水等の放水による溢水量については、消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から設定する。</p> <p>6.3.3 地震起因による溢水</p> <p>地震起因による溢水については、耐震Sクラス機器は基準地震動<math>S_s</math>による地震力によって破損は生じないことから、流体を内包する系統のうち、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対する耐震</p>

変更前	変更後
	<p>性が確認されていない耐震B，Cクラスに属する系統を溢水源として設定する。</p> <p>ただし，耐震B，Cクラスであっても基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。</p> <p>溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。</p> <p>溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動<math>S_s</math>によって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，溢水源となる容器は，全保有水量を溢水量として設定する。</p> <p>6.3.4 その他の溢水</p> <p>その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。</p> <p>具体的には，地下水の流入，降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を設定する。</p> <p>6.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p>溢水評価に当たっては，溢水防護区画を以下のとおり設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 溢水防護対象設備が設置されている区画</li> <li>(2) 中央監視室等</li> <li>(3) 運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部</li> </ol> <p>溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。</p> <p>溢水評価に当たっては，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。</p> <p>また，消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。</p> <p>防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>6.5 燃料加工建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>6.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した溢水源から発生する溢水量，溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また，壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>6.5.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また，保護構造を有する設計，溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>消火水等の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を放水する屋内消火栓及び連結散水装置は用いず，放水しない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。</p> <p>6.5.3 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>6.6 燃料加工建屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>燃料加工建屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。</p> <p>また，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水に対しては，燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とすることにより，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>7. 遮蔽</p> <p>安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 安全機能を有する施設は、管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>a. 遮蔽その他適切な措置としては、放射線業務従事者の作業性等を考慮し、遮蔽及び機器を配置する設計とするとともに、遠隔操作を可能とし、放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>なお、遠隔操作の設計については、第2章 個別項目の「1. 成形施設」、「2. 被覆施設」、「3. 組立施設」、「7.2.1 核燃料物質の検査設備」及び「7.3 主要な実験設備」に示す。また、放射性物質の漏えい防止対策については、第1章 共通項目の「4. 閉じ込めの機能」に基づくものとし、換気の設計については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p> <p>b. 遮蔽設備は、放射線を遮蔽するための壁、床及び天井（以下「建屋壁遮蔽」という。）、遮蔽扉、遮蔽蓋、グローブボックス遮蔽並びに補助遮蔽から構成する。</p> <p>c. MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。</p> <p>d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線漏えい防止措置を講じ、遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。</p> <p>(a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部については、線源を直接見通さないような場所に設置する措置</p> <p>(b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置</p> <p>e. 遮蔽設計に当たっては、遮蔽計算に用いる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込む。また、遮蔽計算においては、許認可において使用実績があり、信頼性のある計算コードを使用する。</p>	<p>7. 遮蔽</p> <p>変更なし</p>

変 更 前	変 更 後
<p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設の基本的な設計</p> <p>MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、事故時において、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設は、化学的に安定したウラン及びMOXを取り扱い、化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを設置しない設計とする。</p> <p>取り扱う核燃料物質のうち、MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ、露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは、燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。</p> <p>なお、安全機能を有する施設並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。</p> <p>(2) 環境条件の考慮</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、通常時及び事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量、荷重、屋外の天候による影響(凍結及び降水)、電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。</p> <p>a. 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重</p> <p>安全機能を有する施設は、通常時及び事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>b. 電磁波による影響</p> <p>電磁的障害に対しては、安全機能を有する施設は、通常時及び事故が発生した場合においても、電磁波によりその安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>c. 周辺機器等からの悪影響</p> <p>安全機能を有する施設は、地震、火災及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p>	<p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設の基本的な設計</p> <p>MOX燃料加工施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設は、化学的に安定したウラン及びMOXを取り扱い、化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを設置しない設計とする。</p> <p>取り扱う核燃料物質のうち、MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ、露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは、燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。</p> <p>なお、安全機能を有する施設並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。</p> <p>(2) 環境条件の考慮</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、通常時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量、荷重、屋外の天候による影響(凍結及び降水)、電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。</p> <p>a. 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重</p> <p>安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>b. 電磁波による影響</p> <p>電磁的障害に対しては、安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故が発生した場合においても、電磁波によりその安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>c. 周辺機器等からの悪影響</p> <p>安全機能を有する施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(3) 操作性の考慮</p> <p>事故に対処するための機器を事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設の設置場所は、通常時及び事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保した中央監視室、制御第1室及び制御第4室から操作可能な設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁及び盤に対して系統による色分けや銘板取り付け等による識別管理等を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御盤や現場の機器、配管、弁及び盤に対して、誤操作を防止するための措置を講じ、また、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p> <p>(4) 規格及び基準に基づく設計</p> <p>安全機能を有する施設は、設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。</p> <p>(1)～(4)に基づき設計する安全機能を有する施設の維持管理に当たっては、保安規定に基づき、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。</p> <p>8.1.2 試験、検査性の確保</p> <p>安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とするとともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる設計とし、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備えた設計とする。</p>	<p>(3) 操作性の考慮</p> <p>設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設の設置場所は、通常時及び設計基準事故時においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は過度な放射線被ばくを受けないよう遮蔽機能を確保した中央監視室、制御第1室及び制御第4室から操作可能な設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、配管、弁及び盤に対して系統による色分けや銘板取り付け等による識別管理等を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御盤や現場の機器、配管、弁及び盤に対して、誤操作を防止するための措置を講じ、また、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p> <p>(4) 規格及び基準に基づく設計</p> <p>安全機能を有する施設は、設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。</p> <p>(1)～(4)に基づき設計する安全機能を有する施設の維持管理に当たっては、保安規定に基づき、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。</p> <p>なお、安全機能を有する施設を構成する部品のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>8.1.2 試験、検査性の確保</p> <p>変更なし</p>



変 更 前	変 更 後
<p>8.1.4 共用に対する考慮</p> <p>安全機能を有する施設のうち、再処理施設又は廃棄物管理施設と共用するものは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設内で共用するものは、MOX燃料加工施設内の共用により安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>8.1.3 内部発生飛散物に対する考慮</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物(以下「内部発生飛散物」という。)によってその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、内部発生飛散物から防護する施設としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物、系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>内部発生飛散物の発生要因として、重量物の落下による飛散物、回転機器の損壊による飛散物を考慮し、発生要因に対してつりワイヤ等を二重化、逸走を防止するための機構の設置、誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。</p> <p>なお、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>8.1.4 共用に対する考慮</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>8.2 重大事故等対処設備</p> <p>8.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針</p> <p>MOX 燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及びMOX 燃料加工施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設けるとともに、必要な運用上の措置等を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX 燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。</p> <p>また、同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象(以下「外的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。</p> <p>また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p> <p>重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。</p> <p>なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>MOX 燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び MOX 燃料加工施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な運用上の措置等を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、重大事故等対処設備並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。</p> <p>8.2.2 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>(1) 共通要因故障に対する考慮</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保することにより、信頼性が十分に高い設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連す</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>る工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。その他の常設重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</p> <p>なお、事業(変更)許可を受けたとおり、MOX 燃料加工施設で発生する重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、また核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の事象であるグローブボックス内での火災により MOX 粉末等の集積等が発生することはなく臨界事故への連鎖は想定されないことから、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、溢水及び火災に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、健全性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して、回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境条件に対する健全性については、「8.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること、位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮した設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>なお、事業(変更)許可を受けたとおり、MOX 燃料加工施設で発生する重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、また核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の事象であるグローブボックス内での火災により MOX 粉末等の集積等が発生することはなく臨界事故への連鎖は想定されないことから、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に示す地震により、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p> <p>また、事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とするとともに、「8.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>溢水、火災及び内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>環境条件に対する健全性については、「8.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要のない設計とする。</p> <p>(2) 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備とし</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>での系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(可搬型放水砲に係る基本設計方針については、可搬型放水砲を申請する申請書で示す。)</p> <p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする、又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、MOX 燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。</p> <p>8.2.3 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>8.2.4 環境条件等</p> <p>(1) 環境条件</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重</p>



変 更 前	変 更 後
	<p>大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。</p> <p>なお、これらの自然現象及び人為事象については、設計基準対象施設について考慮する「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に示す条件を考慮する。</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。さらに、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。溢水に対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量に対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流電源喪失」という。)を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計とする。直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護計画を、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。さらに、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。</p> <p>溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水に対しては想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、火災に対しては、「8.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、損傷防止措置として除雪、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう維持する設計とする。除雪、除灰及び屋内への配備を実施することについては、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損な</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>わない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>(2) 重大事故等対処設備の設置場所</p> <p>重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>8.2.5 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。</p> <p>a. 操作の確実性</p> <p>重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。</p> <p>操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>必要に応じて操作足場を設置する。</p> <p>また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実にできるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>b. 系統の切替性</p> <p>重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。</p> <p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを使用する。</p> <p>(ホイールローダに係る基本設計方針については、ホイールローダを申請する申請書で示す。)</p> <p>屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。</p> <p>不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とする。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</p>



変更前	変更後
	<p>屋内のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p>再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尾駁沼取水場所A、尾駁沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始すること。また、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避すること。</li> <li>・屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりによる崩壊土砂及び不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ホイールローダにより復旧すること。</li> <li>・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については、融雪剤を配備すること。</li> <li>・敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用すること。</li> <li>・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うこと。</li> <li>・屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水を考慮し、防護具を配備し、必要に応じて着用すること。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施すること。</li> <li>・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備すること。</li> </ul> <p>(2) 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。</p> <p>また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。</p>

変更前	変更後
	<p>多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動<math>S_s</math>を超える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動<math>S_s</math>の1.2倍の地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p> <p>a. 事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動<math>S_s</math>の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備(以下「起因に対し発生防止を期待する設備」という。)は、基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力に対して、閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は、基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できる設計とする。</p> <p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備(以下「対処する常設重大事故等対処設備」という。)は、基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、火災感知機能、消火機能、閉じ込め機能等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備は、基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響を考慮し、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が維持できる設計とする。</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は、基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、対処する常設重大事故等対処設備を支持できる設計並びに重大事故等の対処に係る操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、閉じ込め機能等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>また、ダクト等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 地震力の算定方法</p> <p>地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は、「第 1 章 3. 自然現象等」における「3. 1. 1 (3) b. (a) 入力地震動」の解放基盤表面で定義する基準地震動 <math>S_s</math> の加速度を 1.2 倍した地震動により算定した地震力を適用する。</p> <p>(3) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計においては、必要な機能である火災感知機能、消火機能、閉じ込め機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能、支持機能等を維持する設計とする。</p> <p>建物・構築物に要求される操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能並びに支持機能については、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>機器・配管系に要求される火災感知機能等については、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>また、機器・配管系に要求される消火機能、閉じ込め機能については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>可搬型設備に要求される閉じ込め機能、支援機能等については、可搬型設備の特性に応じて、構造強度を確保する又は当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能が維持できる設計とする。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>第 1 章 共通項目の「3. 1. 1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震</p>

変更前	変更後
	<p>設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。</p> <p>なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 通常時の状態</p> <p>当該設備を保管している状態。</p> <p>ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態</p> <p>MOX 燃料加工施設が、地震を要因とする重大事故等に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で、対処する可搬型重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。</p> <p>ハ. 設計用自然条件</p> <p>屋外に保管している場合に設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に、「地震力」を「基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力」と読み替えて適用する。</p> <p>なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に、「地震力」を「基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力」と読み替えて適用する。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 通常時に作用している荷重</p> <p>通常時に作用している荷重は持続的に生じる荷重であり、自重及び積載荷重とする。</p> <p>ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重。</p>

変更前	変更後
	<p>対処する可搬型重大事故等対処設備は、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。</p> <p>ハ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力、積雪荷重及び風荷重        対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力を考慮する。屋外に保管する設備については、積雪荷重及び風荷重も考慮する。</p> <p>c. 荷重の組合せ        基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力とほかの荷重との組合せは、以下によるものとする。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. 起因に対し発生防止を期待する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重及び風荷重と基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力を組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重及び風荷重と基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物について、通常時に作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 積雪荷重, 風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的, 総合的に勘案の上設定する。なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し, 通常時に作用している荷重のうち, 土圧及び水圧については, 基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力, 弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は, 当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. 起因に対し発生防止を期待する設備に係る機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系について、通常時に作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的, 総合的に勘案の上設定する。なお, 継続時間につい</p>

変更前	変更後
	<p>ては対策の成立性も考慮した上で設定し、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 対処する可搬型重大事故等対処設備は、通常時に作用している荷重と対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の荷重の組合せの考え方について、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。ただし、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>d. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>イ. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力と通常時に作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>ニ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>e. 許容限界</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 起因に対し発生防止を期待する設備</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備となる露出した MOX 粉末を取り扱い、さらに火災源を有するグローブボックスは、閉じ込め機能を維持するため、パネルにき裂や破損が生じないこと及び転倒しない設計とする。</p> <p>また、当該グローブボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保に当たっては、放射性物質(固体)の閉じ込めバウンダリを構成する容器等を保持する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しない設計とする。</p> <p>上記の閉じ込め機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、閉じ込め機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(b) 対処する常設重大事故等対処設備</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備の火災感知機能、消火機能、閉じ込め機能等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、消火機能、閉じ込め機能等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(c) 対処する可搬型重大事故等対処設備</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備の許容限界は、保管する対処する可搬型重大事故等対処設備の構造を踏まえて設定する。</p> <p>取付ボルト等の構造強度は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、閉じ込め機能等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(d) 起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対し、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形等の地震影響を考慮しても、地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の機能が維持できる設計とする。その上で、耐震評価においては、地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の必要な機能が発揮できることを確認するため、機能維持に必要な施設の部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有することを確認する。</p> <p>なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>8.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。</p> <p>MOX 燃料加工施設の重大事故等対処設備の内部火災に対する設計方針については、「5. 火災等による損傷の防止」に示すとおりであり、これを踏まえた、上記の可搬型重大事故等対処設備に求められる設計方針を達成するための内部火災に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。</p> <p>また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。</p> <p>津波、凍結、高温、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から MOX 燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、MOX 燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(4) 早期の火災感知及び消火</p>



変 更 前	変 更 後
	<p>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせ設置する設計とする。</p> <p>消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。</p> <p>消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。</p> <p>火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。</p> <p>重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動については保安規定に定めて、管理する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。</p> <p>消火設備の現場盤操作等に必要の照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。</p> <p>(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>9. その他</p> <p>9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>MOX燃料加工施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実にを行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>また，MOX燃料加工施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>9. その他</p> <p>9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>MOX燃料加工施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実にを行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに，防護された区域内においても，施錠管理により，MOX燃料加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>また，MOX燃料加工施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>9.2 安全避難通路等</p> <p>MOX燃料加工施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常用所内電源設備の非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常用照明を設置し、安全に避難できる設計とする。</p>	<p>9.2 安全避難通路等</p> <p>MOX燃料加工施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常用所内電源設備の非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常用照明を設置し、安全に避難できる設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、MOX燃料加工施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用の照明を設置する設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために、中央監視室、制御第1室及び制御第4室(以下「中央監視室等」という。)には、作業用の照明として運転保安灯を設置する設計とする。</p> <p>運転保安灯は、非常用所内電源設備の非常用無停電電源装置又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより、全交流電源喪失時から重大事故等に対処する前までの間、点灯することが可能な設計とする。</p> <p>中央監視室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は非常用無停電電源装置から電力を供給できる設計とし、制御第1室及び制御第4室の運転保安灯は、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより、外部からの電源が喪失した場合においても連続して点灯することが可能な設計とする。</p> <p>現場作業の緊急性との関連において、LEDヘッドランプ及びLED充電式ライト等(以下「可搬型照明」という。)の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して、MOX 燃料加工施設の安全機能が損なわれない(安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。)ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 成形施設</p> <p>成形施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」、 「2.地盤」、 「3.自然現象等」、 「4.閉じ込めの機能」、 「5.火災等による損傷の防止」、 「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>成形施設は、原料粉末受入工程、粉末調整工程及びペレット加工工程で構成する。</p> <p>成形施設は、燃料加工建屋(再処理施設と一部共用(以下同じ。))に収納する設計とする。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は、地上2階、地下3階の耐火建築物とする設計とする。</p> <p>また、燃料加工建屋の屋根、壁等は、漏水のおそれのない構造とする。</p> <p>貯蔵容器搬送用洞道(再処理施設と共用(以下同じ。))は、再処理施設からウラン・プルトニウム混合酸化物を収納する混合酸化物貯蔵容器を受け入れることができるように燃料加工建屋の地下3階中2階及び再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋とエキスパンションジョイントにより接続する設計とする。</p> <p>再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用洞道との接続に伴い、貯蔵容器搬送用洞道及び燃料加工建屋の一部は、負圧管理の境界として再処理施設と共用する。共用の範囲には、再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用洞道との境界に設置する扉(以下「再処理施設境界の扉」という。)及び貯蔵容器搬送用洞道と燃料加工建屋との境界に設置する扉(以下「加工施設境界の扉」という。)を含む。貯蔵容器搬送用洞道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすること、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>成形施設は、原料MOX粉末又は原料ウラン粉末を受け入れ、所定の粉末調整、圧縮成形、焼結、研削及び検査を行い、製品ペレットに加工することができる設計とする。また、各工程から発生する規格外品等のスクラップ処理も併せて行うことができる設計とする。</p> <p>(成形施設の設備に係る基本設計方針は、成形施設の設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>2. 被覆施設</p> <p>被覆施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」、 「3.自然現象等」、 「4.閉じ込めの機能」、 「5.火災等による損傷の防止」、 「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>被覆施設は、燃料棒加工工程で構成する。</p> <p>被覆施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>被覆施設は、製品ペレットを被覆管に挿入した後、密封溶接及び検査を行い、MOX燃料棒に加工するこ</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 成形施設</p> <p>成形施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」、 「2.地盤」、 「3.自然現象等」、 「4.閉じ込めの機能」、 「5.火災等による損傷の防止」、 「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」、 「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>成形施設は、原料粉末受入工程、粉末調整工程及びペレット加工工程で構成する。</p> <p>成形施設は、燃料加工建屋(再処理施設と一部共用(以下同じ。))に収納する設計とする。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は、地上2階、地下3階の耐火建築物とする設計とする。</p> <p>また、燃料加工建屋の屋根、壁等は、漏水のおそれのない構造とする。</p> <p>貯蔵容器搬送用洞道(再処理施設と共用(以下同じ。))は、再処理施設からウラン・プルトニウム混合酸化物を収納する混合酸化物貯蔵容器を受け入れることができるように燃料加工建屋の地下3階中2階及び再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋とエキスパンションジョイントにより接続する設計とする。</p> <p>再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用洞道との接続に伴い、貯蔵容器搬送用洞道及び燃料加工建屋の一部は、負圧管理の境界として再処理施設と共用する。共用の範囲には、再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用洞道との境界に設置する扉(以下「再処理施設境界の扉」という。)及び貯蔵容器搬送用洞道と燃料加工建屋との境界に設置する扉(以下「加工施設境界の扉」という。)を含む。貯蔵容器搬送用洞道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用洞道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすること、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>成形施設は、原料MOX粉末又は原料ウラン粉末を受け入れ、所定の粉末調整、圧縮成形、焼結、研削及び検査を行い、製品ペレットに加工することができる設計とする。また、各工程から発生する規格外品等のスクラップ処理も併せて行うことができる設計とする。</p> <p>(成形施設の設備に係る基本設計方針は、成形施設の設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>成形施設の対象となる主要な設備について、「表 1-1 成形施設の主要設備リスト」に示す。</p> <p>2. 被覆施設</p> <p>被覆施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」、 「3.自然現象等」、 「4.閉じ込めの機能」、 「5.火災等による損傷の防止」、 「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」、 「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>被覆施設は、燃料棒加工工程で構成する。</p> <p>被覆施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>被覆施設は、製品ペレットを被覆管に挿入した後、密封溶接及び検査を行い、MOX燃料棒に加工するこ</p>

変 更 前	変 更 後
<p>とができる設計とする。また、必要に応じ、ウラン燃料棒の検査も行うことができる設計とする。 (被覆施設の設備に係る基本設計方針は、被覆施設の設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>3. 組立施設 組立施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」, 「3. 自然現象等」, 「5. 火災等による損傷の防止」, 「7. 遮蔽」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。 組立施設は、燃料集合体組立工程及び梱包出荷工程で構成する。 組立施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。 組立施設は、MOX燃料棒、燃料集合体部材及びウラン燃料棒を組み合わせて、BWR型又はPWR型の燃料集合体とし、さらに燃料集合体を梱包し、出荷することができる設計とする。 (組立施設の設備に係る基本設計方針は、組立施設の設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>4. 核燃料物質の貯蔵施設 核燃料物質の貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」, 「3. 自然現象等」, 「4. 閉じ込めの機能」, 「5. 火災等による損傷の防止」, 「7. 遮蔽」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。 貯蔵施設は、原料粉末を受け入れてから成形、被覆、組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う設計とする。 貯蔵施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。 貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。 また、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設は、建屋排気設備又はグローブボックス排気設備で換気することにより崩壊熱を適切に除去する設計とする。 なお、換気設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。 (貯蔵施設の設備に係る基本設計方針は、貯蔵施設の設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」, 「4. 閉じ込めの機能」, 「5. 火災等による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>5.1.1.1 設計基準対象の施設 気体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度</p>	<p>とができる設計とする。また、必要に応じ、ウラン燃料棒の検査も行うことができる設計とする。 (被覆施設の設備に係る基本設計方針は、被覆施設の設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>3. 組立施設 組立施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」, 「3. 自然現象等」, 「5. 火災等による損傷の防止」, 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」, 「7. 遮蔽」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。 組立施設は、燃料集合体組立工程及び梱包出荷工程で構成する。 組立施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。 組立施設は、MOX燃料棒、燃料集合体部材及びウラン燃料棒を組み合わせて、BWR型又はPWR型の燃料集合体とし、さらに燃料集合体を梱包し、出荷することができる設計とする。 (組立施設の設備に係る基本設計方針は、組立施設の設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>4. 核燃料物質の貯蔵施設 核燃料物質の貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」, 「3. 自然現象等」, 「4. 閉じ込めの機能」, 「5. 火災等による損傷の防止」, 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」, 「7. 遮蔽」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。 貯蔵施設は、原料粉末を受け入れてから成形、被覆、組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う設計とする。 貯蔵施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。 貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。 また、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設は、建屋排気設備又はグローブボックス排気設備で換気することにより崩壊熱を適切に除去する設計とする。 なお、換気設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。 (貯蔵施設の設備に係る基本設計方針は、貯蔵施設の設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設 放射性廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」, 「4. 閉じ込めの機能」, 「5. 火災等による損傷の防止」, 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 変更なし</p>

変更前	変更後
<p>を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</p> <p>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p> <p>なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度及び排気風量を監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気中の放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルを監視することにより、排気口において排気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下となる設計とする。</p> <p>建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には、核燃料物質等を除去するための設備・機器として、高性能エアフィルタを複数段設け、核燃料物質等を除去する設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の高性能エアフィルタは、捕集効率を適切に維持するために交換が可能な設計とする。</p> <p>高性能エアフィルタは、交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子及び歩廊を設置し、取替が容易な設計とする。</p> <p>(気体廃棄物の廃棄設備に係る基本設計方針は、気体廃棄物の廃棄設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、通常時において、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、放出する放射性物質を低減できる設計とする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。</p>	<p>(気体廃棄物の廃棄設備に係る基本設計方針は、気体廃棄物の廃棄設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>変更なし</p>

変 更 前	変 更 後
<p>低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</p> <p>(液体廃棄物の廃棄設備に係る基本設計方針は、液体廃棄物の廃棄設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設から発生する雑固体(固型化処理した油類を含む。)は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のプルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(固体廃棄物の廃棄設備に係る基本設計方針は、固体廃棄物の廃棄設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>その他の加工施設の非常用設備のうち、火災防護設備の一部、照明設備及び所内電源設備の一部並びに核燃料物質の検査設備及び計量設備並びに主要な実験設備並びにその他の主要な事項のうち、警報関連設備、冷却水設備の一部、給排水衛生設備の一部、空調用設備の一部、窒素循環関係設備の一部、水素・アルゴンガス用設備の一部、その他ガス設備の一部、選別・保管設備及び荷役設備は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>(その他の加工施設の設備(火災防護設備及び溢水防護設備を除く。))に係る基本設計方針は、その他の加工施設の設備(火災防護設備及び溢水防護設備を除く。)の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>	<p>(液体廃棄物の廃棄設備に係る基本設計方針は、液体廃棄物の廃棄設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(固体廃棄物の廃棄設備に係る基本設計方針は、固体廃棄物の廃棄設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>その他の加工施設の非常用設備のうち、火災防護設備の一部、照明設備、所内電源設備の一部及び通信連絡設備の一部並びに核燃料物質の検査設備及び計量設備並びに主要な実験設備並びにその他の主要な事項のうち、溢水防護設備、警報関連設備、冷却水設備の一部、給排水衛生設備の一部、空調用設備の一部、窒素循環関係設備の一部、水素・アルゴンガス用設備の一部、その他ガス設備の一部、選別・保管設備及び荷役設備は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>(その他の加工施設の設備(火災防護設備及び溢水防護設備を除く。))に係る基本設計方針は、その他の加工施設の設備(火災防護設備及び溢水防護設備を除く。)の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>7.1 非常用設備</p> <p>7.1.1 火災防護設備</p> <p>火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>本設備は、万一の火災発生時に、MOX 燃料加工施設の安全に支障が生じることを防止する目的で、火災の拡大を防止するための設備であり、消防法、建築基準法及び都市計画法に基づき配置する。</p>	<p>7.1 非常用設備</p> <p>7.1.1 火災防護設備</p> <p>火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>7.1.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>火災防護設備は、火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。</p> <p>火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設が、火災又は爆発によりMOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については、以下の設計とする。</p> <p>7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物</p> <p>火災区域は、第1章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。</p> <p>火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。</p> <p>このうち、火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p>



変 更 前	変 更 後
<p>7.1.1.1.2 火災感知設備 (火災感知設備に係る設計方針については、火災感知設備を申請する申請書で示す。)</p> <p>7.1.1.1.3 消火設備 (消火設備に係る設計方針については、消火設備を申請する申請書で示す。)</p> <p>(1) 消火設備の消火剤の容量 (消火設備の消火剤の容量に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(2) 消火設備の系統構成 (消火設備の系統構成に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(3) 消火設備の電源確保 (消火設備の電源確保に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>a. 火災による二次的影響の考慮 (火災による二次的影響の考慮に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>c. 消火栓の配置 (消火栓の配置に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(5) 消火設備の警報 (消火設備の警報に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 (消火設備に対する自然現象の考慮に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(7) その他 (消火設備に係るその他の設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>	<p>7.1.1.1.2 火災感知設備 (火災感知設備に係る設計方針については、火災感知設備を申請する申請書で示す。)</p> <p>7.1.1.1.3 消火設備 (消火設備に係る設計方針については、消火設備を申請する申請書で示す。)</p> <p>(1) 消火設備の消火剤の容量 (消火設備の消火剤の容量に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(2) 消火設備の系統構成 (消火設備の系統構成に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(3) 消火設備の電源確保 (消火設備の電源確保に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>a. 火災による二次的影響の考慮 (火災による二次的影響の考慮に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>c. 消火栓の配置 (消火栓の配置に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(5) 消火設備の警報 (消火設備の警報に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 (消火設備に対する自然現象の考慮に係る設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(7) その他 (消火設備に係るその他の設計方針は消火設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 (火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(2) 中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 (中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(3) 中央監視室床下の火災影響軽減設備 (中央監視室床下の火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>7.1.1.1.5 設備の共用 (火災防護設備の共用に係る設計方針は共用する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備及び共用する防火扉の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p>	<p>7.1.1.1.4 火災及び爆発の影響軽減設備</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備 (火災防護上の系統分離を講じる設備の系統分離のための火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(2) 中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備 (中央監視室制御盤内の火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>(3) 中央監視室床下の火災影響軽減設備 (中央監視室床下の火災影響軽減設備に係る設計方針は系統分離対策の対象設備であるグローブボックス排風機の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>7.1.1.1.5 設備の共用 (火災防護設備の共用に係る設計方針は共用する火災区域構造物及び火災区画構造物、火災感知設備、消火設備及び共用する防火扉の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>7.1.1.2 重大事故等対処設備 (重大事故等対処設備に係る設計方針は重大事故等対処設備を申請する申請書で示す。)</p> <p>火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表 1-7-1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>7.4 その他の主要な事項</p> <p>7.4.1 溢水防護設備</p> <p>溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水、MOX燃料加工施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても、溢水防護設備により、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>溢水防護設備は、壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰, 床ドレン逆止弁, 溢水防護板, 自動検知・遠隔隔離システム, ターミナルエンド防護カバー, 蒸気防護板, 地震計, 緊急遮断弁, 漏えい検知器及び液位計で構成し、以下の設計とすることにより、溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰及び床ドレン逆止弁は、壁, 扉, 堰, 床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより、溢水防護区画外の溢水に対して、流入を防止する設計とする。</p> <p>また、溢水防護対象設備周囲に設置する堰は、溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰及び床ドレン逆止弁並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は、発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、基準地震動<math>S_s</math>による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(MOX燃料加工施設に設置する溢水防護設備及びその基本設計方針については、溢水防護設備の詳細設計の対象となる申請書で示す。)</p> <p>溢水防護設備については、保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて、管理する。</p>

第1-1表 成形施設の主要設備リスト

設備区分	系統名	機種	変更前				変更後					
			名称	安重区分	耐震重要度分類	機器区分	重大事故等対処設備*1	名称	安重区分	耐震重要度分類	機器区分	重大事故等対処設備*1
燃料加工建屋	-	建屋・洞道	燃料加工建屋	非安重 (一部安重)	C	-	-	変更なし	変更なし	S**2	変更なし	-/1.2S s
			建屋遮蔽 (燃料加工建屋)	非安重	B	-	-	変更なし	変更なし			
			遮蔽扉 (燃料加工建屋)	非安重	-	-	-	変更なし	変更なし	C		変更なし
			遮蔽蓋 (燃料加工建屋)	非安重	-	-	-	変更なし	変更なし			

注記 \*1：第1-1表に用いる略語の定義は「付表1」による。

\*2：安全上重要な施設として選定する構築物である原料受払室、原料受払室前室、粉末調整第1室、粉末調整第2室、粉末調整第3室、粉末調整第4室、粉末調整第5室、粉末調整第6室、粉末調整第7室、粉末調整室前室、粉末一時保管室、点検第1室、点検第2室、ペレット加工第1室、ペレット加工第2室、ペレット加工第3室、ペレット加工第4室、ペレット加工前室、ペレット一時保管室、ペレット・スクラップ貯蔵室、点検第3室、点検第4室、現場監視第1室、現場監視第2室、スクラップ処理室、スクラップ処理室及び分析第3室で構成する区域の境界の壁及び床をSクラスとする。

付表1 略語の定義 (1/2)

		略語	定義
設計基準対象の施設	安重区分	安重	安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設
		非安重	安全上重要な施設を除く、安全機能を有する施設
	耐震重要度分類	S	耐震重要度分類におけるSクラス
		B	耐震重要度分類におけるBクラス（B-1、B-2、B-3及びB-4を除く）
		B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S <sub>d</sub> に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
		B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
		B-3	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、一時保管ピット、原料MOX粉末缶一時保管装置、粉末一時保管装置、ペレット一時保管棚、スクラップ貯蔵棚、製品ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚および燃料集合体貯蔵チャンネルは、基準地震動による地震力に対して過大な変形等が生じないように設計するもの
		B-4	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、Sクラスのグローブボックスを循環する経路については、基準地震動S <sub>s</sub> による地震動に対して耐震性が確保される設計のもの
		C	耐震重要度分類におけるCクラス（C-1、C-2及びC-3を除く）
		C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
		C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水を防止する機能を保持できる設計とするもの
C-3	Cクラス施設のうち、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して地下水の排水機能を保持できる設計とするもの		
—	上記以外（当該施設において設計基準対象の施設として使用しないものを含む）		

付表1 略語の定義 (2/2)

		略語	定義
設計基準対象の施設	機器区分	1種	加工施設の技術基準に関する規則の解釈（別記）における「加工第1種機器」
		2種	加工施設の技術基準に関する規則の解釈（別記）における「加工第2種機器」
		3種	加工施設の技術基準に関する規則の解釈（別記）における「加工第3種機器」
		—	上記以外（当該施設において設計基準対象の施設として使用しないものを含む）
重大事故等対処設備	設備区分	常設耐震	技術基準規則第二十七条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事故等対処設備」
		常設	技術基準規則第二十七条第一項第二号に規定する「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」
		可搬	重大事故等対処設備のうち可搬型のもの
		1.2Ss	基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能を損なわないよう設計するもの
		—	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの

第1-7-1表 火災防護設備の主要設備リスト

設備区分	系統名	機種	変更前				変更後			
			名称		設計基準対象の施設*1		名称		設計基準対象の施設*1	
			安重区分	耐震重要度分類	機器区分	設備分類	安重区分	耐震重要度分類	機器区分	設備分類
-	-	火災区域構造物及び火災区画構造物	-	-	火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建屋)	非安重	C*2	-	-	

注記 \*1：第1-7-1表に用いる略語の定義は「第1-1表 成形施設の主要設備リスト」の「付表1」による。

\*2：火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建屋)は、燃料加工建屋に設定する火災区域及び火災区画を分離するものである。

なお、燃料加工建屋の耐震設計については基準地震動Ssによる地震力に対して構造物全体として変形能力に十分な余裕を有するように設計する。

## I - 2 工事の方法



## 目 次

	ページ
1. 工事の手順	工-1-1
1.1 工事の手順と使用前事業者検査	工-1-1
1.2 容器等の主要な溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査	工-1-1
2. 使用前事業者検査の方法	工-1-1
2.1 構造、強度及び漏えいに係る検査	工-1-1
2.2 機能及び性能に係る検査	工-1-7
2.3 基本設計方針検査	工-1-7
2.4 品質マネジメントシステムに係る検査	工-1-7
3. 工事上の留意事項	工-1-9

変 更 前	変 更 後
<p>加工施設の設置又は変更の工事における工事の方法として、事業変更許可を受けた事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の要求事項に適合するための設計(基本設計方針及び仕様表等)に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。</p> <p>これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。</p> <p>1. 工事の手順</p> <p>1.1 工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>加工施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め第1.1-1図に示す。</p> <p>なお、設置から長期間経過している既存の加工施設については、当該加工施設の健全性を評価する(以下「設備の健全性評価」という。)</p> <p>1.2 容器等の主要な溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査</p> <p>容器等の主要な溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め第1.2-1図に示す。</p> <p>2. 使用前事業者検査の方法</p> <p>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法、機能及び性能を確認するために十分な方法、その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に従って行われたものであることを確認するために十分な方法により、使用前事業者検査を第1.1-1図及び第1.2-1図のフローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。</p> <p>また、使用前事業者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検査の内容と重要度に応じて立会、抜取立会、記録確認のいずれかとするを要領書等で定め実施する。</p> <p>なお、設備の健全性評価結果等により設備の状態を把握した上で、実検査、記録確認検査又は代替検査から検査方法を選定して要領書等に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実検査：実測、目視等により判定基準を満足していることを確認する検査</li> <li>・記録確認検査：実測、目視等により判定基準を満足していることを確認した検査等の記録を確認する検査</li> <li>・代替検査：実検査及び記録確認検査が実施できない場合に、記録、評価等を組み合わせて判定基準を満足していることを確認する検査</li> </ul> <p>2.1 構造、強度及び漏えいに係る検査</p> <p>2.1.1 構造、強度及び漏えいに係る検査</p>	<p>変更なし</p>

変 更 前				変 更 後	
構造、強度及び漏えいに係る検査ができるようになったとき、第2.1.1-1表に示す検査を実施する。				変更なし	
第 2. 1. 1-1 表 構造、強度及び漏えいに係る検査*1					
検査項目	検査概要*2			判定基準	
「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、当該工事における構造、強度及び漏えいに係る確認事項として次に掲げる項目の中から抽出されたもの。  〈共通〉 ・材料検査 ・状態確認検査  〈建物・構築物〉 ・基盤検査 ・構造検査 ・強度検査 ・外観検査  〈機器等〉 ・寸法検査 ・耐圧・漏えい検査 ・据付・外観検査	共通	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。	
		状態確認検査	評価条件、手順等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。	
	建物・構築物	基盤検査	基盤の高さ、岩質、強度が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。	
		構造検査	主要寸法、据付状態等が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。	
		強度検査	コンクリートの強度が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。	
	機器等	外観検査	有害な欠陥がないことを確認する。	健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。	
		寸法検査	主要寸法が設工認のとおりであることを確認する。	設工認のとおりであること。	
		耐圧・漏えい検査*3	技術基準の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。  著しい漏えいのないこと。	
		据付・外観検査	組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認のとおりであり、有害な欠陥がないことを確認する。	設工認のとおりであること。 健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。	
注記 *1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。 *2：代替検査を実施する場合は、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施した上で検査要領書に定める。 *3：耐圧・漏えい検査の方法について、第2.1.1-1表によらない場合、基本設計方針の共通項目					

変 更 前	変 更 後
<p>として定めた「材料及び構造」の方針によるものとする。</p> <p>2.1.2 容器等の主要な溶接部に係る検査</p> <p>容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第15条第1項第3号及び第31条第1項第2号並びに加工施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項</p> <p>次の①及び②については、容器等の主要な溶接部の溶接をしようとする前に、技術基準解釈別記 別紙-2溶接施工法認証標準及び別紙-3溶接士技能認証標準に従い、第2.1.2-1表、第2.1.2-2表に示す検査を行う。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <p>なお、①又は②について、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、容器等の主要な溶接部の溶接をしようとする前に第2.1.2-1表、第2.1.2-2表に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工施設の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき認可を受けた溶接施工法。</li> <li>・前述と同等の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、再処理施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設をいう。</li> </ul> <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準解釈 別記 別紙-3溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして溶接士技能の確認を受けた溶接士、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 別記-5 3. 第3部溶接士技能標準(3)により溶接士技能認証標準と同様と認められた溶接士が溶接を行う場合。</li> <li>・技術基準解釈 別記 別紙-3溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 別記-5 3. (4)溶接士技能認証標</li> </ul>	<p>変更なし</p>

変 更 前		変 更 後																						
<p>準に適合する溶接士の有効期間内に溶接を行う場合。</p> <p>第2.1.2-1表 あらかじめ確認すべき事項(溶接施工法)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法及び判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接施工法の内容確認</td> <td>計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>材料確認</td> <td>試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>開先確認</td> <td>試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接作業中確認</td> <td>溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおりを実施されることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接後熱処理確認</td> <td>溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験確認</td> <td>技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。</td> </tr> <tr> <td>機械試験確認</td> <td>溶接部の強度、延性及び靱性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。</td> </tr> <tr> <td>断面検査確認</td> <td>管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。</td> </tr> <tr> <td>(判定)*</td> <td>以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>		検査項目	検査方法及び判定基準	溶接施工法の内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。	材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおりを実施されることを確認する。	外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。	溶接後熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。	浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。	機械試験確認	溶接部の強度、延性及び靱性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。	断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	(判定)*	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。	変更なし
検査項目	検査方法及び判定基準																							
溶接施工法の内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。																							
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。																							
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。																							
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおりを実施されることを確認する。																							
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。																							
溶接後熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合していることを確認する。																							
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面における開口した欠陥の有無を確認する。																							
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び靱性等の機械的性質を確認するため、継手引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。																							
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。																							
(判定)*	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。																							
<p>注記 * : ( )は検査項目ではない。</p>																								

変 更 前		変 更 後
第 2.1.2-2 表 あらかじめ確認すべき事項(溶接士)		変更なし
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接士の試験内容の確認	検査を受けようとする溶接士の氏名, 溶接訓練歴等, 及びその者が行う溶接施工法の範囲を確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認する。	
開先確認	試験をする上で, 健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中確認	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおりであり, 溶接条件が使用前事業者検査(溶接)計画書のとおり実施されることを確認する。	
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	
浸透探傷試験確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い, 表面に開口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験確認	曲げ試験を行い, 欠陥の有無を確認する。	
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について, 技術基準に適合する方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
(判定)*	以上の全ての工程において, 技術基準に適合していることが確認された場合, 当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。	
注記 * : ( )は検査項目ではない。		

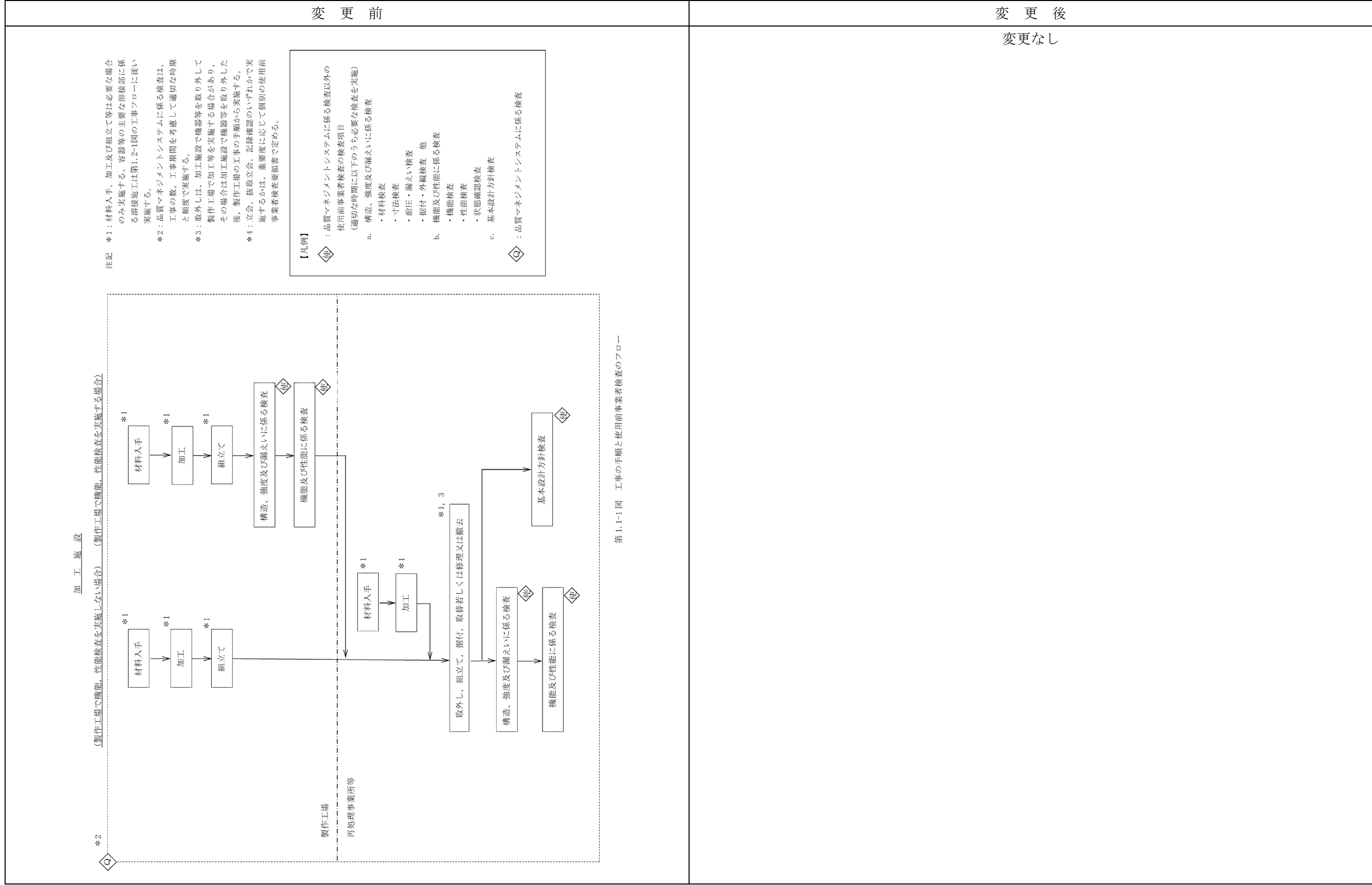
変 更 前	変 更 後																				
<p>(2) 容器等の主要な溶接部に対して確認する事項 加工施設のうち技術基準第15条第1項第3号及び第31条第1項第2号の容器等の主要な溶接部について、第2.1.2-3表に示す検査を行う。</p> <p style="text-align: center;">第2.1.2-3表 容器等の主要な溶接部に対して確認する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査項目</th> <th style="text-align: center;">検査方法及び判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用する溶接施工法、溶接士の確認</td> <td>適用する溶接施工法、溶接士について、第2.1.2-1表及び第2.1.2-2表に示す適合確認がなされていることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>材料検査</td> <td>溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>開先検査</td> <td>開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>溶接作業検査</td> <td>あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。</td> </tr> <tr> <td>熱処理検査</td> <td>溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準に適合するものであること、また、あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。</td> </tr> <tr> <td>非破壊検査</td> <td>溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>機械検査</td> <td>溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>耐圧検査*<sup>1</sup></td> <td>規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。</td> </tr> <tr> <td>(適合確認)*<sup>2</sup></td> <td>以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 耐圧検査の方法について、第2.1.2-3表によらない場合は、基本設計方針の共通項目として定めた「材料及び構造」の方針によるものとする。 *2: ( )は検査項目ではない。</p>	検査項目	検査方法及び判定基準	適用する溶接施工法、溶接士の確認	適用する溶接施工法、溶接士について、第2.1.2-1表及び第2.1.2-2表に示す適合確認がなされていることを確認する。	材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。	開先検査	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。	溶接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。	熱処理検査	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準に適合するものであること、また、あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。	非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。	機械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。	耐圧検査* <sup>1</sup>	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。	(適合確認)* <sup>2</sup>	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。	<p>変更なし</p>
検査項目	検査方法及び判定基準																				
適用する溶接施工法、溶接士の確認	適用する溶接施工法、溶接士について、第2.1.2-1表及び第2.1.2-2表に示す適合確認がなされていることを確認する。																				
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを確認する。																				
開先検査	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に適合するものであることを確認する。																				
溶接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているかを確認する。																				
熱処理検査	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準に適合するものであること、また、あらかじめの確認において技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲により実施しているかを確認する。																				
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が技術基準に適合するものであることを確認する。																				
機械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が技術基準に適合するものであることを確認する。																				
耐圧検査* <sup>1</sup>	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。																				
(適合確認)* <sup>2</sup>	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとする。																				

変 更 前	変 更 後												
<p>2.2 機能及び性能に係る検査 機能及び性能を確認するため、第2.2-1表に示す検査を行う。</p> <p style="text-align: center;">第2.2-1表 機能及び性能に係る検査*<sup>1</sup></p> <table border="1" data-bbox="299 474 1377 657"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査概要*<sup>2</sup></th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能及び性能に係る検査</td> <td>加工施設の安全性確保の観点から必要な安全設備等の機能及び性能を当該各系統の試運転等により確認する。</td> <td>設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。 *2：代替検査を実施する場合は、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施した上で検査要領書に定める。</p> <p>2.3 基本設計方針検査 基本設計方針のうち「構造、強度及び漏えいに係る検査」及び「機能及び性能に係る検査」では確認できない事項について、第2.3-1表に示す検査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第2.3-1表 基本設計方針検査</p> <table border="1" data-bbox="299 1062 1377 1287"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本設計方針検査</td> <td>基本設計方針のうち第2.1.1-1表又は第2.2-1表では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。</td> <td>「基本設計方針」のとおりであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.4 品質マネジメントシステムに係る検査 実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス、「1. 工事の手順」並びに「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカー等の記録の信頼性を確認するため、第2.4-1表に示す検査を実施する。</p>	検査項目	検査概要* <sup>2</sup>	判定基準	機能及び性能に係る検査	加工施設の安全性確保の観点から必要な安全設備等の機能及び性能を当該各系統の試運転等により確認する。	設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。	検査項目	検査方法	判定基準	基本設計方針検査	基本設計方針のうち第2.1.1-1表又は第2.2-1表では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。	<p style="text-align: center;">変更なし</p>
検査項目	検査概要* <sup>2</sup>	判定基準											
機能及び性能に係る検査	加工施設の安全性確保の観点から必要な安全設備等の機能及び性能を当該各系統の試運転等により確認する。	設工認のとおりであり、技術基準に適合するものであること。											
検査項目	検査方法	判定基準											
基本設計方針検査	基本設計方針のうち第2.1.1-1表又は第2.2-1表では確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。	「基本設計方針」のとおりであること。											



変 更 前			変 更 後
第2.4-1表 品質マネジメントシステムに係る検査			変更なし
検査項目	検査方法	判定基準	
品質マネジメントシステムに係る検査	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを品質記録や聞き取り等により確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、基となる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおり工事管理が行われていること。	

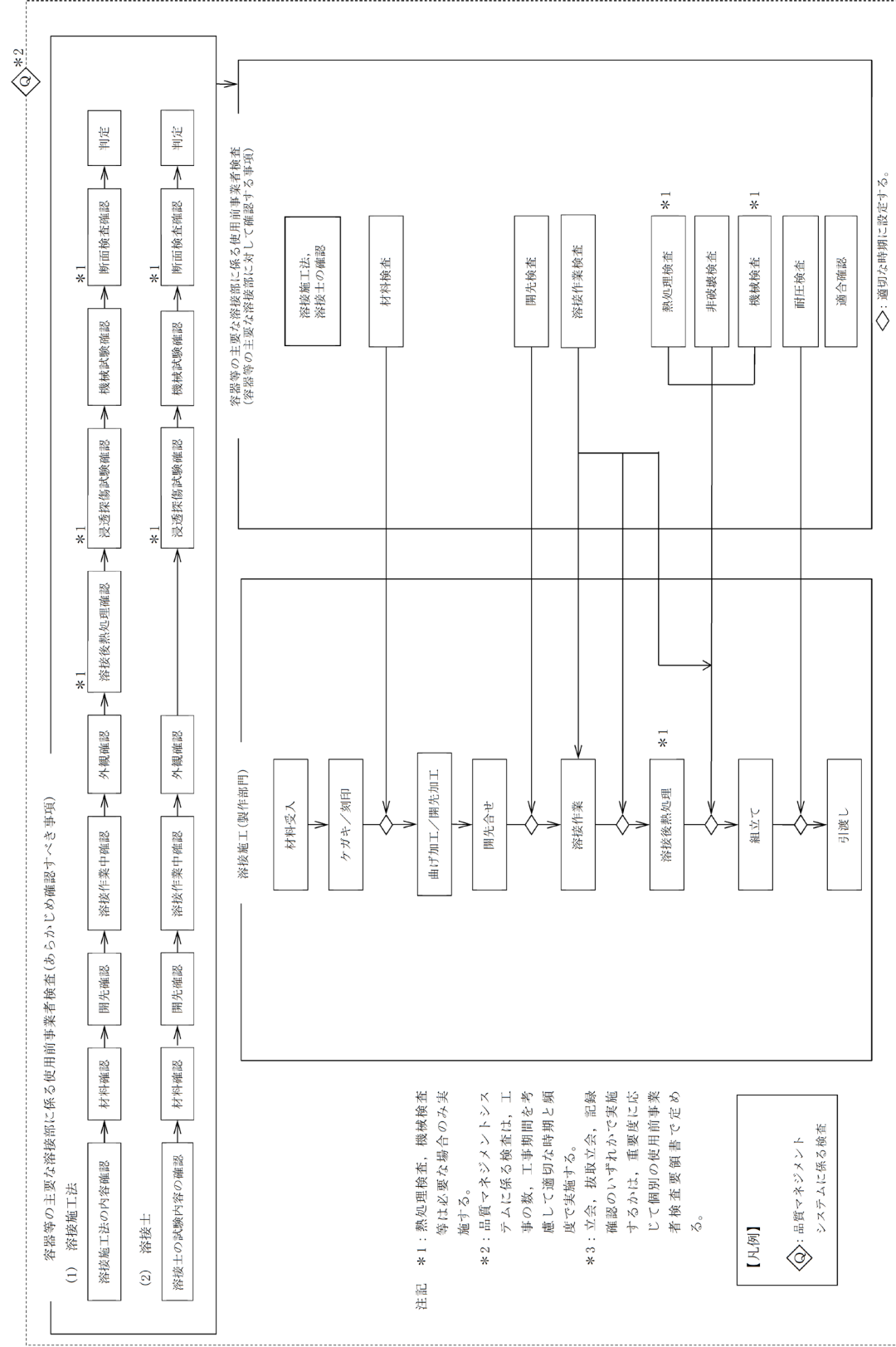
変 更 前	変 更 後
<p>3. 工事上の留意事項</p> <p>加工施設の設置又は変更の工事の実施に当たっては、本設工認申請書（基本設計方針等）、事業変更許可申請書、保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。</p> <p>a. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、周辺資機材、他の原子力施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。</p> <p>b. 工事に当たっては、既設の機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工所用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。</p> <p>c. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。</p> <p>d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。</p> <p>e. 設置又は変更の工事を行う加工施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。</p> <p>f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。</p> <p>g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、放射性気体及び液体廃棄物の放出管理については、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度及び放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。</p> <p>h. 修理の方法は、基本的に「第1.1-1図 工事の手順と使用前事業者検査のフロー」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。</p> <p>i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。</p> <p>j. 管理区域内の作業においては、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成する。</p>	<p>変更なし</p>



第 1.1-1 図 工事の手順と使用前事業者検査のフロー

変更前

変更後  
変更なし



第 1.2-1 図 容器等の主要な溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査のフロー

## Ⅱ 個別施設

## 目 次

- ハ 成形施設
- リ その他の加工施設

## ハ 成形施設

## 1. 設計条件及び仕様

## 1.1 燃料加工建屋

## (1) 建物・構築物

## a. 建屋・洞道

## (a) 燃料加工建屋

				変更前	変更後	
名称		—	燃料加工建屋 <sup>*1*2</sup> (再処理施設と共用)		変更なし	
種類 <sup>*4</sup>		—	鉄筋コンクリート造			
主要 寸法	たて×横 <sup>*5</sup>	m	87.30 <sup>*3</sup> ×88.30 <sup>*3</sup>			
	高さ	m	地上 21.30 <sup>*3</sup> 地下 23.47 <sup>*3*6</sup>		地上 22.50 <sup>*3</sup> 地下 変更なし	
	壁厚さ	東壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*6</sup>		変更なし
		西壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*6</sup>		
		南壁	m	1.30～2.50 <sup>*3*6</sup>		
北壁		m	1.30～2.50 <sup>*3*6</sup>			
主要材料		—	鉄筋コンクリート <sup>*7</sup>			
個数		—	1		変更なし	
基礎	種類 <sup>*4</sup>		—	直接基礎 (鉄筋コンクリート造)		
	主要 寸法	たて×横	m	87.30 <sup>*3</sup> ×88.30 <sup>*3</sup>		
		高さ	m	2.7 <sup>*3*6</sup>		
	主要材料		—	鉄筋コンクリート		
	底面の標高		—	T. M. S. L. 31.53m <sup>*6</sup>		

注記 \*1：燃料加工建屋は、再処理施設と一部共用する。

\*2：燃料加工建屋は、MOX燃料加工施設にて設備登録を行っている。

\*3：公称値を示す。

\*4：記載の適正化。既設工認には「主要構造」と記載。

\*5：記載の適正化。既設工認には「南北方向，東西方向」と記載。

\*6：記載の適正化。記載内容は、設計図書による。

\*7：記載の適正化。既設工認には「鉄筋：JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定めるSD345及びSD390 コンクリート：JASS5Nの規定による普通コンクリート設計基準強度 $F_c=30\text{N/mm}^2$  密度 $2.15\times 10^3\text{kg/m}^3$ 以上」と記載。



b. 遮蔽設備  
(a) 建屋壁遮蔽

名称 種類	変更前		変更後	
	主要寸法*3 (mm)	材料	主要寸法*3 (mm)	材料
建屋遮蔽 (燃料加工 建屋)	540 (550*1) 590 (600*1) 690 (700*1) 790 (800*1) 890 (900*1) 1090 (1100*1) 1290 (1300*1) 1490 (1500*1) 1690 (1700*1) 1790 (1800*1) 2090 (2100*1)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)		変更なし
	—	—	290 (300*1)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)
	390 (400*1) 890 (900*1) 1290 (1300*1)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)		変更なし
燃料加工建屋 地下3階中2階 (T. M. S. L. 38.30m)	290 (300*1) 490 (500*1) 590 (600*2) 690 (700*1) 790 (800*1)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)		変更なし
燃料加工建屋 地下2階 (T. M. S. L. 43.20m)				

(続き)

名 称 類	変更前		変更後	
	主要寸法*3 (mm)	材料	主要寸法*3 (mm)	材料
燃料加工建屋 地下2階 (T. M. S. L. 43. 20m)	840 (850*1)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)		変更なし
	890 (900*1)			
建屋遮蔽 (燃料加工 建屋)	990 (1000*1)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)		変更なし
	1090 (1100*1)			
	1290 (1300*1)			
	1390 (1400*1)			
	1490 (1500*1)			
	1590 (1600*1)			
	1690 (1700*1)			
	1790 (1800*1)			
燃料加工建屋 地下1階 (T. M. S. L. 50. 30m)	590 (600*2)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)		変更なし
	740 (750*1)			
	790 (800*1)			
	840 (850*1)			
	890 (900*1)			
	990 (1000*1)			
	1090 (1100*1)			
	1390 (1400*1)			
	1490 (1500*1)			
	1590 (1600*1)			
1690 (1700*1)				
2090 (2100*1)				

(続き)

名称 種類	変更前		変更後	
	主要寸法*3 (mm)	材料	主要寸法*3 (mm)	材料
燃料加工建屋 地上1階 (T. M. S. L. 56. 80m)	290 (300*1)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)		変更なし
	490 (500*1)			
建屋遮蔽 (燃料加工 建屋)	590 (600*2)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)	490 (500*1) 790 (800*1) 1290 (1300*1) 1490 (1500*1) 1890 (1900*1)	変更なし
	690 (700*1)			
	790 (800*1)			
	990 (1000*1)			
	1090 (1100*1)			
	1290 (1300*1)			
	1390 (1400*1)			
	1590 (1600*1)			
	1890 (1900*1)			
	1890 (1900*1)			
燃料加工建屋 地上2階 (T. M. S. L. 62. 80m)	490 (500*1)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)	490 (500*1) 790 (800*1) 1290 (1300*1) 1490 (1500*1) 1890 (1900*1)	変更なし
790 (800*1)				
840 (850*1)				
1290 (1300*1)				
1390 (1400*1)				
1490 (1500*1)				
1590 (1600*1)				
1890 (1900*1)				

(続き)

名称 種類	変更前		変更後	
	主要寸法*3 (mm)	材料	主要寸法*3 (mm)	材料
建屋遮蔽 (燃料加工 建屋)	燃料加工建屋 塔屋階 (T. M. S. L. 70. 20m)	290(300*1) 790(800*1) 1290(1300*1) 1890(1900*1)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし
	燃料加工建屋 屋上階 (T. M. S. L. 77. 50m)	1390(1400*1)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし

注記 \*1：公称値を示す。

\*2：公称値のうち最小のものを示す。

\*3：遮蔽設計上考慮する厚さを示す。

(b) 遮蔽扉

名称 種類	変更前		変更後		
	主要寸法*2 (mm)	材料	主要寸法*2 (mm)	材料	
遮蔽扉*4 (燃料加工 建屋)	燃料加工建屋 地下3階 (T. M. S. L. 35. 00m)	340 (346*1)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	
		340 (340*1)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		
		35 (38*1)	SS400		
		78 (80*1)			
		292 (300*1)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		変更なし
		34 (34*1)	SS400		
	63 (63*1)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)			
	260 (260*1)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	300 (306*1)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	
	10 (10*1)	SS400	300 (306*1)		
	72 (72*1)			普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	
	燃料加工建屋 地下2階 (T. M. S. L. 43. 20m)	185 (185*1)	ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	
		290 (292*1)	普通コンクリート (密度 2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		
490 (492*1)		ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)			
43 (45*1)		SS400			
115 (120*1)			ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		

(続き)

名称 種類	変更前		変更後	
	主要寸法*2 (mm)	材料	主要寸法*2 (mm)	材料
遮蔽扉*4 (燃料加工 建屋)	燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L. 43. 20m)	SS400  ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	変更なし
	燃料加工建屋 地下1階 (T.M.S.L. 50. 30m)	SS400  ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	変更なし
	燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L. 56. 80m)	SS400  ポリエチレン (密度 0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)	変更なし	変更なし

注記 \*1：公称値を示す。

\*2：遮蔽設計上考慮する厚さを示す。

\*3：記載の適正化。コンクリート壁に変更したため「ー」とし、コンクリート壁の仕様は、建屋遮蔽の仕様表に示す。

\*4：遮蔽扉のうち、粉末調整第5室及び粉末調整室前室境界の遮蔽扉、燃料棒加工第2室及び分析第2室境界の遮蔽扉、スクラップ処理室及び分析第2室境界の遮蔽扉、燃料棒貯蔵室及び燃料棒受入室境界の遮蔽扉、貯蔵容器一時保管室及び貯蔵容器受入室境界の遮蔽扉、粉末一時保管室及び粉末調整第3室境界の遮蔽扉、粉末一時保管室及び粉末調整第7室境界の遮蔽扉、ペレット一時保管室及びペレット加工第4室境界の遮蔽扉はその他の加工施設の火災防護設備の火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建屋)の防火扉と兼用する。

(c) 遮蔽蓋

名称 種類	変更前		変更後	
	主要寸法*2 (mm)	材料	主要寸法*2 (mm)	材料
遮蔽蓋 (燃料加工 建屋)	燃料加工建屋 地下3階中2階 (T. M. S. L. 38.30m)	普通コンクリート (密度 $2.15 \times 10^3 \text{ kg/m}^3$ 以上)	850 (860*1)	変更なし
遮蔽蓋	燃料加工建屋 地下3階 (T. M. S. L. 35.00 m)	SS400	50 (55*1) 20 (22*1)	—*3
			100 (105*1)	

注記 \*1：公称値を示す。

\*2：遮蔽設計上考慮する厚さを示す。

\*3：記載の適正化。コンクリート壁に変更したため「—」とし、コンクリート壁の仕様は、建屋遮蔽の仕様表に示す。

## 2. 準拠規格及び基準

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号)</li> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和 32 年 11 月 21 日政令第 324 号)</li> <li>・核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和 41 年 7 月 19 日総理府令第 37 号)</li> <li>・加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 17 号)</li> <li>・加工施設の技術基準に関する規則 (令和 2 年 3 月 17 日原子力規制委員会規則第 6 号)</li> <li>・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和 2 年 1 月 23 日原子力規制委員会規則第 2 号)</li> <li>・建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)</li> <li>・建築基準法施行令 (昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)</li> <li>・消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)</li> <li>・消防法施行令 (昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)</li> <li>・都市計画法 (昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号)</li> <li>・危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号)</li> <li>・電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号)</li> <li>・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号)</li> <li>・平成 12 年建設省告示第 1400 号 (平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1400 号)</li> </ul>	変更なし



(続き)

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本産業規格 (JIS)</li><li>・ 日本建築学会各種構造設計及び計算規準</li><li>・ 日本建築学会各種建築工事標準仕様書・同解説 (JASS)</li><li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984)</li><li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</li><li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版)</li><li>・ 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針 (昭和 50 年 5 月 13 日原子力委員会決定)</li><li>・ 工場電気設備防爆指針 (ガス蒸気防爆 2006)</li><li>・ 日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」 (JACA No. 11A-2003)</li><li>・ 日本電気協会電気技術規程・指針</li><li>・ 原子力発電所の耐雷指針 (JEAG4608-2007)</li></ul>	変更なし
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高圧ガス保安法 (昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号)</li><li>・ 青森県建築基準法施行細則 (昭和 36 年 2 月 9 日青森県規則第 20 号)</li><li>・ 電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」 (SBA G 0603-2001)</li><li>・ IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験</li><li>・ IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験</li><li>・ UL1581 (Fourth Edition-2001) 1080. VW-1 垂直燃焼試験</li><li>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306195 号)</li><li>・ 放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準 (NFPA801 2014 Edition)</li></ul>

上記の他「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」及び「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」を参照する。

## リ その他の加工施設

1. 設計条件及び仕様

1.1 非常用設備

1.1.1 火災防護設備

(1) 建物・構築物

a. 火災区域構造物及び火災区画構造物

・火災区域構造物及び火災区画構造物（燃料加工建屋）

変更前					変更後				
名称		種類	主要寸法 (mm)	材料	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分				火災区域(区画)名称	番号			
					原料受払室*2	火災区域	PA-1		
					貯蔵容器一時保管室 *2*3	火災区域	PA-2		
					粉末調整第1室*2	火災区域	PA-3		
					粉末一時保管室*2*3/ 点検第1室*2/点検第 2室*2	火災区域	PA-4	150 (300*1)	鉄筋コンクリート
					粉末調整第6室*2	火災区域	PA-5		
					ペレット・スクラッ プ貯蔵室/点検第3室 *2/点検第4室*2	火災区域	PA-6		
					粉末調整第2室*2	火災区域	PA-7		

(続き)

変更前					変更後					
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	番号			
ペレット加工第4室 *2*3	火災区域	PA-8	壁	150 (300* <sup>1</sup> )	鉄筋コンクリート	ペレット加工第4室 *2*3	火災区域	PA-8	150 (300* <sup>1</sup> )	鉄筋コンクリート
粉末調整第3室 *2*3	火災区域	PA-9				粉末調整第3室 *2*3	火災区域	PA-9		
粉末調整第7室 *2*3	火災区域	PA-10				粉末調整第7室 *2*3	火災区域	PA-10		
ペレット一時保管室 *2*3	火災区域	PA-11				ペレット一時保管室 *2*3	火災区域	PA-11		
ペレット加工第3室 *2	火災区域	PA-12				ペレット加工第3室 *2	火災区域	PA-12		
粉末調整第4室*2/ウ ラン粉末準備室*2	火災区域	PA-13				粉末調整第4室*2/ウ ラン粉末準備室*2	火災区域	PA-13		
粉末調整第5室 *2*3	火災区域	PA-14				粉末調整第5室 *2*3	火災区域	PA-14		
ペレット加工第1室 *2	火災区域	PA-15				ペレット加工第1室 *2	火災区域	PA-15		
ペレット加工第2室 *2	火災区域	PA-16				ペレット加工第2室 *2	火災区域	PA-16		

(続き)

変更前				変更後				
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号		
				火災区域(区画)名称	火災区域	PA-17		
				ダンパ駆動用ボンベ 第2室*2	火災区域	PA-18		
				北第2制御盤室*2	火災区域	PA-19		
				南第2制御盤室*2	火災区域	PA-20		
				北第3制御盤室*2	火災区域	PA-21	150 (300* <sup>1</sup> )	鉄筋コンクリート
				ダンパ駆動用ボンベ 第1室*2	火災区域	PA-22		
				液体廃棄物処理第1 室*2	火災区域	PA-23		
				液体廃棄物処理第2 室*2/液体廃棄物処 理室前室*2	火災区域	PA-24		
				液体廃棄物処理第3 室*2/床ドレン回収 槽第1室/床ドレン回 収槽第2室	火災区域			

(続き)

変更前				変更後				
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号		
制御第1室*2				制御第1室*2	火災区域	PA-25		
分析第1室*2				分析第1室*2	火災区域	PA-26		
分析第2室*2*3				分析第2室*2*3	火災区域	PA-27		
燃料棒加工第1室/ペ レット立会室*2/燃料 棒解体室*2/燃料棒加 工第2室*2*3/燃料棒 加工第3室				燃料棒加工第1室/ペ レット立会室*2/燃料 棒解体室*2/燃料棒加 工第2室*2*3/燃料棒 加工第3室	火災区域	PA-28	150 (300*1)	鉄筋コンクリート
燃料棒貯蔵室*2*3				燃料棒貯蔵室*2*3	火災区域	PA-29		
スクラップ処理室 *2*3				スクラップ処理室 *2*3	火災区域	PA-30		
分析第3室*2				分析第3室*2	火災区域	PA-31		
制御第4室*2				制御第4室*2	火災区域	PA-32		

(続き)

変更前				変更後				
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号		
排風機室*2				排風機室*2	火災区域	PA-33		
排気フィルタ第1室*2				排気フィルタ第1室*2	火災区域	PA-34		
廃棄物保管第1室*2				廃棄物保管第1室*2	火災区域	PA-35		
ウラン貯蔵室*2				ウラン貯蔵室*2	火災区域	PA-36		
選別作業室*2				選別作業室*2	火災区域	PA-37		
窒素消火設備第1室*2				窒素消火設備第1室*2	火災区域	PA-38	150 (300*1)	鉄筋コンクリート
オイルタンク室				オイルタンク室	火災区域	PA-39	壁	
非常用発電機燃料ポンプ室*2				非常用発電機燃料ポンプ室*2	火災区域	PA-40		
放管試料前処理室*2				放管試料前処理室*2	火災区域	PA-41		
放射能測定室*2/放射能測定室前室*2				放射能測定室*2/放射能測定室前室*2	火災区域	PA-42		

(続き)

変更前				変更後					
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料	
火災区域(区画)名称	区分	番号		火災区域(区画)名称	区分	番号			
非常用電気 A 室*2				非常用電気 A 室*2	火災区域	PA-43			
中央監視室*2				中央監視室*2	火災区域	PA-44			
非常用発電機 A 室*2				非常用発電機 A 室*2	火災区域	PA-45			
非常用発電機 A 制御 盤室*2				非常用発電機 A 制御 盤室*2	火災区域	PA-46			
非常用蓄電池 A 室*2				非常用蓄電池 A 室*2	火災区域	PA-47			
非常用発電機 B 室*2				非常用発電機 B 室*2	火災区域	PA-48			
非常用発電機 B 制御 盤室*2				非常用発電機 B 制御 盤室*2	火災区域	PA-49			
非常用電気 B 室*2				非常用電気 B 室*2	火災区域	PA-50			
非常用蓄電池 B 室*2				非常用蓄電池 B 室*2	火災区域	PA-51			
混合ガス受槽室*2				混合ガス受槽室*2	火災区域	PA-52			
混合ガス計測ラック 室*2				混合ガス計測ラック 室*2	火災区域	PA-53			
								150 (300*1)	鉄筋コンクリート
								壁	



(続き)

変更前					変更後						
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称			種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号			
非常用蓄電池E室*2	火災区域	PA-54	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート	非常用蓄電池E室*2	火災区域	PA-54	壁	150 (300*1)	鉄筋コンクリート
非常用電気E室*2	火災区域	PA-55				非常用電気E室*2	火災区域	PA-55			
非常用制御盤A室*2	火災区域	PA-56				非常用制御盤A室*2	火災区域	PA-56			
非常用制御盤B室*2	火災区域	PA-57				非常用制御盤B室*2	火災区域	PA-57			
非常用発電機給気機械A室*2	火災区域	PA-58				非常用発電機給気機械A室*2	火災区域	PA-58			
非常用発電機給気機械B室*2	火災区域	PA-59				非常用発電機給気機械B室*2	火災区域	PA-59			
廃棄物保管第2室*2	火災区域	PA-60				廃棄物保管第2室*2	火災区域	PA-60			
原料受払室前室	火災区画	PA-B3-1				原料受払室前室	火災区画	PA-B3-1			
貯蔵容器受入第2室*3	火災区画	PA-B3-2				貯蔵容器受入第2室*3	火災区画	PA-B3-2			
北第1制御盤室	火災区画	PA-B3-3				北第1制御盤室	火災区画	PA-B3-3			

(続き)

変更前				変更後			
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	材料
北エレベータ				北エレベータ	火災区画	PA-B3-4	壁 鉄筋コンクリート 150 (300* <sup>1</sup> )
地下3階北第1ダクト室				地下3階北第1ダクト室	火災区画	PA-B3-5	
現場監視第2室/ペレット加工室前室				現場監視第2室/ペレット加工室前室	火災区画	PA-B3-6	
粉末調整室前室*3				粉末調整室前室*3	火災区画	PA-B3-7	
現場監視第1室				現場監視第1室	火災区画	PA-B3-8	
北第2附室				北第2附室	火災区画	PA-B3-9	
北第2階段室				北第2階段室	火災区画	PA-B3-10	
地下3階北第1電気配線室				地下3階北第1電気配線室	火災区画	PA-B3-11	
南第1制御盤室				南第1制御盤室	火災区画	PA-B3-12	
南第1附室				南第1附室	火災区画	PA-B3-13	

(続き)

変更前				変更後			
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	材料
南第1階段室				南第1階段室	火災区画	PA-B3-14	鉄筋コンクリート
地下3階南第1電気配線室				地下3階南第1電気配線室	火災区画	PA-B3-15	
添加剤準備室				添加剤準備室	火災区画	PA-B3-16	
南エレベータ				南エレベータ	火災区画	PA-B3-17	
地下3階南第1ダクト・配管室				地下3階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B3-18	
南第2附室				南第2附室	火災区画	PA-B3-19	
南第2階段室				南第2階段室	火災区画	PA-B3-20	
地下3階北第2電気配線室				地下3階北第2電気配線室	火災区画	PA-B3-21	
北第1階段室				北第1階段室	火災区画	PA-B3-22	
北第1附室				北第1附室	火災区画	PA-B3-23	

(続き)

変更前				変更後			
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	材料
常用電気第2室				常用電気第2室	火災区画	PA-B3-24	鉄筋コンクリート
メンテナンス室				メンテナンス室	火災区画	PA-B3-25	
地下3階廊下/地下3階便所				地下3階廊下/地下3階便所	火災区画	PA-B3-26	
貯蔵容器受入第1室/貯蔵容器受入第1室前室				貯蔵容器受入第1室/貯蔵容器受入第1室前室	火災区画	PA-B3M2-1	
地下3階中2階廊下				地下3階中2階廊下	火災区画	PA-B3M2-2	
北第2附室				北第2附室	火災区画	PA-B3M2-3	
地下3階中2階南第2ダクト・配管室				地下3階中2階南第2ダクト・配管室	火災区画	PA-B3M2-4	
分析室前室/分析データ管理第1室				分析室前室/分析データ管理第1室	火災区画	PA-B2-1	
試薬準備室/顕微鏡室/制御第2室				試薬準備室/顕微鏡室/制御第2室	火災区画	PA-B2-2	

(続き)

変更前				変更後			
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	材料
燃料棒加工室前 室/北第 4 制御盤室/ 制御第 3 室				燃料棒加工室前 室/北第 4 制御盤室/ 制御第 3 室	火災区画	PA-B2- 3	鉄筋コンクリート
地下 2 階廊下/地下 2 階便所				地下 2 階廊下/地下 2 階便所	火災区画	PA-B2- 4	
地下 2 階北第 1 ダク ト室				地下 2 階北第 1 ダク ト室	火災区画	PA-B2- 5	
ウラン粉末準備室 前室				ウラン粉末準備室 前室	火災区画	PA-B2- 6	
スクラップ処理室前 室				スクラップ処理室前 室	火災区画	PA-B2- 7	
燃料集合体洗浄検査 室/燃料集合体組立 第 2 室				燃料集合体洗浄検査 室/燃料集合体組立 第 2 室	火災区画	PA-B2- 8	
燃料集合体組立第 1 室/燃料棒受入室*3				燃料集合体組立第 1 室/燃料棒受入室*3	火災区画	PA-B2- 9	
制御第 5 室				制御第 5 室	火災区画	PA-B2- 10	
燃料集合体部材準備 室				燃料集合体部材準備 室	火災区画	PA-B2- 11	

(続き)

変更前				変更後					
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料	
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号			
北第2附室				北第2附室	火災区画	PA-B2-12			
地下2階北第2ダクト・配管室				地下2階北第2ダクト・配管室	火災区画	PA-B2-13			
地下2階北第1電気配線室				地下2階北第1電気配線室	火災区画	PA-B2-14			
北第8制御盤室				北第8制御盤室	火災区画	PA-B2-15			
北第5制御盤室				北第5制御盤室	火災区画	PA-B2-16			
常用無停電電源第1室				常用無停電電源第1室	火災区画	PA-B2-17			
南第1附室				南第1附室	火災区画	PA-B2-18			
地下2階南第1電気配線室				地下2階南第1電気配線室	火災区画	PA-B2-19			
地下2階南第1ダクト・配管室				地下2階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B2-20			
南第2附室				南第2附室	火災区画	PA-B2-21			
				壁					
								150 (300*1)	鉄筋コンクリート

(続き)

変更前				変更後						
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料		
火災区域(区画)名称	区分	番号		火災区域(区画)名称	区分	番号				
			材料	南第3制御盤室	火災区画	PA-B2-22	壁	鉄筋コンクリート		
地下2階北第1配管室/地下2階北第2電気配線室	火災区画	PA-B2-23								
地下2階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-B2-24								
北第1附室	火災区画	PA-B2-25								
サンプルリングポンプユニット室/排気サンプララック室/冷却機械室	火災区画	PA-B1-1								
NDA測定室	火災区画	PA-B1-2								
廃棄物データ管理室	火災区画	PA-B1-3								
排気フィルタ第2室/	火災区画	PA-B1-4								

(続き)

変更前				変更後				
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号		火災区域(区画)名称	区分	番号		
				排気フィルタ第3室	火災区画	PA-BI-5		
				常用無停電電源第2室	火災区画	PA-BI-6		
				燃料集合体組立クレ ーン室	火災区画	PA-BI-7		
				廃棄用資機材室/選 別作業室前室	火災区画	PA-BI-8		
				制御第6室	火災区画	PA-BI-9		
				梱包準備室	火災区画	PA-BI-10	150 (300* <sup>1</sup> )	鉄筋コンクリート
				南第1ダクト室/リフ タ室/梱包室/燃料集 合体貯蔵室	火災区画	PA-BI-11		
				北第2附室	火災区画	PA-BI-12		
				地下1階北第2ダク ト・配管室	火災区画	PA-BI-13		
				地下1階北第1電気 配線室	火災区画	PA-BI-14		



(続き)

変更前					変更後				
名称		種類	主要寸法 (mm)	材料	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号			火災区域(区画)名称	区分	番号		
地下1階北第1備品庫	火災区画	PA-BI-15			地下1階北第1備品庫	火災区画	PA-BI-15		
地下1階南第2ダクト・配管室	火災区画	PA-BI-16			地下1階南第2ダクト・配管室	火災区画	PA-BI-16		
廃油保管室	火災区画	PA-BI-17			廃油保管室	火災区画	PA-BI-17		
南第1附室	火災区画	PA-BI-18			南第1附室	火災区画	PA-BI-18		
地下1階南第1電気配線室	火災区画	PA-BI-19			地下1階南第1電気配線室	火災区画	PA-BI-19		
地下1階南第1備品庫	火災区画	PA-BI-20			地下1階南第1備品庫	火災区画	PA-BI-20	150 (300*1)	鉄筋コンクリート
地下1階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-BI-21			地下1階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-BI-21		
南第2附室	火災区画	PA-BI-22			南第2附室	火災区画	PA-BI-22		
溶接施行試験室/金相試験室	火災区画	PA-BI-23			溶接施行試験室/金相試験室	火災区画	PA-BI-23		
北第6制御盤室	火災区画	PA-BI-24			北第6制御盤室	火災区画	PA-BI-24		

(続き)

変更前				変更後				
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号		
地下1階北第2電気配線室	火災区画	PA-BI-25		地下1階北第2電気配線室	火災区画	PA-BI-25	壁	鉄筋コンクリート
地下1階北第1配管室	火災区画	PA-BI-26		地下1階北第1配管室	火災区画	PA-BI-26		
地下1階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-BI-27		地下1階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-BI-27		
北第1附室	火災区画	PA-BI-28		北第1附室	火災区画	PA-BI-28		
非常用発電機燃料ポンプ階段室	火災区画	PA-BI-29		非常用発電機燃料ポンプ階段室	火災区画	PA-BI-29		
査察機材保管室/ダンプ駆動用ポンプ第3室/北第7制御盤室	火災区画	PA-BI-30		査察機材保管室/ダンプ駆動用ポンプ第3室/北第7制御盤室	火災区画	PA-BI-30		
地下1階廊下/集合排気ダクト室	火災区画	PA-BI-31		地下1階廊下/集合排気ダクト室	火災区画	PA-BI-31		
北第1附室	火災区画	PA-I-1		北第1附室	火災区画	PA-I-1		
放射線管理用機材保管室/地上1階北第1備品庫	火災区画	PA-I-2		放射線管理用機材保管室/地上1階北第1備品庫	火災区画	PA-I-2		

(続き)

変更前				変更後				
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号		火災区域(区画)名称	区分	番号		
地上1階東西第1廊下/現場放射線管理室/除染室/靴配備室				地上1階東西第1廊下/現場放射線管理室/除染室/靴配備室	火災区画	PA-1-3		
北第2附室				北第2附室	火災区画	PA-1-4		
地上1階北第1ダクト・配管室				地上1階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-1-5		
地上1階廊下				地上1階廊下	火災区画	PA-1-6		
二酸化炭素消火設備第1室				二酸化炭素消火設備第1室	火災区画	PA-1-7	150 (300* <sup>1</sup> )	鉄筋コンクリート
二酸化炭素消火設備第2室				二酸化炭素消火設備第2室	火災区画	PA-1-8		
地上1階北第2ダクト室				地上1階北第2ダクト室	火災区画	PA-1-9		
地上1階北第3ダクト室				地上1階北第3ダクト室	火災区画	PA-1-10		
地上1階北第1電気配線室				地上1階北第1電気配線室	火災区画	PA-1-11		

(続き)

変更前					変更後					
名称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分			
						地上1階北第3電気配線室	火災区画	PA-1-12		
						南第3階段室	火災区画	PA-1-13		
						地上1階東西第2廊下/汚染検査室/退城室/入城室/放射線管理室/アレンダントポイント/出入管理室/地上1階北第2備品庫/休憩室/男子便所・シャワールーム(下部配管ピット)/警備室/暗室/現像室/洗濯物保管室/女子便所・シャワールーム(下部配管ピット)/立会官更衣室(下部配管ピット)/地上1階東西第3廊下/風除室/玄関	火災区画	PA-1-14	150 (300*1)	鉄筋コンクリート

(続き)

変更前				変更後			
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	材料
南第2附室				南第2附室	火災区画	PA-1-15	鉄筋コンクリート
南エレベータホール 前室/入出庫室前室/ 地上1階南エレベ ータホール				南エレベータホール 前室/入出庫室前室/ 地上1階南エレベ ータホール	火災区画	PA-1-16	
入出庫室/地上1階南 第1備品庫/輸送容器 検査室				入出庫室/地上1階南 第1備品庫/輸送容器 検査室	火災区画	PA-1-17	
輸送容器保管室				輸送容器保管室	火災区画	PA-1-18	
ダクト点検室				ダクト点検室	火災区画	PA-1-19	
地上1階南第1ダク ト・配管室				地上1階南第1ダク ト・配管室	火災区画	PA-1-20	
地上1階南第3ダク ト・配管室				地上1階南第3ダク ト・配管室	火災区画	PA-1-21	
貯蔵梱包クレーン室				貯蔵梱包クレーン室	火災区画	PA-1-22	

(続き)

変更前				変更後			
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称	種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分						
				南第1附室 上	火災区画	PA-1-23	鉄筋コンクリート
				南第1附室 下	火災区画	PA-1-24	
				北第3階段室前室	火災区画	PA-1-25	
				北第3階段室	火災区画	PA-1-26	
				計算機室	火災区画	PA-1-27	
				北第4階段室前室	火災区画	PA-1-28	
				北第4階段室	火災区画	PA-1-29	
				地上2階北第1ダクト・配管室	火災区画	PA-2-1	
				熱源機械室	火災区画	PA-2-2	
				給気機械・フィルタ室	火災区画	PA-2-3	

(続き)

変更前				変更後			
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)
火災区域(区画)名称	区分	番号	材料	火災区域(区画)名称	区分	番号	材料
地上2階東西廊下				地上2階東西廊下	火災区画	PA-2-4	
固体廃棄物払出準備室				固体廃棄物払出準備室	火災区画	PA-2-5	
常用電気第1室				常用電気第1室	火災区画	PA-2-6	
南第4制御室				南第4制御室	火災区画	PA-2-7	
北第3階段室前室				北第3階段室前室	火災区画	PA-2-8	
北第4階段室前室				北第4階段室前室	火災区画	PA-2-9	
南第2附室				南第2附室	火災区画	PA-2-10	
荷卸室				荷卸室	火災区画	PA-2-11	
荷卸室前室/地上2階南エレベータホール				荷卸室前室/地上2階南エレベータホール	火災区画	PA-2-12	
地上2階南第1ダクト・配管室				地上2階南第1ダクト・配管室	火災区画	PA-2-13	
				壁			
				150 (300* <sup>1</sup> )			
				鉄筋コンクリート			

(続き)

変更前				変更後				
名称		種類	主要寸法 (mm)	名称		種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号		火災区域(区画)名称	区分	番号		
				設備搬入口前室	火災区画	PA-2-14	150 (300* <sup>1</sup> )	鉄筋コンクリート
				ダクト室	火災区画	PA-R-1		
				南第2附室	火災区画	PA-R-2		
				南エレベータ機械室	火災区画	PA-R-3		

注記 \*1：公称値のうち最小のものを示す。

\*2：3時間耐火性能を有する防火扉を含む。(主要材料：鋼材)

\*3：防火扉のうち、粉末調整第5室及び粉末調整室前室境界の防火扉、燃料棒加工第2室及び分析第2室境界の防火扉、スクラップ処理室及び分析第2室境界の防火扉、燃料棒貯蔵室及び燃料棒受入室境界の防火扉、貯蔵容器一時保管室及び貯蔵容器受入第2室境界の防火扉、粉末一時保管室及び粉末調整第3室境界の防火扉、粉末一時保管室及び粉末調整第7室境界の防火扉、ペレット一時保管室及びペレット加工第4室境界の防火扉は成形施設 燃料加工建屋の遮蔽扉と兼用する。



## 2. 準拠規格及び基準

## 2.1 火災防護設備の準拠規格及び基準

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号)</li> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和 32 年 11 月 21 日政令第 324 号)</li> <li>・核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和 41 年 7 月 19 日総理府令第 37 号)</li> <li>・加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 17 号)</li> <li>・加工施設の技術基準に関する規則 (令和 2 年 3 月 17 日原子力規制委員会規則第 6 号)</li> <li>・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和 2 年 1 月 23 日原子力規制委員会規則第 2 号)</li> <li>・建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)</li> <li>・建築基準法施行令 (昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)</li> <li>・消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)</li> <li>・消防法施行令 (昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)</li> <li>・日本産業規格 (JIS)</li> <li>・日本建築学会各種構造設計及び計算規準</li> <li>・日本建築学会各種建築工事標準仕様書・同解説 (JASS)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版)</li> </ul>	変更なし

(続き)

変更前	変更後
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306195 号)</li><li>・ 放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準 (NFPA801 2014 Edition)</li></ul>



第2表 工事工程表（施設区分毎）

年度 項目	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度
	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期
成形施設	■							■
	◇							◇
	☆							☆
	★							★
その他の加工 施設のうち 火災防護設備	■							■
	◇							◇
	☆							☆
	★							★

■ : 現地工事期間

■ : 構造、強度及び漏えいに係る検査をすることができるようになった時

◇ : 機能及び性能に係る検査をすることができる状態になった時

☆ : 基本設計方針検査をすることができる状態になった時

★ : 品質マネジメントシステムに係る検査ができる状態になった時

注記：検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

## 五 変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

### 1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

当社は、再処理事業所MOX燃料加工施設の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し維持するための活動を行う仕組みを含めた加工施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に定めている。

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。

### 2. 適用範囲・定義

#### 2.1 適用範囲

設工認品質管理計画は、再処理事業所MOX燃料加工施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。

#### 2.2 定義

設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。

##### 2.2.1 加工規則

核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)をいう。

##### 2.2.2 技術基準規則

加工施設の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第六号)をいう。

##### 2.2.3 適合性確認対象設備

設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。

### 3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、設工認品質管理計画及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。

- 3.1 設計、工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達を含む。)  
 設計、工事及び検査並びに調達は、燃料製造事業部、調達室及び安全・品質本部で構成する体制で実施する。  
 設計、工事及び検査並びに調達に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について責任と権限を持つ。
- 3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査
- 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用  
 設工認におけるグレード分けは、MOX燃料加工施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。

第3.2-1表 MOX燃料加工施設における設備に係るグレード分け

品質重要度	定義
クラス1	(1) 安重又は耐震重要度Sクラス設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備 (3) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備 (4) CクラスSsチェック以外、又はクラスなし設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」及び「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備
クラス2	クラス1以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (3) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (4) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備
クラス3	クラス1～2以外の設備

第3.2-2表 MOX燃料加工施設における設計の管理に係るグレード分け

設計開発の適用	対 象
適用	「技術基準規則」等に対する適合性の確保に必要な設計管理
適用外	上記以外の設計管理

第3.2-3表 MOX燃料加工施設における調達の管理に係るグレード分け

グレード	対 象
I	施設の基本設計及びそれに係る業務に伴う調達（許認可申請等に係る解析業務等） 原子力安全に直接影響を与える事項の調達（施設の新増設、安全上重要な設備及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設備の運転業務等）
II	原子力安全に影響を与える可能性のある事項の調達（上記 I の設備の保全業務、その他の原子力安全に影響を与える可能性のある設備（高い耐震性能が要求される設備等を含む。）の運転・保全業務等）
III	上記 I 及び II のいずれにも該当しない、保安活動に関係する調達
IV	保安活動に直接関係しない調達

### 3.2.2 設計，工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計，工事及び検査の流れを第3.2-1図に示すとともに，設計，工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-4表に示す。

なお，加工規則第三条の二の二第一項第三号に区分される施設のうち，設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は，設工認品質管理計画のうち，必要な事項を適用して設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，第3.2-4表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに，記録を管理する。

なお，設計の各段階におけるレビューについては，当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

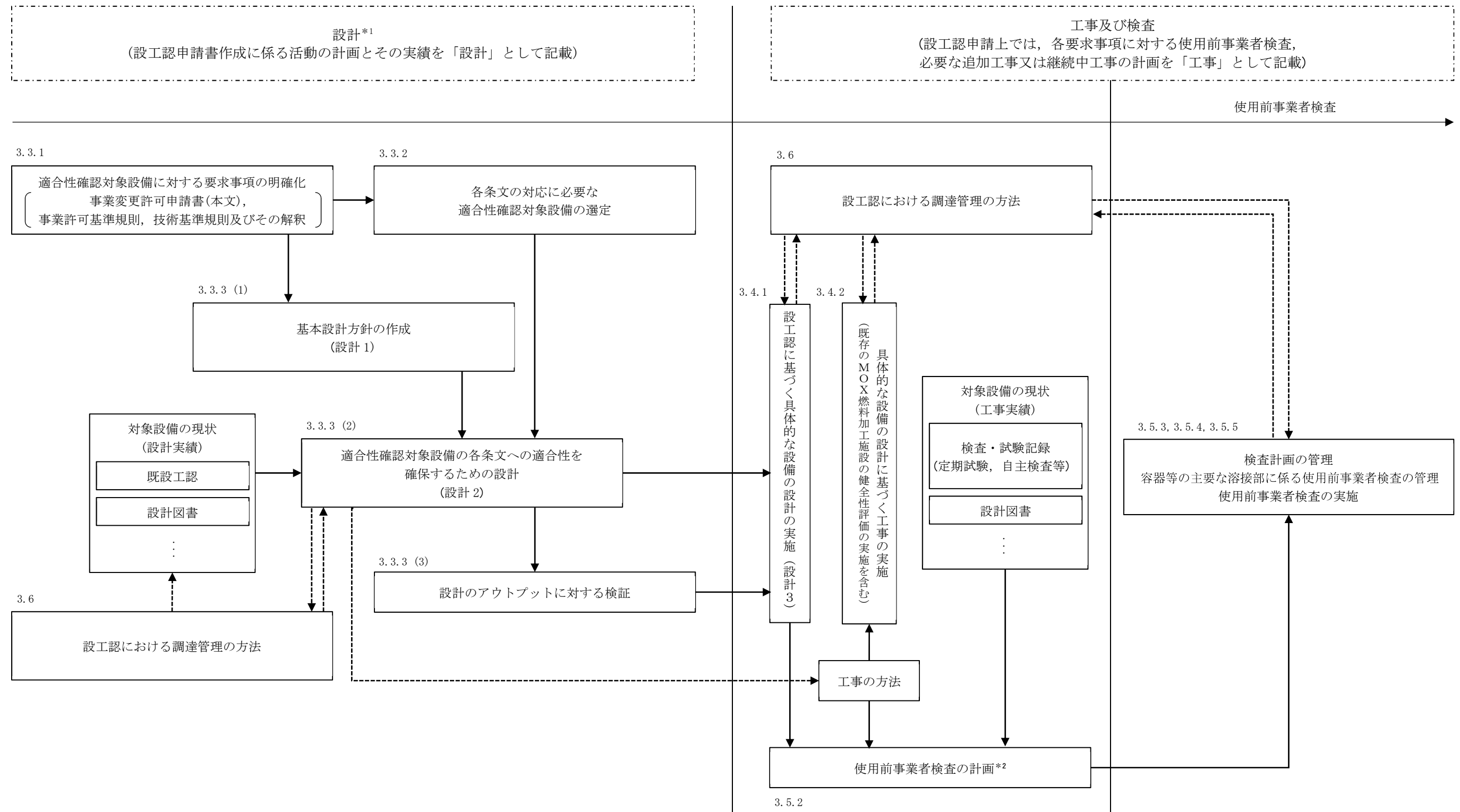
設工認のうち，容器等の主要な溶接部に対する必要な検査は，「3.3 設計に係る品質管理の方法」，「3.4 工事に係る品質管理の方法」，「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理(第3.2-4表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」～「3.6 設工認における調達管理の方法」)のうち，必要な事項を適用して設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する。



第3.2-4表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1設計開発計画 適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2設計開発に用いる情報 設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	7.3.2設計開発に用いる情報 技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3(1)*	基本設計方針の作成(設計1)	7.3.3設計開発の結果に係る情報 要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2)*	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	7.3.3設計開発の結果に係る情報 適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5設計開発の検証 基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.4*	設計における変更	7.3.7設計開発の変更の管理 設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1*	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	7.3.3設計開発の結果に係る情報 7.3.5設計開発の検証 設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	— 適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	— 適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	— 適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3	検査計画の管理	— 使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	— 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6設計開発の妥当性確認 8.2.4機器等の検査等 適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合していることを確認
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4調達 8.2.4機器等の検査等 適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理

注記 \* : 「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。



注記 \*1: 設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成(設計1)し、既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら、適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計(設計2)を行う業務をいう。また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書をまとめる。  
\*2: 条文ごとに適合性確認対象設備が技術基準規則に適合していることを確認するための検査方法の決定とその実施を使用前事業者検査の計画として明確にする。

□ : 設工認の範囲  
- - - - -> : 必要に応じ実施する業務の流れ

第3.2-1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ

### 3.3 設計に係る品質管理の方法

#### 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。

#### 3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性確認対象設備(運用を含む。)に対する技術基準規則への適合性を確保するために、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽出する。

#### 3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

##### (1) 基本設計方針の作成(設計1)

「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。

##### (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)

「設計2」として、「設計1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。

なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。

##### (3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「設計1」及び「設計2」の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。

#### 3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じ修正する。

### 3.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計(設計3)、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。

また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。

#### 3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかにより、設工認に基づく製品実現のための設備の具体的な設計(設計3)を実施する。

- ・自社で設計する場合
- ・「設計3」を工事を主管する箇所の長が調達し、調達管理として「設計3」を管理する場合

#### 3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

施設の管理に係る箇所の長は、設置から長期間経過している既存のMOX燃料加工施設に対し、劣化事象を考慮した保全計画、保全実績及び不適合状態でないことを確認することによって当該MOX燃料加工施設が健全に維持されていることを評価する。

### 3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。

#### 3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

- ①実設備の仕様の適合性確認
- ②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロ

セス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。

②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認をQA検査に追加する。

また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

### 3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.5-1表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。

また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。

### 3.5.3 検査計画の管理

検査の工程管理に係る箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。

また、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。

### 3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理

容器等の主要な溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。

### 3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。

#### (1) 使用前事業者検査の独立性確保

使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。

#### (2) 使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。

#### (3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。

実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

検査要領書の作成においては、設置から長期間経過している既存のMOX燃料加工施設に対する健全性評価の結果等により当該MOX燃料加工施設の状態を把握する。

#### (4) 使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。

第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	
設備	設計要求	設置要求	設計要求どおりの名称，取付箇所，個数で設置されていることを確認する。	外観検査 据付・外観検査 状態確認検査	
		機能要求	材料，寸法，耐圧・漏えい等の構造，強度に係る仕様(仕様表)	仕様表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 構造検査 強度検査
			系統構成，系統隔離，可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	外観検査 寸法検査 耐圧・漏えい検査
			上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。	据付・外観検査 機能・性能検査 状態確認検査
	評価要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて，基盤検査，設置要求の検査，機能要求の検査を適用	
運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査	

### 3.6 設工認における調達管理の方法

設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。

#### 3.6.1 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。

#### 3.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

#### 3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。

##### (1) 調達文書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書(以下「仕様書」という。)を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「(2) 調達製品の管理」参照)

調達を主管する箇所の長は、一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たって、当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。

##### (2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

##### (3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。



#### 3.6.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

### 3.7 記録，識別管理，トレーサビリティ

#### 3.7.1 文書及び記録の管理

##### (1) 適合性確認対象設備の設計，工事及び検査に係る文書及び記録

設計，工事及び検査に係る組織の長は，設計，工事及び検査に係る文書及び記録を，保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し，これらを適切に管理する。

##### (2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合，供給者の品質マネジメントシステムに係る能力の確認，かつ，対象設備での使用が可能な場合において，適用可能な図書として扱う。

##### (3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

使用前事業者検査として，記録確認検査を実施する場合に用いる記録は，上記(1)，(2)を用いて実施する。

#### 3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ

##### (1) 計測器の管理

設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，保安規定品質マネジメントシステム計画に従い，設計及び工事，検査で使用する計測器について，校正・検証及び識別等の管理を実施する。

##### (2) 機器，弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は，機器，弁及び配管等について，保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。

### 3.8 不適合管理

設工認に基づく設計，工事及び検査において発生した不適合については，保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。

#### 4. 適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の施設管理は、保安規定に規定する施設管理に基づき業務を実施する。

## 六 変更の理由

### (1) 変更の理由

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正等に伴い、技術上の基準に適合させるために必要な設計及び工事の計画について、新規制基準に基づき加工の事業の変更の許可を受けた事業変更許可申請書（以下「事業変更許可申請書」という。）を踏まえて変更する。

### (2) 分割の理由

本申請の申請範囲は、事業変更許可申請書における変更内容のうち、新規制基準への適合及びその他設計変更に係る MOX 燃料加工施設（以下「本施設」という。）の変更であり、本施設が建設工事の段階であること及び建設工事に時間を要することを踏まえ、建設工事の工程を考慮し、段階的に工事を実施することが効率的であるため、工事の工程に合わせて申請範囲を 4 つの時期に分割し、新規申請及び変更申請に区分することで、計 7 申請に分割して申請する。

本申請の申請範囲を第 1 表に示す。

なお、今後の進捗に応じて、分割申請の各申請回次の申請内容を変更する可能性がある。

第1表 分割申請計画

申請種別	申請時期	申請回次	施設区分及び設備区分																				申請計画													
			ハ	ニ	ホ	ヘ	ト			チ	リ													2020年度	2021年度	2022年度		2023年度								
			成形施設	被覆施設	組立施設	核燃料物質の貯蔵施設	気体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	放射線管理施設	火災防護設備	照明設備	所内電源設備(電気設備)	補機駆動用燃料補給設備	拡散抑制設備	水供給設備	緊急時対策所	通信連絡設備	核燃料物質の検査設備	核燃料物質の計量設備	主要な実験設備	溢水防護設備	警報関連設備	冷却水設備	給排水衛生設備	空調用設備	窒素循環関係設備	水素・アルゴンガス用設備	その他ガス設備	選別・保管設備	荷役設備	下期	-	上期	下期	上期
新規制基準への適合	第1回	2項変更	●	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▽				
	第2回	2項変更	●	●	●	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	●	-	●	-	-	-			▽		
		1項新規	●	●	●	●	●	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	●	●	-	●	-	-	-			▽		
	第3回	2項変更	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-			▽		
		1項新規	●	-	-	-	●	-	-	●	●	●	-	-	-	-	●	●	●	●	-	●	-	●	-	-	-	-	●	●	-	-			▽	
	第4回	2項変更	-	-	-	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			▽		
		1項新規	-	-	-	●	-	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	-	-	-	●	-	-	-	●	-	-	-	●	-	-			▽		

注記 \*1: 主配管(海洋放出管理系(燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲))が対象。

# 添 付 書 類

## 目 次

- (1) 加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書
- (2) 設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- (3) 加工施設の技術基準への適合性に関する説明書
  - 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理
  - I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書 次回以降申請
  - II 放射線による被ばくの防止に関する説明書
  - III 加工施設の耐震性に関する説明書
  - IV 強度に関する説明書 次回以降申請
  - V その他の説明書
    - V-1 説明書
    - V-2 加工施設に関する図面

(1) 加工施設の事業変更許可申請  
書との整合性に関する説明書

## 目 次

- (1) - 1 加工施設の事業変更許可申請書(本文三号)との整合性に関する説明書
- (1) - 2 加工施設の事業変更許可申請書(本文七号)との整合性に関する説明書



(1) - 1  
加工施設の事業変更許可申請書  
(本文三号) との整合性に関する  
説明書

## 目 次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 説明書の構成	1
4. 加工施設の事業変更許可との整合性	2
三. 加工施設の位置, 構造及び設備並びに加工の方法	3
イ. 加工施設の位置	3
(イ) 敷地の面積及び形状	3
(ロ) 敷地内における主要な加工施設の位置	6
ロ. 加工施設の一般構造	7
(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造	次回申請以降
(ロ) 放射線の遮蔽に関する構造	9
(ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造	14
(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造	18
(ホ) 耐震構造	79
(ヘ) 耐津波構造	103
(ト) その他の主要な構造	105
(1) 安全機能を有する施設	105
①外部からの衝撃による損傷の防止	106
②加工施設への人の不法な侵入等の防止	137
③溢水による損傷の防止	138
④誤操作の防止	143
⑤安全避難通路等	145
⑥安全機能を有する施設	147
⑦設計基準事故の拡大の防止	150
⑧核燃料物質の貯蔵施設	151
⑨廃棄施設	152
⑩放射線管理施設	次回申請以降
⑪監視設備	次回申請以降
⑫非常用電源設備	次回申請以降
⑬通信連絡設備	次回申請以降
(2) 重大事故等対処施設	154
①重大事故等の拡大の防止等	155
②重大事故等対処設備	156
③臨界事故の拡大を防止するための設備	次回申請以降
④閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	次回申請以降
⑤工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	次回申請以降
⑥重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備	次回申請以降
⑦電源設備	次回申請以降
⑧緊急時対策所	次回申請以降

ハ. 加工設備本体の構造及び設備	194
(イ)化学処理施設	194
(ロ)濃縮施設	194
(ハ)成形施設	194
(ニ)被覆施設	221
(ホ)組立施設	228
ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	232
ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	242
ヘ. 放射線管理施設の構造及び設備	次回申請以降
ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備	263
(イ)非常用設備の種類	263
(1)火災防護設備	263
(2)照明設備	次回申請以降
(3)所内電源設備(電気設備)	次回申請以降
(4)補機駆動用燃料補給設備	次回申請以降
(5)拡散抑制設備	次回申請以降
(6)水供給設備	次回申請以降
(7)緊急時対策所	次回申請以降
(8)通信連絡設備	次回申請以降
(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	276
(ハ)主要な実験設備の種類	次回申請以降
(ニ)その他の主要な事項	279
(1)溢水防護設備	279
(2)冷却水設備	次回申請以降
(3)給排水衛生設備	次回申請以降
(4)空調用冷水設備	次回申請以降
(5)空調用蒸気設備	次回申請以降
(6)燃料油供給設備	次回申請以降
(7)窒素循環用冷却水設備	次回申請以降
(8)窒素ガス設備	次回申請以降
(9)水素・アルゴン混合ガス設備	次回申請以降
(10)アルゴンガス設備	次回申請以降
(11)水素ガス設備	次回申請以降
(12)非管理区域換気空調設備	次回申請以降
(13)荷役設備	次回申請以降
(14)選別・保管設備	次回申請以降

## 1. 概要

本資料は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第16条第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第16条の2第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

## 2. 基本方針

設計及び工事の計画が加工事業変更許可申請書（以下「事業変更許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、事業変更許可申請書との整合性により示す。

事業変更許可申請書との整合性は、事業変更許可申請書「本文（三号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下「仕様表」という。）」について示すとともに、事業変更許可申請書「本文（六号）」に記載する解析条件についても整合性を示す。

また、事業変更許可申請書「添付書類五」のうち、「本文（三号）」に係る詳細設計を記載している箇所については、事業変更許可申請書「本文（三号）」の関連情報として記載する。

なお、設計及び工事の計画において、事業変更許可申請書の基本方針の記載を具体的な設計方針として展開した場合は、当該記載が事業変更許可申請書の記載内容を超えるものではないため、本資料で整合性を示す対象としない。

## 3. 説明書の構成

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「事業変更許可申請書（本文）」、「事業変更許可申請書（添付書類五）」、「設工認申請書」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、事業変更許可申請書「本文（三号）」に記載する順とする。なお、「本文（六号）」については、「本文（三号）」内の該当箇所に挿入する。
- (3) 事業変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が事業変更許可申請書と整合していることを明示する。
- (4) 事業変更許可申請書「本文（六号）」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。事業変更許可申請書「本文（三号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。
- (5) 事業変更許可申請書「添付書類五」については、上記(3)において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載箇所が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。

#### 4. 加工施設の事業変更許可との整合性

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>三. 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法 イ. 加工施設の位置 (イ) 敷地の面積及び形状 MOX燃料加工施設を設置する敷地は、青森県上北郡六ヶ所村に位置し、標高60m前後の弥栄平と呼ばれる台地にあり、北東部が尾駈沼に面している。敷地内の地質は、新第三紀層及びこれを覆う第四紀層からなっている。 敷地に近い主な都市は、三沢市(南約30km)、むつ市(北北西約40km)、十和田市(南南西約40km)、八戸市(南南東約50km)及び青森市(西南西約50km)である。 敷地の形状は、北東部を一部欠き、西側が緩い円弧状の長方形に近い部分と、その南東端から東に向かう帯状の部分からなり、帯状の部分は途中で二股に分かれている。総面積は、帯状の部分約30万m<sup>2</sup>を含めて約390万m<sup>2</sup>である。</p>	<p>安全機能を有する施設イ.(イ)-1のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)及びそれらを支持する建物・構築物(以下「基準地地震動S<sub>s</sub>」という。)による地震力が作用した場合に、接地圧に對する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ.(イ)-2(これも含め、基準地震動による地震力に對する支持性能を有する地盤に設置する。)</p> <p>耐震重要施設以外のイ.(イ)-3(安全機能を有する施設)については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に對する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 2. 地盤 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができ、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物の総称とする。</p> <p>2.1 安全機能を有する施設の地盤 イ.(イ)-1(地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。))及びそれらを支持する建物・構築物については、自重及び通常時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地地震動S<sub>s</sub>」という。))による地震力が作用した場合においても、接地圧に對する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ.(イ)-2(地盤として、事業(変更)許可を受けた地盤に設置する。)</p> <p>耐震重要施設以外のイ.(イ)-3施設については、自重や運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に對する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)第三号イ項において、設工認の内容は以下のとおり整合している。 事業変更許可申請書(本文)において許可を受けた「加工施設の位置」及び「敷地の面積及び形状」は、本設工認の対象外である。</p> <p>設工認のイ.(イ)-1は、事業変更許可申請書(本文)のイ.(イ)-1と同意であり整合している。 設工認のイ.(イ)-2は、当該要求事項が事業(変更)許可を受けた地盤に設置することを記載しており整合している。 設工認のイ.(イ)-3は、事業変更許可申請書(本文)のイ.(イ)-3と同意であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生ずる支持地盤の傾斜及び擁み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</p>	<p>事業変更許可申請書の耐震設計</p> <p>② 重大事故等対処施設の耐震設計  a. 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針  (e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	<p>耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生ずる支持地盤の傾斜及び擁み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業(変更)許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業(変更)許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動 S s による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p> <p>また、上記のうち、Sクラスの施設の建物・構築物にあつては、自重及び通常時の荷重等と弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、Bクラス及びCクラスの施設の地盤においては、自重及び通常時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力(Bクラスの共振影響検討に係るもの)との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>3.1 地震による損傷の防止  3.1.1 耐震設計  (7) 周辺斜面  a. 安全機能を有する施設  イ.(イ)-4耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動 S s による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがない設計とする。</p> <p>2.2 重大事故等対処施設の地盤  常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び通常時の荷重等に加え、基準地震動 S s による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動 S s による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ.(イ)-5地盤として、事業(変更)許可を受けた地盤に設置する。</p>	<p>設工認のイ.(イ)-4は事業変更許可(本文)のイ.(イ)-4と同義であり整合している。</p> <p>設工認のイ.(イ)-5は当該要求事項が事業変更許可を受けた地盤に設置することを記載しており整合している。</p>	
<p>耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生ずる支持地盤の傾斜及び擁み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</p>	<p>事業変更許可申請書の耐震設計</p> <p>② 重大事故等対処施設の耐震設計  a. 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針  (e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	<p>耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生ずる支持地盤の傾斜及び擁み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業(変更)許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業(変更)許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動 S s による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p> <p>また、上記のうち、Sクラスの施設の建物・構築物にあつては、自重及び通常時の荷重等と弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、Bクラス及びCクラスの施設の地盤においては、自重及び通常時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力(Bクラスの共振影響検討に係るもの)との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>3.1 地震による損傷の防止  3.1.1 耐震設計  (7) 周辺斜面  a. 安全機能を有する施設  イ.(イ)-4耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動 S s による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがない設計とする。</p> <p>2.2 重大事故等対処施設の地盤  常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び通常時の荷重等に加え、基準地震動 S s による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動 S s による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ.(イ)-5地盤として、事業(変更)許可を受けた地盤に設置する。</p>	<p>設工認のイ.(イ)-4は事業変更許可(本文)のイ.(イ)-4と同義であり整合している。</p> <p>設工認のイ.(イ)-5は当該要求事項が事業変更許可を受けた地盤に設置することを記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化及び揺すり込みといった周辺地盤の変状により、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p> <p>常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</p>	<p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化及び揺すり込みといった周辺地盤の変状により、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動 Ss による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては、自重及び通常時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力（B クラスの施設の場合を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p>	<p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動 Ss による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては、自重及び通常時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力（B クラスの施設の場合を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p>	<p>設工認の「イ.(イ)-6」は事業変更許可(本文)の「イ.(イ)-6」と同義であり整合している。</p> <p>設工認の「イ.(イ)-7」は事業変更許可(本文)の「イ.(イ)-7」と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の「イ.(イ)-8」は設工認の「V-2-1 構内配置図」に示しており整合している。</p>	
<p>常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化及び揺すり込みといった周辺地盤の変状により、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p> <p>常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</p>	<p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化及び揺すり込みといった周辺地盤の変状により、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び通常時の荷重等と基準地震動 Ss による地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては、自重及び通常時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力（B クラスの施設の場合を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p>	<p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計</p> <p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>「イ.(イ)-7」常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動 Ss による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p> <p>「イ.(イ)-8」敷地付近概要図を第1図に示す。また、加工施設一般配置概要図を第2図に示す。</p>	<p>設工認の「イ.(イ)-7」は事業変更許可(本文)の「イ.(イ)-7」と同義であり整合している。</p> <p>設工認の「イ.(イ)-8」は事業変更許可(本文)の「V-2-1 構内配置図」に示しており整合している。</p>	<p>「イ.(イ)-7」常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、基準地震動による地震力によって生じるおそれがある斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p> <p>「イ.(イ)-8」敷地付近概要図を第1図に示す。また、加工施設一般配置概要図を第2図に示す。</p>



事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ロ) 敷地内における主要な加工施設の位置  MOX燃料加工施設は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4km から約5km の地点に位置している。  MOX燃料加工施設の主要な建物は、燃料加工建屋並びに再処理施設を共用する緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所である。  燃料加工建屋は、敷地の西側部分を標高約55mに整地造成して、設置する。  敷地中央から南西寄りに燃料加工建屋を設置し、その北東側に緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所を、東側に第2保管庫・貯水所を設置する。  上記の他に、MOX燃料加工施設には、エネルギー管理建屋、再処理施設と共用するMOX燃料加工施設の貯蔵容器搬送用洞道及び再処理施設を共用する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵系、低レベル廃液処理建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔A、B、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンクがある。  また、重大事故等の対処において再処理施設を共用する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、開閉所、制御建屋、非常用電源建屋、低レベル廃棄物処理建屋、ユーティリティ建屋及び第2ユーティリティ建屋がある。</p> <p>燃料加工建屋は、地下階において、その北側に隣接する形で設置される再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用洞道を介して接続する。  再処理施設の海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋から導かれ、概ね運搬専用道路に沿い、汀線部から沖合約3km まで敷設する。  加工施設一般配置概要図を第2図に示す。</p>		<p>整合性  事業変更許可申請書(本文)において許可を受けた「敷地内における主要な加工施設の位置」は、本設工認の対象外である。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ、加工施設的一般構造</p> <p>ロ、MOX燃料加工施設は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。))、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規則」という。))、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。))等の関係法令の要求を満足するよう、以下の基本方針に基づく構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MOX燃料加工施設は、安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及及び拡大を抑制すること、さらに異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。</li> </ul>	<p>イ、安全設計</p> <p>(イ) 安全設計の基本方針</p> <p>MOX燃料加工施設は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。))、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規則」という。))、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。))等の関係法令の要求を満足するよう、以下の基本方針に基づく構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MOX燃料加工施設は、安全性を確保するために、異常の発生を防止すること、仮に異常が発生したとしてもその波及及び拡大を抑制すること、さらに異常が拡大すると仮定してもその影響を緩和することとする「深層防護」の考え方を適切に採用した設計とする。</li> </ul>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設</p> <p>MOX燃料加工施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射能がMOX燃料加工施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>8.2 重大事故等対処設備</p> <p>8.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>整合性</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) 第三号口項において、設工認の内容は以下のとおり整合している。</p> <p>設工認は、事業変更許可申請書(本文)のロ、①の関係法令の要求及び深層防護の考え方を適切に採用した設計としており整合している。</p> <p>設工認のロ、①は、事業変更許可申請書(本文)のロ、①を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.-② MOX燃料加工施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び放射線業務従事者(以下「従事者」という。)の線量が原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p>	<p>MOX燃料加工施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び放射線業務従事者(以下「従事者」という。)の線量が原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p>	<p>7. 遮蔽</p> <p>ロ.-②安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき定められている線量限度等」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないこと(立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。)</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>8. 設備に対する要求</p> <p>8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設の基本的な設計</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.-②は、事業変更許可申請書(本文)のロ.-②と同意であり整合している。</p>	
<p>ロ.-③ また、MOX燃料加工施設は、以下の構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学的に安定したウラン及びプルトニウム混合酸化物(以下「MOX」という。)を取り扱い、化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを設置しない設計とする。</li> </ul> <p>取り扱う核燃料物質のうち、MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ、露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは、燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。</p>	<p>また、MOX燃料加工施設は、以下の構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学的に安定したウラン及びプルトニウムの混合酸化物(以下「MOX」という。)を取り扱い、化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを設置しない設計とする。</li> </ul> <p>取り扱う核燃料物質のうち、MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ、露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは、燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。</p>	<p>ロ.-③ MOX燃料加工施設は、化学的に安定したウラン及びMOXを取り扱い、化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスを設計とする。</p> <p>取り扱う核燃料物質のうち、MOX粉末が飛散しやすいという特徴を踏まえ、露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは、燃料加工建屋の地下3階に設置する設計とする。</p> <p>なお、安全機能を有する施設並びに核物質防護及び保健措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。</p>	<p>設工認のロ.-③は、事業変更許可申請書(本文)のロ.-③と同意であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ロ) 放射線の遮蔽に関する構造 周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないことにより、公衆の線量及び従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる。</p>	<p>(2) 放射線遮蔽 ① 基本的な考え方 MOX燃料加工施設の遮蔽設計は、周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないことにより、公衆の線量及び従事者の立ち入る場所における線量が、合理的に達成できる限り低くなるようにすることを基本とする。 このため、遮蔽設計として以下の対策を講ずる。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 7. 遮蔽 安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないこととはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の「ロ.(ロ)(1)-1」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ロ)(1)-1」を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(1) 「ロ.(ロ)(1)-1」平常時の直接線及びスカイイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じた設計とする。</p>	<p>a. 安全機能を有する施設は、通常時においてMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにする。また、合理的に達成できる限り低くなるよう遮蔽その他適切な措置を講ずる。</p>	<p>(1) 安全機能を有する施設は、「ロ.(ロ)(1)-1」平常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにする。また、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の「ロ.(ロ)(2)」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ロ)(2)」と同義であり整合している。</p>	
<p>(2) 管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できる措置を講じた設計とする。</p>	<p>b. 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる。</p>	<p>(2) 安全機能を有する施設は、管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の「ロ.(ロ)(2)」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ロ)(2)」と同義であり整合している。</p>	
<p>① 遮蔽その他適切な措置としては、従事者の作業性を考慮し、遮蔽及び機器を配置する設計とする。また、遠隔操作を可能とし、放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。</p>	<p>a. 遮蔽その他適切な措置としては、放射線業務従事者の作業性を考慮し、遮蔽及び機器を配置する設計とする。また、遠隔操作を可能とし、放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。</p>	<p>a. 遮蔽その他適切な措置としては、放射線業務従事者の作業性を考慮し、遮蔽及び機器を配置する設計とする。また、遠隔操作を可能とし、放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の「ロ.(ロ)(2)」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ロ)(2)」と同義であり整合している。</p>	
<p>② 遮蔽その他適切な措置としては、第2章 個別項目の「1. 成形施設」、「2. 被覆施設」、「3. 組立施設」、「7. 2.1 核燃料物質の検査設備」及び「7.3 主要な実験設備」に示す。また、放射性物質の漏えい防止対策については、第1章共通項目の「4. 閉じ込めの機能」に基づくとし、換気の設計については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p>	<p>b. 遮蔽設備は、放射線を遮蔽するための壁、床及び天井(以下「建屋壁遮蔽」という。)、遮蔽扉、遮蔽蓋、グローブボックス遮蔽並びに補助遮蔽から構成する。</p>	<p>b. 遮蔽設備は、放射線を遮蔽するための壁、床及び天井(以下「建屋壁遮蔽」という。)、遮蔽扉、遮蔽蓋、グローブボックス遮蔽並びに補助遮蔽から構成する。</p>	<p>設工認の「ロ.(ロ)(2)」は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ.(ロ)(2)」と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																				
<p>② 従事者のロ.(ロ)(2)②立入時間等を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの基準線量率を満足する設計とする。</p> <p>③ ①ロ.(ロ)(2)③放射線を遮蔽するための壁、床、天井に開口部又は貫通部があるものに対しては、遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、必要に応じ、放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。</p>	<p>c. MOX燃料加工施設において、従事者が立ち入る場所については、従事者の立入時間等を考慮して、遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、これを満足するように遮蔽設備を設ける。</p> <p>d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線の漏えい防止措置を講じ、遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>c. MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者のロ.(ロ)(2)②立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。</p> <p>d. ①ロ.(ロ)(2)③建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線漏えい防止措置を講じ、遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。</p> <p>(a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部については、線源を直接見通さないような場所に設置する措置</p> <p>(b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(ロ)(2)②は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ロ)(2)②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ.(ロ)(2)③は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ロ)(2)③を具体的に記載しており整合している。</p>																																																					
<p>④ ①ロ.(ロ)(2)④遮蔽材は、主としてコンクリートを用いる。</p>	<p>b. 遮蔽設備 (a) 建屋壁遮蔽</p> <table border="1" data-bbox="798 672 1197 1097"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主要寸法* (mm)</th> <th>変更前 材料</th> <th>変更後 主要寸法* (mm)</th> <th>変更後 材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.35.00a)</td> <td>540(600*)</td> <td rowspan="5">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> <td>ロ.(ロ)(2)④</td> <td rowspan="5">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>580(600*)</td> </tr> <tr> <td>680(700*)</td> </tr> <tr> <td>780(800*)</td> </tr> <tr> <td>880(900*)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L.43.20a)</td> <td>1080(1100*)</td> <td rowspan="3">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> <td>ロ.(ロ)(2)④</td> <td rowspan="3">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>1280(1300*)</td> </tr> <tr> <td>1480(1500*)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)</td> <td>1680(1700*)</td> <td rowspan="2">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> <td>ロ.(ロ)(2)④</td> <td rowspan="2">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>1780(1800*)</td> </tr> <tr> <td>燃料加工建屋 地下1階 (T.M.S.L.43.20a)</td> <td>2040(2100*)</td> <td>普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> <td>290(300*)</td> <td>普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L.35.00a)</td> <td>380(400*)</td> <td rowspan="3">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> <td>ロ.(ロ)(2)④</td> <td rowspan="3">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>880(900*)</td> </tr> <tr> <td>1280(1300*)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)</td> <td>280(300*)</td> <td rowspan="3">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> <td>ロ.(ロ)(2)④</td> <td rowspan="3">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>480(500*)</td> </tr> <tr> <td>580(600*)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)</td> <td>680(700*)</td> <td rowspan="2">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> <td>ロ.(ロ)(2)④</td> <td rowspan="2">普通コンクリート (強度2.15×10<sup>6</sup>kgf/cm<sup>2</sup>以上)</td> </tr> <tr> <td>780(800*)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主要寸法* (mm)	変更前 材料	変更後 主要寸法* (mm)	変更後 材料	燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.35.00a)	540(600*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	580(600*)	680(700*)	780(800*)	880(900*)	燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L.43.20a)	1080(1100*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	1280(1300*)	1480(1500*)	燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)	1680(1700*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	1780(1800*)	燃料加工建屋 地下1階 (T.M.S.L.43.20a)	2040(2100*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L.35.00a)	380(400*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	880(900*)	1280(1300*)	燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)	280(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	480(500*)	580(600*)	燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)	680(700*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	780(800*)	<p>設工認のロ.(ロ)(2)④は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ロ)(2)④のとおりに、主としてコンクリートを用いた遮蔽材とされていることから整合している。</p>	<p>【成形施設】(仕様表)</p>	
名称	主要寸法* (mm)	変更前 材料	変更後 主要寸法* (mm)	変更後 材料																																																				
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.35.00a)	540(600*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)																																																				
	580(600*)																																																							
	680(700*)																																																							
	780(800*)																																																							
	880(900*)																																																							
燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L.43.20a)	1080(1100*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)																																																				
	1280(1300*)																																																							
	1480(1500*)																																																							
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)	1680(1700*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)																																																				
	1780(1800*)																																																							
燃料加工建屋 地下1階 (T.M.S.L.43.20a)	2040(2100*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)																																																				
燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L.35.00a)	380(400*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)																																																				
	880(900*)																																																							
	1280(1300*)																																																							
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)	280(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)																																																				
	480(500*)																																																							
	580(600*)																																																							
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)	680(700*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	ロ.(ロ)(2)④	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>6</sup> kgf/cm <sup>2</sup> 以上)																																																				
	780(800*)																																																							

事業変更許可申請書 (本文)

事業変更許可申請書 (添付書類五)

工事認申請書 該当事項

整合性

備考

(続き)

名 称 名 種	変更前		変更後	
	主要寸法** (mm)	材料	主要寸法** (mm)	材料
燃料加工装置 地下2階 (T.M.S.L.43.20a)	840(850*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)	840(850*)	変更なし
	990(1000*)			
	1090(1100*)			
	1290(1300*)			
	1390(1400*)			
	1490(1500*)			
燃料加工装置 地下1階 (T.M.S.L.50.30a)	1590(1600*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)	1790(1800*)	変更なし
	590(600*)			
	740(750*)			
	790(800*)			
	840(850*)			
	890(900*)			
燃料加工装置 地上1階 (T.M.S.L.56.80a)	990(1000*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)	1090(1100*)	変更なし
	1390(1400*)			
	1490(1500*)			
	1590(1600*)			
	1690(1700*)			
	2090(2100*)			

(続き)

名 称 名 種	変更前		変更後	
	主要寸法** (mm)	材料	主要寸法** (mm)	材料
燃料加工装置 地上1階 (T.M.S.L.56.80a)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)	490(500*)	変更なし
	490(500*)			
	590(600*)			
	690(700*)			
	790(800*)			
	990(1000*)			
燃料加工装置 地上2階 (T.M.S.L.62.80a)	1090(1100*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)	1290(1300*)	変更なし
	1390(1400*)			
	1490(1500*)			
	1590(1600*)			
	1690(1700*)			
	1890(1900*)			

(続き)

名 称 名 種	変更前		変更後	
	主要寸法** (mm)	材料	主要寸法** (mm)	材料
燃料加工装置 地上階 (T.M.S.L.70.20a)	290(300*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)	290(300*)	変更なし
	790(800*)			
	1290(1300*)			
燃料加工装置 地上階 (T.M.S.L.77.50a)	1390(1400*)	普通コンクリート (強度2.15×10 <sup>4</sup> kg/cm <sup>2</sup> 以上)	1390(1400*)	変更なし
	1590(1600*)			

注記 \*1: 公称値を示す。

\*2: 公称値のうち最小のものを示す。

\*3: 変更設計上考慮する厚さを示す。

(b) 遮蔽壁

名 称 種 別	変更前		変更後	
	主要寸法* (mm)	材 料	主要寸法* (mm)	材 料
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.35.00m)	340(340*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		変更なし
	340(340*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		→*
	35(35*)	SS400		変更なし
	73(80*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		
	292(300*)	SS400		
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20m)	34(34*)	SS400	300(306*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)
	65(65*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		
	260(260*)	SS400		
	10(14*)	SS400	300(306*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)
	72(72*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20m)	185(185*)	SS400		変更なし
	290(292*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		
	490(492*)	SS400		
	43(48*)	SS400		
	115(120*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		変更なし

(続き)

名 称 種 別	変更前		変更後	
	主要寸法* (mm)	材 料	主要寸法* (mm)	材 料
燃料加工建屋 地下2階 (T.M.S.L.43.20m)	17(19*)	SS400		変更なし
	43(45*)	SS400		
燃料加工建屋 地下1階 (T.M.S.L.50.30m)	180(180*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		変更なし
	34(38*)	SS400		
	83(85*)	SS400		
	145(145*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		変更なし
	5(5*)	SS400		
燃料加工建屋 地上1階 (T.M.S.L.56.80m)	21(21*)	SS400		変更なし
	145(145*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		

注記 \*1:公称値を示す。

\*2:遮蔽設計上考慮する値を示す。

\*3:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*4:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*5:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*6:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*7:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*8:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*9:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*10:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。

(c) 遮蔽壁

名 称 種 別	変更前		変更後	
	主要寸法* (mm)	材 料	主要寸法* (mm)	材 料
燃料加工建屋 地下3階中2階 (T.M.S.L.28.50m)	850(860*)	普通コンクリート (密度2.15×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		変更なし
	50(55*)	SS400		
燃料加工建屋 地下3階 (T.M.S.L.35.00 m)	20(22*)	ポリエチレン (密度0.93×10 <sup>3</sup> kg/m <sup>3</sup> 以上)		→*
	100(105*)	SS400		

注記 \*1:公称値を示す。

\*2:遮蔽設計上考慮する値を示す。

\*3:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*4:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*5:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*6:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*7:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*8:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*9:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。  
 \*10:遮蔽の強化は、コンクリート壁に変更したため「→」とし、コンクリート壁の仕様は、建設地の仕様表に示す。







事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造安全機能を有する施設は、<u>ロ、(ハ)①</u>以下のとおり、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込める設計とする。</p> <p>(1) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)は、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒等に封入した状態で取り扱うか、MOX粉末、グリーンペレット、ペレットについてはグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下「グローブボックス等」という。)、ウラン粉末は<u>ロ、(ハ)①</u>取扱量等に応じてグローブボックス又はオープンポートのサンプリング試料等を取り扱う設計とする。</p>	<p>(3) 閉じ込め機能安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めるために、<u>系統、機器、グローブボックス等に放射性物質を閉じ込める設計とする。</u></p> <p>MOX燃料加工施設において、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもの(以下「核燃料物質等」という。)は、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒等に封入した状態で取り扱うか、MOX粉末、グリーンペレット、ペレットについてはグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下「グローブボックス等」という。)、ウラン粉末は取扱量等に応じてグローブボックス又はオープンポートボックスで、放射性廃棄物のサンプリング試料等を取り扱う設計とする。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 4. 閉じ込め機能 4.1 閉じ込め (1) 閉じ込めに係る基本方針 安全機能を有する施設は、<u>ロ、(ハ)①</u>放射線物質を限定された区域に適切に閉じ込める設計とする。</p> <p>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)は、混合酸化物貯蔵容器、燃料棒等に封入した状態で取り扱うか、MOX粉末、グリーンペレット、ペレットについてはグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置(以下「グローブボックス等」という。))で、ウラン粉末は<u>ロ、(ハ)①</u>取扱量、取扱形態に応じてグローブボックス又はオープンポートボックスで、放射性廃棄物のサンプリング試料等の汚染のおそれのある物品はフードで取り扱う設計とする。</p> <p>(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針 グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。また、グローブボックスは、グローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。</p> <p>グローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。</p> <p>MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。</p> <p>a. 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>①内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することのない設計とする。</p> <p>b. グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ハ)①</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ハ)①</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ、(ハ)①</u>①は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ハ)①</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ、(ハ)③</u>①は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ハ)③</u>①を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(2) グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。また、グローブボックスは、グローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。</p> <p>また、MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、<u>ロ、(ハ)③</u>①粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、内装機器の架台等による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することのない設計とする。</p> <p>グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>また、MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。</p> <p>① 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>①内装機器及び内装機器の架台による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することのない設計とする。</p> <p>② グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(3) MOX粉末を取り扱うグローブボックスは、以下の設計を講じる。</p> <p>① 粉末容器の落下又は転倒により閉じ込め機能を損なわないよう、<u>ロ、(ハ)③</u>①内装機器及び内装機器の架台等による干渉や容器を取り扱う機器とパネルの間の距離の確保により、落下又は転倒した粉末容器が、グローブボックスのパネルに直接衝突することのない設計とする。</p> <p>② グローブボックス内に粉末容器以外の重量物を取り扱うクレーン等の機器及び当該グローブボックス外側近傍に重量物を取り扱うクレーン等の機器を設置しないことにより、重量物の落下により閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ハ)③</u>①は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ハ)③</u>①を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設計承認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(4) 核燃料物質等が漏えいした場合においても、工程室(非密封のMOX)を取り取り設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。以下同じ。)及び燃料加工建屋内に保持することができる設計とする。</p>	<p>核燃料物質等が漏えいした場合においても、工程室(非密封のMOX)を取り取り設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び当該部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋をいう。以下同じ。)及び燃料加工建屋内に保持することができる設計とする。</p>	<p>なお、グローブボックス内及びグローブボックス近傍の飛散物の発生防止に係る設計方針については、第1章 共通項目の「8.1 安全機能を有する施設」の「8.1.3 内部発生飛散物に対する考慮」に基づくものとする。          &lt;中略&gt;</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>(5) 工程室は工程室排気設備、燃料加工建屋は建屋排気設備(ロ(ハ)(5)①)により、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くすることで、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p>	<p>工程室は工程室排気設備、燃料加工建屋は建屋排気設備(ロ(ハ)(5)①)により、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くすることで、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p>	<p>工程室は工程室排気設備、燃料加工建屋は建屋排気設備(ロ(ハ)(5)①)にて排気し、燃料加工建屋、工程室、グローブボックス等の順に負圧を低くすることで、核燃料物質等の漏えいの拡大を防止する設計とする。          なお、負圧順序の達成に必要な起動順序に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。          &lt;中略&gt;</p>	<p>設計承認のロ(ハ)(5)①は、事業変更許可申請書(本文)のロ(ハ)(5)①を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(6) 核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。</p>	<p>核燃料物質等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、核燃料物質等の漏えいに対する措置等として、以下の設計を講じる。</p>	<p>4.1 閉じ込め          (3) 核燃料物質等の漏えいに対する措置等に係る設計方針</p>	<p>設計承認のロ(ハ)(6)①は、事業変更許可申請書(本文)のロ(ハ)(6)①と同一であり整合している。</p>	
<p>① 核燃料物質等を取り取り設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる(ロ(ハ)(6)①-①)とともに、</p>	<p>核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。</p>	<p>a. 核燃料物質等を取り取り設備は、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講じる(ロ(ハ)(6)①-①)設計とする。</p> <p>b. 液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造により核燃料物質等が漏えいし難い設計とする。</p> <p>c. 核燃料物質等を取り取り設備は、核燃料物質等を含まない流体を取り取り設備への核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散しない設計とする。          なお、核燃料物質等を取り取り設備のうち、気体廃棄物を取り取り設備の逆流防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p> <p>d. 放射性物質を含む液体を取り取り設備は、貯留槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とともに、グロー</p>	<p>設計承認のロ(ハ)(6)①-①は、事業変更許可申請書(本文)のロ(ハ)(6)①-①と同一であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>② 核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。</p> <p>③ グローブボックス等内の気圧が設定値以上になった場合は、警報を発する設計とする。</p> <p>ロ. (ハ) (6) ③-①とともに、核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、</p> <p>建屋内及び工程室内はガスモニタ、エアスニフア及び放射線サーベイ機器により漏えいを検知ロ. (ハ) (6) ③-②上。</p> <p>建屋内及び工程室内はガスモニタ、エアスニフア及び放射線サーベイ機器により漏えいを検知ロ. (ハ) (6) ③-②上。</p> <p>堰等ロ. (ハ) (6) ③-③による核燃料物質等の保持。</p> <p>排風機ロ. (ハ) (6) ③-④の切り替えによる負圧の維持。</p>	<p>核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。</p> <p>グローブボックス等内の気圧が設定値以上になった場合は、警報を発する設計とする。</p> <p>とともに、核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、</p> <p>建屋内及び工程室内はガスモニタ、エアスニフア及び放射線サーベイ機器により漏えいを検知上。</p> <p>堰等による核燃料物質等の保持。</p> <p>排風機の切り替えによる負圧の維持。</p>	<p>ープボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>4.2 核燃料物質等による汚染の防止 核燃料物質等による汚染のおそれのある部屋の床及び壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>4.1 閉じ込め (4) 核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>グローブボックス等内の気圧が設定値以上になった場合は、警報を発する設計とする。</p> <p>ロ. (ハ) (6) ③-①グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、</p> <p>建屋内及び工程室内はガスモニタ、エアスニフア及び放射線サーベイ機器により漏えいを検知ロ. (ハ) (6) ③-②上。</p> <p>放射線監視設備を設ける設計とする。</p> <p>また、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放射性気体廃棄物を放出する排気筒には、MOX燃料加工施設外への核燃料物質等の漏えいを検知できよう、排気モニタを設置する設計とする。</p> <p>なお、放射線監視設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「6. 放射線管理施設」に示す。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ロ. (ハ) (6) ③-③液体廃棄物を内包する貯槽等から廃液が漏えいした場合、漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とする。また、貯槽等に内包される廃液の全量に対して、堰等により漏えい拡大防止する設計とする。</p> <p>(5) その他の閉じ込めに係る設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>a. 排風機ロ. (ハ) (6) ③-④は予備機を設け、故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ. (ハ) (6) ③-①は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (ハ) (6) ③-①と同意であり整合している。</p> <p>設工認のロ. (ハ) (6) ③-②は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (ハ) (6) ③-②を具體的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ. (ハ) (6) ③-③は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (ハ) (6) ③-③を具體的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ. (ハ) (6) ③-④は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (ハ) (6) ③-④を具體的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. (ハ) (6) ③-⑤ 換気設備等のニューテイルイの停止を含まない加工工程のうち任意の工程の停止（以下「工程停止」という。）、気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機、送風機及び塞系循環ファン並びに非管理区域換気空調設備（以下「送排風機」という。）を停止する措置等により漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>(7) グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備は、以下の設計を講じる。</p> <p>① 排風機は予備機を設け、故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。</p>	<p>換気設備等のニューテイルイの停止を含まない加工工程のうち任意の工程の停止（以下「工程停止」という。）、気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機、工程室排風機、送風機及び塞系循環ファン並びに非管理区域換気空調設備（以下「送排風機」という。）を停止する措置等により漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備は、予備機を設け、故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。</p>	<p>(4) 核燃料物質等の漏えい拡大防止に係る設計方針</p> <p>＜中略＞</p> <p>グローブボックス等から核燃料物質等が漏えいした場合は、ロ. (ハ) (6) ③-⑤ 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備等の停止を含まない加工工程のうち任意の工程の停止（以下「工程停止」という。）、気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機、工程室排風機、送風機及び塞系循環ファン並びに非管理区域換気空調設備（以下「送排風機」という。）を停止する措置等により漏えいの拡大を防止するロ. (ハ) (6) ③-⑥ ことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>(5) その他の閉じ込めに係る設計方針</p> <p>グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備は、以下の設計を講じる。</p> <p>a. 排風機は予備機を設け、故障した場合には自動的に予備機に切り替わる設計とする。</p> <p>なお、故障時の排風機の切り替えによる核燃料物質等の漏えい防止及び漏えい拡大防止に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p> <p>b. 核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とすること、周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくすること、設計基準事故時においても可能な限り負圧維持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。</p>	<p>設工認のロ. (ハ) (6) ③-⑤は、事業変更許可申請書（本文）のロ. (ハ) (6) ③-⑤を具体的に記載しており整合している。</p> <p>事業変更許可申請書（本文）のロ. (ハ) (6) ③-⑥は、保安規定にて対応する。</p>	
<p>(2) 核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とすること、周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくすること、設計基準事故時においても可能な限り負圧維持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。</p>	<p>とともに、核燃料物質等の形態及び取扱量に応じた段数の高性能エアフィルタを設ける設計とすること、周辺環境に放出される核燃料物質等の量を合理的に達成できる限り少なくすること、設計基準事故時においても可能な限り負圧維持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される核燃料物質等の放出量を低減する設計とする。</p>	<p>なお、高性能エアフィルタの段数に係る設計方針については、「5.1 放射性廃棄物の廃棄設備の基本設計方針」の「5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備」に示す。</p> <p>燃料加工建屋の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。</p> <p>技術基準規則第十条第1項第二号にある「六ふつ化ウランを取り扱う設備」は、MOX 燃料加工施設に設置しない。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(二) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>(1) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>① 基本事項</p> <p>a. 安全上重要な施設</p> <p>ロ.(二)(1)①a.-2)MOX燃料加工施設は、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、</p> <p>ロ.(二)(1)①a.-2)適切な火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>イ. 安全設計</p> <p>(ロ) 安全機能を有する施設</p> <p>(4) 火災及び爆発に関する安全設計</p> <p>① 火災及び爆発に関する設計</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>(a) 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)①a.-1)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)①a.-1)と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(二)(1)①a.-2)は、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(1)①a.-3]具体的には、</p> <p>安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する建築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する建築物、系統及び機器[ロ.(二)(1)①a.-4] (以下「安全機能を有する機器等」という。)を抽出し、</p> <p>火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>火災防護対策を講ずる対象としては、安全評価上その機能を期待する建築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な建築物、系統及び機器を抽出すること、火災又は爆発により、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないよう対策を講ずる設計とし、安全機能を有する施設のうち安全上重要な施設に火災区域及び火災区画を設定した上で、</p> <p>火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、<u>ロ.(二)(1)①a.-3</u>以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する建築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する建築物、系統及び機器[ロ.(二)(1)①a.-4]を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための建築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたもの(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。))を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の<u>ロ.(二)(1)①a.-3</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(二)(1)①a.-3</u>と<u>ロ.(二)(1)①a.-4</u>と<u>ロ.(二)(1)①a.-4</u>と<u>ロ.(二)(1)①a.-4</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ.(二)(1)①a.-4</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(二)(1)①a.-4</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 放射線物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器</p> <p>□.(二)(1)①b.-1]安全機能を有する施設のうち、MOX燃料加工施設において火災又は爆発が発生した場合、</p>	<p>また、放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器についても</p>	<p>□.(二)(1)①b.-1]安全機能を有する施設は、火災又は爆発により、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)(として、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を抽出するとともに、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、□.(二)(1)①b.-2]安全上重要な施設を除いたものを(以下「放射性物質貯蔵等の機器等」という。)を抽出する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)(を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(二)(1)①b.-1]は、事業変更許可申請書(本文)の□.(二)(1)①b.-1]と同一であり整合している。</p> <p>設工認の□.(二)(1)①b.-2]は、事業変更許可申請書(本文)の□.(二)(1)①b.-2]と同義であり整合している。</p>	
<p>放射線物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、□.(二)(1)①b.-2]「□.(二)(1)①a.-安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出し、</p>	<p>火災区域を設定した上で、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>c. その他の安全機能を有する施設  <u>ロ.(二)(1)①c.-1</u>、<u>ロ.(三)(1)(1)①a.</u>、<u>安全上重要な施設</u>及び<u>ロ.(三)(1)(1)①b.</u>、<u>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器</u></p> <p>以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、<u>建築基準法</u>、<u>都市計画法</u>及び<u>日本電気協会電気技術規程・指針</u>に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>d. 火災区域及び火災区画の設定  <u>火災1</u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する燃料加工建屋に<u>耐火壁</u>によって囲われた火災区域を設定する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付資料五)</p> <p>その他の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、<u>建築基準法</u>、<u>都市計画法</u>及び<u>日本電気協会電気技術規程・指針</u>に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>iv. 火災区域及び火災区画の設定  安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を収納する燃料加工建屋に<u>耐火壁</u>(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。</p> <p>建屋の火災区域は、<u>「イ.(ロ)(4)①a.</u>、<u>(a)i.</u>、<u>安全上重要な施設</u>」及び<u>「イ.(ロ)(4)①a.</u>、<u>(a)ii.</u>、<u>放射性物質貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器</u>」において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>なお、<u>ロ.(三)(1)①c.-1</u>火災防護上重要な機器等</p> <p>以外の安全機能を有する施設を含めMOX燃料加工施設は、<u>建築基準法</u>、<u>都市計画法</u>及び<u>日本電気協会電気技術規程・指針</u>に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p><u>火災1</u>火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、<u>耐火壁</u>(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。</p> <p>燃料加工建屋の火災区域は、<u>火災1</u>火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>整合性</p> <p>設工認の<u>ロ.(二)(1)①c.-1</u>は、<u>事業変更許可申請書</u>(本文)の<u>ロ.(三)(1)①c.-1</u>と同義であり整合している。  以下のものは<u>火災1</u>とし省略する。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(1)①d.-1]火災及び爆発の影響軽減対策が必要な[火災]安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、</p> <p>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)により隣接する他の火災区域と分離する。</p>	<p>燃料加工建屋のうち、火災及び爆発の影響軽減対策が必要な安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、</p> <p>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>[火災]火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区域画に対して、ロ.(二)(1)①d.-1]火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>[火災]火災防護上重要な機器等を収納する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>7.1.1.1.1 火災区域構造物及び火災区域画構造物</p> <p>このうち、火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の</p> <p>ロ.(二)(1)①d.-1]は、事業変更許可申請書(本文)の</p> <p>ロ.(二)(1)①d.-1]と同義であり整合している。</p>	
<p>屋外のロ.(二)(1)①d.-2]安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p>	<p>屋外の安全上重要な施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p>	<p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>屋外のロ.(二)(1)①d.-2]火災防護上重要な機器等を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p>	<p>設工認の</p> <p>ロ.(二)(1)①d.-2]は、火災区域設定の基本的な考え方を示すために放射性物質貯蔵等の機器等も考慮した記載としていることから、事業変更許可申請書(本文)の</p> <p>ロ.(二)(1)①d.-2]と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災区画は、燃料加工建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p> <p>MOX燃料加工施設における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NPPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>火災区画は、燃料加工建屋内で設定した火災区域を、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>(a) 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>MOX燃料加工施設の火災区画又は火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NPPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>火災区画は、燃料加工建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。</p> <p>火災区画又は火災区画のファンネルには、他の火災区画又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の火災区画及び火災区画における火災防護対策に当たっては、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」(以下「NPPA801」という。)を参考にMOX燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>る。</p>	
<p>ロ.(ニ)(1)①d.-3]また、具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考とする。</p>	<p>また、具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (以下「火災防護審査基準」という。 ) 及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>ロ.(ニ)(1)①d.-3]具体的な対策については「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ニ)(1)①d.-2]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)(1)①d.-2]と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>e. 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(a) グローブボックス排風機</p> <p>(b) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p> <p>f. 火災防護計画</p> <p>MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>ロ.(二)①f.-1火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために、火災防護対策について定めるとともに、火災防護対策を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、火災防護対策について定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、火災防護対策を行うことについて定める。</p>	<p>v. 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) グローブボックス排風機</p> <p>(ii) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p> <p>vi. 火災防護計画</p> <p>MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために、火災防護対策について定めるとともに、火災防護を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに、火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</p>	<p>MOX燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) グローブボックス排風機</p> <p>(2) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.1.3 火災防護計画</p> <p>MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>火災1火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)①f.-1は、保安規定に</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)①f.-2は、保安規定に</p> <p>重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた</p> <p>ロ.(二)(1)①f.-3火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p>	<p>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>外部火災については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p>	<p>その他の施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた</p> <p>ロ.(二)(1)①f.-3火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についてロ.(二)(1)①f.-4の火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)①f.-3は、保安規定に</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)①f.-4は、保安規定に</p>	
<p>② 火災及び爆発の発生防止</p> <p>a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p> <p>ロ.(二)(1)②a.-1MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とする。</p>	<p>(b) 火災及び爆発の発生防止</p> <p>i. 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止については、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>5.2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>ロ.(二)(1)②a.-1MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため、MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止対策、空気の混入防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから、化学的制限値の設定は不要とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)②a.-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)②a.-1を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れる水素・アルゴン混合ガス中の水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。</p> <p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。</p> <p>(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは、水素濃度を9.0vol%以下に調整し、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵器に圧縮充填する設計とする。</p> <p>(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。</p> <p>(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを選元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</p> <p>分析試薬については、少量ではあるが可燃性</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□. (二) (1) ②a. -2 また、上記に加え、</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に□. (二) (1) ②a. -3 に対する火災及び爆発の□. (二) (1) ②a. -4 発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する対策、漏えい検出による過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p>	<p>ii. MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止については、発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に対する対策、漏えい検出による過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。</p> <p>(i) 発火性物質又は引火性物質 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には、以下の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性物</p>	<p>試験及び引火性試験を含む多種類の分析試験を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>5. 2. 2 □. (二) (1) ②a. -2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>設工認の□. (二) (1) ②a. -2 は、火災防護対策について項を分割した記載としたため事業変更許可申請書(本文)の□. (二) (1) ②a. -2 の内容と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□. (二) (1) ②a. -3 は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二) (1) ②a. -3 と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□. (二) (1) ②a. -4 は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二) (1) ②a. -4 の</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>事業変更許可申請書 (添付資料五)</p> <p>質又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱うものうち「<u>潤滑油</u>」, 「<u>燃料油</u>」に加え、<u>高圧ガス保安法</u>で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち、可燃性ガスである「<u>水素</u>」及び上記に含まれない「<u>分析試薬</u>」を対象とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>包する設備に加え、<u>MOX燃料加工施設</u>で取り扱う物質として、<u>水素</u>を内包する設備及び<u>分析試薬</u>を取り扱う設備を対象とする。</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事</p>	<p>整合性</p> <p>「発生防止対策」を詳細に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>(i)-3-2 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備  <u>火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である可燃性ガスのうち、水素を内包する設備である焼結炉等、充電時に水素を発生する蓄電池を設置又は使用する火災区域又は火災区画は、火災及び爆発の発生を防止するために、換気を行う設計とする。</u>  &lt;中略&gt;</p> <p>(iv) 水素対策  &lt;中略&gt;</p> <p>また、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発生する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p><u>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</u></p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p><u>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発生する設計とする。</u></p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G-0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(i)-4 防燥 火災区域に対する防燥について、以下の設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(i)-4-1-2 工場電気設備防燥指針における危険箇所には該当しないが、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏えいにより、環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防燥指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は防燥構造とする設計とする。</p> <p>また、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>(ii) 可燃性蒸気・微粉の対策 火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が発生するおそれがある設備については以下の設計とする。</p> <p>(ii)-1 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器</p>	<p>中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>ロ.(三)(1)②a.~4 火災及び爆発の発生防止における防燥及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九條及び「工場電気設備防燥指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防燥構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p>	<p>中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンペレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガス漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p>ロ.(三)(1)②a.~4 火災及び爆発の発生防止における防燥及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九條及び「工場電気設備防燥指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防燥構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>(ii)-2 可燃性微粉が滞留するおそれがある機器  MOX 燃料加工施設において、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機があるが、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒（被覆管端栓部）は押切機構の切断機（パイプカッタ）を用いて切断し、パレットを抜き取った後の燃料棒（被覆管部）は押切機構の切断機（鉄筋カッタ）を用いて切断を行う設計とする。</p> <p>(iii) 発火源への対策  火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>ロ.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>ロ.(二)(1)②a.-4 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めることとする。</p> <p>ロ.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒（被覆管端栓部）は押切機構の切断機（パイプカッタ）を用いて切断し、パレットを抜き取った後の燃料棒（被覆管部）は押切機構の切断機（鉄筋カッタ）を用いて切断を行うことにより、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>ロ.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p> <p>焼結炉等及びスタック乾燥装置は、運転中は</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付資料五)</p> <p>(v) 空気の混入防止対策            焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、発火性物質又は引火性物質を内包する機器からの漏えいを考慮し、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防爆構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p> <p>□.(三)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(vi) 過電流による過熱防止対策  <u>MOX 燃料加工施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策として、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合に、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</u></p>	<p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に入れ、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第 1 室に警報を発する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気に置換する設計とする。</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p> <p><u>ロ、(二)(1)②a、4 火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</u></p> <p>電気室は、電源供給のみを使用する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用  MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p><u>火災1</u>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、<u>ロ.(二)(1)②b.-1</u>主要な構造材、</p>	<p>iii. 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。</p> <p>また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該系統及び機器における火災に起因して、他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 主要な構造材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等のうち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び盤の筐体並びにこれららの支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止を考慮し、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p>	<p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用  MOX燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p><u>火災1</u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の<u>火災1</u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(二)(1)②b.-1</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(二)(1)②b.-1</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ニ)(1)②b.-2)ケーブル。</p>	<p>(iii) 難燃ケーブルの使用            安重機能を有する機器等及び放射性情            質貯蔵等の機器等並びに安重機能を有す            る機器等のうちケーブルボックス内に使            用するケーブルには、実証試験により延            焼性 (米 国 電 気 工 学 学 会 規 格            IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直ト            レイ燃焼試験) 及び自己消火性 (UL1581            (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL 垂直燃            焼試験) を確認したケーブルを使用する            設計とする。</p> <p>ただし、機器の性能上の理由から実証            試験にて延焼性及び自己消火性を確認で            きないケーブルは、難燃ケーブルと同等            以上の性能を有する材料を使用する設計            とする。</p> <p>具体的には、非常用発電機の一部に使            用するケーブルは、制御のために微弱信            号を取り扱う必要があり、耐ノイズ性を            確保するために専用のケーブルを使用す            る設計とする必要がある。</p> <p>したがって、本ケーブルに対しては、火            災を想定した場合にも延焼が発生しない            ように、専用電線管に収納するとともに、            電線管の両端は、電線管外部からの酸素            供給防止を目的とし、耐火性を有するシ            ール材を処置するとともに、機器との接</p>	<p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部            の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケ            ーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重            要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼し            ないことから、不燃性材料又は難燃性材料では            ない材料を使用する設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>火災1)火災防護上重要な機器等ロ.(ニ)(1)            ②b.-2)及びケーブルボックス(安全上重要な            施設)内機器並びに重大事故等対処施設に使用            するケーブルには、実証試験により延焼性(米            国電気工学会規格 IEEE383 又は            IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火            性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブル            を使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試            験により延焼性及び自己消火性が確認できな            いケーブルを必ず使用する場合には、            金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保            護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた            上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以            上の難燃性能があることを実証試験により確            認し、使用する設計とすること。他の火災            防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設            において火災及び爆発が発生することを防止            する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ニ)(1)            ②b.-2)は、事業変更許            可申請書(本文)の            ロ.(ニ)(1)②b.-2)を            具体的に記載しており            整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(1)②b.-3換気設備のフィルタ、</p>	<p>統部においては可動性を持たせる必要があることから当該部位のケーンブルが露出しないうちに不燃性、遮炎性、耐久性及び被覆性の確認された部材で覆う等により、難燃ケーンブルと同等以上の性能を確保する設計とする。</p> <p>非難燃ケーンブルを使用する場合については、上記に示す代替措置を施した上で、難燃ケーンブルを使用した場合と同等以上の難燃性能(延焼性及び自己消火性)を有することを実証試験により確認し、使用する設計とすることにより、他の安全機能を有する施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>(iv) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射放射性貯蔵等の機器等のうち、換気設備のフィルタの主要な構造材は、不燃性材料又は「JACA No. 11A (空気清浄装置用材料燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する設計とする。</p>	<p>火災1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(二)(1)②b.-3のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No. 11A(空気清浄装置用材料燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)②b.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)②b.-3を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>ロ.(二)(1)②b.-4保温材、</p>	<p>(v) 保温材に対する不燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対する保温材は、ロックウール、グラスウール、けい酸カルシウム等、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p>	<p>火災1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(二)(1)②b.-4に対する保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(1)②b.-4は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)②b.-4を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(1)②b.-5建屋内装材及び</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付資料五)</p> <p>(vi) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用  <u>建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</u></p> <p>ただし、<u>塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮し、原則として腰高さまでエポキシ樹脂系塗料等のコンクリートインクリートにより塗装する設計とする。</u></p> <p>塗装は、<u>難燃性を確認したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、また、燃料加工建屋内に設置する安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺には可燃性物質がないことから、塗装が発火した場合においても他の安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等において火災を生じさせられるおそれは小さい。</u></p> <p>iv. 中央監視室等      &lt;中略&gt;</p> <p>(ii) 中央監視室等のカーペットは、<u>消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p><u>火災Ⅰ火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(二)(1)②b.-5を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</u></p> <p>ただし、<u>塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、燃料加工建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</u></p> <p>また、<u>中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</u></p>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ.(二)(1)②b.-5は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)②b.-5を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ニ)(1)②b.-6遮蔽材は、 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計ロ.(ニ)(1)②b.-7とす。</p> <p>また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災起因して、他のロ.(ニ)(1)②b.-8機器等において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災1安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を使用するケープルには、</p>	<p>(vi) 遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。 なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計とする。</p> <p>また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該系統及び機器における火災起因して、他の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(iii) 難燃ケープルの使用 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等並びに安重機能を有す</p>	<p>火災1火災防護上重要な機器等ロ.(ニ)(1)②b.-6に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p> <p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災1火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計ロ.(ニ)(1)②b.-7若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他のロ.(ニ)(1)②b.-8火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災1火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全上重要な施設)内機器並びに</p>	<p>設工認のロ.(ニ)(1)②b.-6は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)(1)②b.-6を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ.(ニ)(1)②b.-7は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)(1)②b.-7の内容と同等であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ニ)(1)②b.-8は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)(1)②b.-8を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>火災1安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等ロ.(ニ)(1)②b.-9に使用するケーブルのうち、機器等の性能上からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とロ.(ニ)(1)②b.-10し、当該ケーブルの火災に起因して他の火災1安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書のうち、ロ.ボックス内使用するケーブルには、実証試験により延焼性 (米 国 電 気 工 学 学 会 規 格 IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験) 及び自己消火性 (UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL 垂直燃焼試験) を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>具体的には、非常用発電機の一部に使用するケーブルは、制御のために微弱信号を取り扱う必要があり、耐ノイズ性を確保するために専用のケーブルを使用する設計とする必要がある。</p> <p>したがって、本ケーブルに対しては、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するケーブルを処置するとともに、機器との接続部においては可動性を持たせる必要があることから当該部位のケーブルが露出しないように不燃性、遮炎性、耐久性及び被覆性の確認された部材で覆う等により、難燃ケーブルと同等以上の性能を確保する設計とする。</p> <p>非難燃ケーブルを使用する場合については、上記に示す代替措置を施した上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能 (延焼性及び自己消火性) を有することを、実証試験により確認し、使用</p>	<p>重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米 国 電 気 工 学 学 会 規 格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験) 及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験) を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ロ.(ニ)(1)②b.-9 ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、ロ.(ニ)(1)②b.-10 金属製の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し、使用する設計とすること、他の火災1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ニ)(1)②b.-9 は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ニ)(1)②b.-9 と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ニ)(1)②b.-10 は、重大事故等対処施設の対策も含めて事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ニ)(1)②b.-10 を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>建屋内<u>□.(二)(1)②b.-1</u>の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。</p>	<p>事業機能を有することにより、他の安全機能を有する施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p>(ii) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包 安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等のうち、燃料加工建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p>	<p><u>□.(二)(1)②c.-1</u>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設<u>□.(二)(1)②b.-1</u>のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p>	<p>設工認の<u>□.(二)(1)</u> <u>②b.-1</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□.(二)(1)②b.-1</u>と同義であり整合している。</p>	
<p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 止 <u>□.(二)(1)②c.-1</u> MOX燃料加工施設に<u>□.(二)(1)②c.-1</u>において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、<u>②c.-1</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□.(二)(1)②c.-1</u>と同義であり整合している。</p>	<p>iv. 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止 止 MOX燃料加工施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、<u>②c.-1</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□.(二)(1)②c.-1</u>と同義であり整合している。</p>	<p>MOX燃料加工施設に<u>□.(二)(1)②c.-1</u>に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p>	<p>設工認の<u>□.(二)(1)</u> <u>②c.-1</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□.(二)(1)②c.-1</u>と同義であり整合している。</p>	
<p><u>□.(二)(1)②c.-2</u>これらの自然現象のうち、MOX燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>したがって、MOX燃料加工施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震を選定し、これらの自然現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) 落雷による火災及び爆発の発生防止 止 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p><u>□.(二)(1)②c.-2</u>火災防護上重要な機器等は、考慮する自然現象のうち、火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p>	<p>設工認の<u>□.(二)(1)</u> <u>②c.-2</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□.(二)(1)②c.-2</u>と同義であり整合している。</p>	
<p>(a) 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p>	<p>(i) 落雷による火災及び爆発の発生防止 止 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p>	<p>設工認の<u>□.(二)(1)</u> <u>②c.-2</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□.(二)(1)②c.-2</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 火災]安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。[ロ.(二)(1)②c.(b)-1]事業許可基準規則第七條に示す要求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p>	<p>(ii) 地震による火災及び爆発の発生防止 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等は、耐震設計上の重要度に応じて以下に示すS、B及びCの3クラス(以下「耐震重要度分類」という。)に応じた地震力が作用した場合において、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。耐震については事業許可基準規則第七條に示す要求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p>	<p>火災]火災防護上重要な機器等は、耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。[ロ.(二)(1)②c.(b)-1]加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</p>	<p>設工認の[ロ.(二)(1)②c.(b)-1]は、技術基準規則の名称を記載したため事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(二)(1)②c.(b)-1]と同義であり整合している。</p>	
<p>③ 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災]安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等[ロ.(二)(1)③-1]に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>(c) 火災の感知、消火 火災の感知及び消火については、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>5.3 火災の感知、消火 火災の感知及び消火は、火災]火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設[ロ.(二)(1)③-1]に對する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 また、グループボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>設工認の[ロ.(二)(1)③-1]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(二)(1)③-1]と同義であり整合している。</p>	
<p>火災感知設備及び消火設備は、[ロ.(二)(1)③-2]「[ロ.(三)(1)②c.落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止]」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p>	<p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、</p>	<p>火災感知設備及び消火設備は、[ロ.(二)(1)③-2]「5.2.4.自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p>	<p>設工認の[ロ.(二)(1)③-2]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(二)(1)③-2]と同義であり整合している。</p>	<p>&lt;中略&gt;</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した<sup>1</sup>防火機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p>また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、安全上重要な施設的安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して、固有の信号を発生する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>グループボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能なように電源を確保し、中央監視室で常時監視できる設計とする</p>	<p>かつ、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「イ.(ロ)(4)①a.(c)iii.自然現象の考慮」に示す。</p>	<p>5.3 火災の感知, 消火</p> <p>火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した<sup>1</sup>防火防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合には耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 消火設備</p> <p>MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。また、MOX燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画及びグローブボックス内で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式の高圧ガス消火装置を設置して消火を行う設計とする。</p> <p>固定式の高圧ガス消火装置は、作動前に運転員が退出できるよう、警報を発する設計とする。</p> <p>また、MOX燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を設置する火災区域又は火災区画の消火に用いる消火装置は、選択弁等の動的機器の故障によっても系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保するとともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。</p> <p>また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設備を配置する設計とする。</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>管理区域で放出した<sup>ロ.</sup>(二)(1)③b.一は、管理区域外への流出を防止する設計とする。</p> <p>消火設備は、火災の火災等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等に悪影響を及ぼさないように設置し、外部電源喪失時の電源を確保するとともに、中央監視室に故障警報を発する設計とする。</p> <p>また、煙の二次的影響が安全機能を有する構造物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンパを設ける設計とする。</p> <p>消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>	<p>(xiv) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止</p> <p>管理区域内で放出した消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止</p> <p>管理区域で放出した<sup>ロ.</sup>(二)(1)③b.一消火水は、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>設工認申請書における<sup>ロ.</sup>(二)(1)③b.一は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ.</sup>(二)(1)③b.一を具体的に記載しており整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
<p>④ 火災及び爆発の影響軽減</p> <p><sup>ロ.</sup>(二)(1)④火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する施設の重要度に応じて、それらを設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</p>		<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p><sup>ロ.</sup>(二)(1)④MOX燃料加工施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の<sup>ロ.</sup>(二)(1)④一は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ.</sup>(二)(1)④一を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災区画に安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等をロ. (二) (1) ④-2)設置する</p> <p>火災区画は、ロ. (二) (1) ④-3)他の火災区画と隣接する場合は、3 時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の火災区画と分離する。</p>	<p>(d) 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>i. 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等を設置する火災区画又は火災区画内の火災及び爆発並びに隣接する火災区画又は火災区画の火災及び爆発による影響に対し、以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) 安全上重要な施設の火災区画の分離</p> <p>MOX 燃料加工施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区画は、他の火災区画と隣接する場合は3 時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認された耐火壁によって他の区画と分離する設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>火災区画に火災防護上重要な機器等をロ. (二) (1) ④-2)設置する燃料加工建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火扉、延焼防止ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区画を設定する。燃料加工建屋の火災区画は、火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。</p> <p>7.1.1.1.1 火災区画構造物及び火災区画構造物</p> <p>火災区画は、第1章 共通項目の「5.1.1 安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区画と分離する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>このうち、火災区画は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力をロ. (二) (1) ④-3)有する耐火壁、天井及び床により隣接する他の火災区画と分離する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ. (二) (1) ④-2)は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (二) (1) ④-2)と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ. (二) (1) ④-3)は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (二) (1) ④-3)と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ. (二)(1)④-4 また、MOX燃料加工施設における火災防護上の系統分離対策を講じる設備である<u>グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機及びグローブボックス排風機の機能維持に必要な範囲の非常用所内電源設備</u>において、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される<u>他のケーブル</u>は、</p>	<p>(ii) 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX燃料加工施設における安全上重要な施設の中でも、火災防護上の系統分離対策が必要な機器及び当該機器を駆動又は制御するケーブルに対し、以下のいずれかの系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>v. 火災防護上の系統分離対策</p> <p>MOX 燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時に異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(i) <u>グローブボックス排風機</u></p> <p>(ii) <u>上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</u></p>	<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相連する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設される<u>他のケーブル</u>は、ロ. (二)(1)④-4 以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.1 安全機能を有する施設</p> <p>ロ. (二)(1)④-4MOX 燃料加工施設の特徴(取り扱う放射性物質は固体の核燃料物質であり、運転時の異常な過渡変化を生じる工程もないこと等)を踏まえ、火災時においてもグローブボックス内を負圧に維持し、排気経路以外からの放射性物質の放出を防止するための以下の設備について火災防護上の系統分離対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) <u>グローブボックス排風機</u></p> <p>(2) <u>上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の ロ. (二)(1)④-4は、 事業変更許可申請書 (本文) の (二)(1)④-4を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□. (二)(1)④-5 「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」...</p> <p>□. (二)(1)④-6 「互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は</p> <p>□. (二)(1)④-7 「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」と</p>	<p>(ii)-1 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>系統分離し配置している火災防護上の系統分離対策を講じる安重機能を有する機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した、耐火壁で系統間を分離する設計とする。</p> <p>(ii)-2 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備は、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>(ii)-3 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>互いに相違する系列の火災防護上の系統分離対策を講じる設備を1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p>	<p>5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(1) 火災防護上の系統分離を講じる設備に対する影響軽減対策</p> <p>a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、火災耐久試験により□. (二)(1)④-5時間以上の耐火能力を確認した、隔壁等で系統間を分離する設計とする。</p> <p>b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、□. (二)(1)④-6互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルは、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし、系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。</p> <p>c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離</p> <p>□. (二)(1)④-7火災防護上の系統分離対策を講じる設備のうち、互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらの近傍に敷設されるその他のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する</p>	<p>設工認の</p> <p>□. (二)(1)④-5は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二)(1)④-5を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の</p> <p>□. (二)(1)④-6は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二)(1)④-6を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の</p> <p>□. (二)(1)④-7は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二)(1)④-7を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ、(ニ)(1)④-8ただし、火災の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として、中央監視室の制御盤に關しては、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記設計と同等な設計とする。</p>	<p>(iii) 中央監視室に対する火災及び爆発の影響軽減            中央監視室は上記と同等の保安水準を確保する対策として、以下のとおり火災及び爆発の影響軽減対策を講ずる。  <u>中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについて、以下に示す分離対策、制御盤内への火災感知器の設置及び運転員による消火活動を実施する設計とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>設工認申請書 該当事項  <u>ことで系統間を分離する設計とする。</u></p> <p>(2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策            a. 中央監視室制御盤内の火災影響軽減対策  <u>ロ、(ニ)(1)④-8</u>中央監視室に設置する火災防護上の系統分離対策を講じる制御盤については、火災及び爆発の影響軽減のため、措置を講ずる設計と同等の設計として、不燃性筐体による系統別の分離対策、高感度煙感知器の設置、常駐する運転員による消火活動等により、<u>上記(1)と同等な設計とする。</u></p> <p>中央監視室の制御盤は、実証試験結果に基づき、異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体で造る盤とすることで分離する設計とする。</p> <p>中央監視室には異なる原理の火災感知器を設置するとともに、制御盤内における火災を速やかに感知し、安全機能への影響を防止できるよう高感度煙感知器を設置する設計とする。</p> <p>中央監視室内の火災感知器により火災を感知した場合、運転員は、制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>整合性            設工認の  <u>ロ、(ニ)(1)④-8</u>は、対象を明確にするため、変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ニ)(1)④-8</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>中央監視室の床下のケーブルに関するは、  <u>ロ. (ニ) (1) ④-9</u>「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6 m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。</p>	<p>(iii)-4 中央監視室床下の影響軽減対策  中央監視室の床下に関するは、「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計」、「互いに相違する系列間の水平距離が6 m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」又は「1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計」とする。  &lt;中略&gt;</p>	<p>5.4 火災及び爆発の影響軽減  5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策  (2) 中央監視室の火災及び爆発の影響軽減対策  b. 中央監視室床下の影響軽減対策  中央監視室の床下に敷設する互いに相違する系列のケーブルに関するは、<u>ロ. (ニ) (1) ④-9β</u>「時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁で互いの系列間を分離する設計」とする。</p> <p>(3) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策  火災区域境界を貫通する換気ダクトには、3時間耐火性能を有する防火ダンパ及び延焼防止ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。  ただし、放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため、耐火壁を貫通するダクトについては、鋼板ダクトにより、3時間耐火境界となるよう排気系統を形成する設計とする。</p> <p>(4) 火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策  運転員が駐在する中央監視室等の火災及び爆発の発生時の煙を換気設備により排気するため、建築基準法に基づく容量を確保する設計とする。  また、電気ケーブルが密集する火災区域に該当する中央監視室等床下、引火性液体を取り扱う非常用発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ. (ニ) (1) ④-9</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ. (ニ) (1) ④-9</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□. (二)(1)④-10)なお、MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、「焼結炉等」という。)における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</p> <p>⑤ 火災影響評価 設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災又は爆発□. (二)(1)⑤-1,2)によつて、安全上重要な施設の安全機能を維持できることを、火災影響評価にて確認する。</p>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>(5) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、放射性物質を含まないMOX燃料加工施設で使用する油脂類のタンクは、ベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>(6) 焼結炉等に対する爆発の影響軽減対策 □. (二)(1)④-10)MOX燃料加工施設では爆発の発生は想定されないが、万一、爆発が発生した場合の影響軽減対策として、焼結炉等における爆発の発生を検知し、検知後は排気経路に設置したダンパを閉止する設計とする。</p> <p>5. 4. 2 MOX燃料加工施設の安全確保 (1) MOX燃料加工施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によつて、□. (二)(1)⑤-1)当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、MOX燃料加工施設の安全性が損なわれない設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>(2) 火災影響評価 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定されるMOX燃料加工施設内の火災</p>	<p>整合性</p> <p>設工認の□. (二)(1)④-10)は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二)(1)④-10)と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□. (二)(1)⑤-1)は、事業変更許可申請書(本文)の□. (二)(1)⑤-1)と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□. (二)(1)⑤-2)は、事業変更許可申請書(本文)の</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>又は爆発<sup>ロ.(二)(1)⑤-2</sup>を考慮しても、安全上重要な施設の安全機能が維持できるところで、MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを、火災影響評価にて確認する。</p> <p>(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価          当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。          また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認すること          で、MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価          当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても、MOX 燃料加工施設の火災防護上の系統分離対策を講じる設備の系統分離対策を考慮することにより、火災防護上の系統分離対策を講じる設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。</p>	<p>ロ.(二)(1)⑤-2]と同一であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(1)⑤-3 また、MOX燃料加工施設内の火災又は爆発によって、設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態が収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付資料五)</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>また、火災防護上の系統分離対策を講じる設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において、当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して、「FDTs」を用いた火災影響評価を実施し、安全上重要な施設が機能を喪失しないことを確認すること、MOX 燃料加工施設の安全性が損なわれないことを確認する。</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>ロ.(二)(1)⑤-3 火災又は爆発によって設計基準事故が発生する可能性があるため、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態が収束できることを火災影響評価にて確認する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.4.2 MOX 燃料加工施設の安全確保</p> <p>(1) MOX 燃料加工施設の安全機能の確保対策</p> <p>b. 設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計</p> <p>MOX 燃料加工施設内の火災又は爆発によって設計基準事故が発生する場合は、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策」を含む火災防護対策により異常状態が収束できる。ロ.(二)(1)⑤-3 設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ.(二)(1)⑤-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(1)⑤-3と同義であり整合している。</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>⑥ その他</p> <p>ロ. (二)(1)⑥「ロ. (二)(1)② 火災及び爆発の発生防止」から「ロ. (二)(1)⑥ 火災影響評価」のほか、安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付資料五)</p> <p>(e) 個別の火災区域又は火災区画における留意事項</p> <p>MOX 燃料加工施設における火災区域又は火災区画は、以下のとおりそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。</p> <p>ii. 蓄電池室</p> <p>蓄電池室は、以下のとおり設計とする。</p> <p>(i) 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流閉閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、常用蓄電池は、無停電電源装置等を設置している部屋に収納する設計とするが、当該蓄電池自体は厚さ1,6mm以上の鋼板製筐体に収納し、当該室に設置する安重機能を有する機器等及び放射線物質貯蔵等の機器等への火災又は爆発による影響を防止する設計とする。</p> <p>本方式は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)「4.1 蓄電池室の種類のうち、キニビクル式(蓄電池をキニビクルに収納した蓄電池設備)に該当し、指針に適合させることで安全性を確保する設計とする。</p> <p>(ii) 蓄電池室の蓄電池は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603-2012)に基づき、蓄電池室の換気を行う排風機を水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を2 vol%以下に維持する設計とする。</p>	<p>5.2.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p> <p>ロ. (二)(1)⑥通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流閉閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ロ. (二)(1)⑥ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することによって火災又は爆発を防止する設計とする。</p>	<p>設工認の</p> <p>ロ. (二)(1)⑥は、事業変更許可申請書(本文)のロ. (二)(1)⑥を詳細に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>(iii) 蓄電池室の換気設備が停止した場合に は、中央監視室の監視制御盤に警報を発生 する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>vi. 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物 保管第1室及び第2室</p> <p>(ii) 放射性物質を含んだフィルタ類及びそ の他の難固体は、処理を行うまでの間、金 属製容器に封入し、保管する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>iv. 中央監視室等</p> <p>(ii) 中央監視室等のカーペットは、消防法 に基づく防炎物品又はこれと同等の性能 を有することを試験により確認した材料 を使用する設計とする。 ＜中略＞</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>ロ. (二)(1)⑥蓄電池室の換気設備が停止 した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋 の建屋管理室に警報を発生する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>ロ. (二)(1)⑥陸棄物の保管にあたり、放射 性物質を含んだフィルタ類及びその他の難固 体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入 し、保管する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>ロ. (二)(1)⑥電気室は、電源供給のみに使 用する設計とする。 ＜中略＞</p> <p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>ロ. (二)(1)⑥また、中央監視室等及び緊急 時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基 づく防炎物品又はこれと同等の性能を有する ことを試験により確認したカーペットを使用 する設計とする。 ＜中略＞</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>① 基本事項</p> <p>a. 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>重大事故等対処施設を「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。</p>	<p>イ. 安全設計</p> <p>(ロ) 安全機能を有する施設</p> <p>(4) 火災及び爆発に関する安全設計</p> <p>① 火災及び爆発に関する設計</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>b. 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>(a) 火災及び爆発の防止に関する設計方針</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>i. 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>重大事故等対処施設を設置するエリアについて、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して火災区域及び火災区画を設定する。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>5. 火災等による損傷の防止</p> <p>5.1 火災等による損傷の防止に対する基本設計方針</p> <p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>火災区画「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」は、事業変更許可申請書(本文)の「<u>ロ.(二)(2)①a.-1</u>」を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-2</sup>を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護対策を講ずる設計<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-3</sup>を行うに当たり...</p>	<p>重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護対策を講ずる設計を行うに当たり...</p>	<p>5.1.2 重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-2</sup>を損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.1.2 重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-2</sup>は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-2</sup>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-3</sup>は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-3</sup>と同義であり整合している。</p>	
<p>重大事故等対処施設を<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-4</sup>設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。</p>	<p>重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定する。</p>	<p>重大事故等対処施設を<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-4</sup>収納する建屋の火災区域は、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災区画<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-4</sup>は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-4</sup>は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ.(ニ)(2)①a.-4</sup>を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p>	<p>火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間耐火に設計上必要な 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置等を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p>	<p>第 2 章 個別項目</p> <p>7.1.1 火災防護設備</p> <p>7.1.1.1 火災区域構造物及び火災区画構造物</p> <p>また、重大事故等対処施設を設置する火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して、耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NPPA801」を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等対処施設のうち常設のものに對して火災区域及び火災区画を設定し、</p> <p>火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象（以下「内的事象」という。）を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、指針に基づき①a.-5設備等に應じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>常設重大事故等対処設備のうち、外部からの影響を受ける事象（以下「外的事象」という。）以外の動的機器の故障、及び静的機器の損傷等（以下「内的事象」という。）を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備であり、必要に応じて関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないものについて、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備等に應じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設のうち常設のものに對して火災区域及び火災区画を設定し、火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては、「NPPA801」を参考に MOX 燃料加工施設の特徴を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として MOX 燃料加工施設の特徴及びその重要度を踏まえ、火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>ただし、重大事故等対処設備のうち、動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象（以下「内的事象」という。）を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は、関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき①a.-5設備等に應じた火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。</p>	<p>設工認の①a.-5は、事業変更許可申請書（本文）の①a.-5を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(2)①a.-6)なお、重大事故等対処施設のうち、可搬型のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、ロ.(二)(2)①a.-7)火災防護計画に定めて表施する。</p>	<p>なお、重大事故等対処施設のうち、可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)に対する火災防護対策については、火災防護計画に定める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>5.1.3 火災防護計画</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ロ.(二)(2)①a.-6)重大事故等対処施設のうち、可搬型のものに対する火災防護対策について、ロ.(二)(2)①a.-7)火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)①a.-6)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)①a.-6)と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)①a.-7)は、保安規定に対応する。</p>	
<p>b. 火災防護計画</p> <p>ロ.(二)(2)①b.-1)火災防護計画は、「ロ.(二)(1)①f.-火災防護計画」に示す。</p>	<p>ii. 火災防護計画</p> <p>火災防護計画は、「イ.(ロ)(4)①a.-1(a).-火災防護計画」に示す。</p>	<p>5.1.3 火災防護計画</p> <p>ロ.(二)(2)①b.-1)MOX燃料加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ロ.(二)(2)①b.-1)重大事故等対処施設については、火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>ロ.(二)(2)①b.-1)その他施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>ロ.(二)(2)①b.-1)重大事故等対処設備のうち、可搬型のものに対する火災防護対策については、火災防護の計画を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>ロ.(二)(2)①b.-1)敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)について</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)①b.-1)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)①b.-1)を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>② 火災及び爆発の発生防止</p> <p>a. MOX燃料加工施設内の火災及び爆発の発生防止</p> <p>ロ. (ニ) ②a. -1] MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生を防止するため, MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち, 可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除, 異常な温度上昇の防止対策, 可燃性物質の漏えい防止対策, 空気の混入防止対策を講ずる設計とともに, 熱的制限値を設ける設計とする。</p>	<p>(b) 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の発生防止</p> <p>i. 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については, MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち, 可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除, 異常な温度上昇の防止対策, 可燃性物質の漏えい防止対策, 空気の混入防止対策を講ずる設計とともに, 熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>は, 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて, 管理する。</p> <p>5. 2 火災及び爆発の発生防止</p> <p>5. 2. 1 施設特有の火災及び爆発の発生防止</p> <p>ロ. (ニ) ②a. -1] MOX燃料加工施設及び爆発の発生を防止するため, MOX燃料加工施設で取り扱う化学薬品等のうち, 可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除, 異常な温度上昇の防止対策, 可燃性物質の漏えい防止対策及び空気の混入防止対策を講ずる設計とともに, 熱的制限値を設ける設計とする。</p> <p>なお, MOX燃料加工施設の分析設備で取り扱う化学薬品等は少量であることから, 化学的制限値の設定は不要とする設計とする。</p> <p>水素ガスを使用する焼結炉及び小規模焼結処理装置(以下「焼結炉等」という。)は燃料加工建屋に受け入れられる水素・アルゴン混合ガスの水素最高濃度(9.0vol%)を設定する。</p> <p>焼結炉等に供給する水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度が9.0vol%を超えないよう, 以下の対策を講ずる設計とする。</p> <p>(1) エネルギー管理建屋に設置する水素・アルゴン混合ガスの製造系統と燃料加工建屋への供給系統とを物理的に分離する設計とする。</p> <p>(2) 燃料加工建屋で使用する水素・アルゴン混合ガスは, 水素濃度を9.0vol%以下に調整し, エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填する設計とする。</p>	<p>設工認のロ. (ニ) ②a. -1] は, 事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ニ) ②a. -1] を一体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(3) エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器に圧縮充填した水素・アルゴン混合ガス中の水素濃度を確認した上で、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器を燃料加工建屋への供給系統に接続する設計とする。</p> <p>さらに、燃料加工建屋への供給系統の接続口は、エネルギー管理建屋に設置する混合ガス貯蔵容器以外が接続できない設計とする。</p> <p>(4) 燃料加工建屋内へ水素・アルゴン混合ガス受け入れ後も燃料加工建屋内で水素濃度を確認し、万一、水素濃度が9.0vol%を超える場合には、水素・アルゴン混合ガス濃度異常遮断弁により焼結炉等への水素・アルゴン混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。</p> <p>なお、焼結炉等は、水素・アルゴン混合ガスにより焼結ペレットを還元させることを目的としており、可燃性ガスを燃焼させずに炉内を加熱する設計とするが、焼結炉等の加熱を停止する場合は、可燃性ガスの供給を自動的に停止する設計とする。</p> <p>分析試験については、少量ではあるが可燃性試験及び引火性試験を含む多種類の分析試験を取り扱うため、保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のうち、MOX粉末を取り扱うグローブボックス内を窒素雰囲気とすることで、火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>設工認の[ロ.(二)(2)②a.-2]または上記に加え</p>	<p>ii. 重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>5.2.2 [ロ.(二)(2)②a.-2]MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止</p>	<p>設工認の[ロ.(二)(2)②a.-2]は、火災防護対策について項を分割した記載としたため、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(二)(2)②a.-2]と同義であり整合している。</p>	
<p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対し[ロ.(二)(2)②a.-3]する火災及び爆発の対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる。</p>	<p>重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止については、<u>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区域に</u>対する火災区域又は火災区域に<u>対する火災区域及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する換気、漏えい検出対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる。</u></p>	<p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区域に<u>対する火災区域又は火災区域に</u>対する火災区域又は火災区域に<u>対する火災区域及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する換気、漏えい検出対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる。</u></p>	<p>設工認の[ロ.(二)(2)②a.-3]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(二)(2)②a.-3]と同義であり整合している。</p>	
<p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対し[ロ.(二)(2)②a.-4]する火災及び爆発の発生防止対策、発火源に対する対策、水素に対する換気、漏えい検出対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる。</p>	<p>(i) 発火性物質又は引火性物質</p> <p>発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区域には、以下の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性物質又は引火性物質としては、<u>消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱われるものうち「潤滑油」、「燃料油」に加え、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、二酸化炭素、アルゴン、NOx、プロパン及び酸素のうち、可燃性ガスである「水素」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。</u></p>	<p>[ロ.(二)(2)②a.-4]火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は、火災区域又は火災区域画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え、MOX燃料加工施設で取り扱う物質として、<u>水素を内包する設備及び分析試薬を取り扱う設備を対象とする。</u></p>	<p>設工認の[ロ.(二)(1)②a.-4]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(二)(1)②a.-4]の「発生防止対策」を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>なお、分析試薬については、「5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、オイルパン又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>油内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>油内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は、運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。</p> <p>水素を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は、溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する設計とする。</p> <p>可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により、火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁、隔壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(i)-3-2 発火性物質又は引火性物質である可燃性ガス内包設備          火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質である可燃性ガスのうち、水素を内包する設備である焼結炉等、充電時に水素を発生する蓄電池を設置又は使用する火災区域又は火災区画は、火災及び爆発の発生を防止するために、換気を行う設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(iv) 水素対策          &lt;中略&gt;</p> <p>また、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室に警報を発生する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため、可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行う設計とする。</p> <p>このうち、蓄電池を設置する火災区域は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。</p> <p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素ガス漏えい検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発生する設計とする。</p> <p>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう、銅板製管体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気することによって火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発生する設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p>	<p>(i)-4 防塵 火災区域に対する防塵について、以下の設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(i)-4-1-2 工場電気設備防塵指針における危険箇所には該当しないが、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質の有機溶媒等を内包する設備の漏えいにより、<u>環境条件が「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防塵指針」で要求される爆発性雰囲気となるおそれのある機器を設置する室の電気接点を有する機器は防塵構造とする。</u></p> <p>また、<u>静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u></p> <p>(ii) 可燃性蒸気・微粉の対策 火災区域における可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が発生するおそれがある設備については以下の設計とする。</p>	<p>焼結炉等は工程室内に設置するが、排ガス処理装置を介して、グローブボックス排気設備のグローブボックス排風機による機械換気を行う設計とすることで、万一の工程室内への漏えいに対しても、水素・アルゴン混合ガスが滞留しない設計とする。</p> <p>水素・アルゴン混合ガスを内包する焼結炉等に水素・アルゴン混合ガスを供給し、高温状態でグリーンレットを焼結することから、これらの系統及び機器を設置する工程室に水素ガスの漏えい検知器を設置し、中央監視室及び制御第1室並びに制御第4室(以下「中央監視室等」という。)に警報を発する設計とする。</p> <p><u>ロ.(二)(1)②a.~4 火災及び爆発の発生防止における防塵及び接地対策として、火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用、機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防塵指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とする</u>とともに、<u>発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの漏えいを考慮して、漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は、防塵構造とする設計とし、静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</u></p> <p>水素・アルゴン混合ガスを取り扱う系統及び機器のうち、漏電により着火源となるおそれのある機器及び静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii)-1 可燃性蒸気が滞留するおそれがある機器 火災区域における現場作業において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とするとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>(ii)-2 可燃性微粉が滞留するおそれがある機器 MOX 燃料加工施設において、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機があるが、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒（被覆管端栓部）は押し機構の切断機（パイプカッタ）を用いて切断し、ベレットを抜き取った後の燃料棒（被覆管部）は押し機構の切断機（鉄筋カッタ）を用いて切断を行う設計とする。</p> <p>(iii) 発火源への対策 火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないこととする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>□.(二)(1)②a.-4 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定め、管理する。</p> <p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒（被覆管端栓部）は押し機構の切断機（パイプカッタ）を用いて切断し、ベレットを抜き取った後の燃料棒（被覆管部）は押し機構の切断機（鉄筋カッタ）を用いて切断を行うことよって、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p>	<p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、火災区域における現場作業において、可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>□.(二)(1)②a.-4 また、火災区域における現場作業において、有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、換気、通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定め、管理する。</p> <p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、可燃性の微粉が滞留するおそれがある設備として燃料棒解体設備の燃料棒解体装置の切断機は、燃料棒の切断時にジルカロイ粉末が発生しないよう、燃料棒（被覆管端栓部）は押し機構の切断機（パイプカッタ）を用いて切断し、ベレットを抜き取った後の燃料棒（被覆管部）は押し機構の切断機（鉄筋カッタ）を用いて切断を行うことよって、可燃性の微粉による火災及び爆発の発生を防止する設計とする。</p> <p>□.(二)(1)②a.-4 火災及び爆発の発生防止のため、発火源への対策として火花の発生を伴う設備は、発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに、周辺に可燃性物質を保管しないことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>また、高温となる設備は、高温部を断熱材、耐火材で覆うこと又は冷却することにより、可燃性物質との接触及び可燃性物質の加熱を防止する設計とする。</p>	整合性	備考

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(v) 空気の混入防止対策            焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項            焼結炉等及びバスタック乾燥装置は、運転中は温度監視を行うとともに、温度制御機器により温度制御を行う設計とする。            廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p>□.(三)(1)②a. 4 火災及び爆発の発生防止のため、空気の混入防止対策として、焼結炉等、水素・アルゴン混合ガスを使用する機器の接続部は、溶接構造又はフランジ構造により空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>また、水素・アルゴン混合ガスを受け入れる配管には、逆止弁を設置し、配管が破断した場合に空気が焼結炉等内に混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結炉は、出入口に入口真空置換室及び出口真空置換室を設け、容器を出し入れする際に置換室を水素・アルゴン混合ガス雰囲気へ置換し、焼結炉内にグローブボックス雰囲気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の焼結炉内への空気の混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室及び制御第 1 室に警報を発する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置は、容器を炉内へ装荷し、炉蓋を閉じた後、炉内雰囲気を水素・アルゴン混合ガス雰囲気へ置換する設計とする。</p> <p>また、焼結時は炉内へ空気が混入することを防止する設計とする。</p> <p>焼結時の小規模焼結処理装置内への空気の</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用  MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設の<u>ロ. (二) ②b. -1</u>機器等のうち、主要な構造材、</p>	<p>(vi) 過電流による過熱防止対策  MOX 燃料加工施設内の電気系統に対する過電流による過熱及び焼損の防止対策として、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>iii. 不燃性材料又は難燃性材料の使用  重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。</p> <p>また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該系統及び機器における火災に起因して、他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p>	<p>混入を監視するため酸素濃度計を設置し、空気の混入が検出された場合にはヒータ電源を自動で遮断し不活性のアルゴンガスで掃気するとともに、中央監視室等に警報を発する設計とする。</p> <p><u>ロ. (二) (1) ②a. -4</u> 火災及び爆発の発生防止のため、電気系統は、機器の損壊、故障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障の影響を局所化するとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p> <p>5. 2. 3 不燃性材料又は難燃性材料の使用  MOX 燃料加工施設の建物は、耐火構造又は不燃性材料で造られたものとするとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ニ)②b.-2)ケーブル、</p> <p>(iii) 難燃ケーブルの使用 重大事故等対処施設及び安全機能を有する機器等のうちグループボックス内に使用するケーブルは、実証試験により延焼性(米国電気電子工学会規格 IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性 (UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。</p>	<p>なお、焼結炉等の炉体及び閉じ込めの境界を構成する部材は、耐熱性を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のロ.(ニ)②b.-1)うち、機器、配管、ダクト、ケーブルトレイ、電線管及び壁の管体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は、金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隙部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>また、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災防護上重要な機器等及びグループボックス(安全上重要な施設)内機器並びに重大事故等対処施設ロ.(ニ)②b.-2)に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルを必ず使用する場合には、金属製の管体等に収納、延焼防止材により保護又は</p>	<p>設工認のロ.(ニ)②b.-1)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)②b.-1)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ.(ニ)②b.-2)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)②b.-2)を具体的に記載しており整合している。</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(二)(2)②b.-3換気設備のフィルタ、</p>	<p>具体的には、ケーブルに対し、金属製の管体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故等に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とすること、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)②b.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)②b.-3を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>ロ.(二)(2)②b.-4保溫材、</p>	<p>(iv) 換気フィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用 「イ.(ロ)(4)①a.(b)iii.(v).換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>(v) 保溫材に対する不燃性材料の使用 「イ.(ロ)(4)①a.(b)iii.(v).保溫材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(二)(2)②b.-3のうち、換気設備のフィルタは、不燃性材料又は「JACA No.11A(空気が清浄装置用材燃焼試験方法指針(公益社団法人日本空気が清浄協会))」により難燃性を満たす難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(二)(2)②b.-4に対する保溫材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)②b.-4は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)②b.-4を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>ロ.(二)(2)②b.-5建屋内装材及び</p>	<p>(vi) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用 「イ.(ロ)(4)①a.(b)iii.(vi).建屋内装材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及びロ.(二)(2)②b.-5重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づき防火物品若しくはこれと同等の性能を有すること物品若しくはこれと同等の性能を有すること物品を試験により確認した材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)②b.-5は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)②b.-5を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ニ)②②b.-6)遮蔽材は、</p> <p>ロ.(ニ)②②b.-7)可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。</p> <p>ロ.(ニ)②②b.-8)また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該重大事故等対処施設における火災及び爆発に起因して、他の重大事故等対処施設の水災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>	<p>(vi) 遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>「イ.(ロ)(4)①a.(b)iii.(vi)遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の基本方針を適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>iii. 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対処施設は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。</p> <p>また、構築物、系統及び機器の機能を確保するために代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該系統及び機器における火災に起因して、他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼範囲が広がらないこと、燃料加工屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺における可燃性物質を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防火に基づき防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(ニ)②②b.-6)に使用する遮蔽材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>なお、可燃性の遮蔽材を使用する場合は、不燃性材料又は難燃性材料で覆う設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設ロ.(ニ)②②b.-7)は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計</p> <p>ロ.(ニ)②②b.-8)若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器等における火災及び爆発に起因して、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ニ)②②b.-6)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)②②b.-6)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ.(ニ)②②b.-7)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)②②b.-7)と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ニ)②②b.-8)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ニ)②②b.-8)と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性及び自己消火性を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>核燃料物質を非密封で取り扱う機器を収納するグローブボックス等は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(iii) 難燃ケーブルの使用 重大事故等対処施設及び安重機能を有する機器等のうちグローブボックス内に使用するケーブルは、実証試験により延焼性(米国電気電子工学会規格 IEEE383-1974 又は IEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 (Fourth Edition) 1080 VW-1 UL 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>放射性物質を内包するグローブボックス等のうち、閉じ込め機能を喪失することでMOX燃料加工施設の安全性を損なうおそれのあるものについては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器並びに重大事故等対処施設に使用するケーブルには、実証試験により延焼性(米国電気電子工学会規格 IEEE383 又は IEEE1202 垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581 垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>設工認の<b>ロ.(ニ)(2)②</b>は、<b>事業変更許可申請書(本文)</b>の<b>ロ.(ニ)(2)②b.-9</b>と同等であり整合している。</p>	
<p><b>ロ.(ニ)(2)②b.-9</b>重大事故等対処施設に使用するケーブルのうち、機器等の性能上の理由からやむを得ず実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルは、金属製の筐体等に収納する。延焼防止材により保護する等の措置を講ずる。延焼防止材により保護する等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設に<del>対処する</del>ための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>ただし、機器の性能上の理由から実証試験にて延焼性及び自己消火性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する材料を使用する設計とする。</p> <p>具体的には、ケーブルに対し、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講ずることにより、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故に対処するための設備において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p><b>ロ.(ニ)(2)②b.-9</b>ただし、機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には、金属製の筐体等に収納、延焼防止材により保護、専用の電線管に敷設等の措置を講じ、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認した上で使用する設計とすること、他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。</p>	<p>設工認の<b>ロ.(ニ)(2)②b.-10</b>は、<b>事業変更許可申請書(本文)</b>の<b>ロ.(ニ)(2)②b.-10</b>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>建屋内<b>ロ.(ニ)(2)②b.-10</b>の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。</p>	<p>(ii) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包 重大事故等対処施設のうち、建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内<b>ロ.(ニ)(2)②b.-10</b>に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。</p>	<p>設工認の<b>ロ.(ニ)(2)②b.-10</b>は、<b>事業変更許可申請書(本文)</b>の<b>ロ.(ニ)(2)②b.-10</b>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>ロ.(二)(2)c.-1]重大事故時にMOX燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害である。</p> <p>ロ.(二)(2)c.-2]これらの自然現象のうち、MOX燃料加工施設で火災及び爆発を生じさせるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)について、これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書(添付資料五)</p> <p>iv. 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>重大事故時におけるMOX燃料加工施設の敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故時に重大事故等対処施設に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止</p> <p>火災防護上重要な機器等及び</p> <p>ロ.(二)(2)c.-1]重大事故等対処施設に対する自然現象として、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)c.-1]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)c.-1]を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ.(二)(2)c.-2]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)c.-2]と同義であり整合している。</p>	
<p>(i) 落雷による火災及び爆発の発生防止</p> <p>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>各々の防護対象施設に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(i) 落雷による火災及び爆発の発生防止</p> <p>落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>各々の防護対象施設に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち、落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、建築基準法及び消防法に基づき避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は、接地系と接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(二)(2)c.-2]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(二)(2)c.-2]と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等対処施設は、<u>ロ.(ニ)(2)b.-3</u>耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、<u>事業許可基準規則第二十五条に示す要求を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</u></p> <p><u>ロ.(ニ)(2)b.-4</u>竜巻(風(台風)を含む。).<u>について、重大事故等対処施設は、重大事故時の竜巻(風(台風)を含む。.)の影響により火災及び爆発が発生することがないよう、竜巻防護対策を行う設計とする。</u></p> <p><u>ロ.(ニ)(2)b.-5</u>なお、森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p>	<p>(ii) 地震による火災及び爆発の発生防止 重大事故等対処施設は、耐震設計上の重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する。<u>耐震については事業許可基準規則の第二十五条に示す要求を満足するよう、事業許可基準規則の解釈に従い耐震設計を行う設計とする。</u></p> <p>(iii) 竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止 重大事故等対処施設は、<u>重大事故時の竜巻(風(台風)を含む。.)の影響により火災及び爆発が発生することがないよう、竜巻防護対策を行う設計とする。</u></p> <p>(iv) 森林火災による火災及び爆発の発生防止 森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p>	<p>重大事故等対処施設は、<u>ロ.(ニ)(2)b.-3</u>重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに、<u>加工施設の技術基準に関する規則に従い、耐震設計を行う設計とする。</u></p> <p><u>ロ.(ニ)(2)b.-4</u>重大事故等対処施設は、<u>竜巻(風(台風)を含む。.)の影響により火災及び爆発が発生することがないよう、竜巻防護対策を行う設計とする。</u></p> <p><u>ロ.(ニ)(2)b.-5</u>森林火災については、防火帯により、重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-3</u>は、<u>事業変更許可申請書(本文)</u>の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-3</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-4</u>は、<u>事業変更許可申請書(本文)</u>の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-4</u>と同義であり整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-5</u>は、<u>事業変更許可申請書(本文)</u>の<u>ロ.(ニ)(2)②c.-5</u>と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>③ 火災の感知, 消火</p> <p>a. 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火は、重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>(c) 火災の感知, 消火</p> <p>火災の感知及び消火については、重大事故等対処施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知設備を設置する設計とする。</p>	<p>5.3 火災の感知, 消火</p> <p>火災の感知及び消火は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>また、グローブボックス内に対しても、早期に火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>		
<p>火災感知設備及び消火設備はロ、(ニ)(2)③a.-1]「ロ、(ニ)(2)b. 落重、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p>	<p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、</p>	<p>火災感知設備及び消火設備は、ロ、(ニ)(2)③a.-1]「5.2.4. 自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p>	<p>設工認のロ、(ニ)(2)③a.-1]は、事業変更許可申請書(本文)のロ、(ニ)(2)③a.-1]と同義であり整合している。</p>	
<p>火災感知設備及び消火設備は、火災区域及び火災区分に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合にはロ、(ニ)(2)③a.-2]耐震設計上の重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。</p>	<p>かつ、重大事故等対処施設の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「イ、(ロ)(4)①b、(c)iii. 自然現象の考慮」に示す。</p>	<p>重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区分に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合にはロ、(ニ)(2)③a.-2]重大事故等対処施設の設備分類に応じて、機能を維持できる設計とする。</p>	<p>設工認のロ、(ニ)(2)③a.-2]は、事業変更許可申請書(本文)のロ、(ニ)(2)③a.-2]と同義であり整合している。</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>
<p>(a) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区分に対して</p>	<p>また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合のほか、火災感知設備の破損、誤作動又は誤操作が起きたことにより消火設備が作動した場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>＜中略＞</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>て、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>グループボックス内は、主要な工程で核燃料物質を非密封で取り扱うという特徴があり、MOX粉末やレーザー光による誤作動や内装機器及び架台が障壁となることにより、煙感知器及び炎感知器並びにサーモカメラでは火災を感知できないおそれがあることから、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能のように電源を確保し、中央監視室で常時監視できる設計とする。</p> <p>(b) 消火設備</p> <p>MOX燃料加工施設では、臨界管理の観点から可能な限り水を排除する設計とする。また、MOX燃料加工施設の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画及びグループボックス内で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式のガス消火装置を設置して消火を行う設計とする。</p> <p>固定式のガス消火装置は、作動前に運転員が退出できるよう、警報を発する設計とする。</p> <p>再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する消火水供給設備の消火水供給系は、2時間の最大放水量を確保するとともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。</p> <p>また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設備を配備する設計とする。</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、</p> <p>管理区域で放出ロ. (二) ② ③a. (b) -1 とされた場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。</p>	<p>(xii) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止</p> <p>「イ. (ロ) (4) ① a. (c) ii. (xiv) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止」の基本方針を適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>④ 今回の申請の対象範囲外</p> <p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止</p> <p>管理区域内で放出ロ. (二) ② ③a. (b) -1 した消火剤は、管理区域外の境界に堰等をため、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>④ 今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>設工認のロ. (二) ② ③a. (b) -1 は、事業変更許可申請書 (本文) のロ. (二) ② ③a. (b) -1 と同義であり整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
<p>消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないように設置し、外部電源喪失時の電源確保を図るとともに、中央監視室に故障警報を発する設計とする。</p> <p>また、煙の二次的影響が重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は、延焼防止ダンプを設ける設計とする。</p> <p>消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p>				



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>④ その他  <u>ロ. (二)(2)④</u>「<u>ロ. (二)(2)②</u> 火災及び爆発の発生防止」から「<u>ロ. (二)(2)③</u> 火災の感知、消火」のほか、<u>重大事故等対処施設</u>のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>(d) 個別の火災区域及び火災区画における留意事項  MOX 燃料加工施設における重大事故等対処施設を設置する火災区域は、以下のとおりであり、それぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。</p> <p>ii. 蓄電池室  「<u>イ. (ロ)(4)① a. (e) ii. 蓄電池室</u>」の基本方針を適用する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>vi. 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室  「<u>イ. (ロ)(4)① a. (e) vi. 低レベル廃液処理設備並びに固体廃棄物保管第1室及び第2室</u>」の基本方針を適用する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>iv. 中央監視室等  &lt; 中略 &gt;</p> <p>(ii) 中央監視室及び再処理施設と共用する緊急時対策建屋の対策本部室のカーペットは、消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。</p>	<p>5.2.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止  <u>ロ. (二)(2)④</u>通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には、原則として直流閉閉装置やインバータを収納しない設計とする。</p> <p><u>ロ. (二)(2)④</u>ただし、蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は、<u>社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G_0603)</u>に適合するよう、鋼板製筐体に収納し、水素ガス滞留を防止するため蓄電池室を機械換気により排気すること、火災又は爆発を防止する設計とする。</p> <p><u>ロ. (二)(2)④</u>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央監視室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p><u>ロ. (二)(2)④</u>廃棄物の保管にあたり、放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は、処理を行うまでの間、金属製容器に封入し、保管する設計とする。</p> <p><u>ロ. (二)(2)④</u>電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用  <u>ロ. (二)(2)④</u>また、中央監視室等及び緊急時対策建屋の対策本部室の床面は、消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>整合性  設工認の<u>ロ. (二)(2)④</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ. (二)(2)④</u>を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ホ) 耐震構造 MOX燃料加工施設は、次の方針に基づき耐震設計を行[ロ。(ホ)①-1]。事業許可基準規則に適合するように設計する。</p> <p>(1) 安全機能を有する施設の耐震設計</p> <p>①安全機能を有する施設は、地震力に[ロ。(ホ)①①-1]対して十分に耐えることができる構造とする。</p> <p>② 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある[ロ。(ホ)①②-1]安全機能を有する施設の安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれ的重要度に応じた地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>(5) 地震による損傷の防止 MOX燃料加工施設の耐震設計は、事業許可基準規則に適合するように、「イ.(ロ) (5)①」安全機能を有する施設の耐震設計」に基づき設計する。</p> <p>① 安全機能を有する施設の耐震設計 a. 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(b) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれ的重要度に応じた地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 耐震設計上の重要度分類 &lt;中略&gt;</p> <p>i. Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 MOX燃料加工施設は、次の方針に基づき耐震設計を行[ロ。(ホ)①-1]。...</p> <p>なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物の総称とする。</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に[ロ。(ホ)①①-1]十分に耐えられる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(a) 安全機能を有する施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある[ロ。(ホ)①②-1]安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分に耐えられる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。 (a) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放散する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び放射性物質が外部に放散される事故発生の際に外部に放散される放射性物質による影響を低減させるために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。</p>	<p>設工認の[ロ。(ホ)①-1]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ。(ホ)①-1]と同義であり整合している。</p> <p>設工認の[ロ。(ホ)①①-1]は、変更許可申請書(本文)の[ロ。(ホ)①①-1]と同義であり整合している。</p> <p>設工認の[ロ。(ホ)①②-1]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ。(ホ)①②-1]と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	工事認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>の。</p> <p>Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>ii. Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>iii. Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>イ. MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するクローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</p> <p>ロ. 上記イ.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</p> <p>ハ. 上記イ.及びロ.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p> <p>(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>イ. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するクローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ない又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>ロ. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p> <p>上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。 なお、同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。 &lt;中略&gt;</p> <p>2. 地盤 安全機能を有する施設及び重大事故等対応施設は、ロ.(ホ)(1)③-1地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 (b) 耐震重要施設(a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業(変更)許可を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ss」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 (c) Sクラスの施設は、基準地震動Ssによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ご</p>	<p>ロ.(ホ)(1)③-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)(1)③-1と同義であり整合している。</p>	
<p>の。</p> <p>Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p> <p>③ 安全機能を有する施設は、ロ.(ホ)(1)③-1耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p> <p>④ Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>c. 基礎地盤の支持性能 (a) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。 &lt;中略&gt;</p> <p>① 安全機能を有する施設の耐震設計 a. 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針 &lt;中略&gt;</p> <p>(c) Sクラスの安全機能を有する施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 &lt;中略&gt;</p>	<p>イ. MOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するクローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が大きい施設</p> <p>ロ. 上記イ.に関連する設備・機器で放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器</p> <p>ハ. 上記イ.及びロ.の設備・機器の機能を確保するために必要な施設</p> <p>(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>イ. 核燃料物質を取り扱う設備・機器又はMOXを非密封で取り扱う設備・機器を収納するクローブボックス等であって、その破損による公衆への放射線の影響が比較的小さいもの(ただし、核燃料物質が少ない又は収納方式によりその破損による公衆への放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>ロ. 放射性物質の外部への放散を抑制するための設備・機器であってSクラス以外の設備・機器</p> <p>(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p> <p>上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。 なお、同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。 &lt;中略&gt;</p> <p>2. 地盤 安全機能を有する施設及び重大事故等対応施設は、ロ.(ホ)(1)③-1地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 (b) 耐震重要施設(a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業(変更)許可を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ss」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 (c) Sクラスの施設は、基準地震動Ssによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ご</p>	<p>ロ.(ホ)(1)③-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)(1)③-1と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑤ 口。(ホ) (1) ⑥ 標準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学の見地から想定することが適切なものを選定することとし、敷地ごとに震源を特定して、選定する地震動及び震源を特定せず選定する地震動について、敷地の解放基礎表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ選定する。選定した標準地震動の応答スペクトルを第3図に、加速度時刻歴波形を第4図に示す。解放基礎表面は、敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な揺れを有し、著しい風化を受けていない岩盤でS波速度がおおむね0.7km/s以上となる標高70mとする。</p> <p>また、弾性設計用地震動を以下のとおり設定する方針とする。</p> <p>a. 地震動設定の条件</p> <p>標準地震動との応答スペクトルの比率は、工学的判断として以下を考慮し、Ss-B.1からB.5、Ss-C.1からC.4に対して0.5、Ss-Aに對する方針とする。</p>		<p>とのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、標準地震動Ssによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない。また、動的機器等については、標準地震動Ssによる応答的設備等に対しては、標準地震動Ssによる応答的設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>また、スクラスの施設は、事業(変更)許可を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動Sd」という。)による地震力又は静的地震力のいづれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>建物・構築物については、弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力のいづれか大きい方の地震力により発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力のいづれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>		
		<p>(a) 入力地震動</p> <p>地質調査の結果によれば、重要なMOX燃料加工施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な揺れを有していることが確認されている。</p> <p>解放基礎表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が0.7km/s以上を有する標高約70mの位置に想定することとする。</p> <p>標準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdは、解放基礎表面の定義する建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基礎表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じて2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。</p> <p>地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・</p>	<p>事業変更許可を受けた「標準地震動」の策定及び「弾性設計用地震動」の設定は、本設工認の対象外である。なお、設工認に適用する標準地震動及び弾性設計用地震動は、事業変更許可申請書(本文)の口。(ホ) (1) ⑤を用いており整合している。標準地震動及び弾性設計用地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形等については、添付書類「III-1-1-1 標準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要」に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>して0.52と設定する。</p> <p>(a) 基準地震動との応答スペクトルの比率は、MOX燃料加工施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応し、その値は0.5程度である。</p> <p>(b) 再処理施設と共用する施設に、基準地震動及び弾性設計用地震動を適用して耐震設計を行うものがあるため、設計に一貫性をとるとを考慮し、基準地震動との応答スペクトルの比率は再処理施設と同様に設定する。</p> <p>⑥ 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定方針</p> <p>a. 地震応答解析による地震力</p> <p>ロ. (ホ) (1)⑥a.-1以下のとおり、地震応答解析による地震力を算定する方針とする。</p> <p>(a) Sクラスの施設の地震力の算定方針</p> <p>基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動をロ. (ホ) (1)⑥a. (a)-1を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定する。</p>	<p>d. 地震力の算定方法</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(b) 動的地震力</p> <p>Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動を入力として、建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>構造物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。</p> <p>また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>Bクラスの施設及びBクラス施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S dに2分の1を乗じたものを用いる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(d) Sクラスの施設ロ. (ホ) (1)⑥a.-1について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不同方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動S s及び弾性設計用地震動S dロ. (ホ) (1)⑥a. (a)-1による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定するものとする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>安全機能を有する施設について、Sクラスの施設ロ. (ホ) (1)⑥a. (a)-1設計に適用する動的地震力は、基準地震動S s及び弾性設計用地震動S dから定まる入力地震動を適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動S sによる地震力を適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上で地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。</p>	<p>設工認のロ. (ホ) (1)⑥a.-1は、事業変更許可申請書 (本文)のロ. (ホ) (1)⑥a.-1を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ. (ホ) (1)⑥a. (a)-1は、事業変更許可申請書 (本文)のロ. (ホ) (1)⑥a. (a)-1と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-2 <u>なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果</u></p> <p>□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-3 <u>及び周辺地盤の非線形性について必要に応じて考慮する。</u></p> <p>(b) Bクラスの施設の地震力の算定方針 Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設 □.(ホ) (1) ⑥a. (b)-1 <u>の影響検討に当たっては、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定まる入力地震動を用いることとし、</u></p> <p>□.(ホ) (1) ⑥a. (b)-2 <u>加えて、Sクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。</u></p>		<p>(b) 動的解析法 イ. 建物・構築物 動的解析には、□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-2 <u>建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のはね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。</u></p> <p>地盤の剛性等については、□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-3 <u>必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとす。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</u></p> <p>(3) 地震力の算定方法 b. 動的地震力 Bクラスの施設のうち共振のおそれのある □.(ホ) (1) ⑥a. (b)-1 <u>施設については、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動S d に2分の1を乗じたものから定まる入力地震動を適用する。</u></p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「b. 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 a. 安全機能を有する施設 (e) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられ設計とする。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S d に2分の1を乗じたものとする。 □.(ホ) (1) ⑥a. (b)-2 <u>当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ算定するものとする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-2は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-2と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-3は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ホ) (1) ⑥a. (a)-3と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ホ) (1) ⑥a. (b)-1は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ホ) (1) ⑥a. (b)-1と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ホ) (1) ⑥a. (b)-2は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ホ) (1) ⑥a. (b)-2と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) 入力地震動の設定方針</p> <p>建物・構築物の地震応答解析[ロ.(ホ)(1)⑥a.(c)]における入力地震動について、解放基礎表面からの地震波の伝播特性を考慮し、</p> <p>必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p>	<p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>(a) 入力地震動</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>建物・構築物の地震応答解析[ロ.(ホ)(1)⑥a.(c)]モデルに対する入力地震動は、解放基礎表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じて2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。</p> <p>また、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(c)]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(c)]と同義であり整合している。</p>	
<p>(d) 地震応答解析方法</p> <p>[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-1]地震応答解析方法について、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-1]地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づき適切な解析条件を設定する。</p>	<p>(b) 動的解析法</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-1]地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づき適切な解析条件を設定する。</p> <p>動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。</p> <p>また、3次元応答性等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p>	<p>(b) 動的解析法</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-1]地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づき適切な解析条件を設定する。</p> <p>動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。</p> <p>また、3次元応答性等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p>	<p>設工認の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-1]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-1]と同義であり整合している。</p>	
<p>[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-2]また、対象施設の形状、構造特性等を踏まえたモデル化を行う。</p>	<p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性は[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-2]それらの形状、構造特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果等を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地盤の構造特性の考慮として、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものをを用いる。</p> <p>地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdに対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p>	<p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性は[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-2]それらの形状、構造特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果等を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地盤の構造特性の考慮として、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものをを用いる。</p> <p>地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdに対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p>	<p>設工認の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-2]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ホ)(1)⑥a.(d)-2]と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>また、スクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p> <p>建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。</p> <p>動的解析に用いる解析モデルは、周辺施設も含めた地震観測網により得られた観測記録を用いた検討及び詳細な3次元FEMを用いた解析により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p> <p>建物・構築物のうち土木構築物の動的解析に当たっては、構築物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び構築物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、構築物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構築物の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と構築物の非線形性を考慮して適切に設定する。</p> <p>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>ロ、機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるような質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用応答曲線を用いたレスポンスモード解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>また、時刻歴応答解析法及びレスポンスモード解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 静的地震力  <u>□.(ホ)(1)⑥b.以下のとおり、静的地震力を算定する方針とする。</u></p>		<p>適切に考慮する。スペクトルモデル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。  配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモデル解析法により応答を求める。  スペクトルモデル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を適切に選定する。  また、設備の3次元的な広がりや踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。  なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。  c. 設計用減衰定数  地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。  なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。  また、地盤と土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。  &lt;中略&gt;  (3) 地震力の算定方法  耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的な地震力とする。  a. 静的地震力  安全機能を有する施設に適用する<u>□.(ホ)(1)⑥b.</u>の静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、<u>それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</u>  <u>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。</u>  &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の<u>□.(ホ)(1)⑥b.</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>□.(ホ)(1)⑥b.</u>と同一であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) 建物・構築物の水平地震力 水平地震力は、地震層せん断力係数に、施設耐震重要度に応じた係数(ホ)(1)⑥b.(a)-1] (Sクラスは3.0、Bクラスは1.5及びCクラスは1.0) を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。</p> <p>ここで、地震層せん断力係数は、標準せん断力係数を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>(b) 建物・構築物の保有水平耐力 [ロ.(ホ)(1)⑥b.(b)]保有水平耐力は、必要保有水平耐力を上回るものとし、必要保有水平耐力は、地震層せん断力係数に乘じる係数を1.0、標準せん断力係数を1.0以上として算定する。</p> <p>(c) 機器・配管系の地震力 [ロ.(ホ)(1)⑥b.(c)]機器・配管系の地震力は、建物・構築物で算定した地震層せん断力係数にMOX燃料加工施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平耐力と見なし、その水平耐力と建物・構築物の鉛直地震度をそれぞれ20%増しとして算定する。</p> <p>(d) 鉛直地震力 Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直地震度より算定する。</p> <p>(e) 標準せん断力係数の割増し係数 標準せん断力係数の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p>	<p>i. 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数Ciに、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数Coを0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数Ciに乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数Coは1.0以上とする。</p> <p>ii. 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記i.に示す地震層せん断力係数Ciに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平耐力とし、当該水平耐力及び上記i.の鉛直地震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 &lt;中略&gt;</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直地震度は高さ方向に一定として一定とする。</p>	<p>(a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数Ciに、次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 [ロ.(ホ)(1)⑥b.(a)-1] Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数Coを0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、[ロ.(ホ)(1)⑥b.(b)]必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数Ciに乘じる施設の耐震重要度に応じた係数は、耐震重要度の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数Coは1.0以上とする。</p> <p>(b) 機器・配管系 [ロ.(ホ)(1)⑥b.(c)]耐震重要度の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数Ciに施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平耐力とし、当該水平耐力及び上記(a)の鉛直地震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直地震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>(a) 建物・構築物 &lt;中略&gt;</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直地震度より算定する。</p> <p>(b) 機器・配管系 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数Co等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の[ロ.(ホ)(1)⑥b.(a)-1]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ホ)(1)⑥b.(a)-1]と同義であり整合している。</p> <p>設工認の[ロ.(ホ)(1)⑥b.(b)]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ホ)(1)⑥b.(b)]と同義であり整合している。</p> <p>設工認の[ロ.(ホ)(1)⑥b.(c)]は、事業変更許可申請書(本文)の[ロ.(ホ)(1)⑥b.(c)]と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>① 荷重の組合せと許容限界の設定方針</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>□、(ホ) (1) ⑦ a. 以下のとおり、<u>建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。</u></p>	<p>e. 荷重の組合せと許容限界</p> <p>安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>耐震設計における□、(ホ) (1) ⑦ a. 荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、臨界防止機能、支援機能、火災防護機能、遮蔽機能、気密性、換気機能、支持機能、操作場所及びアクセスルート上の保持機能等を維持する設計とする。</p> <p>上記の機能のうち、遮蔽機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート上の保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。</p> <p>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、臨界防止機能、支援機能、火災防護機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 通常時の状態</p> <p>MOX 燃料加工施設が運転している状態。</p> <p>(ロ) 設計上自然条件</p> <p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件 (積雪、風)。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) MOX 燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧</p> <p>(ロ) 地震力、積雪荷重及び風荷重</p> <p>ただし、通常時に作用している荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。</p> <p>c. 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せについては、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) S クラスの建物・構築物については、通常時に作用している荷重 (固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、<u>積雪荷重及び風荷重</u>、<u>基準地震</u></p>	<p>工認の□、(ホ) (1) ⑦ a. は、<u>事業変更許可申請書 (本文) の□、(ホ) (1) ⑦ a. と同義</u>であり整合している</p>	
<p>(a) 荷重の組合せ</p>	<p>(c) 荷重の組合せ</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>i. 建物・構築物</p> <p>S クラスの建物・構築物については、<u>基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、通常時に作用している荷重 (固定荷重、積載荷重、土圧</u></p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 機器・配管系 ロ.(ホ)①⑦b.以下のとおり、機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。</p> <p>(a) 荷重の組合せ 通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重と地震力を組み合わせる。</p>		<p>設工認申請書 &lt;中略&gt;</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計におけるロ.(ホ)①⑦b.荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>ロ. 機器・配管系 (イ) 通常時の状態 MOX 燃料加工施設が運転している状態。 (ロ) 設計基準事故時の状態 当該状態が発生した場合には MOX 燃料加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p> <p>b. 荷重の種類 &lt;中略&gt;</p> <p>ロ. 機器・配管系 (イ) 通常時に作用している荷重 (ロ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (ハ) 地震力 ただし、各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。</p> <p>c. 荷重の組合せ &lt;中略&gt;</p> <p>ロ. 機器・配管系 (イ) Sクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重及び設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動 Ss による地震力、弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ロ) Bクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ハ) Cクラスの機器・配管系については、通常時に作用している荷重と静的地震力とを組み合わせる。 なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項 イ. 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確保する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と通常時に作用している荷重とを組み合わせる。</p>	<p>設工認のロ.(ホ)①⑦b.は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)①⑦b.と同義であり整合している</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 許容限界</p> <p>ロ.(ホ)①⑦b.(b)-1]Sクラスの機器・配管系については、基準地震動による地震力との組合せにおいては、<u>破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。</u></p> <p>なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、<u>実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。</u></p>	<p>ii. 機器・配管系</p> <p>(i) Sクラスの機器・配管系</p> <p>(i)-1 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性域に達するひずみが生ずる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に<u>応力、荷重を制限する値を許容限界とする。</u></p> <p>なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、<u>実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。</u></p> <p>(i)-2 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p>	<p>ロ. 安全機能を有する施設のうち機器・配管系の設計基準事故（以下本項目では「事故」という。）時に生じる荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事故による荷重は、その事故の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮する。</p> <p>ハ. 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>ニ. 積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>ホ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>d. 許容限界</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系ロ.(ホ)①⑦b.(b)-1]に対する許容限界</p> <p>i. 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性域に達するひずみが生ずる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に<u>応力、荷重を制限する値を許容限界とする。</u></p> <p>なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、<u>実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。</u></p> <p>＜中略＞</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系</p> <p>ii. <u>ロ.(ホ)①⑦b.(b)-2]弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</u></p>	<p>設工認のロ.(ホ)①⑦b.(b)-1]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)①⑦b.(b)-1]と同義であり整合している</p> <p>設工認のロ.(ホ)①⑦b.(b)-2]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)①⑦b.(b)-2]と同義であり整合している</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-3] による影響評価において、応答が全体的におおむね弾性状態に留まることを許容限界とする。</p> <p>⑧ 波及的影響に係る設計方針 耐震重要施設は、ロ.(ホ) (1)⑧以下のおおむね、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないように設計する。</p> <p>a. ロ.(ホ) (1)⑧a.敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。</p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性状態の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p>	<p>発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</p> <p>(ii) Bクラス及びCクラスの機器・配管系上記(i)の(i)-2 による応力を許容限界とする。</p> <p>(b) 波及的影響 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>i. 設置地盤及び地震応答性状態の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>(ii) 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(i) 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位のクラスの施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>ii. 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p>	<p>ロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-3] 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</p> <p>(ロ) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 ロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-4] 上記(i) ii. による応力を許容限界とする。</p> <p>3.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 a. 安全機能を有する施設 (f) 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわれない設計とする。 (g) 耐震重要施設については、周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(6) 設計における留意事項 b. 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は、ロ.(ホ) (1)⑧耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。</p>	<p>設工認のロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-3]は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-3]と同義であり整合している</p> <p>設工認のロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-4]は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ホ) (1)⑦b. (b)-2,3]と同義であり整合している</p> <p>設工認のロ.(ホ) (1)⑧は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ホ) (1)⑧と同義であり整合している</p> <p>設工認のロ.(ホ) (1)⑧a.は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ホ) (1)⑧a.と同義であり整合している</p>	
<p>(a) 設置地盤及び地震応答性状態の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>(b) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p>	<p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>i. 設置地盤及び地震応答性状態の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>(ii) 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(i) 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位のクラスの施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p>	<p>評価に当たっては、ロ.(ホ) (1)⑧a.以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性状態の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>i. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位のクラスの施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(b) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p>	<p>設工認のロ.(ホ) (1)⑧a.は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ホ) (1)⑧a.と同義であり整合している</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>(d) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>b. 波及的影響</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価(ホ)(1)⑧b.を、事業変更許可申請書(本文)の(ホ)(1)⑧b.と同一で整理している</p>	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力のクラスに対して、耐震重要施設に接続する下位のクラスの施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>iii. 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラスの施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>iv. 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(b) 波及的影響</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価(ホ)(1)⑧b.を、事業変更許可申請書(本文)の(ホ)(1)⑧b.と同一で整理している</p>	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラスの施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>なお、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に、「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 波及的影響に対する考慮</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価(ホ)(1)⑧b.により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>ここで、下位クラス施設とは、耐震重要施設以外のMOX燃料加工施設内にある施設(資機材等含む。)をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>工認の(ホ)(1)⑧b.は、事業変更許可申請書(本文)の(ホ)(1)⑧b.と同一で整理している</p>	
<p>(c) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>(d) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>b. 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価(ホ)(1)⑧b.を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。</p> <p>c. 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p>	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力のクラスに対して、耐震重要施設に接続する下位のクラスの施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>iii. 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラスの施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>iv. 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(b) 波及的影響</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価(ホ)(1)⑧b.を、事業変更許可申請書(本文)の(ホ)(1)⑧b.と同一で整理している</p>	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラスの施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>なお、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に、「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 波及的影響に対する考慮</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価(ホ)(1)⑧b.により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>ここで、下位クラス施設とは、耐震重要施設以外のMOX燃料加工施設内にある施設(資機材等含む。)をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>工認の(ホ)(1)⑧b.は、事業変更許可申請書(本文)の(ホ)(1)⑧b.と同一で整理している</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>d. □.(ホ)(1)⑧d.これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを、原子力施設の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>⑨ 耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起すおそれがないもの□.(ホ)(1)⑨とする。</p>	<p>事業変更施設の周辺斜面 耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起すおそれがないものとする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、□.(ホ)(1)⑧d.4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S s による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置□.(ホ)(1)⑨する。</p> <p>なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起すおそれのある斜面はない。</p>	<p>設工認の□.(ホ)(1)⑧d.は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ホ)(1)⑧d.と同一であり整合している</p> <p>設工認の□.(ホ)(1)⑨は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ホ)(1)⑨を具体的に記載しており整合している</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>② 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重、重大事故等時に生ずる荷重、積雪荷重及び風荷重と地震力を組み合わせる。</p>	<p>(c) 荷重の組合せ          &lt;中略&gt;</p> <p>i. 建物・構築物          (i) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重及び風荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。          (ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。          &lt;中略&gt;</p>	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界          &lt;中略&gt;</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態          地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。          (b) 重大事故等対処施設          イ. 建物・構築物          (イ) 通常時の状態          MOX 燃料加工施設が運転している状態。          (ロ) 重大事故等時の状態          MOX 燃料加工施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。          (ハ) 設計用自然条件          設計上基本的に考慮しななければならない自然条件(積雪、風)。          &lt;中略&gt;</p> <p>b. 荷重の種類          (b) 重大事故等対処施設          イ. 建物・構築物          (イ) MOX 燃料加工施設のおかれている状態にかかわらず通常時に作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧          (ロ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重          (ハ) 地震力、積雪荷重及び風荷重          ただし、通常時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。          &lt;中略&gt;</p> <p>c. 荷重の組合せ          &lt;中略&gt;</p> <p>(b) 重大事故等対処施設          イ. 建物・構築物          (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。          (ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。          (ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>機器・配管系</p> <p>(i) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p> <p>(ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態に作用している荷重のうち、地震によって作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p>	<p>ii. 機器・配管系</p> <p>(i) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p> <p>(ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態に作用している荷重のうち、地震によって作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p>	<p>する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>(二) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>この際、通常時に作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動 S s による地震力又は弾性設計用地震動 S d による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 通常時に作用している荷重</p> <p>(ロ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ニ) 地震力</p> <p>ただし、各状態において施設に作用する荷重には、通常時に作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>c. 荷重の組合せ</p> <p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動 S s による地震力を組み合わせる。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重、設計基準事故時、(ホ) (2) (2) の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動 S s による地震力を組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるお</p>	<p>設工認のロ.(ホ) (2) (2) (2) は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ) (2) (2) を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>③ 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に設計する。</p>	<p>震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基つき設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>a. 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能に設計する。</p> <p>(d) 許容限界</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>それがある事象であるかについては、安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基つき設定する。</p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、基準地震動 <math>S_d</math> 又は弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力と組み合わせる。</p> <p>(ニ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常時に作用している荷重と弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ヘ、荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基つき設定する。</p> <p>ト、設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と通常時に作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>チ、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用している荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動 <math>S_s</math> 又は弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に設計する。</p>	<p>設工認の□、(ホ) ②③-1は、事業変更許可申請書(本文)の□、(ホ) ②③-1と同意であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有するよう設計する。</p>	<p>事業変更許可申請書(添付書類五)</p> <p>i. 建物・構築物</p> <p>(i) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「イ」(ロ)(5)① e.(d) i.(j)(i) i. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ii. 機器・配管系</p> <p>(i) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「イ」(ロ)(5)① e.(d) ii.(j)(i) i. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>建物・構築物については、基準地震動 S s による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、基準地震動 S s による地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する「ロ」(ホ)②③-2設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。また、動的機器等については、基準地震動 S s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度を超えていないことを確認する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界 &lt;中略&gt;</p> <p>d. 許容限界 &lt;中略&gt;</p> <p>(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(イ) i. を適用する。 &lt;中略&gt;</p> <p>(ハ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 上記(イ)を適用するほか、建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。</p> <p>(ニ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>ロ. 機器・配管系 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ) i. を適用する。 &lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の「ロ」(ホ)②③-2は、事業変更許可申請書(本文)の「ロ」(ホ)②③-2と同義であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>④ 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能が属する耐震重要度ロ.(ホ)②④-1位のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>a. 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針          &lt; 中略 &gt;          (c) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能が属する耐震重要度ロ.(ホ)②④-1位のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。          &lt; 中略 &gt;          c. 地震力の算定方法          &lt; 中略 &gt;          (b) 動的地震力          &lt; 中略 &gt;          常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラス施設を代替する施設であつて共振のおそれのある施設については、「イ.(ロ)(5)(d)」、「動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。          &lt; 中略 &gt;          (d) 許容限界          &lt; 中略 &gt;          i. 建物・構築物          &lt; 中略 &gt;          (ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「イ.(ロ)(5)①e.(d)ii.(ii) Bクラス及びCクラス施設」を適用する。          &lt; 中略 &gt;          ii. 機器・配管系          &lt; 中略 &gt;          (ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「イ.(ロ)(5)①e.(d)ii.(ii) Bクラス及びCクラスの機器・配管系」を適用する。          &lt; 中略 &gt;</p>	<p>(1)耐震設計の基本方針          b. 重大事故等対処施設          (d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能が属する耐震重要度ロ.(ホ)②④-1に適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。          また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設を有する耐震重要度の分類の方針に基づき、震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対して十分に耐えることができる設計とする。          &lt; 中略 &gt;          (3)地震力の算定方法          &lt; 中略 &gt;          b. 動的地震力          &lt; 中略 &gt;          ロ.(ホ)②④-2常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスに属する施設の機能を代替する施設であつて共振のおそれのある施設については、「イ.(ロ)(5)(d)」、「動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。          &lt; 中略 &gt;          (4) 荷重の組合せと許容限界          &lt; 中略 &gt;          d. 許容限界          &lt; 中略 &gt;          (b) 重大事故等対処施設          &lt; 中略 &gt;          イ. 建物・構築物          &lt; 中略 &gt;          (ロ) ロ.(ホ)②④-3常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物          上記(ロ)イ.(ロ)を適用する。          &lt; 中略 &gt;          ロ. 機器・配管系          &lt; 中略 &gt;          (ロ) ロ.(ホ)②④-3常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系          上記(ロ)イ.(ロ)を適用する。          &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認のロ.(ホ)②④-1は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)②④-1と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ホ)②④-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)②④-2と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ホ)②④-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)②④-3と同義であり整合している。</p>	
<p>④(ホ)②④-2なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</p>	<p>(ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「イ.(ロ)(5)①e.(d)ii.(ii) Bクラス及びCクラス施設」を適用する。          &lt; 中略 &gt;          ii. 機器・配管系          &lt; 中略 &gt;          (ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「イ.(ロ)(5)①e.(d)ii.(ii) Bクラス及びCクラスの機器・配管系」を適用する。          &lt; 中略 &gt;</p>	<p>(ロ) ロ.(ホ)②④-3常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物          上記(ロ)イ.(ロ)を適用する。          &lt; 中略 &gt;          ロ. 機器・配管系          &lt; 中略 &gt;          (ロ) ロ.(ホ)②④-3常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系          上記(ロ)イ.(ロ)を適用する。          &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認のロ.(ホ)②④-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)②④-2と同義であり整合している。</p>	
<p>④(ホ)②④-3建物・構築物及び機器・配管系と、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を調査限界とする。機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におこなわれ弾性状態に留まるように設計する。</p>	<p>(ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「イ.(ロ)(5)①e.(d)ii.(ii) Bクラス及びCクラス施設」を適用する。          &lt; 中略 &gt;          ii. 機器・配管系          &lt; 中略 &gt;          (ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「イ.(ロ)(5)①e.(d)ii.(ii) Bクラス及びCクラスの機器・配管系」を適用する。          &lt; 中略 &gt;</p>	<p>(ロ) ロ.(ホ)②④-3常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物          上記(ロ)イ.(ロ)を適用する。          &lt; 中略 &gt;          ロ. 機器・配管系          &lt; 中略 &gt;          (ロ) ロ.(ホ)②④-3常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系          上記(ロ)イ.(ロ)を適用する。          &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認のロ.(ホ)②④-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ホ)②④-3と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対して十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>⑤ 重大事故等対処施設に適用する<u>ロ. (ホ) (2) ⑤</u>動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定するものとする。</p> <p>⑥ 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないもの<u>ロ. (ホ) (2) ⑥</u>とする。</p> <p>⑦ 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設並びに可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>a. 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針        &lt; 中略 &gt;</p> <p>(c) また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対して十分に耐えることができるように設計する。        &lt; 中略 &gt;</p> <p>(d) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定するものとする。        &lt; 中略 &gt;</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</p> <p>(g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設並びに可搬型重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針        &lt; 中略 &gt;</p> <p>b. 重大事故等対処施設        &lt; 中略 &gt;</p> <p>(d) また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対して十分に耐えることができる設計とする。        &lt; 中略 &gt;</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針        &lt; 中略 &gt;</p> <p>b. 重大事故等対処施設        &lt; 中略 &gt;</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する<u>ロ. (ホ) (2) ⑤</u>基準地震動 S s による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせさせて算定するものとする。        &lt; 中略 &gt;</p> <p>3.1.1 耐震設計        (1) 耐震設計の基本方針        b. 重大事故等対処施設        &lt; 中略 &gt;</p> <p>(f) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。        (g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。        &lt; 中略 &gt;</p> <p>(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針        耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S s による地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置<u>ロ. (ホ) (2) ⑥</u>する。なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するたために必要な機能を重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。        &lt; 中略 &gt;</p> <p>b. 重大事故等対処施設        &lt; 中略 &gt;</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。        &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の<u>ロ. (ホ) (2) ⑤</u>は、事業変更許可申請書は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ. (ホ) (2) ⑤</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<u>ロ. (ホ) (2) ⑥</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ. (ホ) (2) ⑥</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物</p> <p>主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに、安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設に該当する設備は、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対してその安全機能が損なわれないおそれがない設計とする。</p> <p>また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。</p> <p>c. 建物・構築物への地下水の影響</p> <p>耐震設計において地下水の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。</p> <p>また、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>d. 一関東評価用地震動(鉛直)</p> <p>基準地震動 <math>S_s-C4</math> は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いて、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(6) 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所については、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。緊急時対策建物については、耐震構造とし、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、遮蔽機能を確保する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(～) 耐津波構造</p> <p>□.(～)-1設計上考慮する津波から防護する施設は、事業許可基準規則等に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれな</p>	<p>(6) 津波による損傷の防止</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業許可基準規則等に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれな</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>□.(～)-1安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、津波によりその安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれおそれがない設計とする。</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業許可基準規則等に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれな</p> <p>□.(～)-2よう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処施設は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>□.(～)-1設計上考慮する津波から防護する施設以外の安全機能を有する施設については、津波に対して機能を維持すること若しくは津波による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわな</p> <p>□.(～)-1上記施設のうち液体廃棄物の廃棄設備の海洋放出管については、津波により損傷した場合の措置として、必要に応じて廃液の発生量低減のための工程停止を行ったうえで適切な修理を行うことにより、その安全機能を損なわな</p> <p>□.(～)-1また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと及び廃液の発生量低減のため必要に応じて工程停止を行うことを保安規定に定める。</p> <p>□.(～)-1なお、可搬型重大事故等対処設備の使用時の搬出場所に係る設計方針については、第1章共通項目の「8.2 重大事故等対処設備」における「8.2.4 環境条件等」に示す。</p>	<p>設工認の□.(～)-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(～)-1を詳細に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□.(～)-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(～)-2を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、江線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に關しては、海洋放出管に關連する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはない。</p>	<p>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、江線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に關しては、海洋放出管に關連する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはない。</p>	<p>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、事業（変更）許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、江線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に關しては、海洋放出管に關連する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはないことを確認している。</p>	<p>設工認の□.(へ)-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(へ)-2と同義であり整合している。</p> <p>津波防護施設等を設けなため、設工認の□.(へ)-3は、事業変更許可申請書(本文)の□.(へ)-3と整合している。</p>	
<p>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、江線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に關しては、海洋放出管に關連する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはない。</p>	<p>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、江線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に關しては、海洋放出管に關連する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはない。</p>	<p>したがって、津波によって、□.(へ)-2安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>	<p>したがって、津波によって、□.(へ)-2安全機能を有する施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>	
<p>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、江線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に關しては、海洋放出管に關連する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはない。</p>	<p>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、江線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管から建屋への逆流に關しては、海洋放出管に關連する建屋が標高約55mの敷地に設置されることから津波が流入するおそれはない。</p>	<p>したがって、津波によって、□.(へ)-2耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない□.(へ)-3ことことから、津波防護施設等を設ける必要はない。</p>	<p>したがって、津波によって、□.(へ)-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(へ)-2と同義であり整合している。</p> <p>津波防護施設等を設けなため、設工認の□.(へ)-3は、事業変更許可申請書(本文)の□.(へ)-3と整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ト) その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設 MOX燃料加工施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が、<u>ロ.(ト)(1)-①</u>工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p>	<p>適合のための設計方針 第1項について MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とし、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。 安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設として設計する。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計 MOX燃料加工施設のうち、重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。 また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する <u>ロ.(ト)(1)-①</u>敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(1)-①</u>は、設計基準事故時の公衆に対する線量評価は、敷地境界における線量を基準とするため、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>① 外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定されるロ.(ト)(1)①-1洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地震等の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む環境条件において、自然現象そのものをもたず環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件において、安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①-2なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>(7) 外部からの衝撃による損傷の防止 ① その他外部からの衝撃に対する考慮 ＜中略＞</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)又は人為的現象の影響を受ける場合においても安全機能を損なわない方針とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>MOX燃料加工施設の設計において考慮する自然現象の抽出及び抽出した自然現象に対する安全設計については以下に示す。</p> <p>a. 自然現象の抽出 MOX燃料加工施設の設計に当たっては、国内の基準や文献等(3)-(9))に基づき自然現象の知見、情報を収集した上で、自然現象(地震及び津波を除く。)を抽出し、さらに事業許可基準規則の解釈第9条に示される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的現象、森林火災等の自然現象を含め、それぞれの事象についてMOX燃料加工施設の設計上の考慮の要否を検討する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする事象は、添5第13表に示す風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災及び塩害といった自然現象と、敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にし、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。また、これらの自然現象ごとに、関連して発生する可能性のある自然現象も含めて考慮する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>c. 異種の自然現象の重量及び自然現象と設計基準事故の組合せ また、外部事象防護対象施設等に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (1) 外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定されるロ.(ト)(1)①-1、2風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災及び津波を含む環境条件(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む環境条件において、自然現象そのものをもたず環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①-1及びロ.(ト)(1)①-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①-1及びロ.(ト)(1)①-2と同義であり整合している。</p>	
		<p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ ＜中略＞</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①-3と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□.(ト)(1)①-4 また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況に基づき想定される。</p> <p>□.(ト)(1)①-5 飛来物(航空機落下等)、ダム崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわれる原因となるおそれがあるもの(以下「人為的現象」という。)として、(故意によるものを除く。)(以下「人為的現象」という。)として、飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む。)、有毒ガス、電磁的障害及び処理事業所内における化学物質の漏れ等)に対し、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては、波及的影響を及ぼして安全機能を損なわれないおそれがある施設についても考慮する。</p>	<p>事業変更許可申請書</p> <p>c. 異種の自然現象の重量及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>その結果、設計上考慮すべき自然現象の組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降灰)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降灰)並びに風(台風)及び地震の組合せが抽出され、それらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>□.(ト)(1)①-4 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況に基づき想定され、</p> <p>□.(ト)(1)①-5 MOX燃料加工施設の安全性を損なわれる原因となるおそれがあること(以下「人為的現象」という。)を(故意によるものを除く。)(以下「人為的現象」という。)として、飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む。)、有毒ガス、電磁的障害及び処理事業所内における化学物質の漏れ等)に対し、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては、波及的影響を及ぼして安全機能を損なわれないおそれがある施設についても考慮する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定</p> <p>国内外の規格・基準類、敷地周辺の気象観測所における観測記録、敷地周辺の環境条件等を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p> <p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ</p> <p>自然現象及び人為現象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災等を考慮し、積雪及び風(台風)の組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降灰)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降灰)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>組み合わせた積雪深については、敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし、火山の影響(降灰火砕物)と組み合わせた場合の積雪深は、降灰火砕物による荷重の特徴を踏まえ、「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。また、組み合わせた風速の大きさについては、建築基準法を準用して設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①-4は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-4と同一であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①-5は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-5を具体的に記載しており整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)において、設計上の考慮は不要としている。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①-6は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-6を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>□.(ト)(1)①-4 また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況に基づき想定される。</p> <p>□.(ト)(1)①-5 飛来物(航空機落下等)、ダム崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわれる原因となるおそれがあるもの(以下「人為的現象」という。)として、(故意によるものを除く。)(以下「人為的現象」という。)として、飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む。)、有毒ガス、電磁的障害及び処理事業所内における化学物質の漏れ等)に対し、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては、波及的影響を及ぼして安全機能を損なわれないおそれがある施設についても考慮する。</p>	<p>事業変更許可申請書</p> <p>c. 異種の自然現象の重量及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>その結果、設計上考慮すべき自然現象の組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降灰)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降灰)並びに風(台風)及び地震の組合せが抽出され、それらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>□.(ト)(1)①-4 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況に基づき想定され、</p> <p>□.(ト)(1)①-5 MOX燃料加工施設の安全性を損なわれる原因となるおそれがあること(以下「人為的現象」という。)を(故意によるものを除く。)(以下「人為的現象」という。)として、飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む。)、有毒ガス、電磁的障害及び処理事業所内における化学物質の漏れ等)に対し、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては、波及的影響を及ぼして安全機能を損なわれないおそれがある施設についても考慮する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定</p> <p>国内外の規格・基準類、敷地周辺の気象観測所における観測記録、敷地周辺の環境条件等を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p> <p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ</p> <p>自然現象及び人為現象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災等を考慮し、積雪及び風(台風)の組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降灰)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降灰)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>組み合わせた積雪深については、敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし、火山の影響(降灰火砕物)と組み合わせた場合の積雪深は、降灰火砕物による荷重の特徴を踏まえ、「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。また、組み合わせた風速の大きさについては、建築基準法を準用して設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①-4は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-4と同一であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①-5は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-5を具体的に記載しており整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)において、設計上の考慮は不要としている。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①-6は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-6を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>□.(ト)(1)①-4 また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況に基づき想定される。</p> <p>□.(ト)(1)①-5 飛来物(航空機落下等)、ダム崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわれる原因となるおそれがあるもの(以下「人為的現象」という。)として、(故意によるものを除く。)(以下「人為的現象」という。)として、飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む。)、有毒ガス、電磁的障害及び処理事業所内における化学物質の漏れ等)に対し、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては、波及的影響を及ぼして安全機能を損なわれないおそれがある施設についても考慮する。</p>	<p>事業変更許可申請書</p> <p>c. 異種の自然現象の重量及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>その結果、設計上考慮すべき自然現象の組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降灰)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降灰)並びに風(台風)及び地震の組合せが抽出され、それらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>□.(ト)(1)①-4 安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況に基づき想定され、</p> <p>□.(ト)(1)①-5 MOX燃料加工施設の安全性を損なわれる原因となるおそれがあること(以下「人為的現象」という。)を(故意によるものを除く。)(以下「人為的現象」という。)として、飛来物(航空機落下)、爆発、近隣工場等の火災(危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む。)、有毒ガス、電磁的障害及び処理事業所内における化学物質の漏れ等)に対し、その安全機能が損なわれないよう、防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。</p> <p>外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては、波及的影響を及ぼして安全機能を損なわれないおそれがある施設についても考慮する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定</p> <p>国内外の規格・基準類、敷地周辺の気象観測所における観測記録、敷地周辺の環境条件等を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p> <p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ</p> <p>自然現象及び人為現象の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災等を考慮し、積雪及び風(台風)の組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び竜巻、積雪及び火山の影響(降灰)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降灰)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>組み合わせた積雪深については、敷地付近における最深積雪を用いて垂直積雪量190cmとし、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし、火山の影響(降灰火砕物)と組み合わせた場合の積雪深は、降灰火砕物による荷重の特徴を踏まえ、「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。また、組み合わせた風速の大きさについては、建築基準法を準用して設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①-4は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-4と同一であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①-5は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-5を具体的に記載しており整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)において、設計上の考慮は不要としている。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①-6は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-6を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>□.(ト)(1)①-7)ここで、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。</p> <p>□.(ト)(1)①-8)また、人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。</p> <p>想定される自然現象及び人為事象の発生により、MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、送排風機の停止等、MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずる□.(ト)(1)①-9)よう手順を整備する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>積雪 なお、除雪を適宜実施することを保安規定に定めて管理する。</p>	<p>(1) 外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 &lt;中略&gt; □.(ト)(1)①-7,8)また、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。</p> <p>想定される自然現象(地震及び津波を除く。)及び人為事象の発生により、MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、送排風機の停止、送排風機の停止等、MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずる□.(ト)(1)①-9)ことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策 c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 □.(ト)(1)①-9)自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと ・除雪を適宜実施すること。 &lt;中略&gt;</p> <p>(4) 新知見の収集、安全機能等の必要な機能を損なわないための運用上の措置 □.(ト)(1)①-9)外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに、新知見が得られた場合に影響評価を行うこと、外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置を保安規定に定めて、管理する。 なお、自然現象及び人為事象のうち、風(台風)、凍結、高温、降水、積雪、落雷、生物学的事象、塩害、有毒ガス、電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対する設計方針については「3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象」の設計方針に基づく設計とする。また、自然現象及び人為事象のうち、</p>	<p>整合性</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①-7)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-7)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①-8)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-8)と同意であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①-9)は、保安規定にて対応する。</p>





事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設計申請書 該当事項	整合性	備考																														
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>「屋外機器等」という。)は、衝突時に設計対象施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きくなるものを発生させることのないよう、エネルギー管理建屋の屋根及び外壁については飛散させない対策を実施する。また、屋外機器等については、固定又は固縛する対策を実施することから、飛来物の発生源として考慮しない。</p> <p>車面については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じた固縛するか避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>「屋外機器等」という。)は、衝突時に設計対象施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きくなるものを発生させることのないよう、エネルギー管理建屋の屋根及び外壁については飛散させない対策を実施する。また、屋外機器等については、固定又は固縛する対策を実施することから、飛来物の発生源として考慮しない。</p> <p>車面については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じた固縛するか避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。</p>	<p>設計申請書 該当事項</p> <p>ロ.(ト)(1)①a.-4]竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定め、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車面の入構管理及び退避を行うこと</li> </ul>	<p>整合性</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①a.-4]は保安規定にて対応する。</p>																															
<p>ロ.(ト)(1)①a.-5]また、再処理事業所外から飛来するおそれがある飛来物があり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとして、むつ小川原ウインドフア二ムの風力発電施設のアレーナがある。むつ小川原ウインドフア二ムの風力発電施設から設計対象施設までの距離及び設計竜巻によるアレーナの飛来まで到達するおそれはないことから、アレーナは設計飛来物として考慮しない。</p> <p>以上ことから、竜巻ガイドに例示される鋼製材を設計飛来物として設定する。</p> <p>なお、降下火砕物の粒子による影響については、設計飛来物の影響に包絡される。</p>	<p>また、再処理事業所外から飛来するおそれがある飛来物があり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとして、むつ小川原ウインドフア二ムの風力発電施設のアレーナがある。むつ小川原ウインドフア二ムの風力発電施設から設計対象施設までの距離及び設計竜巻によるアレーナの飛来まで到達するおそれはないことから、アレーナは設計飛来物として考慮しない。</p> <p>以上ことから、竜巻ガイドに例示される鋼製材を設計飛来物として設定する。</p> <p>なお、降下火砕物の粒子による影響については、設計飛来物の影響に包絡される。</p>	<p>ロ.(ト)(1)①a.-5]また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、飛来距離を考慮することから、対象施設等に到達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設計申請書のロ.(ト)(1)①a.-5]は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①a.-4]を具体的に記載しており整合している。</p>																															
<p>添付書類五 表 MOX 燃料加工施設における設計飛来物</p> <table border="1" data-bbox="973 1142 1133 1456"> <thead> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>種類</th> <th>寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長さ×幅×厚さ (mm)</td> <td>鋼製材</td> <td>4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td></td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>最大水平速度 (m/s)</td> <td></td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>最大鉛直速度 (m/s)</td> <td></td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	飛来物の種類	種類	寸法	長さ×幅×厚さ (mm)	鋼製材	4.2×0.3×0.2	質量 (kg)		135	最大水平速度 (m/s)		51	最大鉛直速度 (m/s)		34	<p>添付書類五 表 MOX 燃料加工施設における設計飛来物</p> <table border="1" data-bbox="973 1142 1133 1456"> <thead> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>種類</th> <th>寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長さ×幅×厚さ (mm)</td> <td>鋼製材</td> <td>4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td></td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>最大水平速度 (m/s)</td> <td></td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>最大鉛直速度 (m/s)</td> <td></td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	飛来物の種類	種類	寸法	長さ×幅×厚さ (mm)	鋼製材	4.2×0.3×0.2	質量 (kg)		135	最大水平速度 (m/s)		51	最大鉛直速度 (m/s)		34	<p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設計申請書のロ.(ト)(1)①a.-6]は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①a.-6]を詳細に記載しており整合している。</p>	
飛来物の種類	種類	寸法																																
長さ×幅×厚さ (mm)	鋼製材	4.2×0.3×0.2																																
質量 (kg)		135																																
最大水平速度 (m/s)		51																																
最大鉛直速度 (m/s)		34																																
飛来物の種類	種類	寸法																																
長さ×幅×厚さ (mm)	鋼製材	4.2×0.3×0.2																																
質量 (kg)		135																																
最大水平速度 (m/s)		51																																
最大鉛直速度 (m/s)		34																																
<p>設計申請書 (添付書類五)</p> <p>「屋外機器等」という。)は、衝突時に設計対象施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きくなるものを発生させることのないよう、エネルギー管理建屋の屋根及び外壁については飛散させない対策を実施する。また、屋外機器等については、固定又は固縛する対策を実施することから、飛来物の発生源として考慮しない。</p> <p>車面については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じた固縛するか避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。</p>	<p>設計申請書 (添付書類五)</p> <p>「屋外機器等」という。)は、衝突時に設計対象施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きくなるものを発生させることのないよう、エネルギー管理建屋の屋根及び外壁については飛散させない対策を実施する。また、屋外機器等については、固定又は固縛する対策を実施することから、飛来物の発生源として考慮しない。</p> <p>車面については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じた固縛するか避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。</p>	<p>設計申請書 (添付書類五)</p> <p>「屋外機器等」という。)は、衝突時に設計対象施設に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物より大きくなるものを発生させることのないよう、エネルギー管理建屋の屋根及び外壁については飛散させない対策を実施する。また、屋外機器等については、固定又は固縛する対策を実施することから、飛来物の発生源として考慮しない。</p> <p>車面については、周辺防護区域への入構を管理するとともに、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している場所に応じた固縛するか避難場所へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。</p>	<p>設計申請書のロ.(ト)(1)①a.-6]は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①a.-6]を詳細に記載しており整合している。</p>																															

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設及び竜巻防護対象施設を収納する建屋は、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設は、竜巻及びその隣接事象に対して安全機能を維持すること若しくは竜巻及びその隣接事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることを、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の隣接事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①a,-6 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその隣接事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその隣接事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることを、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①a,-7 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の隣接事象による影響を考慮した設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①a,-6 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその隣接事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその隣接事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることを、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①a,-7 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策</p> <p>竜巻に対する防護設計において、</p> <p>ロ.(ト)(1)①a,-6 竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により防護すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室排気設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差による荷重に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>開口部からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝突による影響に対して、強度の確保等により機能が損なわれることを防止する設計又は配置上の考慮により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に伴う倒壊又は転倒に</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①a,-7は保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>よる機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転倒により、周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対し、必要な機能を維持する設計とする。</p> <p>b. 竜巻随伴事象に対する設計方針</p> <p>過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の溢水」に基づく設計とする。</p> <p>竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源設備の安全機能を確保する設計とし、非常用所内電源設備による電源供給を可能とする設計とする。</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと</li> <li>竜巻によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが見られる場合は、全工程停止に加え、グローブボックス排風機以外の送</li> </ul>		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 外部火災</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>③ 外部火災防護に関する設計</p> <p>a. 外部火災に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、外部火災の影響を受けられる場合においてもその安全機能を確保するために、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により、外部火災に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>排風機を停止し、工程室排風機後の排気系統のダンパを閉止すること</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.3.3 外部火災</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、防火帯の設置、離隔距離の確保及び建屋による防護等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部火災により発生する火災及び幅射熱からの直接的影響並びにばい煙及び有毒ガスの二次的影響によってその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災から防護する施設(以下「外部火災防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構造物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構造物、系統及び機器を対象とする。外部火災防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部火災防護対象施設等」という。)は、外部火災の直接的影響及び二次的影響に対し、機械的強度を有すること等により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 防護設計に考慮する外部火災に係る事象の設定</p> <p>外部火災としては、「原子力発電電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>また、外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下「危険物貯蔵施設等」という。)については、外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。さらに、近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。これら火災の二次的影響として、火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。</p>		
<p>外部火災としては、「原子力発電電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p>	<p>ここでの外部火災としては、「原子力発電電所の外部火災影響評価ガイド」(平成25年6月19日「原規技発第13061912号「原子力規制委員会発定」)以下、「外部火災ガイド」という。)を参考として、森林火災、近隣の産業施設の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>また、外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ(以下「危険物貯蔵施設等」という。)については、外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。さらに、近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。これら火災の二次的影響として、火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、MOX燃料加工施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に、<u>ロ.(ト)(1)①b.-1</u>に「<u>MOX燃料加工施設の設置への影響が大きい評価となるように耐火条件を設定し、森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度(9128kW/m)から算出される、事業(変更)許可を受けた防火帯(幅25m以上)</u>」を敷地内に設ける。</p>	<p>c. 森林火災の想定            &lt;中略&gt;            (g) 防火帯幅の設定            FARSITE による影響評価により算出される最大火線強度 (9128kW/m (発火点2)) に対し、<u>外部火災ガイドを参考として、風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯の関係を、必要とされる最小防火帯幅 24.9m を上回る幅 25m 以上の防火帯を確保することにより、設計対象施設への延焼を防止し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u>            &lt;中略&gt;</p>	<p>(3) 外部火災に対する防護対策            a. 外部火災の影響に対する防護対策            (a) 森林火災に対する防護対策            自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、MOX燃料加工施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に、<u>ロ.(ト)(1)①b.-1</u>に「<u>MOX燃料加工施設の設置への影響が大きい評価となるように耐火条件を設定し、森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度(9128kW/m)から算出される、事業(変更)許可を受けた防火帯(幅25m以上)</u>」を敷地内に設ける設計とする。</p>	<p>設工認の  <u>ロ.(ト)(1)①b.-1</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①b.-1</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>j. 手順等            (a) 防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とする。また、不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。            &lt;中略&gt;</p>	<p>(a) 防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とする。また、不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。            &lt;中略&gt;</p>	<p>防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。</p>	<p>設工認の  <u>ロ.(ト)(1)①b.-2</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①b.-2</u>と同一であり整合している。</p>	
<p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、<u>離隔距離の確保</u>  <u>ロ.(ト)(1)①b.-3</u>及び建屋による防護により、<u>外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、<u>離隔距離の確保</u>  <u>ロ.(ト)(1)①b.-3</u>及び建屋による防護により、<u>外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>建屋内の外部火災防護対象施設は、外部火災に対して損傷の防止が図られた燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。            森林火災からの輻射強度の影響に対する評価として、外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保すること、建屋内の外部火災防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。外壁表面温度がコンクリートの圧縮強度を維持できる温度域の上限(以下「コンクリートの許容温度」という。)となる離隔距離を危険距離として設定する。            建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である、非常用所内電源設備の非常用発電機に流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は、輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため、「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」に基づく設計とする。</p>	<p>設工認の  <u>ロ.(ト)(1)①b.-3</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①b.-3</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発。ロ.(ト)(1)①b.-4)敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発の影響については、<u>ロ.(ト)(1)①b.-5) 隣隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>d. 近隣の産業施設の火災及び爆発 (a) 概要 近隣の産業施設の火災及び爆発については、外部火災ガイドを参考として、敷地周辺10km 範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等を網羅的に調査し、石油備蓄基地（敷地西方向約 0.9km）の火災、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を対象とする。 ＜中略＞</p>	<p>(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防 護対策 人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発。ロ.(ト)(1)①b.-4)として、石油備蓄基地の火災並びに敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の影響については、<u>隣隔距離の確保。ロ.(ト)(1)①b.-5)及び建屋による防護により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u> 敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災及び爆発については、危険物の貯蔵量が多く、外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の評価に包絡されるため、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針において示す。 また、敷地内において、危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については、燃料等の補充時は監視人が立会を実施することで、万一の火災発生時は速やかな消火活動を可能とすることにより、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。船舶の火災については、危険物の貯蔵量が多く外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから、石油備蓄基地の火災に対する設計方針において示す。 石油備蓄基地の火災に対して、外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋は危険距離を上回る距離を確保することで、建屋外壁の表面温度をコンクリート許容温度以下とし、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用内電源設備の非常用発電機は、外気取入口から流入する空気の温度が石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても、空気温度を非常用内電源設備の非常用発電機の設計上の最高使用温度以下とする。非常用内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。石油備蓄基地火災と森林火災の重量に対しては、それぞれの輻射強度を考慮し、外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁の温度をコンクリートの許容温度以下とすることで、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対しては、敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から、貯蔵量、配置状況及び外部火災防護対象施設を収納する建屋への距離を考慮し、外部火災防護対象施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。敷地内の危険物貯蔵施設等の火災にお</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(1)①b.-4)は事業 変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①b.-4)と同 義であり整合している。 設工認の ロ.(ト)(1)①b.-5)は事業 変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(1)①b.-5)を具 体的に記載しており整合 している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>航空機墜落による火災については、対象航空機がロ.(ト)(1)①b.-6)安全機能を有する施設を収納する建屋の直近に墜落する火災を想定し、</p> <p>火災からの輻射強度の影響にロ.(ト)(1)①b.-7)より、建屋外壁の温度上昇を考慮した場合において、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること。</p>	<p>設計対処施設への熱影響評価について</p> <p>設計対処施設の建屋については、建屋外壁が受ける火災からの輻射強度を外部火災ガイドを参考として算出する。この輻射強度に基づき算出される外壁及び建屋内の温度上昇により建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能及び建屋外壁が要求される機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>いいては、敷地内の危険物貯蔵施設ごとく外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける輻射強度を算出し、この輻射強度に基づき算出される外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とする。また、高圧ガス保安法に基づき設置される MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は、爆発時に発生する爆風や飛来物が上方向に開放される構造として設計する。その上で、敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発を想定し、ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa とする危険限界距離を求め、危険限界距離を上回る離隔距離を確保することによって外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(1)①b.-6)は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-6)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>若しくはロ.(ト)(1)①b.-8,9)その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれを適切に組み合わせることに、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(f) 火災到達時間による消火活動 安全機能を有する施設のうち防火帯の外側に位置する放射線管理施設の環境モニタリング設備のモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計については、森林火災発生時は、自衛消防隊の消火班による事前放水により延焼防止を図ること及び代替設備を確保することにより、その機能を維持する設計とする。</p>	<p>(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策 航空機墜落による火災については、対象航空機がロ.(ト)(1)①b.-6)外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋の直近に墜落する火災を想定し、建屋による防護により建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災は建屋直近で発生を想定しており建屋外壁表面温度がコンクリート許容温度を超えることが想定されるため、輻射強度の影響にロ.(ト)(1)①b.-7)に対する評価として、外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針 外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、外部火災に対して機能を維持すること、若しくはロ.(ト)(1)①b.-8)外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと、防火帯の外側に位置する設備に対し事前放水により延焼防止を図ること又はそれを適切に組み合わせることに、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①b.-9)また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと及び防火帯の外側に位置する設備に対し事前放水により延焼防止を図ること等を保安規定に定め、管理する。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(1)①b.-7)は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-7)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の ロ.(ト)(1)①b.-8)は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-8)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①b.-9)は保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、<u>ロ.(ト)(1)①b.-10</u>換気設備等に適切な防護対策を講ずること、<u>安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>g. 二次的影響評価 ばい煙及び有毒ガスによる影響については、外部火災ガイドを参考として添5第21表の設備を対象とし、ばい煙及び有毒ガスの侵入に対して、適切な対策を講ずること、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策 ＜中略＞ 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重量として、航空機が敷地内の危険物貯蔵施設等に直撃し、危険物及び航空機燃料による重量火災が発生することを想定する。上記の危険物及び航空機燃料による重量火災を想定した場合の外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける放射強度は、建屋の直近における航空機墜落による火災を想定した場合の放射強度よりも小さいことから、航空機墜落による火災に対する設計方針に基づき、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(d) MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等に対する火災及び爆発に対する防護対策 MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策については、森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定しても、MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度を許容温度以下とする。また、MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止する設計とする。また、近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても、爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し、危険限界距離を上回る距離を確保する設計とする。上記設計により、MOX 燃料加工施設の危険物貯蔵施設等が、外部火災防護対象施設を収納する建屋へ影響を与えない設計とする。</p>	<p>設工認の <u>ロ.(ト)(1)①b.-10</u>は事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①b.-10</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
	<p>b. 外部火災の二次的影響に対する防護対策 (a) ばい煙の影響に対する防護対策 外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、<u>ロ.(ト)(1)①b.-10</u>外気を取り込む設備・機器である気体廃棄物の廃棄設備等に適切な防護対策を講ずること、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系は、フィルタにより、一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲するとともに、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の送風機の停止及び非動ダンプの閉止の措置を講ずる設計とする。 また、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する外部火災防護対象施設である焼結設備の制御盤等は、上記</p>			



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、有毒ガスによる影響については、<u>ロ、(ト)①②b、-11</u>換気設備等のユニットリフトの停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)の措置を講じた上で、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>(b) 有毒ガスの影響 外部火災により発生する有毒ガスが、中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>フィルタにより内部にばい煙が侵入し難い設計とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 有毒ガスの影響に対する防護措置 ＜中略＞ ロ、(ト)①②b、-11発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に、運転員に対する影響を想定し、以下を保安規程に定めて、管理する。 ・全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること ・給気系統上の手動ダンパを閉止すること ・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部火災に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・外部火災の評価の条件及び新知見について、定期的に確認を行い、評価条件の大きな変更又は新知見が得られた場合に評価を行うこと ・延焼防止機能を損なわないために、防火帯の維持管理を行うとともに、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置せず、可燃物を含む機器等を設置する場合には、必要最小限として不燃性シートで覆う等の対策を行うこと ・危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については、万一の火災発生時に速やかな消火活動が可能となるよう、燃料補充時は監視人が立会を実施すること ・ばい煙による影響に対し、気体廃棄物の廃棄設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系は、送風機の停止の措置を講ずること ・有毒ガスによる影響については、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること及び施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること ・ばい煙及び有毒ガスによる影響に対して給気系統上の手動ダンパを閉止すること ＜中略＞</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ト)①②b、-11</u>は保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>c. 火山の影響</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として□.(ト)(1)①c.-1.2設定した厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のよう設計とする。ことにより、降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>④ 火山事象に関する設計</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>a. 火山事象に関する設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中に想定される火山事象である降下火砕物の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、降下火砕物に対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>3.3.4 火山の影響</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設の運用期間中においてMOX燃料加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として、□.(ト)(1)①c.-1事業(変更)許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し、降下火砕物の影響を受ける場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定</p> <p>□.(ト)(1)①c.-1設計に用いる降下火砕物は、事業(変更)許可を受けた厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)と設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設及びそれらを取納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は、降下火砕物の影響に対し、機械的強度を有すること等により、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①c.-1降下火砕物防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①c.-1は事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①①c.-1と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①c.-2は保安規定にて対応する。</p>	
	<p>上記に含まれない安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>			

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) □ロ.(ト)(1)①c.(a)構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</p>	<p>d. 設計対処施設に影響を与える可能性のある影響因子</p> <p>(a) 直接の影響因子</p> <p>i. 降下火砕物の堆積による荷重 &lt; 中略 &gt;</p> <p>e. 設計対処施設の設計方針 &lt; 中略 &gt;</p> <p>(a) 直接の影響に対する設計方針</p> <p>i. 構造物への静的負荷 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、当該施設に要求される機能に応じて適切な許容荷重を設定し、設計荷重(火山)に対して安全余裕を有することにより、構造健全性を失わず、安全機能を損なわない設計とする。 &lt; 中略 &gt;</p>	<p>(2) 防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定</p> <p>また、降下火砕物に対する防護設計を行うたに、施設に作用する荷重として、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、通常時に作用している荷重、運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。</p> <p>火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象と与える影響を踏まえた検討により、風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>(3) 降下火砕物に対する防護対策</p> <p>降下火砕物に対する防護設計においては、降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限の影響を評価し、降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 直接の影響に対する防護対策</p> <p>(a) 構造物への静的負荷</p> <p>□ロ.(ト)(1)①c.(a)建屋内の降下火砕物防護対象施設は、設計荷重(火山)に対して、構造健全性を維持する燃料加工建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□ロ.(ト)(1)①c.(a)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□ロ.(ト)(1)①c.(a)降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(火山)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。</p> <p>(b) 構造物への粒子の衝突</p> <p>□ロ.(ト)(1)①c.(b)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□ロ.(ト)(1)①c.(a)は事業変更許可申請書(本文)の□ロ.(ト)(1)①c.(a)を詳細に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□ロ.(ト)(1)①c.(b)は事業変更許可申請書(本文)の□ロ.(ト)(1)①c.(b)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(b) □ロ.(ト)(1)①c.(b)構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</p>	<p>ii. 構造物への粒子の衝突 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により、安全機能を損なわない設計とする。 &lt; 中略 &gt;</p>			

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) <u>ロ.(ト)(1)①c.(c)換気系、電気系及び計装制御系に包</u>括される機械的影響(閉塞)に対する影響(閉塞)に包括されるため「3.3.2(3)飛来物の影響」に示す基本設計方針に基づく設計とする。</p>	<p>iii. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞)            建屋内に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物を含む空気の流路の閉塞の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>非常用所内電源設備は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の侵入を防止するため、給気系統には、プレフィルタ及び除塵フィルタ若しくは高性能エアフィルタを設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、降下火砕物用フィルタの追加設置など、さらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。</p> <p>さらに、降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能となること、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>なお、粒子の衝突の影響は、竜巻の設計飛来物の影響に包絡されるため「3.3.2(3)a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。</p> <p>(c) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(閉塞)  <u>ロ.(ト)(1)①c.(c)建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物を含む空気の流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計と</u>する。</p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(c)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設置すること</u>等により、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(c)また、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機等にフィルタを設置し、設備内部又は建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。</u></p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(c)さらに、非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。</u></p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(c)降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能となること、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(1)①c.(c)</u>は事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①c.(c)</u>を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(d) ロ.(ト)(1)①c.(d)換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)に対して、<u>磨耗し難い設計とすること</u></p>	<p>iii. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</p> <p>建屋内に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備は、降下火砕物による磨耗の影響により、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、<u>外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>非常用所内電源設備は、<u>外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の侵入を防止するため、給気系統には、<u>プレフィルタ及び除塵フィルタ若しくは高圧能エアフィルタを設置することにより、安全機能を損わない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>また、<u>降下火砕物用フィルタの追加設置など、さらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。</u></p> <p>さらに、<u>降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすること</u>で、<u>降下火砕物により磨耗しない設計とする。</u></p>	<p>(d) 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響(磨耗)</p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(d)建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、<u>降下火砕物による磨耗の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、安全機能を損わない設計とする。</u></p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(d)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、<u>外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</u></p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(d)また、<u>降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機等にフィルタを設置し、設備内部又は建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とする。</u></p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(d)さらに、<u>非常用所内電源設備の非常用発電機は、降下火砕物用フィルタの追加設置等のさらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。</u></p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(d)降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすること、<u>降下火砕物により磨耗しない設計とする。</u></p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①c.(d)は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①c.(d)を詳細に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(e) <u>ロ.(ト)(1)①c.(e)</u>構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)に対する設計とす。</p>	<p>v. 構造物、換気系、電気系及び計装制御系への化学的影響(腐食)</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、建屋に収納される降下火砕物防護対象施設、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)により、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(e) 構造物、換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>イ. <u>ロ.(ト)(1)①c.(e)</u>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とす。建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損わない設計とする。</p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(e)</u>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とす。周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(e)</u>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計とす。建屋内の降下火砕物防護対象施設に安全機能を損わない設計とする。</p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(e)</u>降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は、塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水により、短期での腐食が発生しない設計とす。周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>ロ.(ト)(1)①c.(e)</u>また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損わない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(1)①c.(e)</u>は事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)①c.(e)</u>を詳細に記載しており整合している。</p>	
	<p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は外壁塗装及び屋上防水がなされ、いることから、降下火砕物による化学的影響により短期的な影響を受けることはない。</p>			
	<p>また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>			



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>v. 構造物、換気系、電気系及び計装制御系への化学的影響(腐食)</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、建屋に収納される降下火砕物防護対象施設、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)により、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塵フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塵フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>v. 構造物、換気系、電気系及び計装制御系への化学的影響(腐食)</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、建屋に収納される降下火砕物防護対象施設、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)により、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>降下火砕物が取り込まれたとしても、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塵フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塵フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響(腐食)</p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(e)建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより、安全機能を損わない設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(e)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(e)降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機等にプレフィルタを設置し、設備内部又は建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることとする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(e)降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機等には、塗装又は腐食し難い金属を用いることにより短期での腐食が発生しない設計とすることとする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①c.(e)また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより、安全機能を損わない設計とする。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(f) □.(ト)(1)①c.(f)敷地周辺の大気汚染に対して、全工程停止の措置を講じた上で、施設が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備すること</p>	<p>vi. 中央監視室等の大気汚染敷地周辺の大気汚染に対しては、全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>g. 実施する主な手順</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに、給気系統上に設置する手動ダンパを閉止する手順を定める。</p>	<p>(f) 敷地周辺の大気汚染</p> <p>□.(ト)(1)①c.(f)敷地周辺の大気汚染に対して、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全工程停止及びグローブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>監視盤等により施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること</li> </ul>	<p>事業変更許可申請書 (本文)の□.(ト)(1)①c.(f)は保安規定にて対応する。</p>	
<p>(g) □.(ト)(1)①c.(g)電気系及び計装制御系の絶縁低下を防止し、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること</p>	<p>vii. 電気系及び計装制御系の絶縁低下</p> <p>電気系及び計装制御系のうち、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する設備は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>また、降下火砕物が取り込まれたとしても、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には、プレフィルタ、除塵フィルタ及び高性能エアフィルタ若しくはプレフィルタ及び除塵フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより、焼結設備、火災防護設備及び小規模試験設備のうち空気を取り込む機構を有する制御盤及び監視盤並びに非常用所内電源設備のうち空気を取り込む機構を有する電気盤の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(g) 電気系及び計装制御系の絶縁低下</p> <p>□.(ト)(1)①c.(g)外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①c.(g)降下火砕物防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。</p> <p>□.(ト)(1)①c.(g)降下火砕物の影響を受けられる可能性がある、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設にフィルタを設置し、建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設である焼結設備の制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①c.(g)は事業変更許可申請書 (本文)の□.(ト)(1)①c.(g)を詳細に記載しており併合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(h) [ロ.(ト)(1)①c.(h)]<u>降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止により安全機能を損なわない設計とすること。</u></p>	<p>g. 実施する主な手順          &lt;中略&gt;</p> <p>(b) <u>降下火砕物の影響により給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みの停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。非常用所内電源設備の非常用発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換、降下火砕物用フィルタの追加設置を実施する。</u>          &lt;中略&gt;</p>	<p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に新知見の確認を行い、新知見を得られた場合に評価すること</li> <li>・火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること</li> <li>・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと</li> </ul>	<p>事業変更許可申請書 (本文) の[ロ.(ト)(1)①c.(h)]は、保安規定にて対応する。</p>	
		<p>[ロ.(ト)(1)①c.(h)]<u>降灰時には、降下火砕物による閉塞及び塵埃を防止するために、換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降灰時には、非常用所内電源設備の非常用発電機に対するフィルタの追加設置等を行うこと</li> <li>・堆積した降下火砕物の除去後に点検し、必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと</li> <li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、全工停止及びブローアップボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX 燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・敷地周辺の大気汚染による影響を防止するため、監視盤等により施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保すること</li> <li>・外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象による影響を防止するため、火災による閉じ込め機能を不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずること</li> </ul> <p>&lt;中略&gt;</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ(ト)(1)①c-3,4)さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料の供給を断つけない設計とする。</p>	<p>(b) 間接的影響に対する設計方針 i. 外部電源喪失 ＜中略＞ また、MOX燃料加工施設は、降下火砕物の影響により外部電源が喪失し、外部からの支援を期待できない場合においても、非常用発電機の燃料を貯蔵する燃料タンクを設置する設計とし、過度な放射線被ばくを及ぼすおそれのある火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずる。</p> <p>ii. アクセス制限 敷地外で交通の途絶が発生した場合、安全上重要な施設に電力を供給する非常用所内電源設備の非常用発電機の燃料油の供給を受けられないが、非常用発電機の燃料を貯蔵する燃料タンクを設置する設計とし、過度な放射線被ばくを及ぼすおそれのある火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずる。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>b. 間接的影響に対する防護対策 ロ(ト)(1)①c-3)降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、MOX燃料加工施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう、非常用発電機の燃料を貯蔵する設備及び後送する設備は降下火砕物の影響を受けけないよう設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ(ト)(1)①c-4)また、火災による閉じ込め機能の不全を防止するために必要な安全上重要な施設へ7日間の電力を供給する措置を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>設工認のロ(ト)(1)①c-3)は、事業変更許可申請書(本文)のロ(ト)(1)①c-3)を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ(ト)(1)①c-4)は保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>d. 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象</p> <p>(a) 風 (台風)</p> <p>ロ.(ト)(1)①d.(a) 安全機能を有する施設は、風(台風)に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して代替設備により必要機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 凍結</p> <p>ロ.(ト)(1)①d.(b) 安全機能を有する施設は、凍結に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは凍結による損傷を考慮して代替設備により必要機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(7) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>① その他外部からの衝撃に対する考慮</p> <p>＜中略＞</p> <p>b. 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針</p> <p>(a) 風 (台風)</p> <p>＜中略＞</p> <p>外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)の設計に当たっては、この観測値を基準とし、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 凍結</p> <p>＜中略＞</p> <p>外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、敷地内及び敷地周辺の観測値を適切に考慮するため、六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、屋外施設で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより、設計外気温-15.7℃に対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>＜中略＞</p> <p>ロ.(ト)(1)①d.(a),(b),(c),(d),(e),(f),(g),(h) 外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと、安全規定に定められている。</p> <p>(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策</p> <p>外部事象防護対象施設等は、以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 自然現象に対する防護対策</p> <p>(a) 風(台風)</p> <p>ロ.(ト)(1)①d.(a) 外部事象防護対象施設は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する建屋内に収納すること、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 凍結</p> <p>ロ.(ト)(1)①d.(b) 外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での最低気温の観測記録を考慮して、建屋内に収納するとともに、給気加熱等の凍結防止措置を講ずることにより、凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①d.(a),(b),(c),(d),(e),(f),(g),(h)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①d.(a),(b),(c),(d),(e),(f),(g),(h)と同一であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(1)①d.(a)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①d.(a)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(1)①d.(b)は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①d.(b)を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) 高温</p> <p>□.(ト)(1)①d.(c)安全機能を有する施設は、高温に對し、安全機能を有する施設の安全機能確保すること若しくは、高温による損傷を考慮して代替設備により必要な機能確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(c) 高温</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>貯蔵施設における崩壊熱除去の安全評価において設計上考慮する外気温度については、これらの観測値並びに敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮する。六ヶ所地域気象観測所の観測値を参考にし、むつ特別地域気象観測所の夏季(6月～9月)の外気温度の観測データから算出する超過確率1%に相当する29℃を設計外気温とし、崩壊熱除去等の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(c) 高温</p> <p>□.(ト)(1)①d.(c)外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して、高温に對して要求される機能を維持する設計とする。ことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①d.(c)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①d.(c)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(d) 降水</p> <p>□.(ト)(1)①d.(d)安全機能を有する施設は、降水による浸水に對し、安全機能を有する施設の安全機能確保すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(d) 降水</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、八戸特別地域気象観測所で観測された日最大1時間降水量67.9mmを想定して設計した排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することともに、建屋貫通部の止水処理をすること等により、雨水が燃料加工建屋に浸入することを防止すること、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(d) 降水</p> <p>□.(ト)(1)①d.(d)外部事象防護対象施設は、敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して、降水量を設定し、降水による浸水に對し、排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することともに、外部事象防護対象施設を取納する建屋の貫通部の止水処理をすること等により、雨水が当該建屋に浸入すること、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①d.(d)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①d.(d)を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(e) 積雪</p> <p>□.(ト)(1)①d.(e)安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に對し、安全機能を有する施設の安全機能確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(e) 積雪</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>したがって、外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cmを考慮し、積雪荷重に對して機械的強度を有する設計とすること、安全機能を損なわない設計とする。また、換気設備の給気系に對しては防雪フニートを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とすることともに、給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞を防止し、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(e) 積雪</p> <p>□.(ト)(1)①d.(e)外部事象防護対象施設は、敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に對し、機械的強度を有する建屋内に取納することともに、閉塞に對し、外気取入口に防雪フニートを設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、気体塵埃物の塵埃設備等の給気系で給気を加熱することにより、雪の取り込みによる閉塞を防止し、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①d.(e)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①d.(e)を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(f) 生物学的対象  <u>ロ、(ト)(1)①d、(フ)安全機能を有する施設は、生物学的対象として敷地周辺の生物の生息状況の調査(87)(88)(89)に基づいて鳥類、昆虫類及び小動物を生物学的対象で考慮する対象生物(以下「対象生物」という。)に選定し、これらの生物がMOX燃料加工施設へ侵入すること防止又は抑制することにより、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(f) 生物学的対象  <u>ロ、(ト)(1)①d、(フ)外部事象防護対象施設は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため、外部事象防護対象施設を収容する建屋の外気取入口にハンズクリーンを、気体廃棄物の廃棄設備等の外気を直接取り込む設備にフィルタを設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(f) 生物学的対象  <u>ロ、(ト)(1)①d、(フ)外部事象防護対象施設は、再処理事業所及びその周辺における最大の雷撃電流の観測値に対し安全余裕を見込んで、想定する雷撃電流を270kAとし、その落雷に対して、「原子力発電所の耐雷指針」(IEAG4608)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。また、接地系と避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)①d、(フ)</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ト)(1)①d、(フ)</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(g) 落雷  <u>ロ、(ト)(1)①d、(ウ)MOX燃料加工施設は、「原子力発電所の耐雷指針」(J.E.A.G.4608)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより、接地系と避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。</u></p>	<p>(g) 落雷  <u>落雷としては、再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大のものを参考に安全余裕を見込んで、想定する落雷の規模を270kAとする。</u></p>	<p>(g) 落雷  <u>ロ、(ト)(1)①d、(ウ)外部事象防護対象施設は、再処理事業所及びその周辺における最大の雷撃電流の観測値に対し安全余裕を見込んで、想定する雷撃電流を270kAとし、その落雷に対して、「原子力発電所の耐雷指針」(IEAG4608)、「建築基準法」及び「消防法」に基づき、日本産業規格に準拠した避雷設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。また、接地系と避雷設備を接続することにより、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う接地系の電位分布の平坦化を考慮した設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)①d、(ウ)</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ト)(1)①d、(ウ)</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>(h) 塩害  <u>ロ、(ト)(1)①d、(ハ)一般に大気中の塩分量は、平野部で海岸から200m付近までは多く、数百mの付近で激減する傾向がある(90)。MOX燃料加工施設は海岸から約5km離れており、塩害の影響は小さいと考えられるが、換気設備及び非管理区域換気空調設備の給気系には除塩フィルタを設置し、屋内の換気系には除塩フィルタを設置し、屋内の外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲は防食処理等の腐食防止対策として、腐食し難い金属を用いること又は塗装することにより腐食を防止する設計とする。受変電設備については端子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。以上のことから、塩害により安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(h) 塩害  <u>ロ、(ト)(1)①d、(ハ)外部事象防護対象施設は、塩害に対し、気体廃棄物の廃棄設備等の給気系への除塩フィルタの設置、外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲における防食処理等の腐食防止対策により、受電開閉設備は、端子部分の絶縁性の維持対策により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(h) 塩害  <u>ロ、(ト)(1)①d、(ハ)外部事象防護対象施設は、塩害に対し、気体廃棄物の廃棄設備等の給気系への除塩フィルタの設置、外気を直接取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系のうちフィルタまでの範囲における防食処理等の腐食防止対策により、受電開閉設備は、端子部分の絶縁性の維持対策により、安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)①d、(ハ)</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ、(ト)(1)①d、(ハ)</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>&lt;中略&gt;</p>



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>e. 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p>	<p>(7) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>① その他外部からの衝撃に対する考慮</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>c. 異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ</p> <p>抽出した安全機能を有する施設の安全機能に影響を及ぼし得る自然現象(11 事象)に地震を加えた計 12 事象について、各自然現象によって関連して発生する可能性がある自然現象も考慮し組合せを体系的に検討する。この組合せがMOX燃料加工施設に与える影響について、電巻と地震など同時に発生する可能性が極めて低い組合せ、火山の影響(堆積荷重)と落雷(電氣的影響)などMOX燃料加工施設に及ぼす影響モードが異なる組合せ及び電巻と風(台風)など一方の自然現象の評価に包絡される組合せを除き、いずれにも該当しないものをMOX燃料加工施設設計において想定する組合せとする。その結果、積雪及び風(台風)、積雪及び電巻、積雪及び火山の影響(降灰)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降灰)並びに風(台風)及び地震の組合せが抽出される。これらの組合せに対して安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。このうち、積雪及び風(台風)の組合せの影響については、積雪及び電巻の組合せの影響に包絡される。重量を想定する自然現象の組合せの検討結果を添5第14表に示す。なお、津波については、津波が敷地高さに到達しないことを確認したことから、組合せの検討から除く。</p>	<p>3. 自然現象等</p> <p>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(3) 異種の自然現象の組合せ、事故時荷重との組合せ</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①e-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①e-1を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①e-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①e-2と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①e-3は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①e-3を詳細に記載しており、整合している。</p>	
<p>最新の科学的技術的知見を踏まえ、□.(ト)(1)①e-2に安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①e-3具体的には、建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、自然現象(地震を除く。)による影響を受けない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①e-3したがって、安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)による衝撃と設計基準事故時の重畳になることのない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>□.(ト)(1)①e-1自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、電巻、連結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び電巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>□.(ト)(1)①e-2最新の科学的技術的知見を踏まえ、□.(ト)(1)①e-2に安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①e-3具体的には、建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、自然現象(地震を除く。)による影響を受けない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①e-3したがって、安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)による衝撃と設計基準事故時の重畳になることのない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①e-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①e-1を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①e-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①e-2と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①e-3は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①e-3を詳細に記載しており、整合している。</p>	
<p>□.(ト)(1)①e-2最新の科学的技術的知見を踏まえ、□.(ト)(1)①e-2に安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①e-3具体的には、建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、自然現象(地震を除く。)による影響を受けない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①e-3したがって、安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)による衝撃と設計基準事故時の重畳になることのない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>□.(ト)(1)①e-1自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風(台風)、電巻、連結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮し、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして、積雪及び風(台風)、積雪及び電巻、積雪及び火山の影響(降下火砕物)、積雪及び地震、風(台風)及び火山の影響(降下火砕物)並びに風(台風)及び地震の組合せを、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>□.(ト)(1)①e-2最新の科学的技術的知見を踏まえ、□.(ト)(1)①e-2に安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①e-3具体的には、建屋によって安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)の影響を防止することにより、設計基準事故が発生した場合でも、自然現象(地震を除く。)による影響を受けない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①e-3したがって、安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象(地震を除く。)による衝撃と設計基準事故時の重畳になることのない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①e-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①e-1を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①e-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①e-2と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①e-3は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①e-3を詳細に記載しており、整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>f. 航空機落下</p> <p>ロ.(ト)(1)①f.-①MOX燃料加工施設における主要な建物は、既に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに、安全確保上支障のない構造とする。</p>	<p>⑤ 航空機落下</p> <p>a. 防護設計の基本方針</p> <p>三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが、墜落することとを想定したときに、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.3.5 航空機落下</p> <p>ロ.(ト)(1)①f.-①三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが、墜落することを想定したときに、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設を建物・構築物で防護する等安全確保上支障のないようにする。この建物・構築物に対して貫通が防止でき、かつ、航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できるように設計する。</p> <p>安全上重要な施設については原則として防護対象とする。</p> <p>防護方法としては、建物の外壁及び屋根により建物・構築物全体を適切に防護する方法を基本とし、建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①f.-①は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①f.-①を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>上記の防護設計を踏まえ、ロ.(ト)(1)①f.-②、③「表用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準に基づき、MOX燃料加工施設への航空機落下確率を評価した結果、追加の防護設計は必要ない。」</p>	<p>上記の防護設計を踏まえ、MOX燃料加工施設への航空機落下確率を評価し、追加の防護設計の要否を確認する。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>上記の防護設計を踏まえ、ロ.(ト)(1)①f.-②、MOX燃料加工施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して、事業(変更)許可を受けている。</p> <p>設工認申請時に、事業(変更)許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更等がないことを確認していることから、安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)①f.-②は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①f.-②と同一義であり整合している。</p>	
<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①f.-③は保安規定にて対応する。</p>	<p>ロ.(ト)(1)①f.-③なお、定期的に航空路の変更等の状況を確認し、追加の防護措置の要否を判断することとを保安規定に定めて管理する。</p>	<p>ロ.(ト)(1)①f.-③なお、定期的に航空路の変更等の状況を確認し、追加の防護措置の要否を判断することとを保安規定に定めて管理する。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①f.-③は保安規定にて対応する。</p>	
<p>(1) 防護設計条件</p> <p>建物・構築物の防護設計においては、三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち、F-16C/DとF-4EJ改を包絡する条件として、航空機の総重量20t、速度150 m/sとしたF-16相当の航空機による衝撃荷重を設定する。</p> <p>荷重はすべての方向の壁及び屋根等に対して直角に作用するものとする。</p> <p>貫通限界厚さの算定については、F-4EJ改の2基のエンジン(重量1.745t/基、吸気口部直径0.992m)と等価な重量、断面積を有するエンジンとし、エンジンの重量3.49t、エンジン吸気口部直径1.403m、エンジンの衝突速度155m/sを用いる。</p>	<p>(2) 防護設計</p> <p>航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては、比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と、機体全体の衝突による</p>	<p>(1) 防護設計条件</p> <p>建物・構築物の防護設計においては、三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち、F-16C/DとF-4EJ改を包絡する条件として、航空機の総重量20t、速度150 m/sとしたF-16相当の航空機による衝撃荷重を設定する。</p> <p>荷重はすべての方向の壁及び屋根等に対して直角に作用するものとする。</p> <p>貫通限界厚さの算定については、F-4EJ改の2基のエンジン(重量1.745t/基、吸気口部直径0.992m)と等価な重量、断面積を有するエンジンとし、エンジンの重量3.49t、エンジン吸気口部直径1.403m、エンジンの衝突速度155m/sを用いる。</p>		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>(7) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>① その他外部からの衝撃に対する考慮</p> <p>e. 航空機墜落、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する設計方針</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>鉄筋コンクリート版の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。</p> <p>防護設計を行う建物・構築物は、エンジンの衝突による貫通を防止でき、航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋の切断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。</p> <p>外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは、堅固な壁等による迷路構造(建屋内壁による防護)により開口内部を直接見込みない構造とすることによって防護する設計とする。</p> <p>なお、航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して、十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版により、防護対象とする施設を防護する設計とする。</p> <p>航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に係る設計方針については、「3.3.3 外部火災(3)a.(c) 航空機墜落による火災に対する防護対策」に示す。</p> <p>3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機墜落、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>想定される自然現象(竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波を除く。)(以下、3.3.1項では、「自然現象」という。)又は人為事象(航空機墜落、爆発及び近隣工場等の火災を除く。)(以下、3.3.1項では、「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を対象とする。外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)は、自然現象又は人為事象に対し、機械的強度を有すること等により、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) 防護設計に係る荷重等の設定</p> <p>想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件を考慮し、防護設計に係る荷重等の条件を設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>		



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>g. 航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象</p> <p>(a) 有毒ガス</p> <p>ロ.(ト)(1)①g.(a)-1]安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(a) 有毒ガス</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>一方、六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガスが中央監視室等に到達するおそれがある場合に、</p> <p>換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びブローボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、</p> <p>施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>b. 人為事象に対する防護対策</p> <p>(a) 有毒ガス</p> <p>ロ.(ト)(1)①g.(a)-1]外部事象防護対策施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(1)①g.(a)-2]また、想定される有毒ガスが発生した場合の運用上の措置として、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気体廃棄物の塵塵設備の給気設備等の停止を含まない全ての加工工程の停止(以下「全工程停止」という。)及びブローボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずる</li> <li>・給気系統上の手動ダンパを閉止する</li> <li>・施設の監視が適時実施できるように資機材を確保する</li> </ul> <p>再処理事業所内における化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスについては、「(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>ロ.(ト)(1)①g.(a)-2]自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため、全工程停止及びブローボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</li> </ul>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ.(ト)(1)①g.(a)-1]は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①g.(a)-1]と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)①g.(a)-2]は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 電磁的障害</p> <p>安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(b) 電磁的障害</p> <p>安全上重要な施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>(b) 電磁的障害</p> <p>□.(ト)(1)①g(b)-1 外部事象防護対象施設は、電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計装制御系は、日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに、電氣的及び物理的な独立性を持たせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>3.3.1 竜巻、森林火災、火山の影響、地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象</p> <p>(1) 防護すべき施設及び設計方針</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>□.(ト)(1)①g(b)-2 外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを組み合わせるにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①g(b)-3 また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)①g(b)-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(b)-1と同一義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①g(b)-2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(b)-2と同一義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(c)-1は、保安規定にて対応する。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①g(c)-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(c)-1と同一義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(c)-2は、保安規定にて対応する。</p>	
<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>□.(ト)(1)①g(c)-1 安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①g(c)-2 MOX燃料加工施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいが発生した場合にも、全工程停止の措置を講じた上で、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>屋外で運搬又は受入れ時に漏えいが発生したとしても、化学物質を受け入れる再処理施設の武庫棟屋とMOX燃料加工施設は離隔距離を確保することにより、化学物質がMOX燃料加工施設へ直接浸水することのない設計とする。</p> <p>一方、再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響が中央監視室等に及ぶおそれがある場合に、全工程停止及びグロブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講じるとともに、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p>	<p>(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい</p> <p>□.(ト)(1)①g(c)-1 外部事象防護対象施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>□.(ト)(1)①g(c)-2 また、漏えいした化学物質の反応等により有毒ガスが発生した場合に、中央監視室等の運転員に対する影響を想定し、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全工程停止及びグロブボックス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</li> </ul>	<p>設工認の□.(ト)(1)①g(c)-1は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)①g(c)-1と同一義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)①g(c)-2は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策</p> <p>c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置</p> <p>□. (ト) (1) (イ) (c) -2 自然現象及び人為事象に関する設社条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいによる影響を防止するため、全工程停止及びプロセス排風機以外の送排風機を停止し、MOX燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、給気系統上の手動ダンパを閉止すること</li> <li>・有毒ガス又は再処理事業所内における化学物質の漏えいの影響を防止するため、施設の監視が適時実施できるように資機材を確保すること</li> </ul>		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類類)	設工認申請書	整合性	備考
<p>② 加工施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>MOX燃料加工施設への人の不法な侵入 ロ.(ト)(1)②-①等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設 置、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コン クリート造りの壁等の障壁による防護、監視、巡視、 出入口での身分確認及び施設管理を行うことのできる 設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域について は、接近管理及び出入管理をロ.(ト)(1)②-④ 効果的に行うため、探知施設を設け、警報、映 像等を集中監視することとす。核物質 防護措置に係る関係機関との通 信及び連絡を行うこととす。</p>	<p>(8) 加工施設への人の不法な侵入等の防止 ＜中略＞</p> <p>① 安全設計 (a) 加工施設への人の不法な侵入等の防止の 設計方針 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入 等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨 害破壊行為を核物質防護対策として防止す るため、区域の設定、人の容易な侵入を防 止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等 の障壁による防護、監視、監視、出入口で の身分確認及び施設管理を行うことのでき る設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域につい ては、接近管理及び出入管理を効果的に行 うため、探知施設を設け、警報、映像等を 集中監視することとす。核物質防護措置 に係る関係機関との通信及び連絡を行う こととす。</p>	<p>MOX燃料加工施設への人の不法な侵入 ロ.(ト)(1)②-①核燃料物質等の不法な移動及び 妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の 容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造 りの壁等の障壁による防護、監視、監視、出入口 での身分確認及び施設管理を行うことのできる設 計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については、 接近管理及び出入管理をロ.(ト)(1)②-④効果的に 行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監 視することとす。核物質防護措置に係る関係機関との 通信及び連絡を行うこととす。ロ.(ト)(1)②-③さら に、防護された区域内においても、施設管理によ り、MOX燃料加工施設及び特定核燃料物質の防護 のために必要な設備又は装置の操作に係る情報シ ステム(以下「情報システム」という。)への不 法な接近を防止する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)②-①は、事業変更許可申 請書(本文)のロ.(ト)(1)②-①を具体 的に記載しており整合し ている。</p> <p>設工認のロ.(ト)(1)②-③は、事業変更許可申 請書(本文)のロ.(ト)(1)②-③を具体 的に記載しており整合し ている。</p> <p>設工認のロ.(ト)(1)②-④は、事業変更許可申 請書(本文)のロ.(ト)(1)②-④と同義 であり整合している。</p>	
<p>② 加工施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>また、MOX燃料加工施設ロ.(ト)(1)②-⑥ に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他 人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそ れがある物件の持込み(郵便物等)による敷地外 からの爆発物又は有害物質の持込みを含む。)を 防止するため、ロ.(ト)(1)②-⑥持込み点検を行 うこととす。</p>	<p>(8) 加工施設への人の不法な侵入等の防止 ＜中略＞</p> <p>さらに、不正アクセス行為(サイバート ロを含む。)を核物質防護対策として防止 するため、MOX燃料加工施設及び特定核 燃料物質の防護のために必要な設備又は装 置の操作に係る情報システム(以下「情報 システム」という。)が電気通信回線を通 じた不正アクセス行為(サイバートロを含 む。)を受けることがないように、当該情 報システムに対する外部からの不正アクセ スを遮断することとす。</p>	<p>また、MOX燃料加工施設ロ.(ト)(1)②-⑥に 不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危 害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある 物件の持込み(郵便物等)による敷地外からの爆 発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するた め、ロ.(ト)(1)②-⑥持込み点検を行うこととす る。</p> <p>さらに、不正アクセス行為(サイバートロを 含む。)を防止するため、ロ.(ト)(1)②-⑥情報シ ステムが電気通信回線を通じて不正アクセス行為 (サイバートロを含む。)を受けることがないよ うに、当該情報システムに対する外部からの不正 アクセスを遮断することとす。</p> <p>ロ.(ト)(1)②-②これらの対策を核物質防護規定 に定めて、管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等その他施設と共 用する場合は、共用によってMOX燃料加工施設 の安全性を損わない設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)②-②は、事業変更許可申 請書(本文)のロ.(ト)(1)②-②と同義 であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(1)②-⑥及びロ.(ト)(1)②-⑥ は、事業変更許可申請書 (本文)のロ.(ト)(1)②-⑥及びロ.(ト)(1)②-⑥ と同義であり整合し ている。</p> <p>設工認のロ.(ト)(1)②-⑦は、事業変更許可申 請書(本文)のロ.(ト)(1)②-⑦と同義 であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>③ 溢水による損傷の防止 安全機能を有する施設は、<u>ロ、(ト)(1)③-①</u>MOX燃料加工施設が溢水の影響を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、<u>溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>① 溢水防護に関する設計方針 事業許可基準規則の要求事項を踏まえ、安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設が溢水の影響を受ける場合においても、その安全機能を確保するために、<u>溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>6. 加工施設内における溢水による損傷の防止 (基本設計方針) 6.1 溢水防護に関する基本設計方針 安全機能を有する施設は、<u>ロ、(ト)(1)③-①</u>MOX燃料加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において、<u>防護措置その他の適切な措置を講ずることにより、溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)③-①</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ、(ト)(1)③-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>③ そのために、安全機能を有する施設のうち、<u>ロ、(ト)(1)③-②</u>MOX燃料加工施設内部で想定される溢水に対して、<u>臨界防止、閉じ込め等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>このため、安全機能を有する施設のうち、<u>ロ、(ト)(1)③-②</u>安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を溢水から防護する設備（以下「溢水防護設備」という。）とし、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>ここで、安全機能を有する施設のうち、<u>ロ、(ト)(1)③-②</u>安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を溢水から防護する設備（以下「溢水防護設備」という。）とし、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)③-②</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ、(ト)(1)③-②</u>と同一であり整合している。</p>	
<p>f. 溢水評価 溢水により安全上重要な施設の安全機能が損なわれない設計とし、<u>溢水評価に当たっては、事業許可基準規則の解釈に基づき、設計基準事故に対処するために必要な安全機能を有する構築物、系統及び機器が、その安全機能を損なわない設計であることを確認する。</u></p>	<p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこととを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこととを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)③-③</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ、(ト)(1)③-③</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>③ 考慮すべき溢水事象 MOX燃料加工施設内において発生が想定される溢水は、内部溢水ガイドを参考に発生要因別に分類した以下の事象を想定する。</p>	<p>③ 考慮すべき溢水事象 MOX燃料加工施設内において発生が想定される溢水は、内部溢水ガイドを参考に発生要因別に分類した以下の事象を想定する。</p>	<p>2. 考慮すべき溢水事象 溢水評価では、<u>溢水評価として発生要因別に分類した以下の溢水をロ、(ト)(1)③-④</u>想定する。</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)③-④</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ、(ト)(1)③-④</u>と同一であり整合している。</p>	
<p>⑤ 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針 a. 溢水防護区画の設定 溢水防護に対する評価対象区画を溢水防護区画として、以下のとおり設定する。</p>	<p>⑤ 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針 a. 溢水防護区画の設定 溢水防護に対する評価対象区画を溢水防護区画として、以下のとおり設定する。</p>	<p>6.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p>	<p>設工認の<u>ロ、(ト)(1)③-⑤</u>は、事業変更許可申請書（本文）の<u>ロ、(ト)(1)③-⑤</u>と同一であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>□.(ト)(1)③-⑥)溢水評価がより厳しい結果を与えるように溢水経路を設定する。</p> <p>a. 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により□.(ト)(1)③a.)生ずる溢水</p> <p>b. MOX燃料加工施設内で□.(ト)(1)③b.)生ずる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水等の放水による溢水」という。)</p> <p>c. 地震に起因する機器の破損等により□.(ト)(1)③c.)生ずる溢水</p>	<p>b. 溢水経路の設定 溢水評価において考慮する溢水経路は、溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉、壁開口部及び貫通部、天井開口部及び貫通部、床面開口部及び貫通部、床下ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ、溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える経路を設定する。</p> <p>③ 考慮すべき溢水事象 &lt;中略&gt;</p> <p>a. 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生ずる溢水(以下「想定破損による溢水」という。)</p> <p>b. MOX燃料加工施設内で□.(ト)(1)③b.)生ずる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水等の放水による溢水」という。)</p> <p>c. 地震に起因する機器の破損等により生ずる溢水(以下「地震起因による溢水」という。)</p>	<p>設備にアクセスする通路部 溢水防護区画は、壁、扉、堰、床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。</p> <p>□.(ト)(1)③-⑥)溢水評価に当たっては、溢水の影響を受けて、溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁、扉、床段差等の設置状況を踏まえ、溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>6.2 考慮すべき溢水事象 &lt;中略&gt;</p> <p>(1) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により□.(ト)(1)③a.)生ずる溢水(以下「想定破損による溢水」という。)</p> <p>(2) MOX燃料加工施設内で□.(ト)(1)③b.)生ずる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水等の放水による溢水」という。)</p> <p>(3) 地震に起因する機器の破損等により□.(ト)(1)③c.)生ずる溢水(以下「地震起因による溢水」という。)</p> <p>(4) その他の要因(地下水の流入、地震以外の自然現象、誤操作等)により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。)</p> <p>6.3 溢水原及び溢水量の設定 6.3.1 想定破損による溢水 想定破損による溢水は、1系統における単一の機器の破損を想定し、溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし、配管の破損箇所を溢水源として設定する。 また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギーに応じて、高エネルギー配管又は低エネルギー配管に分類する。 配管の破損形状の想定に当たっては、高エネルギー配管は、原則「完全全周破断」、低エネルギー配管は、原則「配管内径の1/2の長さ」と配管内厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通</p>	<p>設工認の□.(ト)(1)③-⑥)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)③-⑥)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)③a.)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)③a.)と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)③b.)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)③b.)と同義であり整合している。</p> <p>設工認の□.(ト)(1)③c.)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(1)③c.)と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>クラック」という。)を想定する。</p> <p>ただし、配管破損の想定に当たって、詳細な応力評価を実施する場合は、発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。</p> <p>高エネルギー配管については、ターミナルエン ド部を除き、発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」、0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し、0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>また、低エネルギー配管については、発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し、0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>溢水源として設定する配管の破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし、溢水量は、異常の検知、事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央監視室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し、想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。</p> <p>なお、手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6.3.2 消火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水は、燃料加工建屋内において、水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として設定する。</p> <p>消火水等の放水による溢水量については、消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から設定する。</p> <p>6.3.3 地震起因による溢水 地震起因による溢水については、耐震スクラス機器は基準地震動Ssによる地震力によって破損は生じないことから、流体を内包する系統のうち、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震B、Cクラスに属する系統を溢水源として設定する。</p> <p>ただし、耐震B、Cクラスであっても基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては、溢水源として設定しない。</p> <p>溢水量の算出に当たっては、溢水が生じるとした機器について、溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。</p> <p>溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で、流体を内包する機器のうち、基準</p>		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>溢水評価に当たっては、溢水の影響を受けて、<u>溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、ロ.(ト)(1)③-⑦評価条件を設定する。</u></p>	<p>⑤ 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針</p> <p>＜中略＞</p> <p>b. 溢水経路の設定</p> <p>溢水評価において考慮する溢水経路は、<u>溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉、壁開口部及び貫通部、天井開口部及び貫通部、床面開口部及び貫通部、床下ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ、溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える経路を設定する。</u></p> <p>＜中略＞</p>	<p>地震動Ssによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し、その影響を評価する。この場合において、溢水源となる配管は、破損形状を完全全固破断とし、溢水源となる容器は、全保有水量を溢水量として設定する。</p> <p>6.3.4 その他の溢水</p> <p>その他の溢水については、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水、溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい現象を想定する。</p> <p>具体的には、地下水の流入、降水のようなMOX燃料加工施設への直接的な影響と、飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響、機器ドレン、機器損傷(配管以外)、人的過誤及び誤作動を想定し、各事象において溢水源及び溢水量を設定する。</p> <p>6.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p>＜中略＞</p> <p>溢水評価に当たっては、溢水の影響を受けて、<u>溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、ロ.(ト)(1)③-⑦溢水防護区画内の水位が最も高くなるように、より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。</u></p> <p>また、消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は、開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。</p> <p>防水扉及び水密扉については、扉の閉止運用を保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6.5 燃料加工建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>6.5.1 設水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した溢水源から発生する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、壁(貫通部止水処置を含む。)、防水扉、水密扉、堰及び床下ドレン逆弁の設置等の対策を行うことにより、溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>6.5.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水、消火等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し、影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、保護構造を有する設計、溢水防護板の設置等の対策により、溢水防護対象設備が被水</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)③-⑦は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)③-⑦を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ト)(1)③-⑧溢水評価において、溢水影響を軽減するための壁、扉、堰等の溢水防護設備については、必要により保守点検等の運用を適切に実施することにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>消火水等の放水による溢水に対しては、溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を放水する屋内消火栓及び連結散水装置は用いず、放水しない消火手段を採用することにより、被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>なお、水を用いる消火活動を行う場合には、水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため、溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて、管理する。</p> <p>6.5.3 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために、空調案内や解析区画を設定して解析を実施し、溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。</p> <p>また、自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策、溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により、溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>6.6 燃料加工建屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>燃料加工建屋外で発生を想定する溢水が、溢水防護区画に流入しないことを評価する。</p> <p>また、燃料加工建屋外で発生を想定する溢水に対しては、燃料加工建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした燃料加工建屋内への流入を壁(貫通部止水処置を含む。)、扉、堰等により防止する設計とすることにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>7.4 その他の主要な事項</p> <p>7.4.1 溢水防護設備</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書  
(本文)のロ.(ト)(1)③-⑧は、保安規定にて対応する。

ロ.(ト)(1)③-⑧溢水防護設備については、保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて、管理する。

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>④ 誤操作の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、ロ、(ト)(1)④-①(イ)等に対して系統による色分けや銘板取り付け等による識別管理を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。</p>	<p>(10) 誤操作の防止</p> <p>① 安全機能を有する施設に対する誤操作の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、以下の措置を講ずる設計とする。</p> <p>a. 安全機能を有する施設のうち、中央監視室及び制御室から制御第6章の監視制御盤は、操作性、視認性及び人間工学的観点の諸因子を考慮し、盤、操作器具、計器及び警報表示器具の配置を行い、操作性及び視認性に留意するとともに、加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。</p> <p>b. 安全機能を有する施設のうち、中央監視室、制御第1章及び制御第4章に設置する安全上重要な施設の監視制御盤は、安全上重要な施設以外の監視制御盤と分離して配置する。</p> <p>c. 安全機能を有する施設のうち、中央監視室及び制御室の監視制御盤は、施設ごと又は工程ごとに分けて配置する。また、監視制御盤の盤面器具は、関連する計器表示、警報表示及び操作器具を集約して配置するとともに、操作器具は、色、形状等の視覚的要素により容易に識別できる設計とすることにより、誤りを生じにくいよう留意した設計とし、簡潔な手順によって容易に操作できる設計とする。</p> <p>d. 安全機能を有する施設のうち、中央監視室及び制御室の監視制御盤は、警報の重要度ごとに色分けを行うことにより、正確かつ迅速に状況を把握できるように留意した設計とする。</p> <p>e. 安全機能を有する施設の監視制御盤の計算機画面には、設備構成を表示することにより、操作対象設備の運転状態が容易に識別できる設計とする。とともに、ダブルアクション（ポップアップ表示による操作の再確認）を採用することにより、誤操作を防止する設計とする。</p> <p>f. 安全機能を有する施設のうち、現場に設置する機器、弁等は、系統による色分け、銘板取り付けまたは機器の状態や操作禁止を示すタグの取り付けによる識別により、誤りを生じにくいよう留意した設計とし、簡潔な手順によって容易に操作で</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>8. 設備に対する要求事項</p> <p>8.1 安全機能を有する施設</p> <p>8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針</p> <p>(3) 操作性の考慮</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>安全機能を有する施設は、運転員による誤操作を防止するため、機器、ロ、(ト)(1)④-①(イ)配管、弁及び盤に対して系統による色分けや銘板取り付け等による識別管理等を行い、人間工学上の諸因子、操作性及び保守点検を考慮した盤の配置を行うとともに、計器表示、警報表示によりMOX燃料加工施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認のロ、(ト) (1)④-①(イ)は、事業 変更許可申請書(本文) のロ、(ト)(1)④-① を具体的に記載してお り整合している。</p>	

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五） きる設計とする。	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ト)(1)①②また、設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される。</p>	<p>安全機能を有する施設のうち、中央監視室、制御第1室及び制御第4室に設置する安全上重要な施設の監視制御機器の操作器具は、誤接触による誤操作を防止するため、誤操作防止カバーを設置し、誤りを生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>h. 設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるよう、時間余裕が少ない場合においても、設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、設計基準事故を速やかに収束させることが可能な設計とする。</p>	<p>(3) 操作性の考慮 ロ.(ト)(1)①②設計基準事故に対処するための機器を設計基準事故の発生を感知し、自動的に起動する設計とすることにより、運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設の設置場所は、通常時及び設計基準事故が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの隔離により放射線量が高くなるおそれのない場所を選定した上で設置場所から操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又は中央監視室若しくは制御室から操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)④②は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)④②を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>また、安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御機器、ロ.(ト)(1)④③弁等に対して、誤操作を防止するための措置を調ロ.(ト)(1)④④ずることにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p>	<p>② 安全上重要な施設に対する誤操作の防止 安全上重要な施設は、容易に操作することができるようにするため、以下の措置を講ずる設計とする。 a. 安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)においても、安全機能を有する施設に対する誤操作の防止に示す措置を講じた中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御機器及び現場の機器、弁等を使用し、簡潔な手順によって容易に操作できる設計とする。</p>	<p>安全上重要な施設は、設計基準事故が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、容易に操作ができるよう、中央監視室、制御第1室及び制御第4室の監視制御機器、ロ.(ト)(1)④③弁等に対して、誤操作を防止するための措置を講じて、誤操作を防止することにより、簡潔な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)④③は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)④③を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(1)④④は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)④④と同一義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑤ 安全避難通路等</p> <p>MOX燃料加工施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においてもロ.(ト)(1)⑤-①その機能を損なわない照明設備の避難・誘導設備を設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、MOX燃料加工施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、ロ.(ト)(1)⑤-②避難・誘導設備とは別に作業用の照明を設ける設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために、中央監視室、制御第1室及び制御第4室(以下「中央監視室等」という。)には、作業用の照明として運転保安灯をロ.(ト)(1)⑤-③設ける設計とする。</p>	<p>イ. 安全設計</p> <p>(ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性</p> <p>(1) 安全機能を有する施設</p> <p>② 適合のための設計方針</p> <p>第1項第一号について</p> <p>MOX燃料加工施設の建屋内には、安全避難通路を設ける設計とする。また、安全避難通路には、必要に応じて、単純、明確、永続性のある標識並びに非常用照明及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p> <p>第1項第二号について</p> <p>MOX燃料加工施設には、照明用電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、誘導灯及び非常用照明を設ける設計とし、誘導灯及び非常用照明は、非常用所内電源設備の非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池からの給電により、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわない設計とする。</p> <p>第1項第三号について</p> <p>MOX燃料加工施設には、昼夜及び場所を問わず、MOX燃料加工施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用の照明(前号の避難用照明を除く。)及びその専用の電源を設ける設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設としては、設計基準事故が発生した場合において、MOX燃料加工施設の状態を監視するために必要な中央監視室等には、運転保安灯を設ける設計とし、必要な監視が確保に行えるように非常用照明と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;中略&gt;</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>9. その他</p> <p>9.2 安全避難通路等</p> <p>MOX燃料加工施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においてもロ.(ト)(1)⑤-①機能を損なわない避難用照明として、非常用所内電源設備の非常用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常用照明を設置し、安全に避難できる設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、MOX燃料加工施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、ロ.(ト)(1)⑤-②避難用照明とは別に作業用の照明を設置する設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために、中央監視室、制御第1室及び制御第4室(以下「中央監視室等」という。)には、作業用の照明として運転保安灯をロ.(ト)(1)⑤-③設置する設計とする。</p>	<p>設工認(本文)のロ.(ト)(1)⑤-①は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)⑤-①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認(本文)のロ.(ト)(1)⑤-②は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)⑤-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認(本文)のロ.(ト)(1)⑤-③は事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)⑤-③と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付資料五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>中央監視室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は非常用無停電電源装置から電力を供給できる設計とし、制御第1室及び制御第4室の運転保安灯は、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより、外部からの電源が喪失した場合においても連続して点灯することが可能な設計とする。</p>	<p>中央監視室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は非常用無停電電源装置から電力を供給できる設計とし、制御第1室及び制御第4室の運転保安灯は、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより、外部からの電源が喪失した場合においても連続して点灯することが可能な設計とする。</p>	<p>運転保安灯は、非常用所内電源設備の非常用無停電電源装置又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより、全交流電源喪失時から重大事故等に対処する前までの間、点灯することが可能な設計とする。</p> <p>中央監視室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は非常用無停電電源装置から電力を供給できる設計とし、制御第1室及び制御第4室の運転保安灯は、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより、外部からの電源が喪失した場合においても連続して点灯することが可能な設計とする。</p>	<p>設工認 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-④は事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-④と同義であり整合している。</p> <p>設工認 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-⑤は事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-⑤と同義であり整合している。</p>	
<p>中央監視室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は非常用無停電電源装置から電力を供給できる設計とし、制御第1室及び制御第4室の運転保安灯は、非常用所内電源設備の非常用母線に接続し、非常用発電機又は内蔵する蓄電池から電力を供給できる設計とすることにより、外部からの電源が喪失した場合においても連続して点灯することが可能な設計とする。</p>	<p>また、現場作業の緊急性との関連において、設計基準事故の収束後の火災の鎮火確認等、現場作業が必要となり、可搬型照明の準備に時間的猶予がある場合には、中央監視室等に配備する可搬型照明を活用する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>ロ. (ト) (1) ⑤-④現場作業の緊急性との関連において、LEDヘッドランプ及びLED充電式ライト等 (以下「可搬型照明」という。) の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して、MOX燃料加工施設の安全機能が損なわれない (安全機能を有する施設が安全機能を損なわれない。) ために必要な重大事故等対処施設ロ. (ト) (1) ⑤-⑥、設備等への措置を含める。</p>	<p>設工認 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-④は事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-④と同義であり整合している。</p> <p>設工認 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-⑤は事業変更許可申請書 (本文) のロ. (ト) (1) ⑤-⑤と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑥ 安全機能を有する施設 MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する<sup>ロ、(ト)(1)⑥-①</sup>工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p>	<p>⑩ 安全機能を有する施設 第1項について MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とし、その安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する工場等外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設として設計する。</p>	<p>(基本設計方針) 第1章 共通項目 8. 設備に対する要求 8.1 安全機能を有する施設 8.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設のうち、重大事故等対処MOX燃料加工施設のうち、安全機能を有する施設を除いたものを設計基準対象の施設とし、安全機能を有する構築物、系統及び機器を、安全機能を有する施設とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線がMOX燃料加工施設を設置する<sup>ロ、(ト)(1)⑥-①</sup>敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p>	<p>設工認の<sup>ロ、(ト)(1)⑥-①</sup>について、設計基準事故時の公衆に対する線量評価は、敷地境界における線量を基準とするため、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ、(ト)(1)⑥-①</sup>を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認の<sup>ロ、(ト)(1)⑥-②</sup>は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ロ、(ト)(1)⑥-②</sup>と同義であり整合している。</p>	
<p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能<sup>ロ、(ト)(1)⑥-②</sup>が確保されたものとするとともに、以下の設計を満足するものとする。</p>		<p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能<sup>ロ、(ト)(1)⑥-②</sup>を確保する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>a. 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量、<u>ロ。(ト)(1)①a. -①</u>等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。</p>	<p>第2項について 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。 &lt;中略&gt; (二) その他の安全設計 (4) 環境条件に対する考慮 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、通常時及び設計基準事故時における設備の設置場所の環境条件の変化(圧力、温度、放射線量及び湿度の変化)を考慮し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとす。なお、必要に応じて運転条件の調整、作業時間の制限等の手段により、環境条件の変化に対応し、設備に期待される安全機能が発揮できるものとする。</p>	<p>(2) 環境条件の考慮 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、通常時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量、<u>ロ。(ト)(1)①a. -①</u>、荷重、屋外の天候による影響(凍結及び降水)、<u>電磁的摩耗及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計とする。</u></p> <p>a. 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重(凍結及び降水)並びに<u>安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響(凍結及び降水)並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</u></p> <p>b. <u>電磁波による影響</u> <u>ロ。(ト)(1)①a. -①電磁的摩耗</u>に対しては、安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故が発生した場合においても、電磁波によりその安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>c. 周辺機器等からの悪影響 <u>ロ。(ト)(1)①a. -①安全機能を有する施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</u></p>	<p><u>ロ。(ト)(1)①a. -①</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ。(ト)(1)①a. -①</u>を詳細に記載しており整合している。</p>	
<p>b. 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理が可能な設計とする。</p>	<p>第3項について 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、検査又は試験並びに安全機能を維持するための保守及び修理ができる設計とする。 また、適切な保守管理を行うことで、その安全機能を損なわれないよう手順を定める。 &lt;中略&gt;</p>	<p>8.1.2 試験、検査性の確保 安全機能を有する施設は、通常時において、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験ができる設計とともに安全機能を健全に維持するための保守及び修理が可能な設計とし、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備えた設計とする。</p>		







事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑧ 核燃料物質の貯蔵施設  <u>ロ.(ト)(1)⑧-①MOX燃料加工施設は、核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する貯蔵容器一時保管設備、燃料集合体貯蔵設備等の貯蔵施設を設ける。</u></p> <p>また、燃料集合体貯蔵設備等は、建屋排気設備<u>ロ.(ト)(1)⑧-②</u>等で換気することにより適切に冷却する。</p>		<p>(基本設計方針)  第2章 個別項目  4. 核燃料物質の貯蔵施設  核燃料物質の貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」、<u>「3.自然現象等」</u>、「4.閉じ込めの機能」、<u>「5.火災等による損傷の防止」</u>、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」、<u>「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」</u>に基づくとする。</p> <p><u>ロ.(ト)(1)⑧-①貯蔵施設は、原料粉末を受け入れ</u>てから成形、被覆、組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p><u>ロ.(ト)(1)⑧-①貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。</u></p> <p>また、燃料集合体貯蔵設備等は、建屋排気設備<u>ロ.(ト)(1)⑧-②</u>又はグローブボックス排気設備で換気することにより排熱を適切に除去する設計とする。</p> <p>なお、換気設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「5.2 換気設備」に示す。</p>	<p><u>ロ.(ト)(1)⑧-①</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)⑧-①</u>を具体的に記載しており整合している。</p> <p><u>ロ.(ト)(1)⑧-②</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(1)⑧-②</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑨ 廃棄施設</p> <p>a. <u>ロ.(ト)(1)⑨a.-①</u> 廃棄施設は、通常時に おいて、<u>周辺監視区域の外の空気中及び周辺 監視区域の境界における水中の放射性物質の 濃度を十分に低減できる</u>よう、「発電用軽水 型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指 針」を参考に放射性物質の濃度に起因する線 量を合理的に達成できる限り低くなるよう、 放出する放射性物質を低減できる設計とす る。</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 設計基準対象の施設 ① 概要 気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施 設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理 的に達成できる限り少なくするため、管理区域 からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物 質を除去した後、<u>放射性物質の濃度等を監視 し、排気筒の排気口から放出する設計とする。</u></p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 <u>ロ.(ト)(1)⑨a.-①</u> 気体廃棄物の廃棄 設備は、通常時ににおいて、<u>周辺監視区域 の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に 低減できる</u>よう、「発電用軽水型原子 炉施設周辺の線量目標値に関する指針」 を参考に放射性物質の濃度に起因する線 量を合理的に達成できる限り低くなるよ う、放出する放射性物質を低減できる設 計とする。 &lt; 中略 &gt;</p> <p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 <u>ロ.(ト)(1)⑨a.-①</u> 液体廃棄物の廃棄設備 は、通常時ににおいて、<u>周辺監視区域の境界に おける水中の放射性物質の濃度を十分に低減 できる</u>よう、「発電用軽水型原子炉施設周辺 の線量目標値に関する指針」を参考に放射性 物質の濃度に起因する線量を合理的に達成で きる限り低くなるよう、放出する放射性物質 を低減できる設計とする。 &lt; 中略 &gt;</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備 5.1.1.1 設計基準対象の施設 &lt; 中略 &gt; 気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加 工施設から周辺環境へ放出される放射性 物質を合理的に達成できる限り少なくす るため、管理区域からの排気は、高性能 エアフィルタで放射性物質を除去した 後、<u>ロ.(ト)(1)⑨a.(a)-①</u> 放射性物質の 濃度及び排気風量を監視し、排気筒の排 気口から放出する設計とする。 &lt; 中略 &gt;</p>	<p>設工認の <u>ロ.(ト)(1)⑨a.-①</u>は、 事業変更許可申請書(本 文)の<u>ロ.(ト)(1)⑨a.- ①</u>と同義であり整合し ている。</p> <p>設工認の <u>ロ.(ト)(1)⑨a.(a)-①</u> は、事業変更許可申請 書(本文)の <u>ロ.(ト)(1)⑨a.(a)-①</u> を具体的に記載してお り整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 液体廃棄物の廃棄施設 MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物ロ.(ト)(1)⑨a.(b)-①は、廃液の性状、放射性物質の濃度等に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくすするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</p>	<p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (1) 概要 ＜中略＞ 廃液貯槽では廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認した後、排水口から排出する設計とする。 ＜中略＞ (2) 設計方針 ① 放射性物質の放出低減 a. 低レベル廃液処理設備は、排水口から放出する排水中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、希釈、ろ過又は吸着の適切な処理を行う。 b. 低レベル廃液処理設備で処理した排水は、海洋放出管理系を経て海洋放出口から放出する設計とする。 ＜中略＞</p>	<p>5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 ＜中略＞ 液体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設で発生する放射性液体廃棄物ロ.(ト)(1)⑨a.(b)-①を、廃液の性状、廃液の発生量及び放射性物質の濃度に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくすするため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)⑨a.(b)-①は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)⑨a.(b)-①を、廃液の性状、放射性物質の濃度等に応じて、廃液中に含まれて放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくすため、必要に応じて、希釈、ろ過又は吸着の処理を行い、廃液中の放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認し、排水口から排出する設計とする。</p>	
<p>(ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性 (1) 安全機能を有する施設 ⑩ 廃棄施設 第2項について 保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</p>	<p>5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 ＜中略＞ ロ.(ト)(1)⑨b.-①固体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</p>	<p>液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。 ＜中略＞</p>	<p>設工認のロ.(ト)(1)⑨b.-①は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(1)⑨b.-①と同一であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 重大事故等対処施設 (加工施設への人の不法な侵入等の防止, 安全避難通路等, 監視測定設備及び通信連絡を行うために必要な設備)は(1) 安全機能を有する施設に記載)</p> <p>MOX燃料加工施設は, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において, 重大事故が発生を防止するために, また, 重大事故が発生した場合においても, 重大事故の拡大を防止するため, 及びロ.(ト)(2)-1[加工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために, ロ.(ト)(2)-2]必要な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>(ハ) 重大事故等対処施設</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に関する設計</p> <p>MOX燃料加工施設は, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において, 重大事故が発生を防止するために, また, 重大事故が発生した場合においても, 重大事故の拡大を防止するため, 及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために, 必要な措置を講ずる設計とする。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>8. 設備に対する要求事項</p> <p>8.2 重大事故等対処設備</p> <p>8.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2)-1及びロ.(ト)(2)-2は, 事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2)-1及びロ.(ト)(2)-2を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が發揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を發揮するために必要な系統(供給源から供給先まで, 経路を含む。)で構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合においては, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が發揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を發揮するために必要な系統(供給源から供給先まで, 経路を含む。)で構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合においては, 再処理施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>重大事故等対処設備は, 想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が發揮できる設計とする。また, 重大事故等対処設備が機能を發揮するために必要な系統(供給源から供給先まで, 経路を含む。)で構成する。</p> <p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を確保する。また, 同時に発生する再処理施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。</p>	<p>8.2.3 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は, 共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ, 同じ敷地内に設置する再処理施設と共用することにより安全性が向上し, かつ, MOX燃料加工施設及び再処理施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象(以下「外的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと同可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外」の常設耐震重要重大事故等対処設備という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p> <p>また、主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所を第12図に示す。</p>	<p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものについて、それぞれに常設のものと同可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p> <p>常設事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外」の常設耐震重要重大事故等対処設備という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象(以下「外的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと同可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外」の常設耐震重要重大事故等対処設備という。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>設工認の□.(ト)(2)①-1,2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(2)①-1及び□.(ト)(2)①-2を具体的に記載しており整合している。</p>
<p>① 重大事故等の拡大の防止等</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するため□.(ト)(2)①-1の措置を講ずる。また、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設ける。</p> <p>□.(ト)(2)①-2については、当該設備が機能を發揮するために必要なシステムを含まない。</p>	<p>8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備</p> <p>8.2.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するため□.(ト)(2)①-1,2に、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及びMOX燃料加工施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設けるとともに、必要な専用上の措置等を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づき規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設</p>	<p>8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備</p> <p>8.2.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するため□.(ト)(2)①-1,2に、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及びMOX燃料加工施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設けるとともに、必要な専用上の措置等を講ずる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査にあたっては、現行国内法規に基づき規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。重大事故等対処設備の維持管理にあたっては、保安規定に基づく要領類に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設</p>	<p>設工認の□.(ト)(2)①-1,2は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(2)①-1及び□.(ト)(2)①-2を具体的に記載しており整合している。</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>② 重大事故等対処設備</p> <p>a. 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>(a) 共通要因故障に対する考慮</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為現象、人為事象及び周辺機器等からの影響</p> <p>ロ.(ト)(2)②a.(a)-1並びに「六」ロ(ハ)。(1)①重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>① 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>a. 共通要因故障に対する考慮</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象及び周辺機器等からの影響並びに「添付書類七」ニ。(イ)重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象については、地震、津波に加え、敷地及びその周辺での発生集積の無難に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害等の事象を考慮する。その上で、これらの事象のうち、敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことと設備の維持管理を行う。</p> <p>MOX燃料加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場において、また、重大事故の拡大を防止するため、及びMOX燃料加工施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するため、必要な運用上の措置等を講ずることを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、重大事故等対処設備並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。</p> <p>8.2.2 共通要因故障に対する考慮等</p> <p>(1) 共通要因故障に対する考慮</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響</p> <p>ロ.(ト)(2)②a.(a)-1及び事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした事象を考慮する。</p> <p>共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。</p> <p>共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>設工認の</p> <p>ロ.(ト)(2)②a.(a)-1は、事業変更許可申請書(本文)の</p> <p>ロ.(ト)(2)②a.(a)-1と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発、爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象については、国内の文献等から抽出し、さらに事業許可基準規則の航機第9条に示される飛来物(航空機落下)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムのお崩れ、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、有毒ガス、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>	
<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「<u>六.ロ.(ハ)</u>」(1)①重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の影響を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「添付書類七.ニ.(イ)」重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の影響を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「<u>ロ.(ト)(2)②a.(a)-2</u>」(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の影響を考慮する。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>
<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「<u>六.ロ.(ハ)</u>」(1)①重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の影響を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「添付書類七.ニ.(イ)」重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の影響を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「<u>ロ.(ト)(2)②a.(a)-2</u>」(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の影響を考慮する。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>
<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「<u>六.ロ.(ハ)</u>」(1)①重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の影響を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「添付書類七.ニ.(イ)」重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の影響を考慮する。</p>	<p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として、地震、溢水、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「<u>ロ.(ト)(2)②a.(a)-2</u>」(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の影響を考慮する。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a)-2 と同義であり整合している。</p>





事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-6 また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等を要因とする重大事故等に対処するために、重大事故等に機能する常設重大事故等対処設備は、ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-7 地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、溢水、火災に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するため、設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、健全性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して、回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。</p>	<p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、「イ.(ハ) (1) ⑤地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、溢水、火災に対する健全性については、「イ.(ハ) (1) ③環境条件等」に記載する。</p> <p>また、溢水、火災に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するため、設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、健全性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。内部発生飛散物に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とする。</p> <p>または、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時期にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。内部発生飛散物に対する健全性については、「イ.(ハ) (1) ③環境条件等」に記載する。</p> <p style="text-align: right;">＜中略＞</p>	<p>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-6 事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に機能する常設重大事故等対処設備は、ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-7 地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、溢水及び火災に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、健全性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して、回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-6 及び ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-7 は事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-6 及び ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-7 と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>環境条件に対する健全性については、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-8</u>「<u>ロ.(ト)(2)②c.環境条件等1に記載する。</u>」</p> <p>ii. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること、<u>位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。</u>その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、<u>位置的分散を考慮した設計とする。</u></p>	<p>(a) 常設重大事故等対処設備 重大事故等における条件に対する健全性については、<u>「4.(ハ)①」</u>、<u>「4.(ハ)②」</u>、<u>「4.(ハ)③」</u>に<u>記載する。</u></p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること、<u>位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。</u>その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、<u>位置的分散を考慮した設計とする。</u></p>	<p>環境条件に対する健全性については、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-8</u>「<u>8.2.4.環境条件等1に基づく設計とする。</u>」</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう内の事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における環境条件に対して健全性を確保すること、<u>位置的分散を図ることにより信頼性が十分に高い設計とする。</u>その他の可搬型重大事故等対処設備についても、可能な限り多様性、独立性、<u>位置的分散を考慮した設計とする。</u></p>	<p>設工認の <u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-8</u>は、事業変更許可申請書 (本文) の <u>ロ.(ト)(2)②a.(a) i.-8</u>と<u>同義</u>であり整合している。</p>	
<p>なお、「添付書類七ホ、(ロ)(5)重大事故が同時に又は連鎖した場合の対処」に示すとおり、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-2</u>同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない。</p>	<p>なお、「添付書類七ホ、(ロ)(5)重大事故が同時に又は連鎖した場合の対処」に示すとおり、MOX燃料加工施設での重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間での重大事故等対処設備の共用は行わない。</p>	<p>なお、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-1</u>事業(変更)許可を受けたとあり、MOX燃料加工施設で発生する重大事故は、「核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失」のみであり、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-2</u>また核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の事象であるグループボックス内での火災によりMOX粉末等の事象等が発生することはなく、<u>同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間に</u>の重大事故等対処設備の共用は行わない設計とする。</p>	<p>設工認の <u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-1</u>は、事業変更許可申請書 (本文) の <u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-1</u>と<u>同義</u>であり整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-2</u>は、事業変更許可申請書 (本文) の <u>ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-2</u>を具体的に記載しており整合している。</p>	
<p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p>	
<p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p>	<p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p>	<p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p>	<p>重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき地盤に設置された建屋等に位置することにより、設計基準事故等に対するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき地盤に設置された建屋等に位置することにより、設計基準事故等に対するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき地盤に設置された建屋等に位置することにより、設計基準事故等に対するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-3)は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-3)と同義であり整合している。</p>	
<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき地盤に設置された建屋等に位置することにより、設計基準事故等に対するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき地盤に設置された建屋等に位置することにより、設計基準事故等に対するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき地盤に設置された建屋等に位置することにより、設計基準事故等に対するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-4)は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-4)と同義であり整合している。</p>	
<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき地盤に設置された建屋等に位置することにより、設計基準事故等に対するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき地盤に設置された建屋等に位置することにより、設計基準事故等に対するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき地盤に設置された建屋等に位置することにより、設計基準事故等に対するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-5)は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-5)と同義であり整合している。</p>	
<p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき津波による損傷を防止した設計とする。</p>	<p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき津波による損傷を防止した設計とする。</p>	<p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>「イ」敷地の面積及び形状」</u>に基づき津波による損傷を防止した設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-6)は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)②a.(a) ii.-6)と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-7]</u>「<u>ロ.(ト)(2)(2)②a.(a)ii.-7]</u>」可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p> <p>②f...可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p>	<p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「イ...」(1)⑥可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p> <p>地震、津波、火災、溢水、内部発生飛散物に対する健全性については、「イ...」(1)⑥環境条件等」に記載する。</p>	<p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「イ...」(1)⑥可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p> <p>②f...可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-7]は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)(2)②a.(a)ii.-7]と同一であり整合している。</p>	
<p>溢水、火災、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。</p>	<p>溢水、火災、内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。</p>	<p>溢水、火災及び内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-8]及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p>	
<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p>	<p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-8]は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)(2)②a.(a)ii.-8]と同一であり整合している。</p>	
<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管すること位置的分散を図る。</p>	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管すること位置的分散を図る。</p>	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故等対処設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の安全機能と同時に必要な機能と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p>	<p>設工認の ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-8]は、事業変更許可申請書(本文)の ロ.(ト)(2)(2)②a.(a)ii.-8]と同一であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>環境条件に対する健全性については、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-9</u>「<u>ロ.(ト)(2)②c.---環境条件等</u>」に記載する。</p> <p>iii. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要がある設計とする。</p> <p>(b) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する外、部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については、<u>「イ.(ウ)(1)③環境条件等</u>」に記載する。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要がある設計とする。</p> <p>b. 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>環境条件に対する健全性については、<u>ロ.(ト)(2)②a.(a)ii.-9</u>「<u>ロ.(ト)(2)②c.---環境条件等</u>」に基づく設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 MOX燃料加工施設における重大事故等の対処においては、建屋等の外から可搬型重大事故等対処設備を常設重大事故等対処設備に接続して水又は電力を供給する必要がある設計とする。</p> <p>(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、再処理施設及び再処理施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電氣的な影響を含む。)内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、<u>回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐこと</u>で他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>系統的な影響については、<u>重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること</u>、<u>重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事</u></p>	<p>整合性</p> <p>設工認の <u>ロ.(ト)(2)②a.(a)</u> <u>ii.-9</u>は、<u>事業変更許可申請書(本文)</u>の <u>ロ.(ト)(2)②a.(a)</u> <u>ii.-9</u>と同一であり整合している。</p> <p>設工認の <u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u> は、<u>事業変更許可申請書(本文)</u>の <u>ロ.(ト)(2)②a.(b)-1</u> を具体的に記載しており整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用すること、安全機能をもつ場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、可搬型放水砲については、燃料加工建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。風(台風)及び竜巻に対する健全性については、「付」(六) (1) ③環境条件等に記載する。</p>	<p>重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>＜中略＞</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
<p>b. 個数及び容量</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段として系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。</p>	<p>② 個数及び容量</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。</p>	<p>8.2.3 個数及び容量</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、消火剤量、蓄電池容量、タンク容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する。</p>	<p>整合性</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設を有する施設及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に對して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に對して十分に余裕がある容量を有する設計とする。同時に、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。</p>	<p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設を有する施設及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に對して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に對して十分に余裕がある容量を有する設計とする。同時に、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設を有する施設及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に對して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する常設重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等への収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等への収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。</p> <p>「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に對して十分に余裕がある容量を有する設計とする。同時に、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性のある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p>	<p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p>	<p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p>		
<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>c. 環境条件等 (a) 環境条件 ③ 環境条件等 a. 環境条件</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備のうち、再処理施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。</p> <p>③ 環境条件等 a. 環境条件</p>	<p>8.2.4 環境条件等 (1) 環境条件 ③ 環境条件等 a. 環境条件</p>		
<p>重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。</p>	<p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。</p>	<p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。</p>		<p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>事業変更許可申請書(添付書類五)うち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>設工認申請書 該当事項 雷、火山の影響、生物学的現象、森林火災及び塩害を選定する。</p>	<p>設工認の□.(ト)(2) c.(a)-(1)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(2) c.(a)-(1)と同義であり整合している。</p>	
<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象としては、国内外の文献等から抽出し、さらに事業許可基準規則の解釈第9条に示される飛来物(航空機落下)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害を選定する。</p>	<p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。</p> <p>なお、これらの自然現象及び人為事象については、設計基準対象施設について考慮する「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に示す条件を考慮する。</p>	<p>重大事故等の要因となるおそれとなる「添付書類七.二.(イ).重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p>	
<p>重大事故等の要因となるおそれとなる□.(ト)(2) c.(a)-(1)「六.□.(イ)(1)①重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p>	<p>重大事故等の要因となるおそれとなる「添付書類七.二.(イ).重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p>	<p>重大事故等の要因となるおそれとなる「□.(ト)(2) c.(a)-(1)事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震の影響を考慮する。」</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>また、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による影響についても考慮する。</p>	<p>設工認の□.(ト)(2) c.(a)-(1)は、事業変更許可申請書(本文)の□.(ト)(2) c.(a)-(1)と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>i. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に發揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時に建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を流通するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、<u>「ロ.(ト)(2) c. (a) i. -1」</u>「ロ.(ホ)(2) ①」に「(ホ)」を記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、<u>「ロ.(ト)(2) c. (a) i. -2」</u>設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震を要因とする重大事故等に対処するために、地震を要因とする重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、<u>「ロ.(ト)(2) c. (a) i. -2」</u>地震を要因とする重大事故等に対する耐震設計に基づき設計とする。</p>	<p>(a) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に發揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時に建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を流通するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、<u>「イ.(ロ)(5) ②」</u>重大事故等対処施設の耐震設計に記載する地震力による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、<u>「イ.(ロ)(1) ⑤」</u>地震を要因とする重大事故等に対する耐震設計に基づき設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に發揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>閉じ込める機能の喪失の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時に建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を流通するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故等対処設備は、<u>「ロ.(ト)(2) c. (a) i. -1」</u>「3.1. 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、<u>「ロ.(ト)(2) c. (a) i. -2」</u>事業(変更)許可を受けた設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的地震の地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、<u>「8.2.6. 地震を要因とする重大事故等に対する耐震の耐震設計」</u>に基づき設計とする。</p>	<p>設工認の<u>「ロ.(ト)(2) c. (a) i. -1」</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>「ロ.(ト)(2) c. (a) i. -1」</u>と同意であり整合している。</p> <p>設工認の<u>「ロ.(ト)(2) c. (a) i. -2」</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>「ロ.(ト)(2) c. (a) i. -2」</u>と同意であり整合している。</p>	
<p>また、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、</p>	<p>周辺機器等からの影響について、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>さらに、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、</p>		

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。</p>	<p>安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-4</u>機能を損なわない設計とする。<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-3</u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、<u>保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-4</u>は、事業変更許可申請書 (本文)の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-4</u>と同等であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書 (本文)の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-3</u>は、保安規定にて対応する。</p>
<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う。</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、<u>「イ」(ロ) (4) ①b</u>、<u>重大事故等対処設備</u>に対する<u>火災及び爆発の防止に関する設計</u>に基づく設計とする。</p>	<p>想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う。</p> <p>火災に対して常設重大事故等対処設備は、<u>「イ」(ロ) (4) ①b</u>、<u>重大事故等対処設備</u>に対する<u>火災及び爆発の防止に関する設計</u>に基づく設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-5</u>「<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-5</u>」は、<u>事業変更許可申請書 (本文)の「ロ.(ト)(2) c.(a) i.-5</u>」と同義であり整合している。</p>
<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>ただし、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>溢水、火災</u>に対して、<u>これら事象による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に、関連する工程の停止等の手順を整備する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>溢水及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。</u><u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-8</u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、<u>保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-7</u>は、<u>事業変更許可申請書 (本文)の「ロ.(ト)(2) c.(a) i.-7</u>」と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書 (本文)の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-8</u>は、<u>保安規定にて対応する。</u></p>
<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>環境条件等</p> <p>(1) 環境条件</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等については、<u>保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>環境条件等</p> <p>(1) 環境条件</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等については、<u>保安規定に定めて、管理する。</u></p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>は、<u>事業変更許可申請書 (本文)の「ロ.(ト)(2) c.(a) i.-6</u>」と同義であり整合している。</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]</u> <u>ロ.(ハ) 耐津波構造</u>に基づき設計とする。</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対応建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、<u>風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u></u></p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対応するための機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<u>イ.(ロ)(6) 津波による損傷の防止</u>に基づき設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、植害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発</u>に対して常設重大事故等対処設備は、<u>建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、植害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発</u>に対して常設重大事故等対処設備は、<u>建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>自然現象及び人為事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>当該設備が地震、<u>風(台風)、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能を損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることに</u>により、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>止等又はそれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-8</u> 停止すること等については、保安規定に定めて<u>管理する</u>。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]</u> <u>3.2 津波による損傷の防止</u>に基づき設計とする。</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対応建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、<u>風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</u></u></p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-10</u> 機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程</u> <u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-11</u> を停止すること</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]</u>は、事業変更許可申請書 (本文) の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]</u>と同等であり整合している。</p>	
<p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]</u> <u>ロ.(ハ) 耐津波構造</u>に基づき設計とする。</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対応建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、<u>風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</u></u></p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対応するための機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<u>イ.(ロ)(6) 津波による損傷の防止</u>に基づき設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、植害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発</u>に対して常設重大事故等対処設備は、<u>建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、植害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発</u>に対して常設重大事故等対処設備は、<u>建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>自然現象及び人為事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>当該設備が地震、<u>風(台風)、竜巻、積雪、落雷、火山の影響、凍結、高温、降水及び航空機落下により機能を損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることに</u>により、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>止等又はそれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-8</u> 停止すること等については、保安規定に定めて<u>管理する</u>。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>津波に対して常設重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-9]</u> <u>3.2 津波による損傷の防止</u>に基づき設計とする。</p> <p>屋内の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対応建屋、再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、<u>風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</u></u></p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、<u>凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、<u>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-10</u> 機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程</u> <u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-11</u> を停止すること</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-10]</u>は、事業変更許可申請書 (本文) の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-10]</u>と同等であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-11]</u>は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項 と等については、保安規定に定めて、管理する。	整合性	備考
<p>落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失（以下「全交流電源喪失」という。）を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2) c. (a) i. -12</u>の機能を確保する。</p>	<p>落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失（以下「全交流電源喪失」という。）を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>間接雷に対して、当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。</p> <p>自然現象及び人為事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>生物学的事象に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。</p> <p>森林火災に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p>	<p>落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失（以下「全交流電源喪失」という。）を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計とする。</p> <p>直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2) c. (a) i. -12</u>の機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、<u>ロ.(ト)(2) c. (a) i. -13</u>を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c. (a) i. -12</u>は、事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(2) c. (a) i. -12</u>と同義であり整合している</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の<u>ロ.(ト)(2) c. (a) i. -13</u>は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-14 消防車による事前散水を含む火災防護計画を、保安規定に定めて管理する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいについては、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(2) c.(a) i.-14 消防車による事前散水を含む火災防護計画を、保安規定に定めて管理する。</p> <p>塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) c.(a) i.-14 は、保安規定にて対応する。</p>	備考



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類5)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>ii. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>閉じ込める機能の喪失に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通過する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。</p> <p>また、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-1</u>設計基準事故等において想定した条件より厳しい条件を要因とした地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時機能を期する可搬型重大事故等対処設備は、「イ.(ハ)(1)⑤地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p>	<p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>閉じ込める機能の喪失に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通過する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の操作は、設置場所での可能な設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる。</p> <p>また、設計基準事故において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時機能を期する可搬型重大事故等対処設備は、「イ.(ハ)(1)⑤地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>閉じ込める機能の喪失に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における建屋等の環境温度、環境圧力を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通過する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-1</u>事業変更許可を受けた設計基準事故等において想定した条件より厳しい条件を要因とした外的事象の地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時機能を期する可搬型重大事故等対処設備は、<u>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-2</u> [8.2.6. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計]に基づく設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-1</u>及び<u>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-2</u>は、事業変更許可申請書 (本文) の<u>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-1</u>及び<u>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-2</u>と同一であり整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-3] また、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p>	<p>周辺機器等からの影響について、地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-3] さらに、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-3] は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-3] と同義であり整合している。</p>	
<p>漏水、火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水に対しては想定する溢水量に対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行うことにより、火災に対しては、ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-4] 「ロ.(ト)(2) ② f. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づき火災防護を行うことにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>想定する溢水量に対して可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護を行う。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「イ.(ハ) (1) ⑥可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づき火災防護を行う。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p>	<p>津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、ロ.(ト)(2) c.(a) ii.-5] 「ロ.(ト)(2) ③ 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付けられる場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-4] は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-4] と同義であり整合している。</p>	
<p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、嵐害、航空機落下、有毒ガス、軟地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p>	<p>風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-5] は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-5] と同義であり整合している。</p>	
<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p>	<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は、余長を</p>	<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は、余長を</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-5] は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) c.(a) ii.-5] と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、損傷防止措置としてロ.(ト)(2) c. (a) ii. -6除雪、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処するための機能を損なわないよう維持する。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰及び屋内への配備を実施する手順を整備する。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して、全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計を行う。</p> <p>直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>生物学的事象に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制できる設計とする。</p> <p>森林火災に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、機能を損なわない設計とする。</p>	<p>有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重を考慮し、損傷防止措置として除雪、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう維持する設計とする。ロ.(ト)(2) c. (a) ii. -6除雪、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう維持する。</p> <p>凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>落雷に対して全交流電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。</p> <p>直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2) c. (a) ii. -6)は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響については可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けやすい設計とする。</p>	<p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいについては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により、機能を損なわない設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は、当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物により設計基準進事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、位置的分散を図る。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けやすい設計とする。</p>	<p>塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備及び非管理区域の換気空調設備の給気系への除塩フィルタ及び粒子フィルタの設置により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>周辺機器等からの影響については可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のある再処理施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けやすい設計とする。</p>	整合性	備考
<p>(b)</p> <p>重大事故等対処設備の設置場所</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線</p>	<p>b. 重大事故等対処設備の設置場所</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置、放射線防護具等により当該設備の設置場所</p>	<p>(2) 重大事故等対処設備の設置場所</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所</p>	整合性	備考

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備の設置場所の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計とする。</p>	<p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等に より当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する緊急時対策所及び再処理施設の中央制御室で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>d. 操作性及び試験・検査性 (a) 操作性の確保</p>	<p>④ 操作性及び試験・検査性 a. 操作性の確保</p>	<p>8.2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業変更許可申請書「六 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ロで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートでの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>i. 操作性の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作可能な設計とする。</p>	<p>(a) 操作性の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時における環境条件を考慮し、操作する場所において操作可能な設計とする。</p>	<p>a. 操作性の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作可能な設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
<p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、運搬・</p>	<p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、運搬・</p>	<p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、運搬・</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるように、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>ii. 系統の代替性</p> <p>重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>iii. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用できるようなケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるように、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>(b) 系統の代替性</p> <p>重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用できるようなケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるように、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは、非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央監視室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>b. 系統の代替性</p> <p>重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用できるようなケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。</p> <p>iv. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展の速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に溯上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p>	<p>いる設計とし、ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。</p> <p>(d) 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保する。</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展の速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に溯上する津波を含む。)、洪水、積雪、降雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業許可基準規則の解釈第9条に示される飛来物(航空機落下)、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、真磁的降雷、船近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船</p>	<p>径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。</p> <p>d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計とする。</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展の速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に溯上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展の速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に溯上する津波を含む。)、洪水、積雪、降雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ、(ト)(2) d.(a)iv.-1]は、事業変更許可申請書(本文)のロ、(ト)(2) d.(a)iv.-1]と同義であり整合している。</p>

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアークセスルートを確保する設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>船舶衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その他の上で、これらの事象のうち、重大事故等時に生じる敷地及びその周辺での発生可能性、アークセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アークセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアークセスルートを確保する設計とする。</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アークセスルートへの影響はない。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアークセスルートを確保する設計とする。</p> <p>なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アークセスルートへの影響はない。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3と同義であり整合している。</p>	
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>屋外のアークセスルートは、ロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2「ロ.(ホ)(2)重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響(周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアークセスルートのうちから状況を確認し、早急に復旧可能なアークセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダをロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3台使用する。</p>	<p>屋外のアークセスルートは、「イ.(ロ)(5)②重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響(周辺斜面の崩壊、周辺斜面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアークセスルートのうちから状況を確認し、早急に復旧可能なアークセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。</p>	<p>屋外のアークセスルートは、ロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2「3.1.地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺斜面の崩壊、周辺斜面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアークセスルートのうちから状況を確認し、早急に復旧可能なアークセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダをロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3台使用する。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-2と同義であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3と同義であり整合している。</p>	
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアークセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所を確保する設計とする。</p>	<p>ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアークセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所を確保する設計とする。</p>	<p>ホイールローダは、必要数としてロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外のアークセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所を確保する設計とする。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3は、事業変更許可申請書(本文)のロ.(ト)(2) d.(a)iv.-3と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに溯上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。</p> <p>ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-4)なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避する手順を整備する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-5)「ロ.(ホ)(2)重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する。</p> <p>ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-6)また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダにより復旧する。</p>	<p>敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに溯上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する。</p> <p>なお、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避する手順を整備する。</p> <p>屋外のアクセスルートは、「イ... (ロ)... (5) ②重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する。</p> <p>また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、ホイールローダにより復旧する。</p>	<p>8.2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 ＜中略＞</p> <p>再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>尾駮取水場所A、尾駮取水場所B又は二又川取水場所A (以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに溯上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始すること。 </li></ul> <p>ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-4)また、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避すること。</p> <p>＜中略＞</p> <p>屋外のアクセスルートは、ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-5)「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。</p> <p>ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-6)不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-7)再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて、管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外のアクセスルートは、3.1 地震による損傷の防止にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりによる崩壊土砂及び不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ホイールローダにより復旧すること。</li> </ul> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車面はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-4)は、保安規定にて対応する。</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-5)は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-5)と同意であり整合している。</p> <p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-6)は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-6)と同意であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-7)は、保安規定にて対応する。</p>	



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>敷地内における化学物質の漏えいに対してロ.(ト)(2) d.(a) iv.-9は、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。必要に応じて薬品防護具の着用等については、「添付書類七 八.(イ)(1)②アクセスルート」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うロ.(ト)(2) d.(a) iv.-10手順を整備する。</p>	<p>敷地内における化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。なお、融雪剤の配備等については、「添付書類七 八.(イ)(1)②アクセスルート」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行う手順を整備する。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる大規模損壊時の消火活動等については、「添付書類七 八.(ロ) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム」に示す。</p> <p>屋外のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-8, 9, 10 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については、融雪剤を配備ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-8 すること。</li> </ul> <p>敷地内における化学物質の漏えいに対してロ.(ト)(2) d.(a) iv.-9 薬品防護具を配備し、必要に応じて着用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うロ.(ト)(2) d.(a) iv.-10 こと。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-8 は、保安規定にて対応する。</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-9 は、保安規定にて対応する。</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-10 は、保安規定にて対応する。</p>	
<p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、高気圧、高低温、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止を図られた建屋等内に確保する設計とする。</p>	<p>屋内のアクセスルートは、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止を図られた建屋等内に確保する設計とする。</p>	<p>屋内のアクセスルートは、ロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11 「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。</p>	<p>設工認のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11 は、事業変更許可申請書 (本文) のロ.(ト)(2) d.(a) iv.-11 と同義であり整合している。</p>	
<p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高低温、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止を図られた建屋等内に確保する設計とする。</p>	<p>屋内のアクセスルートは、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止を図られた建屋等内に確保する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全ロ、(ト)(2) d. (a) iv. -12を考慮した防護具を着用する。</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないよう、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。</p> <p>(b) 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。</p> <p>多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。))が可能な設計とする。</p>	<p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水に対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないよう、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。</p> <p>b. 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。</p> <p>多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。))が可能な設計とする。可搬型重大事故等対処設備のうち点検保守</p>	<p>ロ、(ト)(2) d. (a) iv. -12再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水ロ、(ト)(2) d. (a) iv. -12を考慮した防護具を配備し、必要に応じて着用すること。また、地震時に通行が阻害されないよう、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施すること。</li> <li>・ 屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること。</li> </ul> <p>また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備すること。</p> <p>(2) 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。</p> <p>試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。))、取替え、保修等が実施可能な設計とする。</p> <p>多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。))が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することによ</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文) の ロ、(ト)(2) d. (a) iv. -12は、保安規定にて対応する。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(a) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動を越える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれないことと目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p>	<p>による待機除外時のバックアップが必要な設備については、点検保守中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に点検保守を行う個数を考慮した待機除外時のバックアップを確保する。なお、点検保守時には待機除外時のバックアップを配備した上で点検保守を行うものとする。</p> <p>⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>a. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動を越える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれないことと目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p>	<p>り、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>8.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>(1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>基準地震動 S s を超える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれないことと目的として、以下のとおり耐震設計を行う。</p>	<p>設工認の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) i. -1は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) i. -1を具体的に記載しており整合している</p>	<p>設工認の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1を具体的に記載しており整合している</p>
<p>(a) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計</p> <p>i. □.(ト)(2) e.(a) i. -1重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれないように設計する。</p>	<p>(a) 重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれないように設計する。</p>	<p>a. □.(ト)(2) e.(a) i. -1事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動 S s の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備(以下「起因に対し発生防止を期待する設備」という。)は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対して、閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響において、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できる設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1を具体的に記載しており整合している</p>	<p>設工認の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1を具体的に記載しており整合している</p>
<p>ii. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、□.(ト)(2) e.(a) ii. -1重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように設計する。</p>	<p>(b) 地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は、基準地震動を1.2倍した地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように設計する。</p>	<p>b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備(以下「対処する常設重大事故等対処設備」という。)は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力に対して、□.(ト)(2) e.(a) ii. -1規定する重大事故等を踏まえ、火災感知機能、消火機能、閉じ込め機能等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備は、基準地震動 S s を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響において、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できる設計とする。</p>	<p>設工認の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1を具体的に記載しており整合している</p>	<p>設工認の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1は、事業変更許可申請書 (本文) の□.(ト)(2)</p> <p>e.(a) ii. -1を具体的に記載しており整合している</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>震影響を考慮し、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が維持できる設計とする。</p> <p>対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は、基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響において、対処する常設重大事故等対処設備を支持できる設計並びに重大事故等の対処に係る操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、閉じ込め機能等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ダクト等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動<math>S_s</math>を1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 地震力の算定方法 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は、第1章 3.自然現象等」における「3.1.1(3)b. (a)入力地震動」の解放基盤表面で定義する基準地震動<math>S_s</math>の加速度を1.2倍した地震動により算定した地震力を適用する。</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(3) 荷重の組合せと許容限界 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計においては、必要な機能である火災感知機能、消火機能、閉じ込め機能、操作場所及びアクセスの保持機能、保管場所の保持機能、支持機能等を維持する設計とする。 建物・構築物に要求される操作場所及びアクセスの保持機能、保管場所の保持機能並びに支持機能については、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。 機器・配管系に要求される火災感知機能等については、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。 また、機器・配管系に要求される消火機能、閉じ込め機能については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能を維持できる設計とする。 可搬型設備に要求される閉じ込め機能、支援機能等については、可搬型設備の特性に於いて、構造強度を確保する又は当該機能が要求される各施設の特性に於いて許容限界を適切に設定することで機能が維持できる設計とする。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物 第 1 章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系 第 1 章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。</p>		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 通常時の状態 当該設備を保管している状態。</p> <p>ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態 MOX 燃料加工施設が、地震を要因とする重大事故等に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で、対処する可搬型重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。</p> <p>ハ. 設計用自然条件 屋外に保管している場合に設計上基本的な考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>(a) 建物・構築物 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に、「地震力」を「基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力」と読み替えて適用する。なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p> <p>(b) 機器・配管系 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に、「地震力」を「基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力」と読み替えて適用する。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 通常時に作用している荷重 通常時に作用している荷重は持続的に生じる荷重であり、自重及び積載荷重とする。</p> <p>ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態 施設に作用する荷重。 対処する可搬型重大事故等対処設備は、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。</p> <p>ハ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力、積雪荷重及び風荷重 対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力を考慮する。屋外に保管する設備については、積雪荷重及び風荷重も考慮する。</p> <p>c. 荷重の組合せ</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>基準地震動Ssを1.2倍した地震力とほかの荷重との組合せは、以下によるものとする。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. 起因に対し発生防止を期待する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ssを1.2倍した地震力を組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物については、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ssを1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物について、通常時に作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し、通常時に作用している荷重のうち、土圧及び水圧については、基準地震動Ssを1.2倍した地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. 起因に対し発生防止を期待する設備に係る機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動Ssを1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、通常時に作用している荷重と基準地震動Ssを1.2倍した地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系について、通常時に作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み</p>		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>合わせる。この組み合わせについては、事故現象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(c) 可搬型設備</p> <p>イ. 対処する可搬型重大事故等対処設備は、通常時に作用している荷重と対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の荷重の組合せの考え方について、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。ただし、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>d. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>イ. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>ロ. 対処する高設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力と通常時に作用している荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、通常時に作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>ニ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力との組み合わせを考慮する。</p> <p>e. 許容限界</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> を 1.2 倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 起因に対し発生防止を期待する設備 起因に対し発生防止を期待する設備となる露出した MOX 粉末を取り扱い、さらに火災源を有するグローブボックスは、閉じ込め機能を維持するため、パネルにき裂や破損が生じないこと及び転倒しない設計とする。また、当該グロー</p>		



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>ボックスの内装機器の落下・転倒防止機能の確保に当たっては、放射性物質（固体）の閉じ込めバウダリを構成する容器等を保持する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しない設計とする。</p> <p>上記の閉じ込め機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、閉じ込め機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(b) 対処する常設重大事故等対処設備          対処する常設重大事故等対処設備の火災感知機能、消火機能、閉じ込め機能等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、消火機能、閉じ込め機能等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(c) 対処する可搬型重大事故等対処設備          対処する可搬型重大事故等対処設備の許容限界は、保管する対処する可搬型重大事故等対処設備の構造を踏まえて設定する。</p> <p>取付ボルト等の構造強度は、基準地震動 <math>S_s</math> の 1.2 倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。</p> <p>上記構造強度の許容限界のほか、閉じ込め機能等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。</p> <p>(d) 起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物</p>		

事業変更許可申請書（本文）	事業変更許可申請書（添付書類五）	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>f. 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針</p> <p>(a) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>(b) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り</p>	<p>⑥ 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 ＜中略＞</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>b. 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り</p>	<p>起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対し、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形等の地震影響を考慮しても、地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備の機能が維持できる設計とする。その上で、耐震評価においては、地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備の必要な機能が発揮できることを確認するため、機能維持に必要な施設の一部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有することを確認する。</p> <p>なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみ著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>8.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを求められている。</p> <p>MOX 燃料加工施設の重大事故等対処設備の内部火災に対する設計方針については、「5. 火災等による損傷の防止」に示すとおりであり、これを踏まえ、上記の可搬型重大事故等対処設備に求められる設計方針を達成するための内部火災に対する防護方針を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止</p> <p>可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不</p>		

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>設工認申請書(本文)</p> <p>り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料の使用が技術上困難な設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(c) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれその事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けにくい設計とする。</p> <p>津波、凍結、高湿、降水、積雪、生物学的的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却され、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、地震、竜巻(風(台風))及び森林火災により火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(d) 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書(添付書類五)</p> <p>不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料の使用が技術上困難な設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれその事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けにくい設計とする。</p> <p>津波、凍結、高湿、降水、積雪、生物学的的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却され、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、地震、竜巻(風(台風))及び森林火災により火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>d. 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高湿、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的的事象、森林火災及び塩害を選定する。</p> <p>風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれその事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。</p> <p>生物学的的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けにくい設計とする。</p> <p>津波、凍結、高湿、降水、積雪、生物学的的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山からMOX燃料加工施設に到達するまでに降下火砕物が冷却され、発火源となり得る自然現象ではない。</p> <p>したがって、MOX燃料加工施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、地震、竜巻(風(台風))及び森林火災により火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>(4) 早期の火災感知及び消火</p> <p>火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																				
<p>ハ、加工設備本体の構造及び設備</p> <p>(イ) 化学処理施設 該当なし</p> <p>(ロ) 濃縮施設 該当なし</p> <p>(ハ) 成形施設</p> <p>(1) 施設の種類 成形施設は、原料粉末受入工程、粉末調整工程及びペレット加工工程で構成</p> <p>ハ、(ハ)(1)-①とし、燃料加工建屋に収納する。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は、地上2階、地下3階の</p>	<p>(1) 燃料加工建屋 燃料加工建屋は、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等を収納する。</p> <p>主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階(地上高さ約23m)、地下3階、平面が約87m(南北方向)×約88m(東西方向)の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 成形施設 成形施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、 「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「4. 閉じ込めの機能」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 遮蔽」及び「8. 設備に対する要求」に基づくとする。</p> <p>成形施設は、原料粉末受入工程、粉末調整工程及びペレット加工工程で構成ハ、(ハ)(1)-①とする。</p> <p>成形施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は、地上2階、地下3階の耐火建築物ハ、(ハ)(1)-③とする設計とする。</p> <p>【成形施設】(仕様表)</p> <p>1. 設計条件及び仕様 1.1 燃料加工建屋 (1) 建物・構築物 a. 建屋・炉道 (b) 燃料加工建屋</p> <table border="1" data-bbox="502 1108 790 1998"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別*</td> <td>燃料加工建屋** (貯蔵施設と共用)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>地上 23.30** 地下 23.47***</td> <td>地上 22.50** 地下 変更なし</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>東西 1.30~2.50*** 南北 1.30~2.50***</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>北壁 1.30~2.50*** 鉄筋コンクリート*</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>鋼板</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種別**</td> <td>原核基礎(鉄筋コンクリート造)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ 87.30**×88.30**</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎</td> <td>2.7***</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>底面の積高</td> <td>T.M.S.L.31.50m**</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 燃料加工建屋は、再処理施設と一部共用する。 *2: 燃料加工建屋は、WV燃料加工施設にて設備稼働を行っている。 *3: 公称値を示す。 *4: 記載の通り、既設工区には「主要構造」と記載。 *5: 記載の通り、既設工区には「南北方向、東西方向」と記載。 *6: 記載の通り、記載内容は、設計図書による。 *7: 記載の通り、既設工区には「鉄筋: JIS G 3112(鉄筋コンクリート用鉄筋)に定めるS105及びS1090コンクリート: JASSAの規定による普通コンクリート設計基準強度F<sub>c</sub>=30N/mm<sup>2</sup> 密度2.15×10<sup>3</sup>kg/m<sup>3</sup>以上」と記載。</p>	名称	変更前	変更後	種別*	燃料加工建屋** (貯蔵施設と共用)	変更なし	構造	鉄筋コンクリート造	変更なし	高さ	地上 23.30** 地下 23.47***	地上 22.50** 地下 変更なし	主要寸法	東西 1.30~2.50*** 南北 1.30~2.50***		主要材料	北壁 1.30~2.50*** 鉄筋コンクリート*	変更なし	鋼板	1		種別**	原核基礎(鉄筋コンクリート造)		主要寸法	高さ 87.30**×88.30**		基礎	2.7***		主要材料	鉄筋コンクリート		底面の積高	T.M.S.L.31.50m**		<p>事業変更許可申請書(本文)第三号ハ項において、設工認の内容は以下のとおり整合している。</p> <p>設工認のハ、(ハ)(1)-①は、事業変更許可申請書(本文)のハ、(ハ)(1)-①と同意であり整合している。</p> <p>87.30m×88.30m=7708.59m<sup>2</sup>は約8000m<sup>2</sup>であることから、設工認のハ、(ハ)(1)-②は、事業変更許可申請書(本文)のハ、(ハ)(1)-②と同義であり整合している。</p> <p>設工認のハ、(ハ)(1)-③は、事業変更許可申請書(本文)のハ、(ハ)(1)-③と同義であり整合している。</p>	
名称	変更前	変更後																																						
種別*	燃料加工建屋** (貯蔵施設と共用)	変更なし																																						
構造	鉄筋コンクリート造	変更なし																																						
高さ	地上 23.30** 地下 23.47***	地上 22.50** 地下 変更なし																																						
主要寸法	東西 1.30~2.50*** 南北 1.30~2.50***																																							
主要材料	北壁 1.30~2.50*** 鉄筋コンクリート*	変更なし																																						
鋼板	1																																							
種別**	原核基礎(鉄筋コンクリート造)																																							
主要寸法	高さ 87.30**×88.30**																																							
基礎	2.7***																																							
主要材料	鉄筋コンクリート																																							
底面の積高	T.M.S.L.31.50m**																																							



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、燃料加工建屋の屋根、壁等は、漏水のおそれのない構造とする。</p> <p>ハ、(ハ)(1)④燃料加工建屋は、再処理施設からウラン・プルトニウム混合酸化物を収納する混合酸化物貯蔵容器を受け入れるため、地下3階中2階において貯蔵容器搬送を介して再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と接続する。</p>	<p>燃料加工建屋は、再処理施設からウラン・プルトニウム混合酸化物を収納する混合酸化物貯蔵容器を受け入れるため、地下3階中2階において貯蔵容器搬送用通道を介して再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と接続する。</p> <p>このため、再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用通道との接続に伴い、貯蔵容器搬送用通道及び燃料加工建屋の一部は、負圧管理の境界として再処理施設と共用する。</p> <p>共用の範囲には、再処理施設境界の扉及びMOX燃料加工施設境界の扉を含む。</p>	<p>また、燃料加工建屋の屋根、壁等は、漏水のおそれのない構造とする。</p> <p>ハ、(ハ)(1)④貯蔵容器搬送用通道(再処理施設と共用(以下同じ。))は、再処理施設からウラン・プルトニウム混合酸化物を収納する混合酸化物貯蔵容器を受け入れることができるように燃料加工建屋の地下3階中2階及び再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋とエキスパンションジョイントにより接続する設計とする。</p>	<p>設工認のハ、(ハ)(1)④は、エキスパンションジョイントによる接続は、貯蔵容器搬送用通道の設計であることから、主語の適正化及びそれに伴う記載の適正化をしたため、事業変更許可申請書(本文)のハ、(ハ)(1)④と同義であり整合している。</p>	
<p>ハ、(ハ)(1)⑤このため、再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用通道との接続に伴い、貯蔵容器搬送用通道及び燃料加工建屋の一部は、負圧管理の境界として再処理施設と共用する。</p> <p>共用の範囲には、再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用通道との境界に設置する扉(以下「再処理施設境界の扉」という。)及び貯蔵容器搬送用通道と燃料加工建屋との境界に設置する扉(以下「加工施設境界の扉」という。)を含む。</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 設計基準対象の施設廃 ② 設計方針 f. 共用</p> <p>貯蔵容器搬送用通道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用通道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>ハ、(ハ)(1)⑤再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用通道との接続に伴い、貯蔵容器搬送用通道及び燃料加工建屋の一部は、負圧管理の境界として再処理施設と共用する。</p> <p>共用の範囲には、再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋と貯蔵容器搬送用通道との境界に設置する扉(以下「再処理施設境界の扉」という。)及び貯蔵容器搬送用通道と燃料加工建屋との境界に設置する扉(以下「加工施設境界の扉」という。)を含む。</p>	<p>設工認のハ、(ハ)(1)⑤は、事業変更許可申請書(本文)のハ、(ハ)(1)⑤と同一であり整合している。</p>	
<p>ハ、(ハ)(1)⑥貯蔵容器搬送用通道及び燃料加工建屋の一部は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>ハ、(ハ)(1)⑥貯蔵容器搬送用通道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用通道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>ハ、(ハ)(1)⑥貯蔵容器搬送用通道は、MOX燃料加工施設境界の扉開放時には、MOX燃料加工施設の気体廃棄物の廃棄設備により負圧に維持する設計とし、再処理施設境界の扉開放時には、再処理施設の気体廃棄物の廃棄施設により貯蔵容器搬送用通道を負圧に維持する設計とすること、また、MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のハ、(ハ)(1)⑥は、事業変更許可申請書(本文)のハ、(ハ)(1)⑥を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>また、洞道搬送台車は、再処理施設と共用する。洞道搬送台車は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>燃料加工建屋の主要な設備・機器の配置図を第5図に示し、</p> <p>ハ、(ハ)(1)㉔燃料加工建屋部屋配置概要図を第6図に示す。</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>		
<p>成形施設は、原料MOX粉末又は原料ウラン粉末を受け入れ、所定の粉末調整、圧縮成形、焼結、研削及び検査を行い、製品ペレットとす。また、各工程から発生する規格外品等のスクラップ処理も併せて行う。</p> <p>原料粉末受入工程は、制御第1室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>粉末調整工程は、制御第1室、制御第4室及び現場監視第1室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>ペレット加工工程は、制御第1室、制御第3室及び現場監視第2室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>① 原料粉末受入工程</p> <p>a. 貯蔵容器受入設備</p> <p>(a) 洞道搬送台車(再処理施設と共用)</p> <p>i. 設置場所</p> <p>貯蔵容器受入第1室、貯蔵容器搬送用洞道及び再処理施設のウラン・フルトニウム混合酸化物貯蔵建屋</p> <p>ii. 個数</p> <p>1台</p> <p>(b) 受渡天井クレーン</p> <p>i. 設置場所</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>成形施設は、原料MOX粉末又は原料ウラン粉末を受け入れ、所定の粉末調整、圧縮成形、焼結、研削及び検査を行い、製品ペレットに加工することができ、また、各工程から発生する規格外品等のスクラップ処理も併せて行うことができる設計とする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)のハ、(ハ)(1)㉔は、設工認の添付書類「V-2-2 平面図及び断面図」にて、燃料加工建屋部屋配置を記載しており整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>貯蔵容器受入第1室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(c) 受渡ピット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 貯蔵容器受入第1室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(d) 保管室クレーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 貯蔵容器受入第1室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(e) 貯蔵容器検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 貯蔵容器受入第2室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>b. ウラン受入設備</p> <p>(a) ウラン粉末未受払移載装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ウラン貯蔵室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(b) ウラン粉末未受払搬送装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ウラン貯蔵室及びウラン粉末準備室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>c. 原料粉末未払設備</p> <p>(a) 外蓋着脱装置オーブンポートボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 原料受払室</li> <li>ii. 個数 1基</li> </ul> <p>(b) 外蓋着脱装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 原料受払室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(c) 貯蔵容器受払装置オーブンポートボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 原料受払室</li> <li>ii. 個数 1基</li> </ul> <p>(d) 貯蔵容器受払装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 原料受払室</li> </ul>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ii. 個数 1台 (e) ウラン粉末払出装置オープンポートボックス i. 設置場所 ウラン粉末準備室 ii. 個数 1基 (f) ウラン粉末払出装置 i. 設置場所 ウラン粉末準備室及び粉末調整第4室 ii. 個数 1台 d. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式 原料粉末受入工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。 ② 粉末調整工程 粉末調整工程のグローブボックス等については、「ロ.(ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造」での非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等に対して講じた設計、「ロ.(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造」でのMOX粉末を取り扱うグローブボックスに対して講じた設計を行うとともに、露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは、重大事故の発生を想定する地震動に対し、グローブボックスから工程室に多量のMOX粉末が漏えいすることがないよう、グローブボックスが倒壊しない、パネルの脱落が発生しない、また、グローブボックスに内装する機器が倒壊しない設計とする。 a. 原料MOX粉末缶取出設備 (a) 原料MOX粉末缶取出装置グローブボックス i. 設置場所 原料受払室及び粉末調整第1室 ii. 個数 1基 iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂 iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気 v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり) MOX質量：50 kg・MOX Pu富化度：60%</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>主に取り扱う容器：粉末缶</p> <p>(b) 原料MOX粉末缶取出装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>原料受払室及び粉末調整第1室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1台</p> <p>iii. 主要な構成材</p> <p>ステンレス鋼</p> <p>b. 一次混合設備</p> <p>(a) 原料MOX粉末秤量・分取装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所</p> <p>粉末調整第2室及び粉末調整第3室</p> <p>ii. 個数</p> <p>2基</p> <p>iii. 主要な構成材</p> <p>缶体：ステンレス鋼</p> <p>パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気</p> <p>窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)</p> <p>MOX質量：60 kg・MOX Pu富化度：60%</p> <p>主に取り扱う容器：粉末缶, J18</p> <p>(b) 原料MOX粉末秤量・分取装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>粉末調整第2室及び粉末調整第3室</p> <p>ii. 個数</p> <p>2台</p> <p>iii. 主要な構成材</p> <p>ステンレス鋼</p> <p>(c) ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所</p> <p>粉末調整第3室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1基</p> <p>iii. 主要な構成材</p> <p>缶体：ステンレス鋼</p> <p>パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気</p> <p>窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)</p> <p>MOX質量：258 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：J40, J60, J85, 1缶</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>バスケット</p> <p>(d) ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置  i. 設置場所  粉末調整第3室  ii. 個数  1台</p> <p>iii. 主要な構成材  ステンレス鋼</p> <p>(e) 予備混合装置グローブボックス  i. 設置場所  粉末調整第2室  ii. 個数  1基</p> <p>iii. 主要な構成材  圧体：ステンレス鋼  ハネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気  窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)  MOX質量：87 kg・MOX  Pu富化度：60%</p> <p>主に取り扱う容器：J18, J40, J60, 1  缶バスケット, 5缶  バスケット</p> <p>(f) 予備混合装置  i. 設置場所  粉末調整第2室  ii. 個数  1台</p> <p>iii. 主要な構成材  ステンレス鋼</p> <p>iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量：  3 L</p> <p>(g) 一次混合装置グローブボックス  i. 設置場所  粉末調整第6室及び粉末調整第7室  ii. 個数  2基</p> <p>iii. 主要な構成材  圧体：ステンレス鋼  ハネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気  窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)  MOX質量：96 kg・MOX  Pu富化度：33%</p> <p>主に取り扱う容器：J60, 1缶バスケット</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>ト, 5 缶バスケット</p> <p>(h) 一次混合装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第 6 室及びび粉末調整第 7 室</p> <p>ii. 個数 2 台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(i) 容器 (J18, J40)</p> <p>i. 個数 1 式</p> <p>c. 二次混合設備</p> <p>(a) 一次混合粉末秤量・分取装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第 4 室</p> <p>ii. 個数 1 基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱う MOX 質量等 (1 基あたり) MOX 質量：258 kg・MOX Pu 富化度：33%</p> <p>主に取り扱う容器：J60, J85, 1 缶バスケット, 5 缶バスケット</p> <p>(b) 一次混合粉末秤量・分取装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第 4 室</p> <p>ii. 個数 1 台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) ウラン粉末秤量・分取装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第 4 室</p> <p>ii. 個数 1 基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>(d) ウラン粉末秤量・分取装置</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 粉末調整第4室</li> <li>ii. 個数 1台</li> <li>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</li> <li>(e) 容器 (U85)</li> <li>i. 個数 1式</li> <li>(f) 均一化混合装置グローブボックス</li> <li>i. 設置場所 粉末調整第5室</li> <li>ii. 個数 1基</li> <li>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</li> <li>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</li> <li>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり) MOX質量：311 kg・MOX Pu富化度：33%</li> </ul> <p>主に取り扱う容器：J85, 1缶バスケッ ト, 5缶バスケッ</p> <p>(g) 均一化混合装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 粉末調整第5室</li> <li>ii. 個数 1台</li> <li>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</li> <li>iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量： 6 L</li> </ul> <p>(h) 造粒装置グローブボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 粉末調整第5室</li> <li>ii. 個数 1基</li> <li>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</li> <li>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</li> <li>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり) MOX質量：128 kg・MOX Pu富化度：18%</li> </ul> <p>主に取り扱う容器：J85, 1缶バスケッ</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>ト, 5 缶バスケット</p> <p>(i) 造粒装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第5室</p> <p>ii. 個数 1 台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量: 1 L, 22 L</p> <p>(j) 添加剤混合装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 2 基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1 基あたり) MOX質量: 208 kg・MOX Pu富化度: 18%</p> <p>主に取り扱う容器: J85, 1 缶バスケット ト, 5 缶バスケット</p> <p>(k) 添加剤混合装置</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 2 台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量: 8 L</p> <p>d. 分析試料採取設備</p> <p>(a) 原料MOX分析試料採取装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第2室</p> <p>ii. 個数 1 基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1 基あたり)</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>MOX質量：32 kg・MOX Pu富化度：60% 主に取り扱う容器：粉末缶</p> <p>(b) 原料MOX分析試料採取装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第2室 1台</p> <p>ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 分析試料採取・詰替装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第4室 1台</p> <p>ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり) MOX質量：213 kg・MOX Pu富化度：33% 主に取り扱う容器：J60, J85, 1缶バスケット, 5缶バスケット</p> <p>(d) 分析試料採取・詰替装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第4室 1台</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>e. スクラップ処理設備</p> <p>(a) 回収粉末処理・詰替装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第6室 1台</p> <p>ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>MOX質量：247 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：J60, J85, 焼結ボート, スクラップ焼結ボート, ベレット保管容器, 規格外ベレット保管容器, 1缶バスケット, 5缶バスケット, 9缶バスケット</p> <p>(b) 回収粉末処理・詰替装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第6室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 回収粉末微粉砕装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第1室</p> <p>ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり)</p> <p>MOX質量：96 kg・MOX Pu富化度：33%</p> <p>主に取り扱う容器：J60, 1缶バスケット, 5缶バスケット</p> <p>(d) 回収粉末微粉砕装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第1室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(e) 回収粉末処理・混合装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第7室</p> <p>ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気 v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり) MOX質量: 186 kg・MOX Pu富化度: 33% 主に取り扱う容器: J60, J85, 1缶バスケット, 5缶バスケット</p> <p>(f) 回収粉末処理・混合装置 i. 設置場所 粉末調整第7室 ii. 個数 1台 iii. 主要な構成材 ステンレス鋼 iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量: 3 L</p> <p>(g) 再生スクラップ焙焼処理装置グローブボックス i. 設置場所 スクラップ処理室 ii. 個数 1基 iii. 主要な構成材 缶体; ステンレス鋼 ハネル; ポリカーボネート樹脂 iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気 v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり) MOX質量: 38 kg・MOX Pu富化度: 60% 主に取り扱う容器: 原料MOXポット</p> <p>(h) 再生スクラップ焙焼処理装置 i. 設置場所 スクラップ処理室 ii. 個数 1台 iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(i) 再生スクラップ受払装置グローブボックス i. 設置場所 スクラップ処理室 ii. 個数 1基 iii. 主要な構成材 缶体; ステンレス鋼</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等（1基あたり）</p> <p>MOX質量：63 kg・MOX Pu富化度：60%</p> <p>主に取り扱う容器：1缶バスケット、5缶バスケット</p> <p>(j) 再生スクラップ処理室</p> <p>i. 設置場所</p> <p>ii. スクラップ処理室</p> <p>iii. 個数 1台</p> <p>iv. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(k) 容器移送装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所</p> <p>ii. スクラップ処理室及び分析第3室</p> <p>iii. 個数 6基</p> <p>iv. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼</p> <p>パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>v. グローブボックス内雰囲気窒素雰囲気</p> <p>(1) 容器移送装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>ii. スクラップ処理室及び分析第3室</p> <p>iii. 個数 6台</p> <p>iv. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>f. 粉末調整工程搬送設備</p> <p>(a) 原料粉末搬送装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所</p> <p>ii. 粉末調整第1室、粉末調整第2室及び粉末調整第3室</p> <p>iii. 個数 9基</p> <p>iv. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼</p> <p>パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>v. グローブボックス内雰囲気窒素雰囲気</p> <p>(b) 原料粉末搬送装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>ii. 粉末調整第1室、粉末調整第2室及び粉末調整第3室</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 再生スクラップ搬送装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第4室及びビスクラップ処理室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 伍体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>(d) 再生スクラップ搬送装置</p> <p>i. 設置場所 粉末調整第4室及びビスクラップ処理室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(e) 添加剤混合粉末搬送装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 3基</p> <p>iii. 主要な構成材 伍体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>(f) 添加剤混合粉末搬送装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(g) 調整粉末搬送装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 粉末一時保管室、粉末調整第1室、粉末調整第2室、粉末調整第3室、粉末調整第4室、粉末調整第5室、粉末調整第6室、粉末調整第7室及びペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 14基</p> <p>iii. 主要な構成材</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>(h) 調整粉末搬送装置</p> <p>i. 設置場所 粉末一時保管室、粉末調整第1室、粉末調整第2室、粉末調整第3室、粉末調整第4室、粉末調整第5室、粉末調整第6室、粉末調整第7室及びペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 15台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>g. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式</p> <p>粉末調整工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。</p> <p>③ ペレット加工工程 ペレット加工工程のグローブボックス等については、「ロ。(ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造」での非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等に対して講じるとした設計、「ロ。(ニ) 火災及び爆発の防止に関する構造」でのMOX粉末を取り扱うグローブボックスに対して講じるとした設計を行うとともに、露出した状態でMOX粉末を取り扱うグローブボックスは、重大事故の発生を想定する地震動に対し、グローブボックスから工程室に多量のMOX粉末が漏えいすることがないよう、グローブボックスが倒壊しない、パネルの脱落が発生しない、また、グローブボックスに内装する機器が倒壊しない設計とする。</p> <p>a. 圧縮成形設備 (a) プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：245 kg・MOX</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>Pu富化度：18% 主に取り扱う容器：J85、焼結ポルト、スクラップ焼結ポルト、1缶バスケット、5缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、プレス装置(プレス部)グローブボックス及びグリーンペレット積込装置グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(b) プレス装置(粉末取扱部)</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) プレス装置(プレス部)グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 主体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：245 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：J85、焼結ポルト、スクラップ焼結ポルト、1缶バスケット、5缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス及びグリーンペレット積込装置グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(d) プレス装置(プレス部)</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>iv. 火災源となる潤滑油を内包 潤滑油量：2.2L</p> <p>(e) 空焼結ボート取扱装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 1基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり) MOX質量：36kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：スクラップ焼結ボート</p> <p>(f) 空焼結ボート取扱装置</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(g) グリーンベレット積込装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第1室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：245kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：J85、焼結ボート、スクラップ焼結ボート、1缶バスケット、5缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、プレス装置(粉末取扱部)グローブボックス及びプレス装置(プレス部)グローブボックスの合計値として設定す</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>(h) グリーンペレット積込装置  i. 設置場所  ペレット加工第1室  ii. 個数  2台  iii. 主要な構成材  ステンレス鋼  b. 焼結設備  (a) 焼結ボート供給装置グローブボックス  i. 設置場所  ペレット加工第2室  ii. 個数  3基  iii. 主要な構成材  伍体：ステンレス鋼  パネル：ポリカーボネート樹脂  iv. グローブボックス内雰囲気  窒素雰囲気  v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup>  MOX質量：411kg・MOX  Pu富化度：18%  主に取り扱う容器：焼結ボート、スクラップ焼結ボート、先行試験ボート</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、焼結炉及び焼結ボート取出装置グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(b) 焼結ボート供給装置  i. 設置場所  ペレット加工第2室  ii. 個数  3台  iii. 主要な構成材  ステンレス鋼  (c) 焼結炉  i. 設置場所  ペレット加工第2室  ii. 個数  3台  iii. 主要な構成材  ステンレス鋼  iv. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup>  MOX質量：411kg・MOX  Pu富化度：18%  主に取り扱う容器：焼結ボート、スクラ</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性  次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>トップ焼結ポート, 先行試験ポート</p> <p>(注1) 焼結炉内で取り扱うMOX粉末等は, 焼結ポート供給装置グローブボックス及び焼結ポート取出装置グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(d) 焼結ポート取出装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第2室</p> <p>ii. 個数 3基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等 (1基あたり) (注1) MOX質量: 411 kg・MOX Pu富化度: 18%</p> <p>主に取り扱う容器: 焼結ポート, スクラップ焼結ポート, 先行試験ポート</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は, 焼結ポート供給装置グローブボックス及び焼結炉の合計値として設定する。</p> <p>(e) 焼結ポート取出装置</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第2室</p> <p>ii. 個数 3台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(f) 排ガス処理装置グローブボックス (上部)</p> <p>i. 設置場所 ベレット加工第2室</p> <p>ii. 個数 3基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>(g) 排ガス処理装置グローブボックス (下部)</p> <p>i. 設置場所</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>ペレット加工第2室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ii. 個数 3基</li> <li>(h) 排ガス処理装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ペレット加工第2室</li> <li>ii. 個数 3台</li> </ul> </li> <li>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</li> </ul> <p>c. 研削設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 焼結ペレット供給装置グロープボックス <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ペレット加工第3室</li> <li>ii. 個数 2基</li> </ul> </li> <li>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</li> </ul> <p>iv. グロープボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>v. グロープボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：301kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：焼結ポート、規格外ペレット保管容器、ペレット保管容器、9缶バスケット</p> <p>(注1) グロープボックス内で取り扱うMOX質量等は、研削装置グロープボックス、研削回収装置グロープボックス及びペレット検査設備グロープボックスの合計値として設定する。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(b) 焼結ペレット供給装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ペレット加工第3室</li> <li>ii. 個数 2台</li> </ul> </li> <li>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</li> </ul> <p>(c) 研削装置グロープボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 ペレット加工第3室</li> <li>ii. 個数 2基</li> <li>iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼</li> </ul>			

事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup></p> <p>MOX質量：301 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：焼結ボート、規格外ペレット保管容器、ペレット保管容器、9缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、焼結ペレット供給装置グローブボックス、研削粉回収装置グローブボックス及びペレット検査設備グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(d) 研削装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼及び鋼材</p> <p>(e) 研削粉回収装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 本体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup></p> <p>MOX質量：301 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：焼結ボート、規格外ペレット保管容器、ペレット保管容器、9缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、焼結ペレット供給装置グローブボックス、研削装置グローブボックス及びペレット検査設備グローブボックスの合計値として設定する。</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>(f) 研削粉回収装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>d. ペレット検査設備</p> <p>(a) ペレット検査設備グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>iii. 主要な構成材 本体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気</p> <p>v. グローブボックス内で取り扱うMOX質量等(1基あたり)<sup>(注1)</sup> MOX質量：301 kg・MOX Pu富化度：18%</p> <p>主に取り扱う容器：焼結ポート、規格外ペレット保管容器、ペレット保管容器、9缶バスケット</p> <p>(注1) グローブボックス内で取り扱うMOX質量等は、焼結ペレット供給装置グローブボックス、研削装置グローブボックス及び研削粉回収装置グローブボックスの合計値として設定する。</p> <p>(b) 外観検査装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 寸法・形状・密度検査装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(d) 仕上がりペレット収容装置</p> <p>i. 設置場所 ペレット加工第3室</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ii. 個数 2台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(e) ベレット立会検査装置グローブボックス i. 設置場所 ベレット立会室 ii. 個数 1基</p> <p>(f) ペレット立会検査装置 i. 設置場所 ベレット立会室 ii. 個数 1台</p> <p>e. ペレット加工工程搬送設備 (a) 焼結ポート搬送装置グローブボックス i. 設置場所 ベレット加工第1室, ベレット加工第2室, ベレット加工第3室, ペレット加工第4室, 粉末調整第6室, ペレット一時保管室及びび分析第3室 ii. 個数 53基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気又は窒素雰囲気 (b) 焼結ポート搬送装置 i. 設置場所 ベレット加工第1室, ペレット加工第2室, ペレット加工第3室, ペレット加工第4室, 粉末調整第6室, ペレット一時保管室及びび分析第3室 ii. 個数 10台</p> <p>iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) ベレット保管容器搬送装置グローブボックス i. 設置場所 ベレット加工第3室, ペレット加工第4室, 点検第3室, 点検第4室及び燃料棒加工第1室 ii. 個数 14基</p> <p>iii. 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>iv. グローブボックス内雰囲気 空気雰囲気又は窒素雰囲気 (d) ベレット保管容器搬送装置 i. 設置場所 ベレット加工第3室、点検第4室及び燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台 iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(e) 回収粉末容器搬送装置グローブボックス i. 設置場所 点検第3室及び粉末調整第6室 ii. 個数 3基 iii. 主要な構成材 缶体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>iv. グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>(f) 回収粉末容器搬送装置 i. 設置場所 点検第3室及び粉末調整第6室 ii. 個数 1台 iii. 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>f. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式</p> <p>ペレット加工工程の主要な設備・機器の配置 図を第5図に示す。</p> <p>(3) 処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力 ① 核燃料物質の種類 a. MOX プルトニウム富化度<sup>(注1)</sup> 60%以下 プルトニウム中のプルトニウム-240 含有率<sup>(注2)</sup> 17%以上 ウラン中のウラン-235 含有率<sup>(注2)</sup> 1.6%以下 (注1) プルトニウム富化度 (%) = (プルトニウム質量 / (プルトニウム質量 + ウラン質量)) × 100 以下同じ。 (注2) 質量百分率を示す。以下同じ。</p> <p>b. ウラン酸化物<sup>(注1)</sup> ウラン中のウラン-235 含有率 天然ウラン中の含有率以下</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																			
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>(注1) 再処理により得られたウランは用いない。以下同じ。</p> <p>② 最大処理能力 155t・HM/年 (t・HMは金属ウランと金属プルトニウムの換算質量の合計を表す。以下同じ。)</p> <p>(4) 主要な核的及び熱的制限値</p> <p>① 核的制限値</p> <p>a. 単一ユニット</p> <p>成形施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱以上の一つの単位となる単一ユニットを設定する。単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、余裕ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように体積又は質量を設定する。</p> <p>各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにする。</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>																																																				
<table border="1" data-bbox="715 1639 1114 2033"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形態</th> <th rowspan="2">再処理</th> <th colspan="2">設定条件</th> <th rowspan="2">核的制限値</th> </tr> <tr> <th>プルトニウム 富化率</th> <th>核分裂性プルトニウム 富化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取扱単位</td> <td>80%以下</td> <td>0.5%</td> <td>1体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>核燃料MO 燃焼率</td> <td>80%以下</td> <td>1.5%</td> <td>15.0kg・Pu 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MOX燃束-1</td> <td>80%以下</td> <td>2.5%</td> <td>45.0kg・Pu 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MOX燃束-2</td> <td>13%以下</td> <td>3.5%</td> <td>30.0kg・Pu 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MOX燃束-3</td> <td>18%以下</td> <td>11.8%</td> <td>30.0kg・Pu 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MOX燃束-4</td> <td>18%以下</td> <td>0.5%</td> <td>30.0kg・Pu 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペレット-1</td> <td>18%以下</td> <td>11.8%</td> <td>30.0kg・Pu 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペレット-2</td> <td>18%以下</td> <td>0.1%</td> <td>30.0kg・Pu 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペレット-3</td> <td>80%以下</td> <td>3.5%</td> <td>7.5kg・Pu 以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 核分裂性プルトニウム富化率 (%)  <math display="block">= \left( \frac{\text{プルトニウム-241質量}}{\text{プルトニウム質量} + \text{ウラン質量}} \right) \times 100</math> 以下同じ。</p> <p>注2 含水率 (%) = (水分質量 / (MO質量 + 水分質量)) × 100 以下同じ。</p> <p>注3 Pu*は、プルトニウム-239、プルトニウム-241及びウラン-235の総称とし、kg・Pu*は、その合計</p>	形態	再処理	設定条件		核的制限値	プルトニウム 富化率	核分裂性プルトニウム 富化率	取扱単位	80%以下	0.5%	1体		核燃料MO 燃焼率	80%以下	1.5%	15.0kg・Pu 以下		MOX燃束-1	80%以下	2.5%	45.0kg・Pu 以下		MOX燃束-2	13%以下	3.5%	30.0kg・Pu 以下		MOX燃束-3	18%以下	11.8%	30.0kg・Pu 以下		MOX燃束-4	18%以下	0.5%	30.0kg・Pu 以下		ペレット-1	18%以下	11.8%	30.0kg・Pu 以下		ペレット-2	18%以下	0.1%	30.0kg・Pu 以下		ペレット-3	80%以下	3.5%	7.5kg・Pu 以下			
形態			再処理	設定条件		核的制限値																																																
	プルトニウム 富化率	核分裂性プルトニウム 富化率																																																				
取扱単位	80%以下	0.5%	1体																																																			
核燃料MO 燃焼率	80%以下	1.5%	15.0kg・Pu 以下																																																			
MOX燃束-1	80%以下	2.5%	45.0kg・Pu 以下																																																			
MOX燃束-2	13%以下	3.5%	30.0kg・Pu 以下																																																			
MOX燃束-3	18%以下	11.8%	30.0kg・Pu 以下																																																			
MOX燃束-4	18%以下	0.5%	30.0kg・Pu 以下																																																			
ペレット-1	18%以下	11.8%	30.0kg・Pu 以下																																																			
ペレット-2	18%以下	0.1%	30.0kg・Pu 以下																																																			
ペレット-3	80%以下	3.5%	7.5kg・Pu 以下																																																			

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考												
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>質量とする。以下同じ。</p> <p>注4 二重装荷を考慮する場合は2分の1とする。</p> <p>b. 複数ユニット</p> <p>複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定する。</p> <p>② 熱的制限値</p> <p>核燃料物質を加熱する設備の熱的制限値を以下のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="518 1612 619 2027"> <thead> <tr> <th>建物<sup>1)</sup></th> <th>設置場所<sup>2)</sup></th> <th>設備・機器の種類<sup>3)</sup></th> <th>熱的制限値<sup>4)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料加工建屋<sup>1)</sup> 第2室<sup>2)</sup></td> <td>ペレット加工</td> <td>焼結設備<sup>3)</sup></td> <td>1800℃<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>焼結炉<sup>3)</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建物 <sup>1)</sup>	設置場所 <sup>2)</sup>	設備・機器の種類 <sup>3)</sup>	熱的制限値 <sup>4)</sup>	燃料加工建屋 <sup>1)</sup> 第2室 <sup>2)</sup>	ペレット加工	焼結設備 <sup>3)</sup>	1800℃ <sup>4)</sup>			焼結炉 <sup>3)</sup>			<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
建物 <sup>1)</sup>	設置場所 <sup>2)</sup>	設備・機器の種類 <sup>3)</sup>	熱的制限値 <sup>4)</sup>													
燃料加工建屋 <sup>1)</sup> 第2室 <sup>2)</sup>	ペレット加工	焼結設備 <sup>3)</sup>	1800℃ <sup>4)</sup>													
		焼結炉 <sup>3)</sup>														

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(二) 被覆施設</p> <p>(1) 施設の種類の被覆施設は、燃料棒加工工程で構成する。 ハ、(二)(1)-①し、燃料加工建屋に収納する。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類の」に示す。</p> <p>被覆施設は、製品ペレットを被覆管に挿入した後、密封溶接及び検査を行い、MOX燃料棒とする施設である。また、必要に応じ、ウラン燃料棒の検査も行う。</p> <p>燃料棒加工工程は、制御室3室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>① 燃料棒加工工程</p> <p>ア. スタック編成設備</p> <p>(a) スタック編成設備グループボックス</p> <p>イ. 設置場所</p> <p>燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数</p> <p>2基</p> <p>(b) 波板トレイ取出装置</p> <p>イ. 設置場所</p> <p>燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数</p> <p>2台</p> <p>(c) スタック編成装置</p> <p>イ. 設置場所</p> <p>燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数</p> <p>2台</p> <p>(d) スタック収容装置</p> <p>イ. 設置場所</p> <p>燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数</p>		<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>2. 被覆施設</p> <p>被覆施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」、 「3.自然現象等」、 「4.閉じ込めの機能」、 「5.火災等による損傷の防止」、 「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」、 「7.遮蔽」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>被覆施設は、燃料棒加工工程で構成する。 ハ、(二)(1)-①し、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>被覆施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>被覆施設は、製品ペレットを被覆管に挿入した後、密封溶接及び検査を行い、MOX燃料棒に加工することができる設計とする。また、必要に応じ、ウラン燃料棒の検査も行うことができる設計とする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>設工認のハ、(二)(1)-①は、事業変更許可申請書(本文)のハ、(二)(1)-①と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類の」に示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>2台</p> <p>(e) 空乾燥ボート取扱装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 1基</p> <p>(f) 空乾燥ボート取扱装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>b. スタック乾燥設備</p> <p>(a) 乾燥ボート供給装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>(b) 乾燥ボート供給装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>(c) スタック乾燥装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>(d) 乾燥ボート取出装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>(e) 乾燥ボート取出装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>c. 挿入溶接設備</p> <p>(a) 被覆管乾燥装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>(b) 被覆管供給装置オープンボートボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>(c) 被覆管供給装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 2台</p> <p>(d) スタック供給装置グローブボックス</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基 (e) スタック供給装置 i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台 (f) 部材供給装置 (部材供給部) オープンボ ートボックス i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基 (g) 部材供給装置 (部材供給部) i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台 (h) 部材供給装置 (部材搬送部) オープンボ ートボックス i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基 (i) 部材供給装置 (部材搬送部) i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台 (j) 挿入溶接装置 (被覆管取扱部) グローブ ボックス i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基 (k) 挿入溶接装置 (被覆管取扱部) i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台 (l) 挿入溶接装置 (スタック取扱部) グロー ブボックス i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2基 (m) 挿入溶接装置 (スタック取扱部) i. 設置場所 燃料棒加工第1室 ii. 個数 2台 (n) 挿入溶接装置 (燃料棒溶接部) グローブ		今回の申請の対象範囲外	次回申請以降に整合性を示す。	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2基</li> </ul> <p>(o) 挿入溶接装置 (燃料棒溶接部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2台</li> </ul> <p>(p) 除染装置グローブボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2基</li> </ul> <p>(q) 除染装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2台</li> </ul> <p>(r) 汚染検査装置オープンポートボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2基</li> </ul> <p>(s) 汚染検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</li> <li>ii. 個数 2台</li> </ul> <p>d. 燃料棒検査設備</p> <p>(a) ヘリウムリーク検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第2室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(b) X線検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第2室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(c) ロットスキヤニング装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第2室</li> <li>ii. 個数 2台</li> </ul> <p>(d) 外観寸法検査装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第2室</li> <li>ii. 個数 1台</li> </ul> <p>(e) 燃料棒移載装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 燃料棒加工第1室及び燃料棒加工第2室</li> </ul>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>ii. 個数</li> <li>(f) 燃料棒立立検査装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒加工第2室</li> </ul> </li> <li>ii. 個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1台</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>e. 燃料棒収容設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 貯蔵マガジン <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒貯蔵室</li> </ul> </li> <li>ii. 個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>72基</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(b) 燃料棒収容装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒加工第3室</li> </ul> </li> <li>ii. 個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1台</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(c) 燃料棒供給装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒加工第3室</li> </ul> </li> <li>ii. 個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1台</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(d) 貯蔵マガジン移動装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒加工第3室</li> </ul> </li> <li>ii. 個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1台</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>f. 燃料棒解体設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 燃料棒搬入オープンポートボックス <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒解体室</li> </ul> </li> <li>ii. 個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1基</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(b) 燃料棒解体装置グループボックス <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒解体室</li> </ul> </li> <li>ii. 個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1基</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(c) 燃料棒解体装置 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒解体室</li> </ul> </li> <li>ii. 個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1台</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(d) 溶接試料前処理装置オープンポートボックス <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒解体室</li> </ul> </li> <li>ii. 個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1基</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(e) 溶接試料前処理装置グループボックス <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒解体室</li> </ul> </li> <li>ii. 個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1台</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>		<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>I. 基</p> <p>(f) 溶接材料前処理装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒解体室 ii. 個数 1台</p> <p>g. 燃料棒加工工程搬送設備</p> <p>(a) ベレット保管容器搬送装置グループボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 12基</p> <p>(b) ベレット保管容器搬送装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室, 燃料棒解体室及びベレット立会室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>(c) 乾燥ボート搬送装置グループボックス</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 14基</p> <p>(d) 乾燥ボート搬送装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>(e) 燃料棒搬送装置</p> <p>i. 設置場所 燃料棒加工第1室及び燃料棒加工第2室</p> <p>ii. 個数 1台</p> <p>h. グループボックス負圧・温度監視設備</p> <p>(a) 個数 1式</p> <p>燃料棒加工工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。</p> <p>(3) 処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力</p> <p>① 核燃料物質の種類</p> <p>a. MOX プルトニウム富化度 18%以下 プルトニウム中のプルトニウム-240 含有率 17%以上 ウラン中のウラン-235 含有率 1.6%以下</p> <p>b. ウラン酸化物 ウラン中のウラン-235 含有率 天然ウラン中の含有率以下</p> <p>② 燃料棒として5%以下 最大処理能力 130t・HM/年</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																			
<p>(4) 主要な核的制限値</p> <p>① 単一ユニット 被覆施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱以上の一つの単位となる単一ユニットを設定する。単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用し、中性子実効増倍率が0.95以下となるように質量、平板厚さ又は段数を設定する。</p> <p>各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにする。</p> <table border="1" data-bbox="491 1608 863 2060"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取扱単位</th> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="3">設定条件</th> <th rowspan="2">核的制限値</th> </tr> <tr> <th>フルトニウム富化度</th> <th>核分裂性フルトニウム富化度</th> <th>含水率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペレット-2</td> <td></td> <td>18%以下</td> <td>—</td> <td>0.1%以下</td> <td>36.0kg・Pu*(註1)</td> </tr> <tr> <td>BWR燃料棒</td> <td></td> <td>17%以下</td> <td>9.4%以下</td> <td>0.1%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PWR燃料棒</td> <td></td> <td>18%以下</td> <td>11.6%以下</td> <td>0.1%以下</td> <td>平板厚さ15.0cm</td> </tr> <tr> <td>ウラン燃料棒</td> <td></td> <td>(5%以下)<sup>(註2)</sup></td> <td>—</td> <td>0.1%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">貯蔵マガジン</td> <td>BWR燃料棒</td> <td>17%以下</td> <td>9.4%以下</td> <td>0.1%以下</td> <td rowspan="4">1段</td> </tr> <tr> <td>PWR燃料棒</td> <td>18%以下</td> <td>11.6%以下</td> <td>0.1%以下</td> </tr> <tr> <td>ウラン燃料棒</td> <td>(5%以下)<sup>(註2)</sup></td> <td>—</td> <td>0.1%以下</td> </tr> <tr> <td>燃料棒</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	取扱単位	形態	設定条件			核的制限値	フルトニウム富化度	核分裂性フルトニウム富化度	含水率	ペレット-2		18%以下	—	0.1%以下	36.0kg・Pu*(註1)	BWR燃料棒		17%以下	9.4%以下	0.1%以下		PWR燃料棒		18%以下	11.6%以下	0.1%以下	平板厚さ15.0cm	ウラン燃料棒		(5%以下) <sup>(註2)</sup>	—	0.1%以下		貯蔵マガジン	BWR燃料棒	17%以下	9.4%以下	0.1%以下	1段	PWR燃料棒	18%以下	11.6%以下	0.1%以下	ウラン燃料棒	(5%以下) <sup>(註2)</sup>	—	0.1%以下	燃料棒	—	—	—		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
取扱単位			形態	設定条件			核的制限値																																																
	フルトニウム富化度	核分裂性フルトニウム富化度		含水率																																																			
ペレット-2		18%以下	—	0.1%以下	36.0kg・Pu*(註1)																																																		
BWR燃料棒		17%以下	9.4%以下	0.1%以下																																																			
PWR燃料棒		18%以下	11.6%以下	0.1%以下	平板厚さ15.0cm																																																		
ウラン燃料棒		(5%以下) <sup>(註2)</sup>	—	0.1%以下																																																			
貯蔵マガジン	BWR燃料棒	17%以下	9.4%以下	0.1%以下	1段																																																		
	PWR燃料棒	18%以下	11.6%以下	0.1%以下																																																			
	ウラン燃料棒	(5%以下) <sup>(註2)</sup>	—	0.1%以下																																																			
	燃料棒	—	—	—																																																			

- 注1 二重装荷を考慮する場合は2分の1とする。
- 注2 ウラン中のウラン-235含有率を示す。
- ② 複数ユニット  
数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定する。

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ホ) 組立施設</p> <p>(1) 施設の種類の 組立施設は、燃料集合体組立工程及び梱包出荷工程で構成<sup>ハ、(ホ)(1)①</sup>し、燃料加工建屋に収納する。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は「<sup>ハ、(ホ)(1)②</sup>成型施設(1)施設の種類の」に示す。</p> <p>組立施設は、MOX燃料棒、燃料集合体部材及びウラン燃料棒を組み合わせて、BWR型又はPWR型の燃料集合体とし、さらに燃料集合体を梱包し、出荷する<sup>ハ、(ホ)(1)②</sup>施設である。</p> <p>燃料集合体組立工程は、制御第5室及び制御第6室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>梱包出荷工程は、制御第6室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>① 燃料集合体組立工程</p> <p>a. 燃料集合体組立設備</p> <p>(a) マガジン編成装置</p> <p>i. 設置場所 燃料集合体組立第1室 ii. 個数 1台</p> <p>(b) 組立マガジン</p> <p>i. 設置場所 燃料集合体組立第1室</p> <p>ii. 個数 2基</p> <p>(c) スケルトン組立装置</p> <p>i. 設置場所</p>	<p>事業変更許可申請書(添付書類五)</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 3. 組立施設 組立施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、 「3. 自然現象等」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 遮蔽」及び「8. 設備に対する要求」に基づいたものとする。</p> <p>組立施設は、燃料集合体組立工程及び梱包出荷工程で構成<sup>ハ、(ホ)(1)①</sup>する。</p> <p>組立施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>組立施設は、MOX燃料棒、燃料集合体部材及びウラン燃料棒を組み合わせて、BWR型又はPWR型の燃料集合体とし、さらに燃料集合体を梱包し、出荷する<sup>ハ、(ホ)(1)②</sup>にとがでる設計とする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>設工認の<sup>ハ、(ホ)(1)①</sup>は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ハ、(ホ)(1)①</sup>と同意であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の「<sup>ハ、(ホ)(1)②</sup>成型施設(1)施設の種類の」に示す。</p> <p>設工認の<sup>ハ、(ホ)(1)②</sup>は、事業変更許可申請書(本文)の<sup>ハ、(ホ)(1)②</sup>と同意であり整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>燃料集合体部材準備室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ii. 個数</li> <li>1台</li> <li>(d) 燃料集合体組立装置</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料集合体組立第2室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1台</li> <li>b. 燃料集合体洗浄設備</li> <li>(a) 燃料集合体洗浄装置</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料集合体洗浄検査室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1台</li> <li>c. 燃料集合体検査設備</li> <li>(a) 燃料集合体第1検査装置</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料集合体洗浄検査室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1台</li> <li>(b) 燃料集合体第2検査装置</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料集合体洗浄検査室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1台</li> <li>(c) 燃料集合体仮置台</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料集合体洗浄検査室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1台</li> <li>(d) 燃料集合体立会検査装置</li> <li>i. 設置場所</li> <li>梱包室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1台</li> <li>d. 燃料集合体組立工程搬送設備</li> <li>(a) 組立クレーン</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料集合体組立クレーン室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1台</li> <li>(b) リフタ</li> <li>i. 設置場所</li> <li>燃料集合体組立第2室及びリフタ室</li> <li>ii. 個数</li> <li>1台</li> </ul> <p>燃料集合体組立工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。</p> <p>② 梱包出荷工程</p>	<p>事業変更許可申請書(添付書類五)</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>a. 梱包・出荷設備</p> <p>(a) 貯蔵梱包クレーン</p> <p>i. 設置場所</p> <p>貯蔵梱包クレーン室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1 台</p> <p>(b) 燃料ホルダ取付装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>梱包室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1 台</p> <p>(c) 容器蓋取付装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>梱包室及び貯蔵梱包クレーン室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1 台</p> <p>(d) 梱包天井クレーン</p> <p>i. 設置場所</p> <p>貯蔵梱包クレーン室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1 台</p> <p>(e) 容器移載装置</p> <p>i. 設置場所</p> <p>貯蔵梱包クレーン室及び輸送容器検査室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1 台</p> <p>(f) 保管室天井クレーン</p> <p>i. 設置場所</p> <p>輸送容器保管室</p> <p>ii. 個数</p> <p>1 台</p> <p>梱包出荷工程の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。</p> <p>(3) 処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力</p> <p>① 核燃料物質の種類</p> <p>a. MOX</p> <p>プルトニウム富化度 18%以下</p> <p>プルトニウム中のプルトニウム-240 含有率 17%以上</p> <p>ウラン中のウラン-235 含有率 1.6%以下</p> <p>b. ウラン酸化物</p> <p>ウラン中のウラン-235 含有率 天然ウラン中の含有率以下</p> <p>ウラン燃料棒として5%以下</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考																																										
<p>下</p> <p>② 最大処理能力 218t・HM/年</p> <p>(4) 主要な核的制限値</p> <p>① 単一ユニット</p> <p>組立施設の臨界管理のために、核燃料物質取扱以上の単位となる単一ユニットを設定する。単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用し、中性子実効増倍率が0.95以下となるように段数又は体数を設定する。</p> <p>各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにする。</p> <table border="1" data-bbox="582 1608 989 2065"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取扱単位</th> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="2">設定条件</th> <th rowspan="2">核的制限値</th> </tr> <tr> <th>フルトニウム富化度</th> <th>核分裂性フルトニウム富化度 含有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">貯蔵マガジン</td> <td>BWR 燃料棒</td> <td>17%以下</td> <td>9.4% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>PWR 燃料棒</td> <td>18%以下</td> <td>11.6% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>ウラン (5%以下) 燃料棒</td> <td>(5%以下) (註1)</td> <td>—</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">組立マガジン</td> <td>BWR 燃料棒</td> <td>17%以下</td> <td>9.4% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>PWR 燃料棒</td> <td>18%以下</td> <td>11.6% 以下</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>ウラン (5%以下) 燃料棒</td> <td>(5%以下) (註1)</td> <td>—</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料集合体</td> <td>BWR 燃料集合体</td> <td>11%以下</td> <td>6.1% 以下(註2)</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> <tr> <td>PWR 燃料集合体</td> <td>14%以下 (註2)</td> <td>9.1% 以下(註2)</td> <td>0.1% 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ウラン中のウラン-235含有率を示す。</p> <p>注2 燃料集合体平均(燃料集合体中のMOX燃料棒の平均 以下同じ。)</p> <p>② 複数ユニット</p> <p>複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定する。</p>	取扱単位	形態	設定条件		核的制限値	フルトニウム富化度	核分裂性フルトニウム富化度 含有率	貯蔵マガジン	BWR 燃料棒	17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下	PWR 燃料棒	18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下	ウラン (5%以下) 燃料棒	(5%以下) (註1)	—	0.1% 以下	組立マガジン	BWR 燃料棒	17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下	PWR 燃料棒	18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下	ウラン (5%以下) 燃料棒	(5%以下) (註1)	—	0.1% 以下	燃料集合体	BWR 燃料集合体	11%以下	6.1% 以下(註2)	0.1% 以下	PWR 燃料集合体	14%以下 (註2)	9.1% 以下(註2)	0.1% 以下		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>
取扱単位			形態	設定条件		核的制限値																																							
	フルトニウム富化度	核分裂性フルトニウム富化度 含有率																																											
貯蔵マガジン	BWR 燃料棒	17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下																																									
	PWR 燃料棒	18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下																																									
	ウラン (5%以下) 燃料棒	(5%以下) (註1)	—	0.1% 以下																																									
組立マガジン	BWR 燃料棒	17%以下	9.4% 以下	0.1% 以下																																									
	PWR 燃料棒	18%以下	11.6% 以下	0.1% 以下																																									
	ウラン (5%以下) 燃料棒	(5%以下) (註1)	—	0.1% 以下																																									
燃料集合体	BWR 燃料集合体	11%以下	6.1% 以下(註2)	0.1% 以下																																									
	PWR 燃料集合体	14%以下 (註2)	9.1% 以下(註2)	0.1% 以下																																									

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>二、核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 施設の種類の 貯蔵施設は、原料粉末を受け入れてから成形、被覆、組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う二.(イ)①施設であり、燃料加工建屋に収納する。</p> <p>燃料加工建屋の主要構造は、「ハ.(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>なお、ウラン燃料棒は外部より受け入れ貯蔵する。</p> <p>貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。</p> <p>また、貯蔵施設は、MOXの形態に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込め機能の安全機能を確保する設計とする。</p> <p>再処理施設の混合酸化物貯蔵容器及び粉末は、再処理施設と共用する。共用する混合酸化物貯蔵容器及び粉末は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(ロ) 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>(1) 貯蔵施設</p> <p>① 貯蔵容器—時保管設備</p> <p>a. 一時保管ピット</p> <p>(a) 設置場所 貯蔵容器—時保管室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>(c) 貯蔵容量 32ピット(注1)</p> <p>(注1) 1ピット当たり混合酸化物貯蔵容器1体</p> <p>b. 混合酸化物貯蔵容器 (再処理施設と共用)</p>		<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>貯蔵施設は、原料粉末を受け入れてから成形、被覆、組立を経て燃料集合体とするまでの各工程間の貯蔵及び燃料集合体出荷までの貯蔵を行う二.(イ)①設計とする。</p> <p>貯蔵施設は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>貯蔵施設は、各工程における核燃料物質の形態に応じて貯蔵するために、必要な容量を有する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>事業変更許可申請書(本文)第三号二項において、設工認の内容は以下のとおり整合している。</p> <p>設工認の二.(イ)①は、事業変更許可申請書(本文)の二.(イ)①と同義であり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)「ハ.(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) 個数 1式</p> <p>(b) 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>(c) 容量 粉末缶3缶/貯蔵容器</p> <p>c. 容器(粉末缶)(再処理施設と共用)</p> <p>(a) 個数 1式</p> <p>② 原料MOX粉末缶一時保管設備</p> <p>a. 原料MOX粉末缶一時保管装置グローブボックス</p> <p>(a) 設置場所 粉末調整第1室</p> <p>(b) 個数 1基</p> <p>(c) 主要な構成材 缶体:ステンレス鋼 パネル:ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>b. 原料MOX粉末缶一時保管装置</p> <p>(a) 設置場所 粉末調整第1室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>(c) 貯蔵容量 24ピット</p> <p>(d) 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>c. 原料MOX粉末缶一時保管搬送装置</p> <p>(a) 設置場所 粉末調整第1室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>③ ウラン貯蔵設備</p> <p>a. ウラン貯蔵棚</p> <p>(a) 設置場所 ウラン貯蔵室</p> <p>(b) 個数 2台</p> <p>(c) 貯蔵容量 676棚(2704缶)</p> <p>b. ウラン粉末貯蔵容器</p> <p>(a) 設置場所 燃料集合体組立クレーン室</p> <p>(b) 個数 最大128基</p> <p>c. ウラン粉末缶入出庫装置</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) 設置場所 ウラン貯蔵室 (b) 個数 2台</p> <p>d. 収納パレット (a) 設置場所 ウラン貯蔵室 (b) 個数 676基</p> <p>e. 容器(ウラン粉末缶) (a) 個数 1式</p> <p>④ 粉末一時保管設備 a. 粉末一時保管装置グローブボックス (a) 設置場所 粉末一時保管室, 点検第1室及び点検第2室 (b) 個数 6基</p> <p>(c) 主要な構成材 缶体: ステンレス鋼 パネル: ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>b. 粉末一時保管装置 (a) 設置場所 粉末一時保管室, 点検第1室及び点検第2室 (b) 個数 12台</p> <p>(c) 貯蔵容量 94ピット</p> <p>(d) 主要な構成材 ステンレス鋼及び鋼材</p> <p>c. 粉末一時保管搬送装置 (a) 設置場所 粉末一時保管室, 点検第1室及び点検第2室 (b) 個数 4台</p> <p>d. 容器(J60, J85, U85, 5缶バスケット, 1缶バスケット, CS・RS保管ボット, CS・RS回収ボット及び先行試験ボット) (a) 個数 1式</p> <p>⑤ ペレット一時保管設備 a. ペレット一時保管棚グローブボックス (a) 設置場所</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ペレット一時保管室</p> <p>(b) 個数 3基</p> <p>(c) 主要な構成材 伍体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気窒素雰囲気</p> <p>b. ペレット一時保管棚</p> <p>(a) 設置場所 ペレット一時保管室</p> <p>(b) 個数 3台</p> <p>(c) 貯蔵容量 192冊</p> <p>(d) 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>c. 焼結ボート入出庫装置</p> <p>(a) 設置場所 ペレット一時保管室、ペレット加工第1室及びびペレット加工第4室</p> <p>(b) 個数 2台</p> <p>d. 焼結ボート受渡装置グローブボックス</p> <p>(a) 設置場所 ペレット一時保管室、ペレット加工第1室及びびペレット加工第4室</p> <p>(b) 個数 4基</p> <p>(c) 主要な構成材 伍体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気窒素雰囲気</p> <p>e. 焼結ボート受渡装置</p> <p>(a) 設置場所 ペレット一時保管室、ペレット加工第1室及びびペレット加工第4室</p> <p>(b) 個数 8台</p> <p>(c) 主要な構成材 鋼材</p> <p>f. 収納パレット</p> <p>(a) 設置場所 ペレット一時保管室</p> <p>(b) 個数 収納パレット-1 188基 収納パレット-2 4基</p> <p>g. 容器(焼結ボート、先行試験焼結ボート、</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>スクラップ純結ポート及び規格外パレット保管容器 (a) 個数 1式</p> <p>⑥ スクラップ貯蔵設備 a. スクラップ貯蔵棚グローブボックス (a) 設置場所 パレット・スクラップ貯蔵室 (b) 個数 5基 (c) 主要な構成材 任体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂 (d) グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>b. スクラップ貯蔵棚 (a) 設置場所 パレット・スクラップ貯蔵室 (b) 個数 5台 (c) 貯蔵容量 210棚 (d) 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>c. スクラップ保管容器入出庫装置 (a) 設置場所 パレット・スクラップ貯蔵室、点検第3室及び点検第4室 (b) 個数 1台</p> <p>d. スクラップ保管容器受渡装置グローブボックス (a) 設置場所 点検第3室及び点検第4室 (b) 個数 2基 (c) 主要な構成材 任体：ステンレス鋼 パネル：ポリカーボネート樹脂 (d) グローブボックス内雰囲気 窒素雰囲気</p> <p>e. スクラップ保管容器受渡装置 (a) 設置場所 点検第3室及び点検第4室 (b) 個数 2台 (c) 主要な構成材 鋼材及びステンレス鋼</p> <p>f. 収納パレット</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(a) 設置場所 ペレット・スクラップ貯蔵室</p> <p>(b) 個数 210基</p> <p>g. 容器 (ペレット保管容器, 9 缶バスケット, 規格外ペレット保管容器及びCS・RS 保管ポット)</p> <p>(a) 個数 1式</p> <p>⑦ 製品ペレット貯蔵設備</p> <p>a. 製品ペレット貯蔵棚グローブボックス</p> <p>(a) 設置場所 ペレット・スクラップ貯蔵室</p> <p>(b) 個数 5基</p> <p>(c) 主要な構成材 右体:ステンレス鋼 ハネル:ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気 空気を閉気</p> <p>b. 製品ペレット貯蔵棚</p> <p>(a) 設置場所 ペレット・スクラップ貯蔵室</p> <p>(b) 個数 5台</p> <p>(c) 貯蔵容量 350 棚</p> <p>(d) 主要な構成材 ステンレス鋼</p> <p>c. ペレット保管容器入庫装置</p> <p>(a) 設置場所 ペレット・スクラップ貯蔵室, 点検第 3 室及び点検第 4 室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>d. ペレット保管容器受渡装置グローブボックス</p> <p>(a) 設置場所 点検第 3 室及び点検第 4 室</p> <p>(b) 個数 2基</p> <p>(c) 主要な構成材 右体:ステンレス鋼 ハネル:ポリカーボネート樹脂</p> <p>(d) グローブボックス内雰囲気 空気を閉気</p> <p>e. ペレット保管容器受渡装置</p> <p>(a) 設置場所 点検第 3 室及び点検第 4 室</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(b) 個数 2台</p> <p>(c) 主要な構成材 鋼材及びステンレス鋼</p> <p>f. 収納パレット (a) 設置場所 パレット・スクラップ貯蔵室</p> <p>(b) 個数 350基</p> <p>g. 容器(ペレット保管容器及びペレット保存 試料保管容器)</p> <p>(a) 個数 1式</p> <p>⑧ 燃料棒貯蔵設備 a. 燃料棒貯蔵棚 (a) 設置場所 燃料棒貯蔵室</p> <p>(b) 個数 2台</p> <p>(c) 貯蔵容量 72棚</p> <p>b. 貯蔵マガジン入出庫装置 (a) 設置場所 燃料棒貯蔵室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>c. ウラン燃料棒収容装置 (a) 設置場所 燃料棒受入室</p> <p>(b) 個数 1台</p> <p>⑨ 燃料集合体貯蔵設備 a. 燃料集合体貯蔵チャネル (a) 設置場所 燃料集合体貯蔵室</p> <p>(b) 個数 220チャネル<sup>(注1)</sup></p> <p>(注1) 1チャネル当たりBWR燃料 集合体4体, PWR燃料集合体 1体</p> <p>⑩ グローブボックス負圧・温度監視設備 a. 個数 1式</p> <p>⑪ ウラン貯蔵エリア a. 設置場所 燃料集合体組立クレーム室</p> <p>⑫ 燃料棒受入一時保管エリア a. 設置場所 荷卸室</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>⑬ 燃料集合体輸送容器一時保管エリア  a. 設置場所  輸送容器保管室</p> <p>⑭ ウラン輸送容器一時保管エリア  a. 設置場所  ウラン貯蔵室, 燃料集合体組立クレーン室, 入出庫室, 輸送容器保管室及び固体廃棄物払出準備室</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設の配置図を第5図に示す。</p> <p>(ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力</p> <p>(1) 核燃料物質の種類</p> <p>① MOX  プルトニウム富化度 18%以下 (貯蔵容器一時保管設備, 原料MOX粉未缶一時保管設備及びび粉未一時保管設備について, 60%以下とする。)</p> <p>プルトニウム中のプルトニウム-240含有率 17%以上  ウラン中のウラン-235含有率 1.6%以下</p> <p>② ウラン酸化物  ウラン中のウラン-235含有率 天然ウラン中の含有率以下</p> <p>棒として5%以下</p> <p>(2) 最大貯蔵能力</p> <table border="1" data-bbox="1023 1615 1337 2056"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>貯蔵設備</th> <th>貯蔵形態</th> <th>最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵容器一時保管室</td> <td>貯蔵容器一時保管設備</td> <td>MOX粉未</td> <td>1.2t・HM</td> </tr> <tr> <td>粉末調整第1室</td> <td>原料MOX粉未缶一時保管設備</td> <td>MOX粉未</td> <td>0.3t・HM</td> </tr> <tr> <td>ウラン貯蔵室</td> <td>ウラン貯蔵設備</td> <td>ウラン粉未<sup>(注1)(注2)</sup></td> <td>60t・HM</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	貯蔵設備	貯蔵形態	最大貯蔵能力	貯蔵容器一時保管室	貯蔵容器一時保管設備	MOX粉未	1.2t・HM	粉末調整第1室	原料MOX粉未缶一時保管設備	MOX粉未	0.3t・HM	ウラン貯蔵室	ウラン貯蔵設備	ウラン粉未 <sup>(注1)(注2)</sup>	60t・HM	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	<p>備考</p>
設置場所	貯蔵設備	貯蔵形態	最大貯蔵能力																
貯蔵容器一時保管室	貯蔵容器一時保管設備	MOX粉未	1.2t・HM																
粉末調整第1室	原料MOX粉未缶一時保管設備	MOX粉未	0.3t・HM																
ウラン貯蔵室	ウラン貯蔵設備	ウラン粉未 <sup>(注1)(注2)</sup>	60t・HM																

事業変更許可申請書(本文)		事業変更許可申請書(添付書類五)		設工認申請書 該当事項		整合性		備考	
燃料集合体 組立クレ ン室	ー (ウラン貯 藏エリア)	ウラン粉 末 <sup>(注1)</sup> (注2)	20t・HM	今回の申請の対象範囲外	整合性 次回申請以降に整合性 を示す。				
粉末一時保 管室	粉末一時保 管設備	MOX粉 末, ウラ ン粉末, ペレット	6.1t・HM						
ペレット一 時保管室	ペレット一 時保管設備	ペレット	1.7t・HM						
ペレット・ スクラップ 貯蔵室	スクラップ 貯蔵設備	MOX粉 末, ペレ ット	10t・HM						
ペレット・ スクラップ 貯蔵室	製品ペレッ ト貯蔵設備	ペレット	6.3t・HM						
燃料棒貯蔵 室	燃料棒貯蔵 設備	MOX燃 料棒, ウ ラン燃料 棒 <sup>(注1)</sup>	60t・HM						
燃料集合体 貯蔵室	燃料集合体 貯蔵設備	BWR燃 料集合体 <sup>(注1)</sup> , PW R燃料集 合体 <sup>(注1)</sup>	170t・HM						
ウラン貯蔵 室, 固体廃 棄物払出準 備室, 入出 庫室, 輸送 容器保管 室, 燃料集 合体組立ク レイン室	ー (ウラン輸 送容器一時 保管エリ ア)	原料ウラン 粉末缶輸送 容器 <sup>(注3)</sup>	80t・HM						

事業変更許可申請書(本文)		事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
荷卸室	<p>－ ウラン燃料棒受入一時保管エリア)</p>	<p>15t・HM</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
輸送容器保管室	<p>－ (燃料集合体輸送容器一時保管エリア)</p>	<p>65t・HM</p>			
<p>(注1) 試験に用いたウランを必要に応じ貯蔵する。</p> <p>(注2) 粉末混合のための未使用のウラン合金ボウル(ウラン中のウラン-235含有率;天然ウラン中の含有率以下)。</p> <p>(注3) 核燃料物質を、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める技術基準に適合する核燃料輸送物として保管する。</p> <p>(二) 主要な核的制限値 貯蔵施設の臨界管理のために、単一ユニットである貯蔵単位の集合を複数ユニットとし、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように配置等を設定する。</p>					

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>① 概要</p> <p>a. 設計基準対処の施設</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</u></p> <p><u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する。</u></p> <p>燃料加工建屋の主要構造は「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>各排気設備は、高性能エアフィルタ、排風機等を設ける。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性物質を閉じ込めるため、グローブボックス等及び管理区域を換気し、負圧を維持する。</p> <p>ホ、(イ)(1)①a、-①また、オープンポートボックス及びフワードは排気により開口部を所定の風速以上に維持することで閉じ込めを維持する。</p> <p>また、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を<u>設定値以上に維持する。</u></p>	<p>イ. 安全設計</p> <p>(ロ) 安全機能を有する施設</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 閉じ込めの機能</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、オープンポートボックス及びフワードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。</p> <p>また、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針</p> <p>5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>5.1.1.1 設計基準対象の施設</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒で構成する。</u></p> <p><u>建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(2) グローブボックス等の閉じ込めに係る設計方針</p> <p>針</p> <p>グローブボックス等は、グローブボックス排気設備により負圧に維持し、ホ、(イ)(1)①a、-①オープンポートボックス及びフワードは、グローブボックス排気設備により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。</p> <p>また、グローブ1個が破損した場合でもグローブポートの開口部における空気流入風速を設定値以上に維持する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)第三号ホ項において、設計認の内容は以下のとおり整合している。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>設計認のホ、(イ)(1)①a、-①は事業変更許可申請書(本文)のホ、(イ)(1)①a、-①を具体的に記載しており整合している。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>ホ、(イ)(1)①</u>  <u>ホ、(イ)②</u>排気中に含まれる放射性物質を高性能            エアフィルタにより除去した後、放射性物質            の濃度を監視し、排気筒の排気口から放出            する設計とする。</p> <p>燃料加工建屋、工程室、グローブボックス            等の順に負圧を低くする。</p>	<p>ホ、放射性廃棄物の廃棄施設            (イ) 気体廃棄物の廃棄設備            (1) 設計基準対象の施設</p> <p>① 概要            気体廃棄物の廃棄設備は、MOX燃料加工施設            から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に            達成できる限り少なくするため、管理区域からの            排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去            した後、放射性物質の濃度を監視し、排気筒の            排気口から放出する設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p>② 設計方針            b. 閉じ込め            核燃料物質等の逆流により核燃料物質等を拡散            しない設計とする。</p>	<p>第2章 個別項目            5. 放射性廃棄物の廃棄施設            5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針            5.1.1 気体廃棄物の廃棄設備            5.1.1.1 設計基準対象の施設            &lt; 中略 &gt;</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、<u>ホ、(イ)(1)</u>  <u>①a、②</u>MOX燃料加工施設から周辺環境へ            放出される放射性物質を合理的に達成で            きる限り少なくするため、管理区域から            の排気は、高性能エアフィルタで放射性            物質を除去した後、放射性物質の濃度及            び排気風量を監視し、排気筒の排気口か            ら放出する設計とする。</p> <p>&lt; 中略 &gt;</p> <p><u>今回の申請の対象範囲外</u></p> <p>5.1.1.1 設計基準対象の施設            &lt; 中略 &gt;</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃棄            物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別            し、核燃料物質等の逆流により核燃料物            質等を拡散しない設計とする。            なお、気体廃棄物の逆流防止に係る設            計方針については、第2章 個別項目の            「5.2 換気設備」に基づくものとする。</p>	<p>設工認の            ホ、(イ)(1)①a、②は事            業変更許可申請書(本            文)のホ、(イ)(1)①a、            ②を具体的に記載して            おり整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性            を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>b. 重大事故等対処設備  (a) 外部放出抑制設備  核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断することで、火災の影響によりグローブボックス内及び工程室内の気相中に移行したMOX粉末が、外部へ放出されることを可能な限り防止するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。  外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備のダクト、グローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクト、工程室排気フィルタユニット及び工程室排気機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ並びに可搬型ダンパ出口風速計で構成する。</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備、高圧母線及び低圧母線（以下「受電開閉設備等」という。）を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタの一部、グローブボックス排気フィルタユニット及びグローブボックス排気機入口手動ダンパ、工程室排気設備の工程室排気ダクトの一部、工程室排気フィルタユニット及び工程室排気機入口手動ダンパ並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス（第1表）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>所内電源設備については「ト. (イ) (3) 所内電源設備」に示す。</p> <p>外部放出抑制設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能が喪失した場合には、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排気閉止ダンパを中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の室素を当該ダンパに供給することで閉止できる設計とする。</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>工程室排気閉止ダンパが使用できない場合は、放出経路となり得るグローブボックスからの排気系に設置するグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室からの排気系に設置する工程室排風機入口手動ダンパを地下1階の現場にて手動操作により閉止できる設計とする。</p> <p>上記の対策が完了するまでの間、火災の影響を受けてグローブボックス内又は工程室内の気相中に飛散又は漏えいしたMOX粉末は、火災によって生ずる気流に押し流されて外部に放出されることから、これを抑制するため、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備に設置された高性能エアフィルタでMOX粉末を捕集できる設計とする。</p> <p>また、上記の対策によりグローブボックス排気設備及び工程室排気設備からの外部への放出経路が遮断されたことを確認するため、ダンパ出口側のダクトに可搬型ダンパ出口風速計を接続し、ダクト内の風速を計測できる設計とする。</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により中央監視室に設置する盤の手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型ダンパ出口風速計は、乾電池を使用する設計とする。</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックスは、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、グローブボックスからの漏えいを一定程度抑制できる設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気設備及び工程室排気設備の流路を遮断する手段については、中央監視室に設置する盤の手動操作により駆動動力源の窒素を供給することで閉止するグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパ並びに地下1階の現場にて手動操作により閉止できるグローブボックス排風機入口手動ダンパ及び工程室排風機入口手動ダンパを設置することで、多重性を確保した設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、グローブボックス排風機入口手動ダンパ、工程室排風機入口手動ダンパ、グローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室</p>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	<p>備考</p>



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>排気閉止ダンパの操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、グローブボックス排気設備及び工程室排気設備の放出経路遮断後におけるダンパ出口の内風速を確認するため、重大事故に想定される変動範囲を監視可能な0～50m/sの計測範囲を有する設計とする。同時に、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する。</p> <p>外部放出抑制設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>外部放出抑制設備は、可燃性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備、可搬型ダンパ出口風速計は、「ロ、(ト)(2)②e、地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の常設事故等対処設備及び可搬型ダンパ出口風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の常設事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から操作可能な設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所での操作可能な設計とする。また、高圧電圧によりMOX粉末を捕集した後のダクトに接続口を設けることで接続操作時に汚染が拡大しないよう考慮することにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンパ出口風速計と常設ダクトとの接続は、常設ダクトに測定口を設けて可搬型ダンパ出口風速計の検出部を挿入する接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス排気閉止ダンパ、工程室排気閉止ダンパ及び工程室排気閉止ダンパは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認によりダンパの固着がないことと確認が可能な設計</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>とする。</p> <p>外部放出抑制設備のグローブボックス給気フィルタ、グローブボックス排気フィルタ、グローブボックス排気ユニット及び工程室排気フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するため必要な機能を確認するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>外部放出抑制設備の可搬型ダンプ出口風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外觀点検、負数確認、模擬入力による機能、性能の確認及び校正等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替えが可能な設計とする。</p> <p>(b) 代替グローブボックス排気設備</p> <p>核燃料物質等の回収の一環として、グローブボックス排気設備の排気機能を回復し、工程室からグローブボックス排気経路への airflow を確保することで、工程室内のMOX粉末を回収する際の作業環境を確保するために必要な閉じ込める機能の回復に使用する。重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替グローブボックス排気設備は、グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクト、グローブボックス給気フィルタ及びグローブボックス排気フィルタ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット並びに可搬型ダクトで構成する。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽（以下「軽油貯槽」という。）を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング設備、代替燃料分析関係設備の一部である可搬型放出管理分析設備、代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用するグローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの一部、グローブボックス給気フィルタの一部及びグローブボックス排気フィルタの一部並びに重大事故の発生を仮定するグローブボックス（第1表）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>代替モニタリング設備については「へ、(ロ)(1) 放射線監視設備」に、代替燃料分析関係設備については「へ、(ロ)(2)</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性に降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>試料分析関係設備」に、代替電源設備については「ト、(イ)(3) 所内電源設備」に、補機駆動用燃料補給設備については「ト、(イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。</p> <p>代替グループボックス排気設備は、核燃料物質等の回収の一環として、設計基準対象の施設であるグループボックス排風機の復旧等に時間を要することが想定されるため、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型フィルタユニット及び可搬型ダクトを敷設及び接続し、可搬型ダクト及びグループボックス排気設備を接続した後、可搬型排風機付フィルタユニットを運転することへの気流を確保するとともに、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットに内蔵する合計4段の高性能エアフィルタによりMOX粉末を捕集できる設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備は、設計基準対象の施設のグループボックス排気設備の排気機能を回復することで、グループボックスから間接的に工程室内の空気も排気することが可能であるため、グループボックス排気設備の排気機能のみ回復する設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機の給電により駆動し、燃料加工建屋可搬型発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によってグループボックス排気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、グループボックス排気設備が設置される燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合はグループボックス排気設備と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>代替グループボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、グループボックス排気ダクトに設置するダンパ操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する代替グループボックス排気設備の可搬型ダクトは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニットは、MOX粉末を可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットの高性能エアフィルタで捕集しつつ、可搬型ダクトを介して、外部に放出するために必要な排気風量を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <p>また、代替グループボックス排気設備の可搬型フィルタユニットは、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <p>代替グループボックス排気設備は、グループボックス排気設備に対して、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替グループボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型重大事故等対処設備は、「ロ。(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型ダクトは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、固執するコンテナ等に対して転倒防止、固執等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の常設重大事故等対処設備、可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルタユニットは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>代替グローブボックス排気設備の常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型排風機付フィルタユニット及び可搬型フィルターユニットは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトの系統に設置するダンプの操作は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトと代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトとの接続は、フランジ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備のグローブボックス排気ダクトは、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要なダンパを設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及びダンパの操作により安全機能を有する施設に系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトは、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、フランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の常設重</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書(本文)</p> <p>重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備のグループボックス給気フィルタ及びグループボックス排気フィルタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、差圧の確認によりフィルタの目詰まりがないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>代替グループボックス排気設備の可搬型重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、負載確認、動作確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型ダクトを使用した代替グループボックス排気設備のグループボックス排気ダクトの接続口は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(c) 工程室放射線計測設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了した後、工程室内の気相中における放射性物質の濃度を計測することを確認するために必要な核燃料物質等の回収に使用する重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>工程室放射線計測設備は、可搬型ダストサンプラー及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。</p> <p>工程室放射線計測設備は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策のうち、代替消火設備、代替火災感知設備及び外部放出抑制設備を用いた一連の対策が完了し、工程室内雰囲気安定した状態であることを確認した後に、ウエス等の資材によりMOX粉末を回収することから、当該作業の着手判断として、可搬型ダストサンプラーにより、工程室内の気相中のMOX粉末を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータにより、放射性物質の濃度を計測することで、工程室内雰囲気が安定した状態であることを確認できる設計とする。</p> <p>可搬型ダストサンプラー及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、充電電池又は乾</p>		<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>電池を使用する設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイメータは、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイメータは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、工程室内の放射性物質濃度の測定に必要な容量の充電池又は乾電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイメータは、「ロ、(ト)(2)②e、地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることとその機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイメータは、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイメータは、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びびアルファ・ベータ線用サーベイ</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>メータは、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所で操作可能な設計により、当該設備の設置が可能な設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認が可能な設計とする。</p> <p>工程室放射線計測設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、模擬入力による機能、性能の確認及び校正が可能な設計とする。</p> <p>② 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>a. 設計基準対象の施設</p> <p>(a) 建屋排気設備</p> <p>i. 建屋排気ダクト</p> <p>(i) 設置場所</p> <p>燃料加工建屋</p> <p>(ii) 個数</p> <p>1 式</p> <p>ii. 建屋排気フィルタユニット</p> <p>(i) 設置場所</p> <p>排気フィルタ第2室及び排気フィルタ第3室</p> <p>(ii) 個数</p> <p>1 式</p> <p>(iii) フィルタ段数</p> <p>高性能エアフィルタ2段</p> <p>iii. 建屋排風機</p> <p>(i) 設置場所</p> <p>排風機室</p> <p>(ii) 個数</p> <p>3 台 (うち1 台予備)</p> <p>(b) 工程室排気設備</p> <p>i. 工程室排気ダクト</p> <p>(i) 設置場所</p> <p>燃料加工建屋</p> <p>(ii) 個数</p> <p>1 式</p> <p>ii. 工程室排気フィルタユニット</p> <p>(i) 設置場所</p> <p>排気フィルタ第1 室</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>(ii) 個数</li> <li>(iii) フィルタ段数 1式 高性能エアフィルタ2段</li> <li>iii. 工程室排風機 (i) 設置場所 排風機室 (ii) 個数 2台 (うち1台予備)</li> <li>iv. 工程室排風機入口手動ダンパ (i) 個数 2基</li> <li>(c) グローブボックス排気設備 i. グローブボックス排気ダクト (i) 設置場所 燃料加工建屋 (ii) 個数 1式</li> <li>ii. グローブボックス給気フィルタ (i) 設置場所 各グローブボックス給気口 (ii) 個数 1式</li> <li>iii. グローブボックス排気フィルタ (i) 設置場所 工程室内 (ii) 個数 1式</li> <li>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ1段又は2段</li> <li>iv. グローブボックス排気フィルタユニット (i) 設置場所 排気フィルタ第1室 (ii) 個数 1式</li> <li>(iii) フィルタ段数 高性能エアフィルタ2段</li> <li>v. グローブボックス排風機 (i) 設置場所 排風機室 (ii) 個数 2台 (うち1台予備)</li> <li>vi. グローブボックス排風機入口手動ダンパ (i) 個数 2基</li> <li>(d) 給気設備 i. 設置場所 燃料加工建屋 ii. 個数 1式</li> <li>(e) 窒素循環設備 i. 窒素循環ダクト (i) 設置場所 燃料加工建屋</li> </ul>		<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ii) 個数 1式</p> <p>ii. 窒素循環ファン (i) 設置場所 冷却機械室 (ii) 個数 2台 (うち1台予備)</p> <p>iii. 窒素循環冷却機 (i) 設置場所 冷却機械室 (ii) 個数 2台 (うち1台予備)</p> <p>(f) 排気筒 i. 設置場所 燃料加工建屋地上1階屋外 ii. 個数 1基</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備の配置図を第5図に示す。 また、気体廃棄物の廃棄設備の系統概要図を第10図に示す。</p> <p>b. 重大事故等対処設備 (a) 外部放出抑制設備 [常設重大事故等対処設備] グローブボックス排気ダクト (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>グローブボックス給気フィルタ (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>粒子除去効率 99.97%以上 (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段</p> <p>グローブボックス排気フィルタ (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>粒子除去効率 99.97%以上 (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段</p> <p>グローブボックス排気フィルタユニット (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>粒子除去効率 99.97%以上 (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段</p> <p>工程室排気ダクト (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>工程室排気フィルタユニット (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 1式</p> <p>粒子除去効率 99.97%以上 (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段</p> <p>グローブボックス排風機入口手動ダンパ (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 2基</p> <p>駆動動力源 手動</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>取付位置 グローブボックス 排風機前部</p> <p>工程室排風機入口手動ダンパ (設計基準対象の施設と兼用) (第2表) 2基</p> <p>駆動動力源 手動 取付位置 工程室排風機前部</p> <p>グローブボックス排気閉止ダンパ 2基</p> <p>駆動動力源 姿勢 取付位置 グローブボックス 排風機前部</p> <p>工程室排気閉止ダンパ 2基</p> <p>駆動動力源 姿勢 取付位置 工程室排風機前部</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックス (設計基準対象の施設と兼用) (第1表)</p> <p>8基</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型ダンパ出口風速計 5台 (予備として 故障時及び 待機除外時 のバックア ップを3 台)</p> <p>計測範囲 0~50m/s 計測方式 熱式風速計</p> <p>(b) 代替グローブボックス排気設備 [常設重大事故等対処設備] グローブボックス排気ダクト (設計基準対象の施設と兼用) (第3表) 1式</p> <p>グローブボックス給気フィルタ (設計基準対象の施設と兼用) (第3表) 1式</p> <p>グローブボックス排気フィルタ (設計基準対象の施設と兼用) (第3表) 1式</p> <p>重大事故の発生を仮定するグローブボックス (設計基準対象の施設と兼用) (第1表)</p> <p>8基</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型排風機付フィルタユニット 3台 (予備として 故障時及び 待機除外時 のバックア ップを2 台)</p> <p>粒子除去効率 99.97%以上</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段            容量 約1100m<sup>3</sup>/h/台            可搬型フィルタユニット            3台 (予備として            故障時及び            待機除外時            のバックア            ップを2            台)            粒子除去効率 99.97%以上            (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子) / 段            1式            可搬型ダクト            (c) 工程放射線計測設備            [可搬型重大事故等対処設備]            可搬型ダストサンプラ            2台 (予備として            故障時のバ            ックアップ            を1台)            アルファ・ベータ線用サーベイメータ            2台 (予備として            故障時のバ            ックアップ            を1台)            計測範囲 B. G~100Kmin<sup>-1</sup> (ア            ルファ線)            B. G~300Kmin<sup>-1</sup>            (ベータ線)            ZnS (Ag) シ            ンチレーション式            検出器            プラスチックシンチ            レーション式検出器</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力            ① 排気能力            建屋排風機, 工程室排風機, グローブボック            ス排風機の排気量の合計 約32000m<sup>3</sup>/h            ② 高性能エアフィルタの捕集効率            99.97%以上 (0.15<math>\mu</math>mDOP粒子)            (3) 排気口の位置            排気口は, 燃料加工建屋の北東に位置し, そ            の地上高さは約20m (標高約75m) である。排            気口の位置を第2図に示す。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備	ホ、放射性廃棄物の廃棄施設 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (3) 主要設備の仕様	(基本設計方針) 第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 5.1.2 液体廃棄物の廃棄設備 <中略>		
① 概要 a. 液体廃棄物の廃棄設備の種類	液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。	液体廃棄物の廃棄設備は、低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリア及び海洋放出管理系で構成する。		
低レベル廃液処理設備及び廃油保管室の廃油保管エリアは燃料加工建屋に取納する。	燃料加工建屋の主要構造は「ハ、(ハ)成形施設(1)施設の種類」に示す。	低レベル廃液処理設備、廃油保管室の廃油保管エリアは、燃料加工建屋に取納する設計とする。		事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ハ)成形施設(1)施設の種類」に示す。  次回申請以降に整合性を示す。
低レベル廃液処理設備は、分析設備から発生する廃液、放出管理分析設備から発生する廃液、管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を受け入れ、必要に応じてろ過等の処理を行い放射性物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、排水口から排出する設計とする。 排水口から排出した排水は、海洋放出管理系の第1放出貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から海洋へ放出する設計とする。 MOX燃料加工施設から排出した排水が通過する再処理施設の経路を、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。 廃油保管室の廃油保管エリアは、管理区域内において、機器の点検並びに交換及び装置の稼動に伴って発生する機械油又は分析作業に伴い発生する有機溶媒(以下「油類」という。)を油類廃棄物として保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。	b. 主要な設備及び機器の種類及び個数 (a) 低レベル廃液処理設備 i. 検査槽 (i) 設置場所 液体廃棄物処理第3室 (ii) 個数 4基 ii. ろ過処理オーブンポートボックス (i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室	今回の申請の対象範囲外		

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考										
<p>(ii) 個数 1基</p> <p>iii. ろ過処理装置 (i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室及び液体廃棄物 処理第3室 (ii) 個数 1台</p> <p>iv. 吸着処理オープンポンプボックス (i) 設置場所 液体廃棄物処理第2室 (ii) 個数 1基</p> <p>v. 吸着処理装置 (i) 設置場所 液体廃棄物処理第1室及び液体廃棄物 処理第2室 (ii) 個数 1台</p> <p>vi. 廃液貯槽 (i) 設置場所 液体廃棄物処理第3室 (ii) 個数 3基</p> <p>(b) 廃油保管室の廃油保管エリア i. 設置場所 廃油保管室 (c) グローブボックス負圧・温度監視設備 i. 個数 1式</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備の配置図を第5図に示 す。また、液体廃棄物の廃棄設備の系統概要図 を第11図に示す。</p> <p>(2) 廃棄物の処理能力 ① 低レベル廃液処理設備の処理能力を以下に示 す。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性 を示す。</p>											
<table border="1" data-bbox="1054 1608 1197 2045"> <thead> <tr> <th>主要な設備・機器</th> <th>処理能力又は貯槽容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低レベル廃液処理設備 検査槽</td> <td>約10m<sup>3</sup>×2基, 約2m<sup>3</sup>×2基</td> </tr> <tr> <td>ろ過処理装置</td> <td>約5m<sup>3</sup>/d</td> </tr> <tr> <td>吸着処理装置</td> <td>約0.5m<sup>3</sup>/d</td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽</td> <td>約22m<sup>3</sup>×3基</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 廃油保管室の廃油保管エリアは、油類廃棄物 を200Lドラム缶換算で約100本保管廃棄する能 力を確保する。</p> <p>(3) 排水口の位置 排水口は、低レベル廃液処理設備の排水弁の 出口であり、燃料加工建屋の南西に位置する。 排水口の位置を第2図に示す。 なお、排水口からの排水は、再処理施設の海洋放 出管理系の第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプ を経由して海洋放出管の海洋放出口から海洋へ放出 する。</p>	主要な設備・機器	処理能力又は貯槽容量	低レベル廃液処理設備 検査槽	約10m <sup>3</sup> ×2基, 約2m <sup>3</sup> ×2基	ろ過処理装置	約5m <sup>3</sup> /d	吸着処理装置	約0.5m <sup>3</sup> /d	廃液貯槽	約22m <sup>3</sup> ×3基				
主要な設備・機器	処理能力又は貯槽容量													
低レベル廃液処理設備 検査槽	約10m <sup>3</sup> ×2基, 約2m <sup>3</sup> ×2基													
ろ過処理装置	約5m <sup>3</sup> /d													
吸着処理装置	約0.5m <sup>3</sup> /d													
廃液貯槽	約22m <sup>3</sup> ×3基													

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 ① 固体廃棄物の廃棄設備の種類</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する。</p>	<p>ホ、放射性廃棄物の廃棄施設 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備 (1) 概要 固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。</p>	<p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 &lt;中略&gt; 5.1.3 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物の廃棄設備は、廃棄物保管設備(廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室の廃棄物保管エリア)及び再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。</p> <p>廃棄物保管設備は燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>MOX 燃料加工施設から発生する雑固体(固型化処理した油類を含む。)は、再処理施設で発生する雑固体と同等の廃棄物特性であることを確認して保管する。</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄に当たっては、線量当量率、廃棄物中のブルトニウム質量等を測定することを保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ハ)成形施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ハ)成形施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>燃料加工建屋の主要構造は、「ハ、(ハ)成形施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>廃棄物保管設備及び第2低レベル廃棄物貯蔵系は、ドラム缶又は金属製角型容器に封入した雑固体(固型化処理した油類を含む。)を固体廃棄物として保管廃棄する。</p> <p>廃棄物保管設備及び第2低レベル廃棄物貯蔵系は、固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>このため、再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵系を、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>② 主要な設備及び機器の種類及び個数 a. 廃棄物保管設備 (a) 廃棄物保管エリア i. 設置場所 廃棄物保管第1室及び廃棄物保管第2室 b. 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (a) 第2低レベル廃棄物貯蔵系(再処理施設と共用) i. 設置場所 再処理施設 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 廃棄物保管設備の位置を第5図に、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系の位置を第2図に示す。</p>



事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 廃棄物の処理能力 該当なし</p> <p>(3) 保管 廃棄施設の最大保管廃棄能力 固体廃棄物の廃棄設備の最大保管廃棄能力を 以下に示す。</p> <p>① 廃棄物保管設備 200 L ドラム缶換算で約 2500 本</p> <p>② 第 2 低レベル廃棄物貯蔵系 200 L ドラム缶換算で約 55200 本</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 非常用設備は、火災防護設備。</p> <p>照明設備、所内電源設備、補機駆動用燃料補給設備、拡散抑制設備、水供給設備、緊急時対策所及び通信連絡設備で構成する。</p> <p>(1) 火災防護設備</p> <p>① 構造</p> <p>a. 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>火災防護設備は、ト.(イ)(1)①a.-1)安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。</p> <p>安全機能を有する施設ト.(イ)(1)①a.-2)を火災から防護するための火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備及び火災影響軽減設備で構成する。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p> <p>ト. その他加工設備の附属施設 (イ) 非常用設備 (1) 火災防護設備</p> <p>火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備で構成する。</p> <p>① 安全機能を有する施設に対する火災防護設備</p> <p>a. 概要</p> <p>MOX燃料加工施設内の火災区域及び火災区域に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>② 重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>a. 概要</p> <p>MOX燃料加工施設内の火災区域及び火災区域に設置する重大事故等対処施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.1 非常用設備 7.1.1 火災防護設備</p> <p>火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3.自然現象等」、「4.閉じ込めの機能」、「5.火災等による損傷の防止」、「6.加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8.設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>7.1.1.1 安全機能を有する施設に対する火災防護設備及び重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>火災防護設備は、ト.(イ)(1)①a.-1)火災区域構造物及び火災区域構造物、火災感知設備、消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。</p> <p>火災防護設備の基本設計方針については、安全機能を有する施設ト.(イ)(1)①a.-2)が、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区域に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>また、重大事故等対処施設ト.(イ)(1)①a.-3)が、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区域に対して、火災防護対策を講ずる設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>整合性</p> <p>事業変更許可申請書 (本文) 第三号ト項において、設工認の内容は以下のとおり整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>設工認のト.(イ)(1)①a.-1)は、事業変更許可申請書(本文)のト.(イ)(1)①a.-1)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のト.(イ)(1)①a.-2)は、事業変更許可申請書(本文)のト.(イ)(1)①a.-2)を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設工認のト.(イ)(1)①a.-3)は、事業変更許可申請書(本文)のト.(イ)(1)①a.-3)を具体的に記載しており整合している。</p>

事業変更許可申請書 (添付書類五)	竣工申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区域画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、上記の設置が適切でない場合においては、非アナログ式の火災感知器の中から2つの異なる種類の感知器を設置する。</p> <p>また、中央監視室で常時監視可能な火災受信機を設置する。</p> <p>グループボックス内に設置する火災感知設備は、火災源の位置等を考慮した上で、早期感知ができ、また、動作原理の異なる2種類の熱感知器を組み合わせて設置する。</p> <p>また、中央監視室で常時監視可能な監視制御盤を設置する。</p> <p>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能及びグループボックスの閉じ込め機能を損なわない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区域画であるかを考慮し、固定式ガス消火装置等を設置する。</p> <p>消火設備のうち、消火用水を供給する消火水供給設備は、再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>また、MOX燃料加工施設境界の扉について、火災区域設定のため、火災影響軽減設備とする設計とし、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用する火災防護設備は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>火災及び爆発の影響軽減の機能を有するものとして、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区域画及び隣接する火災区域又は火災区域画の火災及び爆発による影響を軽減するため、火災耐久試験で確認した3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は1時間以上の耐火能力を有する隔壁等を設置する。</p> <p>b. 重大事故等対処設備 (a) 代替火災感知設備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源近傍の温度を計測することで、核燃料物質等の飛散又は漏えいの原因となる火災を確認し、消火の実施を判断するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源近傍に設</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>置する測温抵抗体及び中央監視室に設置する端子盤を有する火災状況確認用温度計並びに火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度を表示する火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末で構成する。</p> <p>代替火災感知設備は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を確認し、遠隔消火装置による消火の実施を判断するため、火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度計に接続して設置する火災状況確認用温度表示装置の組合せにより、中央監視室にて重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。</p> <p>火災状況確認用温度表示装置を使用できない場合は、火災状況確認用温度計に中央監視室から可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することで、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災源近傍の温度を確認できる設計とする。</p> <p>代替火災感知設備は、環境条件を考慮することに加え、内蔵する充電電池の給電により動作する火災状況確認用温度表示装置又は乾電池の給電により動作する可搬型グローブボックス温度表示端末で火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、非常用所内電源設備の給電により動作する火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。</p> <p>また、火災状況確認用温度計で計測した火災源近傍の温度は火災状況確認用温度表示装置に表示することで確認できる設計とするとともに、静的機器のみで構成する火災状況確認用温度計に可搬型グローブボックス温度表示端末を接続することにより、計測した火災源近傍の温度を確認できる設計とすることで、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、共通要因によって火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管する場所で保管する場合は火災防護設備のグローブボックス温度監視装置又は代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管することと位置的分散を図る。</p>	<p>事業変更許可申請書 (添付書類五)</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故等発生前 (通常時) の離隔若しくは分離された状態からコネクタ接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度計は、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な-196～450℃の計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故の発生を仮定するグループボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれの火災源近傍の温度を計測できるよう9系列有する設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電池を有する設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グループボックス温度表示装置は、代替消火設備及び外部放出抑制設備を用いた重大事故等対策が完了するまでの間、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災源近傍の温度を確認するために必要な容量の充電池を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップとして1台の合計2台以上を確保する。</p> <p>代替火災感知設備は、火災防護設備のグループボックス温度監視装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>代替火災感知設備は、而熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所を設置することで、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を維持できる設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度計及び可搬型グループボックス温度表示装置は、「ロ、(ト)(2)②e、地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることとその機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備、可搬型グローブボックス温度表示端末は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置又は保管及び被水防護する設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の常設事故等対処設備は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所又は第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替火災感知設備の火災状況確認用温度表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれのない場所の選定として、中央監視室で操作可能な設計とすることにより、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末と代替火災感知設備の火災状況確認用温度計との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の常設重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>代替火災感知設備の可搬型グローブボックス温度表示端末は、通常時において、重大事</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。</p> <p>(b) 代替消火設備</p> <p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失が発生した場合において、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源に対し消火剤を放出することで、核燃料物質等の飛散は漏えいの原因となる火災を消火するために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>代替消火設備である遠隔消火装置は、消火ガスボンベ、消火ガス配管、消火ノズル等の消火剤を放出する流路及び遠隔消火装置を起動するために起動用配管内に充填する圧力を開放する系統で構成する。また、起動用配管内に充填する圧力を開放する系統は、盤の手動操作により電磁弁を開放することによって起動用配管内の圧力を開放する手段及び手動操作により圧力開放用の弁を開放することによって起動用配管内の圧力を開放する手段を有する系統とする。</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>所内電源設備については「ト、(イ)(3) 所内電源設備」に示す。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックスに係る設計基準対象の施設として機能を期待するグローブボックス温度監視装置の感知機能又はグローブボックス消火装置の消火機能の喪失を確認し、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災の発生を確認した場合には、速やかに火災を消火するため、中央監視室に設置する盤の手動操作により電磁弁を開放することによって起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。</p> <p>中央監視室に設置する盤等が使用できない場合は、中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁を手動操作により開放することによって起動用配管内の圧力を開放し、起動用配管内の圧力により通常閉止している消火ガスボンベのばね式の弁が自動的に開放することによって、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。また、遠隔消火装置の中央監視室近傍で操作する圧力開放用の弁は、重大事故に対処するための機能を發揮することができよう並列に2重化する設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置の消火ノズルは、消火剤を放出する対象となるオイルパン</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>

事業変更許可申請書 (添付書類五)	竣工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>の全面に対して消火剤を放出できる位置に設置すること、確実に火災を消火できる設計とする。</p> <p>遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対し、それぞれ消火できるよう設置する設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室に設置する盤の自動操作にて起動するために必要な設備は、所内電源設備の一部である受電開閉設備等の給電により起動する設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、環境条件を考慮することに加え、中央監視室に設置する盤の自動操作又は中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁の自動操作により圧力を充填する起動用配管内の圧力を開放し、消火ガスボンベから消火剤を放出できる設計とする。自動起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して動作原理の多様性を図る設計とする。</p> <p>また、遠隔消火装置は、電源を必要とせず起動又は内蔵する蓄電池の給電により起動できる設計とする。非常用所内電源設備の給電により起動する火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して給電方式の多様性を図る設計とする。</p> <p>さらに、遠隔消火装置は、火災源となる潤滑油に設置したオイルパンに対して局所的に消火剤を放出又はオイルパンを内包する機器筐体に対して局所的に消火剤を放出する設計とすることで、グローブボックス全体に対して消火剤を放出し窒息消火を行う火災防護設備のグローブボックス消火装置に対して消火方式の多様性を図る設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内における火災を消火するため、検証試験によって消火性能が確認された消火剤を使用するとともに、全域放出方式の場合は消法施行規則第20条に基づき算出する消火剤量又は局所放出方式の場合は検証試験結果を基に火災源となる潤滑油に対して設置したオイルパンの燃焼面積に対して必要な消火剤量に余裕を考慮した消火剤量を有する設計とする。また、重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源となる9箇所に対してそれぞれ消火できるよう9系列有する設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、火災防護設備のグローブボックス消火装置の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	



事業変更許可申請書 (添付書類五)	股工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>する重大事故等に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。</p> <p>代替消火設備は、耐熱性を有する又は火災による温度上昇の影響を受けない場所に設置すること、重大事故の発生を仮定するグループボックス内における火災により上昇する温度の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に用いる代替消火設備の遠隔消火装置のうち弁の自動操作により起動するための系統及び消化剤を放出する系統に係る設備は、「ロ」(ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設「耐震設計」に基づく設計とすることとでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び放水防護する設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替消火設備の遠隔消火装置の中央監視室に設置する盤の自動操作にて起動するために必要な設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定として、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から操作可能な設計又は中央監視室で操作可能な設計とする。</p> <p>代替消火設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するが可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して機器付きの圧力計により遠隔消火装置の起動用配管における系統内の圧力が所定値以上であることの確認が可能な設計とする。</p> <p>代替消火設備の遠隔消火装置のうち中央監視室近傍に設置する圧力開放用の弁は、通常</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考												
<p>時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認により2重化されたそれぞれの圧力開放用の弁に固着がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>② 主要な設備・機器の種類  a. 安全機能を有する施設に対する火災防護設備  (a) 火災感知設備</p>	<p>火災感知器の設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>煙感知器</th> <th>熱感知器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・一般区域  「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満たすため、火災感知器を設置</td> <td>火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)</td> <td>火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)</td> </tr> <tr> <td>・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域  天井高さを考慮した火災感知器を設置</td> <td>煙感知器  上記同様</td> <td>熱感知器  (差動式分布型)  火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式<sup>(a1)</sup>)</td> </tr> <tr> <td>・蓄電池室  蓄電池室は木製による感知器の動作を考慮した火災感知器を設置</td> <td>煙感知器  上記同様</td> <td>熱感知器(直線型)  耐熱機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式<sup>(a1)</sup>)</td> </tr> </tbody> </table>	火災感知器の設置場所	煙感知器	熱感知器	・一般区域 「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満たすため、火災感知器を設置	火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)	・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域 天井高さを考慮した火災感知器を設置	煙感知器 上記同様	熱感知器 (差動式分布型) 火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 <sup>(a1)</sup> )	・蓄電池室 蓄電池室は木製による感知器の動作を考慮した火災感知器を設置	煙感知器 上記同様	熱感知器(直線型) 耐熱機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 <sup>(a1)</sup> )	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
火災感知器の設置場所	煙感知器	熱感知器														
・一般区域 「異なる2種類の火災感知器」の設置要求を満たすため、火災感知器を設置	火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置(アナログ式)	火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(アナログ式)														
・一般区域のうち天井高さ8m以上の区域 天井高さを考慮した火災感知器を設置	煙感知器 上記同様	熱感知器 (差動式分布型) 火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式 <sup>(a1)</sup> )														
・蓄電池室 蓄電池室は木製による感知器の動作を考慮した火災感知器を設置	煙感知器 上記同様	熱感知器(直線型) 耐熱機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式 <sup>(a1)</sup> )														
<p>火災感知器の設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>煙感知器</th> <th>熱感知器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・放射線の影響を考慮する区域  放射線の影響を考慮した感知器を設置</td> <td>放射線の影響を受けにくい非アナログ式<sup>(a2)</sup>の煙感知器を設置</td> <td>放射線の影響を受けにくい非アナログ式<sup>(a1)</sup>の熱感知器を設置</td> </tr> <tr> <td>・オイルタンク室上部の配管室  (屋外埋設)  方がーの燃料酸化による引火性又は発火性の発生源</td> <td>煙感知器  防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)</td> <td>熱感知器  (直線型・スポット型)  防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)</td> </tr> <tr> <td>・グローブボックス内  放射線の影響を考慮した感知器を設置</td> <td>熱感知器  (白金測温棒形)  火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式<sup>(a3)</sup>)</td> <td>熱感知器  (差動式分布型)  火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)</td> </tr> </tbody> </table>	火災感知器の設置場所	煙感知器	熱感知器	・放射線の影響を考慮する区域 放射線の影響を考慮した感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(a2)</sup> の煙感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(a1)</sup> の熱感知器を設置	・オイルタンク室上部の配管室 (屋外埋設) 方がーの燃料酸化による引火性又は発火性の発生源	煙感知器 防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	熱感知器 (直線型・スポット型) 防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	・グローブボックス内 放射線の影響を考慮した感知器を設置	熱感知器 (白金測温棒形) 火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 <sup>(a3)</sup> )	熱感知器 (差動式分布型) 火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)	<p>事業変更許可申請書(添付書類五)</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
火災感知器の設置場所	煙感知器	熱感知器														
・放射線の影響を考慮する区域 放射線の影響を考慮した感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(a2)</sup> の煙感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(a1)</sup> の熱感知器を設置														
・オイルタンク室上部の配管室 (屋外埋設) 方がーの燃料酸化による引火性又は発火性の発生源	煙感知器 防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	熱感知器 (直線型・スポット型) 防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)														
・グローブボックス内 放射線の影響を考慮した感知器を設置	熱感知器 (白金測温棒形) 火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 <sup>(a3)</sup> )	熱感知器 (差動式分布型) 火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)														
<p>火災感知器の設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>煙感知器</th> <th>熱感知器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・放射線の影響を考慮する区域  放射線の影響を考慮した感知器を設置</td> <td>放射線の影響を受けにくい非アナログ式<sup>(a2)</sup>の煙感知器を設置</td> <td>放射線の影響を受けにくい非アナログ式<sup>(a1)</sup>の熱感知器を設置</td> </tr> <tr> <td>・オイルタンク室上部の配管室  (屋外埋設)  方がーの燃料酸化による引火性又は発火性の発生源</td> <td>煙感知器  防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)</td> <td>熱感知器  (直線型・スポット型)  防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)</td> </tr> <tr> <td>・グローブボックス内  放射線の影響を考慮した感知器を設置</td> <td>熱感知器  (白金測温棒形)  火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式<sup>(a3)</sup>)</td> <td>熱感知器  (差動式分布型)  火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)</td> </tr> </tbody> </table>	火災感知器の設置場所	煙感知器	熱感知器	・放射線の影響を考慮する区域 放射線の影響を考慮した感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(a2)</sup> の煙感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(a1)</sup> の熱感知器を設置	・オイルタンク室上部の配管室 (屋外埋設) 方がーの燃料酸化による引火性又は発火性の発生源	煙感知器 防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	熱感知器 (直線型・スポット型) 防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	・グローブボックス内 放射線の影響を考慮した感知器を設置	熱感知器 (白金測温棒形) 火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 <sup>(a3)</sup> )	熱感知器 (差動式分布型) 火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)	<p>事業変更許可申請書(添付書類五)</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>
火災感知器の設置場所	煙感知器	熱感知器														
・放射線の影響を考慮する区域 放射線の影響を考慮した感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(a2)</sup> の煙感知器を設置	放射線の影響を受けにくい非アナログ式 <sup>(a1)</sup> の熱感知器を設置														
・オイルタンク室上部の配管室 (屋外埋設) 方がーの燃料酸化による引火性又は発火性の発生源	煙感知器 防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	熱感知器 (直線型・スポット型) 防煙機能を有する火災感知器として火災時に生じる熱を感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)														
・グローブボックス内 放射線の影響を考慮した感知器を設置	熱感知器 (白金測温棒形) 火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式 <sup>(a3)</sup> )	熱感知器 (差動式分布型) 火災時に生じる熱を正面に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式)														

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																											
<p>(b) 消火設備</p> <table border="1" data-bbox="183 161 582 593"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>主要な消火剤</th> <th>消火方式</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス消火装置</td> <td>窒素<sup>注1</sup></td> <td>全域放出方式</td> <td>・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火装置</td> <td>二酸化炭素<sup>注1, 注2</sup></td> <td>全域放出方式</td> <td>・燃料加工棟屋の火災区域</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス消火装置</td> <td>窒素<sup>注3</sup></td> <td>全域放出方式</td> <td>・グローブボックス</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>粉末<sup>注4</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火器</td> <td>二酸化炭素<sup>注4</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓</td> <td>水<sup>注5</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画(安直機能を有する機器等及び放射状物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：火災区域又は火災区画に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置（注2を除く）は、消防法施行規則第十九条に基づき、単位体積あたりに必要な量の消火剤を配備する。</p> <p>注2：油火災（油内包設備や燃料タンクからの火災）が想定される非常用発電機室は、消防法施行規則第十九条に基づき算出される必要量の消火剤を配備する。</p> <p>注3：グローブボックス消火装置は、グローブボックスの給気量に対して95%の消火剤を放出する。また、複数連結したグローブボックスについては、消火剤の放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火剤を放出する設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。</p> <p>注4：火災区域又は火災区画に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防 waters 1 式</li> <li>・ピストンダンパ 1 式</li> </ul> <p>消火剤を放出するためのより良い条件を形成する。</p> <p>消火剤放出後のグローブボックス内の雰囲気維持を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避圧エリア形成用自動閉止ダンパ(ダンパ作動回路を含む) 1 式</li> </ul> <p>窒素消火装置の消火剤放出時に安全上重要な機器等のグローブボックスが破損しないよう圧力上昇緩和に必要な区域を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結散水装置 1 式</li> </ul> <p>注5：火災区域の消火活動に対処できるよう、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)に準拠し配置する。</p>	種 類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所	窒素ガス消火装置	窒素 <sup>注1</sup>	全域放出方式	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 <sup>注1, 注2</sup>	全域放出方式	・燃料加工棟屋の火災区域	グローブボックス消火装置	窒素 <sup>注3</sup>	全域放出方式	・グローブボックス	粉末消火器	粉末 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画	二酸化炭素消火器	二酸化炭素 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画	屋内消火栓	水 <sup>注5</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画(安直機能を有する機器等及び放射状物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
種 類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所																												
窒素ガス消火装置	窒素 <sup>注1</sup>	全域放出方式	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画																												
二酸化炭素消火装置	二酸化炭素 <sup>注1, 注2</sup>	全域放出方式	・燃料加工棟屋の火災区域																												
グローブボックス消火装置	窒素 <sup>注3</sup>	全域放出方式	・グローブボックス																												
粉末消火器	粉末 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画																												
二酸化炭素消火器	二酸化炭素 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画																												
屋内消火栓	水 <sup>注5</sup>	—	・燃料加工棟屋の火災区域又は火災区画(安直機能を有する機器等及び放射状物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)																												

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																		
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>b. 重大事故等対処施設に対する火災防護設備</p> <p>(a) 火災感知設備</p> <table border="1" data-bbox="215 161 518 593"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域                (異なる種類の火災感知器の設置要求を満足するため、火災感知器を設置)</li> </ul> </td> <td>           熱感知器            火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置(アナログ式)            熱感知器            (差動式分体型)            火災時に生じる熱を広い範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式(注1))         </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域のうち天井高さ8m以上の区域                天井高さを考慮した火災感知器を設置</li> </ul> </td> <td>           熱感知器            上記同様         </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="526 161 1125 593"> <thead> <tr> <th>火災感知器の設置場所</th> <th>火災感知器の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池室                蓄電池室は水素による放熱の影響を考慮した火災感知器を設置</li> </ul> </td> <td>           熱感知器 (簡機型)            耐衝撃機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式(注1))         </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の影響を考慮する区域                放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul> </td> <td>           熱感知器            放射線の影響を受けにくい非アナログ式(注2)の熱感知器を設置         </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>オイルタンク室上部の配管室                (屋外埋設)                万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul> </td> <td>           熱感知器            (定圧式スポット型)            耐衝撃機能を有する火災感知器として火災時に生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)         </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽油、重油タンク室                (屋外埋設)                万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul> </td> <td>           防塵型赤外線式            炎感知器            耐衝撃機能を有する火災感知器として炎から発生する赤外線を検知できる赤外線感知器を設置(非アナログ式)         </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループボックス内                放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul> </td> <td>           熱感知器            (差動式分体型)            火災時に生じる熱を広い範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式(注3))         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 非アナログ式の熱感知器は、作動温度を周囲温度より高い温度に設定する設計とすることにより、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(注2) 非アナログ式の煙感知器は、蒸気等が充満する場所に設置しない設計とすることにより、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>(注3) 潤滑油を内包する機器近傍に設置する場合は、当該機器のプロセス温度監視及び異常時の工程停止の措置を講ずること、機器発熱による誤作動(非火災報)を防止する。</p>	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域                (異なる種類の火災感知器の設置要求を満足するため、火災感知器を設置)</li> </ul>	熱感知器 火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置(アナログ式) 熱感知器 (差動式分体型) 火災時に生じる熱を広い範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式(注1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域のうち天井高さ8m以上の区域                天井高さを考慮した火災感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 上記同様	火災感知器の設置場所	火災感知器の型式	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池室                蓄電池室は水素による放熱の影響を考慮した火災感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 (簡機型) 耐衝撃機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式(注1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の影響を考慮する区域                放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 放射線の影響を受けにくい非アナログ式(注2)の熱感知器を設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>オイルタンク室上部の配管室                (屋外埋設)                万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul>	熱感知器 (定圧式スポット型) 耐衝撃機能を有する火災感知器として火災時に生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽油、重油タンク室                (屋外埋設)                万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul>	防塵型赤外線式 炎感知器 耐衝撃機能を有する火災感知器として炎から発生する赤外線を検知できる赤外線感知器を設置(非アナログ式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループボックス内                放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 (差動式分体型) 火災時に生じる熱を広い範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式(注3))	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域                (異なる種類の火災感知器の設置要求を満足するため、火災感知器を設置)</li> </ul>	熱感知器 火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置(アナログ式) 熱感知器 (差動式分体型) 火災時に生じる熱を広い範囲に感知できる熱感知器を設置(非アナログ式(注1))																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般区域のうち天井高さ8m以上の区域                天井高さを考慮した火災感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 上記同様																				
火災感知器の設置場所	火災感知器の型式																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池室                蓄電池室は水素による放熱の影響を考慮した火災感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 (簡機型) 耐衝撃機能を有する火災感知器として熱感知器を設置(非アナログ式(注1))																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の影響を考慮する区域                放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 放射線の影響を受けにくい非アナログ式(注2)の熱感知器を設置																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>オイルタンク室上部の配管室                (屋外埋設)                万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul>	熱感知器 (定圧式スポット型) 耐衝撃機能を有する火災感知器として火災時に生じる前の発煙段階から感知できる熱感知器を設置(非アナログ式)																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>軽油、重油タンク室                (屋外埋設)                万が一の燃料気化による引火性又は爆発性の雰囲気</li> </ul>	防塵型赤外線式 炎感知器 耐衝撃機能を有する火災感知器として炎から発生する赤外線を検知できる赤外線感知器を設置(非アナログ式)																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>グループボックス内                放射線の影響を考慮した感知器を設置</li> </ul>	熱感知器 (差動式分体型) 火災時に生じる熱を広い範囲に感知できる熱感知器を設置する(非アナログ式(注3))																				

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																				
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>(b) 消火設備</p> <table border="1" data-bbox="175 156 670 593"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>主要な消火剤</th> <th>消火方式</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス消火装置</td> <td>窒素<sup>注1</sup></td> <td>全域放出方式</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火装置</td> <td>全域放出方式<sup>注2</sup></td> <td>全域放出方式</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域</td> </tr> <tr> <td>グループボックス消火装置</td> <td>窒素<sup>注3</sup></td> <td>全域放出方式</td> <td>・グループボックス</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>粉末<sup>注4</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素消火器</td> <td>二酸化炭素<sup>注4</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓</td> <td>水<sup>注5</sup></td> <td>—</td> <td>・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域(安重機能を有する機器等及び放射状物置貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤又は第三種粉末</td> <td>泡消火薬剤又は第三種粉末</td> <td>全域放出方式 局所放出方式</td> <td>・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所</td> </tr> <tr> <td>ハロゲン化物消火設備</td> <td>IFC-227ea ハロン1301 BC-5-1-12</td> <td>全域放出方式</td> <td>・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区域(併処理施設と共用する緊急時対策建屋)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：火災区域又は火災区域に設置する窒素消火装置及び二酸化炭素消火装置(注2を除く)は、消防法施行規則第十九条に基づき、単位体積あたりに必要な量の消火剤を配備する。</p> <p>注2：油火災(油内包設備や燃料タンクからの火災)が想定される非常用発電機室は、消防法施行規則第十九条に基づき算出される必要量の消火剤を配備する。</p> <p>注3：グループボックス消火装置は、グループボックスの給気量に対して95%の消火剤を放出する。また、複数連結したグループボックスについては、消火剤の放出単位を設定し、その放出単位の給気量の合計値に対して95%の消火剤を放出する設計とし、消火剤容量は最も大きな放出単位を消火できる量以上を配備する。</p> <p>注4：火災区域又は火災区域に設置する消火器については、消防法施行規則第六条から第八条に基づき延床面積又は床面積から算出した必要量の消火剤を配備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防 waters 1 式</li> <li>・ピストンダンパ 1 式</li> </ul> <p>消火剤を放出するためのより良い条件を形成する。</p> <p>消火剤放出後のグループボックス内の雰囲気維持を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避圧エリア形成用自動閉止ダンパ(ダンパ作動回路を含む) 1 式</li> </ul> <p>窒素消火装置の消火剤放出時に安全上重要な機器等のグループボックスが破損しないよう圧力上昇緩和に必要な区域を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結散水装置 1 式</li> </ul> <p>注5：火災区域の消火活動に対処できるよう、消防法施行令第十一条(屋内消火栓設備に関する基準)に準</p>	種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所	窒素ガス消火装置	窒素 <sup>注1</sup>	全域放出方式	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域	二酸化炭素消火装置	全域放出方式 <sup>注2</sup>	全域放出方式	・燃料加工建屋の火災区域	グループボックス消火装置	窒素 <sup>注3</sup>	全域放出方式	・グループボックス	粉末消火器	粉末 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域	二酸化炭素消火器	二酸化炭素 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域	屋内消火栓	水 <sup>注5</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域(安重機能を有する機器等及び放射状物置貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)	泡消火薬剤又は第三種粉末	泡消火薬剤又は第三種粉末	全域放出方式 局所放出方式	・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所	ハロゲン化物消火設備	IFC-227ea ハロン1301 BC-5-1-12	全域放出方式	・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区域(併処理施設と共用する緊急時対策建屋)	<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
種類	主要な消火剤	消火方式	設置箇所																																				
窒素ガス消火装置	窒素 <sup>注1</sup>	全域放出方式	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域																																				
二酸化炭素消火装置	全域放出方式 <sup>注2</sup>	全域放出方式	・燃料加工建屋の火災区域																																				
グループボックス消火装置	窒素 <sup>注3</sup>	全域放出方式	・グループボックス																																				
粉末消火器	粉末 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域																																				
二酸化炭素消火器	二酸化炭素 <sup>注4</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域																																				
屋内消火栓	水 <sup>注5</sup>	—	・燃料加工建屋の火災区域又は火災区域(安重機能を有する機器等及び放射状物置貯蔵等の機器等を設置する火災区域を除く)																																				
泡消火薬剤又は第三種粉末	泡消火薬剤又は第三種粉末	全域放出方式 局所放出方式	・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所																																				
ハロゲン化物消火設備	IFC-227ea ハロン1301 BC-5-1-12	全域放出方式	・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区域(併処理施設と共用する緊急時対策建屋)																																				

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	股工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>抱し配置する。</p> <p>c. 重大事故等対処設備  (a) 代替火災感知設備  [常設重大事故等対処設備]  火災状況確認用温度計  9 系列  計測範囲 -196~450℃  計測方式 測温抵抗体  火災状況確認用温度表示装置  1 台  [可搬型重大事故等対処設備]  可搬型グローブボックス温度表示端末  2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台)</p> <p>(b) 代替消火設備  [常設重大事故等対処設備]  遠隔消火装置  消火剤 ハロゲン化物消火剤  消火方式 局所放出方式  又は全域放出方式  (注1)  消火剤量 検証試験結果を基に算出する量以上  ただし、全域放出方式の場合は、消防法施行規則第20条に基づき算出する量以上</p> <p>設置場所 重大事故の発生を仮定するグローブボックス内の火災源</p> <p>注1 火災源及びオイルパンが機器の筐体で覆われている箇所等は、全域放出方式を採用する。</p>				

事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類</p> <p>(1) 核燃料物質の検査設備</p> <p>① 主要な設備の種類</p> <p>検査設備は、各工程で取り扱う核燃料物質を検査する分析設備で構成する。また、グローブボックス及びオートブーンポートボックスを設置する。</p> <p>検査設備は、燃料加工建屋に収納する。</p>	<p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>(基本設計方針) 第2章 個別項目 7. その他の加工施設</p> <p>その他の加工施設の非常用設備のうち、火災防護設備の一部、照明設備、所内電源設備の一部及び通信連絡設備の一部並びに核燃料物質の検査設備及び計量設備並びに主要な実験設備並びにその他の主要な事項のうち、溢水防護設備、警報関連設備、冷却水設備の一部、給排水衛生設備の一部、空調用設備の一部、窒素循環関係設備の一部、水素・アルゴンガス用設備の一部、その他ガス設備の一部、選別・保管設備及び荷役設備は、燃料加工建屋に収納する設計とする。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p>	
<p>燃料加工建屋の主要構造は「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種類」に示す。</p> <p>また、分析装置グローブボックスは、標準試料(核分裂性Pu割合が83%を超えるプルトニウム、ウラン中のウラン-235含有率が1.6%を超えるウラン、ウラン-233を含むウランなど)として、少量の金属プルトニウム、金属ウラン等を保管する設計とする。</p> <p>核燃料物質の検査設備は、制御第2室にて施設の状態監視、運転操作及び工程停止操作を行える設計とする。</p> <p>② 主要な設備及び機器の種類及び個数</p> <p>a. 分析設備</p> <p>(a) 気送装置</p> <p>i. 設置場所 燃料加工建屋内 個数 1式</p> <p>ii. 個数 1式</p> <p>(b) 受払装置グローブボックス</p> <p>i. 設置場所 分析第2室 個数 1基</p> <p>ii. 個数 1基</p> <p>(c) 受払装置</p> <p>i. 設置場所 分析第2室</p>			

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	備考
<p>ii. 個数 1台</p> <p>(d) 分析装置オープンポートボックス i. 設置場所 分析第2室 ii. 個数 1式</p> <p>(e) 分析装置フード i. 設置場所 分析第1室及び分析第2室 ii. 個数 1式</p> <p>(f) 分析装置グローブボックス i. 設置場所 分析第1室及び分析第2室 ii. 個数 1式</p> <p>(g) 分析装置 i. 設置場所 分析第1室及び分析第2室 ii. 個数 1式</p> <p>(h) 分析溶液処理装置グローブボックス i. 設置場所 分析第2室及び分析第3室 ii. 個数 1式</p> <p>(i) 分析溶液処理装置 i. 設置場所 分析第2室及び分析第3室 ii. 個数 1式</p> <p>(j) 運搬台車 i. 個数 1式</p> <p>b. グローブボックス負圧・温度監視設備 (a) 個数 1式</p> <p>核燃料物質の検査設備の主要な設備・機器の配置図を第5図に示す。</p> <p>③ 主要な核的制限値 a. 単一ユニット 検査設備の臨界管理のために、核燃料物質取扱以上の一つの単位となる単一ユニットを設定する。単一ユニットの核的制限値は、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードを使用して、中性子実効増倍率が0.95以下となるように質量を設定する。</p>		<p>今回の申請の対象範囲外</p>	<p>整合性 次回申請以降に整合性を示す。</p>



事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考														
<p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>各単一ユニットでの核燃料物質の取扱量は下表の核的制限値以下となるようにする。</p> <table border="1" data-bbox="292 1624 438 2060"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="2">設定条件</th> <th rowspan="2">核的制限値</th> </tr> <tr> <th>アルミニウム含量化度</th> <th>含水率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペレット-3</td> <td>60%以下</td> <td>3.5%以下</td> <td>7.50kg・Pu*(註1)</td> </tr> <tr> <td>MOX溶液</td> <td>60%以下</td> <td>—(註2)</td> <td>0.50kg・Pu*(註1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 二重装荷を考慮する場合は2分の1とする。</p> <p>注2 最適減速条件</p> <p>b. 複数ユニット</p> <p>複数ユニットは、取り扱う核燃料物質の形態に応じ、裕度ある条件を設定し、十分信頼性のある計算コードで中性子実効増倍率が0.95以下となるように単一ユニットの配置等を設定する。</p> <p>(2) 核燃料物質の計量設備</p> <p>計量設備は、核燃料物質を計量するため、加工施設内の各施設において核燃料物質の秤量等を行う計量設備で構成し、</p> <p><u>燃料加工建屋に収納する。</u></p> <p>燃料加工建屋の主要構造は「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種別」に示す。</p>	形態	設定条件		核的制限値	アルミニウム含量化度	含水率	ペレット-3	60%以下	3.5%以下	7.50kg・Pu*(註1)	MOX溶液	60%以下	—(註2)	0.50kg・Pu*(註1)		<p>今回の申請の対象範囲外</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>その他の加工施設の非常用設備のうち、火災防護設備の一部、照明設備、所内電源設備の一部及び通信連絡設備の一部並びに核燃料物質の検査設備及び計量設備並びに主要な実験設備並びにその他の主要な事項のうち、溢水防護設備、警報関連設備、冷却水設備の一部、給排水衛生設備の一部、空調用設備の一部、窒素循環関係設備の一部、水素・アルゴンガス用設備の一部、その他ガス設備の一部、選別・保管設備及び荷役設備は、<u>燃料加工建屋に収納する設計とする。</u></p>	<p>整合性</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>事業変更許可申請書(本文)の「ハ、(ハ)成型施設(1)施設の種別」に示す。</p>	
形態		設定条件			核的制限値													
	アルミニウム含量化度	含水率																
ペレット-3	60%以下	3.5%以下	7.50kg・Pu*(註1)															
MOX溶液	60%以下	—(註2)	0.50kg・Pu*(註1)															

事業変更許可申請書(本文)	事業変更許可申請書(添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(二) その他の主要な事項</p> <p>〔ト. (二)前記〕「ハ. 加工設備本体の構造及び設備」から「ト. その他の加工設備の付属施設の構造及び設備」に掲げる施設に係る溢水防護設備、</p> <p>冷却水設備、給排水衛生設備、空調用冷水設備、空調用蒸気設備、燃料油供給設備、窒素循環用冷却水設備、窒素ガス設備、水素・アルゴン混合用ガス設備、アルゴンガス設備、水素ガス設備、非管理区域換気空調設備、荷役設備及び選別・保管設備の構造を以下に示す。</p> <p>なお、MOX燃料加工施設の主要な設備のほか、MOX燃料加工施設を操業するために必要な設備・機器として、ヘリウムガス設備、酸素ガス設備、圧縮空気供給設備等を設ける。</p>	<p>(一) 溢水防護設備</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(二) その他の主要な事項</p> <p>(1) 溢水防護設備</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水、MOX燃料加工施設内でト. (二) (1) ① 生ずる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても、MOX燃料加工施設内における防水扉及び水密扉、堰、遮断弁等により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他の加工施設</p> <p>7.4 その他の主要な事項</p> <p>7.4.1 <u>ト. (二) 溢水防護設備</u></p> <p><u>今回の申請の対象範囲外</u></p> <p>溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「3. 自然現象等」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、MOX燃料加工施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水、MOX燃料加工施設内でト. (二) (1) ① 生ずる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水が発生した場合においても、ト. (二) (1) ② 溢水防護設備により、溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>溢水防護設備は、壁(貫通部止水処置を含む。)、防水扉、水密扉、堰、床ドレン逆止弁、溢水防護板、自動検知・遠隔隔離システム、ターミナルエンド防護カバー、蒸気防護板、地震計、緊急遮断弁、漏えい検知器及び液位計で構成し、以下の設計とすることにより、溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設工認のト. (二) は、事業変更許可申請書(本文)のト. (二) と同義であり整合している。</p> <p>次回申請以降に整合性を示す。</p> <p>設工認のト. (二) (1) ① は、事業変更許可申請書(本文)のト. (二) (1) ① と同義であり整合している。</p> <p>設工認のト. (二) (1) ② は、事業変更許可申請書(本文)のト. (二) (1) ② と同義であり整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
		<p>(1) 流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰及び床ドレン逆止弁は, 壁, 扉, 堰, 床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより, 溢水防護区画外の溢水に対して, 流入を防止する設計とする。</p> <p>また, 溢水防護対象設備周囲に設置する堰は, 溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。), 防水扉, 水密扉, 堰及び床ドレン逆止弁並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は, 発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とすとも別に, 基準地震動 S s による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。</p>		

(1) - 2

加工施設の事業変更許可申請書  
(本文七号) との整合性に関する  
説明書

## 目 次

1. 概要 .....	1
2. 基本方針 .....	1
3. 記載の基本事項 .....	1
4. 加工施設の事業変更許可との整合性.....	2
七. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	

## 1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十六条第一項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第十六条の二第三項第一号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

## 2. 基本方針

設計及び工事の計画が加工施設事業変更許可申請書（以下「事業変更許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、事業変更許可申請書との整合性により示す。

事業変更許可申請書との整合性は、事業変更許可申請書「本文七号」と設計及び工事の計画のうち、「五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。

なお、設計及び工事の計画において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。

## 3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「事業変更許可申請書（本文）」、「設工認申請書」，「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、事業変更許可申請書「本文七号」に記載する順とする。
- (3) 事業変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が事業変更許可申請書と整合していることを明示する。

#### 4. 加工施設の事業変更許可との整合性

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>七. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>MOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。</p> <p>イ. 目的</p> <p>MOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。)は、MOX燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを旨とする。</p> <p>ロ. 適用範囲</p> <p>品質管理に関する事項は、MOX燃料加工施設の保安活動に適用する。</p> <p>ハ. 定義</p> <p>品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか、品質管理基準規則に従う。</p> <p>(イ) MOX燃料加工施設 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。</p> <p>(ロ) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、MOX燃料加工施設を運営管理 (運転開始前の管理を含む。) する各部門の総称をいう。</p>	<p>五. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>別添IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>当社は、再処理事業所MOX燃料加工施設の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し維持するための活動を行う仕組みを盒めた加工施設の設計、工事及び検査段階から運転設備に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画 (以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に定めている。</p> <p>「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。)は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。</p> <p>2. 適用範囲・定義</p> <p>2.1 適用範囲</p> <p>設工認品質管理計画は、再処理事業所MOX燃料加工施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。</p> <p>2.2 定義</p> <p>設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。</p> <p>2.2.1 加工規則 核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和四十一年総理府令第三十七号)</p> <p>2.2.2 技術基準規則 加工施設の技術基準に関する規則 (令和二年原子力規制委員会規則第六号)をいう。</p> <p>2.2.3 適合性確認対象設備 設計及び工事の計画 (以下「設工認」という。)に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。</p>	<p>事業変更許可申請書 (本文七号) において、設工認申請書の内容は以下のとおり満足している。</p> <p>設工認申請書では、再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定 (以下、「保安規定」という。)に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画を定めていることから、整合している。(以下、事業変更許可申請書 (本文七号) に対応した設計及び工事の計画での説明がない箇所については、保安規定品質マネジメントシステム計画にて対応していることを以て整合している。)</p> <p>設工認申請書の適用範囲は、事業変更許可申請書 (本文七号) の適用範囲に示す再処理事業所MOX燃料加工施設の保安活動に包含され、整合していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書 (本文七号) に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画の用語の定義に従っていることから整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ニ、品質マネジメントシステム</p> <p>(イ) 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>① MOX燃料加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>② MOX燃料加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関する潜在的影響の大きさ</p> <p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、MOX燃料加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等</p> <p>設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、設工認品質管理計画及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用</p> <p>設工認におけるグレード分けは、MOX燃料加工施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い品質管理を行うことから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めているMOX燃料加工施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従いグレード分けを行うことから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考														
	<p>第3.2-1表 MOX燃料加工施設における設備に係るグレード分け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 745 284 920">品質重要度</th> <th data-bbox="252 920 284 1406">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 745 347 920">クラス1</td> <td data-bbox="284 920 347 1406">           (1) 安重又は耐震重要度Sクラス設備            (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備            (3) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備            (4) CクラスSsチェック以外、又はクラスなし設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」及び「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 745 411 920">クラス2</td> <td data-bbox="347 920 411 1406">           クラス1以外の下記のいずれかに該当する機械設備            (1) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備            (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備            (3) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備            (4) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 745 443 920">クラス3</td> <td data-bbox="411 920 443 1406">クラス1～2以外の設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3.2-2表 MOX燃料加工施設における設計の管理に係るグレード分け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 745 491 920">設計開発の適用</th> <th data-bbox="459 920 491 1406">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 745 523 920">適用</td> <td data-bbox="491 920 523 1406">「技術基準規則」等に対する適合性の確保に必要な設計管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 745 555 920">適用外</td> <td data-bbox="523 920 555 1406">上記以外の設計管理</td> </tr> </tbody> </table>	品質重要度	定義	クラス1	(1) 安重又は耐震重要度Sクラス設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備 (3) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備 (4) CクラスSsチェック以外、又はクラスなし設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」及び「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備	クラス2	クラス1以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (3) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (4) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備	クラス3	クラス1～2以外の設備	設計開発の適用	対象	適用	「技術基準規則」等に対する適合性の確保に必要な設計管理	適用外	上記以外の設計管理		
品質重要度	定義																
クラス1	(1) 安重又は耐震重要度Sクラス設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備 (3) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備 (4) CクラスSsチェック以外、又はクラスなし設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」及び「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備																
クラス2	クラス1以外の下記のいずれかに該当する機械設備 (1) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備 (2) 耐震重要度クラスBクラス対象、CクラスSsチェック対象、建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (3) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備 (4) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分、工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備のうち、「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備																
クラス3	クラス1～2以外の設備																
設計開発の適用	対象																
適用	「技術基準規則」等に対する適合性の確保に必要な設計管理																
適用外	上記以外の設計管理																

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考										
<p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。</p> <p>② プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。</p> <p>③ プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標 (以下「保安活動指標」という。) 並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>④ プロセスの運用並びに監視及び測定 (以下「監視測定」という。) に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること (責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p>⑤ プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するた</p>	<p>第3.2-3表 MOX燃料加工施設における調達の管理に係るグレード分け</p> <table border="1" data-bbox="252 745 662 1406"> <thead> <tr> <th>グレード</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>施設の基本設計及びそれに係る業務に伴う調達 (許認可申請等に係る解析業務等) 原子力安全に直接影響を与える事項の調達 (施設の新増設、安全上重要な設備及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設備の運転業務等)</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>原子力安全に影響を与える可能性のある事項の調達 (上記Iの設備の保全業務、その他の原子力安全に影響を与える可能性のある設備 (高い耐震性能が要求される設備等を含む。)) の運転・保全業務等)</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>上記I及びIIのいずれにも該当しない、保安活動に関係する調達</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>保安活動に直接関係しない調達</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1.設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理 業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p>	グレード	対象	I	施設の基本設計及びそれに係る業務に伴う調達 (許認可申請等に係る解析業務等) 原子力安全に直接影響を与える事項の調達 (施設の新増設、安全上重要な設備及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設備の運転業務等)	II	原子力安全に影響を与える可能性のある事項の調達 (上記Iの設備の保全業務、その他の原子力安全に影響を与える可能性のある設備 (高い耐震性能が要求される設備等を含む。)) の運転・保全業務等)	III	上記I及びIIのいずれにも該当しない、保安活動に関係する調達	IV	保安活動に直接関係しない調達	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、<u>事業変更許可申請書 (本文七号) に基づき</u>定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い<u>グレード分け</u>を行っている。</p>	備考
グレード	対象												
I	施設の基本設計及びそれに係る業務に伴う調達 (許認可申請等に係る解析業務等) 原子力安全に直接影響を与える事項の調達 (施設の新増設、安全上重要な設備及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設備の運転業務等)												
II	原子力安全に影響を与える可能性のある事項の調達 (上記Iの設備の保全業務、その他の原子力安全に影響を与える可能性のある設備 (高い耐震性能が要求される設備等を含む。)) の運転・保全業務等)												
III	上記I及びIIのいずれにも該当しない、保安活動に関係する調達												
IV	保安活動に直接関係しない調達												

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>めの措置を講ずること。</p> <p>⑦ プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>⑧ 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(ロ) 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>(1) 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>① 品質方針及び品質目標</p> <p>② 品質マニュアル</p> <p>③ 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようになるために、組織が必要と決定した文書</p> <p>④ 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>① 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>② 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>④ 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>⑤ プロセスの相互の関係</p> <p>(3) 文書の管理</p> <p>① 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>② 組織は、要員が判断及び決定するに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ</p> <p>3.7.1 文書及び記録の管理</p> <p>(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。</p> <p>(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理</p> <p>設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い文書及び記録の管理を行うことから整合している。</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>(4) 記録の管理</p> <p>① 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>② 組織は、①の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>ホ. 経営責任者等の責任</p> <p>(イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>(4) ホ、(へ)(1)に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p>	<p>を設計、工事及び検査に用いる場合、供給者の品質マネジメントシステムに係る能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な図書として扱う。</p> <p>(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。</p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにすること。</p> <p>(ロ) 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>(ハ) 品質方針 社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(二) 計画</p> <p>(1) 品質目標</p> <p>① 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>② 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>① 社長は、品質マネジメントシステムがニ、(イ)の規定に適合するよう、その実施に当たつての計画が策定されているようにする。</p> <p>② 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任及び権限の割当て</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ホ) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(1) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステム管理責任者 ① 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a. プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(3) 管理者 ① 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e. 関係法令を遵守すること。 ② 管理者は、①の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的にMOX燃料加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>3.1 設計、工事及び検査並びに調達に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） 設計、工事及び検査並びに調達は、燃料製造事業部、調達室及び安全・品質本部で構成する体制で実施する。 設計、工事及び検査並びに調達に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について責任と権限を持つ。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画にて設計、工事及び検査に係る組織を定めていることから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文七号)</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>③ 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(4) 組織の内部情報の伝達</p> <p>① 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(～) マネジメントレビュー</p> <p>(1) 一般</p> <p>① 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価 (以下「マネジメントレビュー」という。) を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(2) マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>① 内部監査の結果</p> <p>② 組織の外部の者の意見</p> <p>③ プロセスの運用状況</p> <p>④ 使用前事業者検査及び定期事業者検査 (以下「使用前事業者検査等」という。) 並びに自主検査等の結果</p> <p>⑤ 品質目標の達成状況</p> <p>⑥ 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>⑦ 関係法令の遵守状況</p> <p>⑧ 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>⑨ 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>⑩ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>⑪ 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>⑫ 資源の妥当性</p> <p>⑬ 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>① 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p>			



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>事業変更許可申請書 (本文七号)</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>② 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>③ 組織は、①の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>へ. 資源の管理</p> <p>(イ) 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力 (以下「力量」という。) が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>① 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>② 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>③ 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>④ 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>a. 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>c. 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>⑤ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(イ) 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定すると</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>ともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起り得る結果</p> <p>② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>④ 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>(ロ) 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>(1) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>① 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>② 関係法令</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>(2) 個別業務等要求事項の審査</p> <p>① 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>② 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>③ 組織は、①の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じ</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設計申請書 該当事項	整合性	備考
<p>た措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>(3) 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p>	<p>(ハ) 設計開発</p> <p>(1) 設計開発計画</p> <p>① 組織は、設計開発 (専ら原分子施設において用いているための設計開発に限る。) の計画 (以下「設計開発計画」という。) を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>② 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>③ 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>④ 組織は、①により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>設計認における設計、工事及び検査の流れを第3.2-1図に示すとともに、設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-4表に示す。</p> <p>なお、加工規則第三条の二の二第一項第三号に区分される施設のうち、設計認申請(届出)が不要な工事を行う場合は、設計認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設計認に記載された仕様及びプロセスのとおりに設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、第3.2-4表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとくアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>設計認のうち、容器等の主要な溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設計認における調達管理の方法」に示す管理(第3.2-4表における「3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」～「3.6 設計認における調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設計認に記載された仕様及びプロセスのとおりに設計認に適合していることを確認する。</p>	<p>設計申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設計、工事及び検査に係る組織定めておくことから整合している。</p>

第3.2-4表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

各段階	保安規定基準マネジメントシステム計画の対応項目	概要
3.3	設計に係る品質管理の方法	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
3.3.3 (1)*	基本設計方針の作成	要求事項を満足する基本設計方針の作成
3.3.3 (2)*	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
3.3.4*	設計における変更	設計対象の追加や変更時の対応
3.4.1*	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	設工認を実現するための具体的な設計
3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	適合性確認対象設備の工事の実施
3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること
3.5.2	使用前事業者検査の計画	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定
3.5.3	検査計画の管理	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	容器等の主要な溶接部に係る使用プログラムと使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
3.5.5	使用前事業者検査の実施	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認
3.6	設工認における調達管理の方法	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理

注記 \* : 「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(3) 設計開発の結果に係る情報</p> <p>① 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>② 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>③ 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>(4) 設計開発レビュー</p> <p>① 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>② 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>③ 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 基本設計方針の作成(設計1)</p> <p>「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)</p> <p>「設計2」として、「設計1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。</p> <p>なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。</p> <p>3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、第3.2-4表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。))を実施するとともに、記録を管理する。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計開発からのアウトプットを作成するために設計を実施していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューには専門家を含めていることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計のレビューの記録を管理していることから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(5) 設計開発の検証</p> <p>① 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>② 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>③ 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>(6) 設計開発の妥当性確認</p> <p>① 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。</p> <p>② 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>③ 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証</p> <p>(3) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「設計」及び「設計」の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。</p> <p>3.5.5 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</p> <p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保 使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</p> <p>(2) 使用前事業者検査の体制 使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。</p> <p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>検査要領書の作成においては、設置から長期間経過している既存のMOX燃料加工施設に対する健全性評価の結果等により当該MOX燃料加工施設の状態を把握する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施 検査実施責任者は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の検証を実施していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の妥当性を確認していることから整合している。</p>	



第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目
設備要求	名称, 取付箇所, 個数, 設置状態, 保管状態	設計要求どおりの名称, 取付箇所, 個数で設置されていることを確認する。	外觀検査 取付・外觀検査 状態確認検査
設計要求	材料, 寸法, 耐圧・漏えい等の構造, 強度に係る仕様 (仕様表)	仕様表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 構造検査 強度検査 外觀検査
機能要求	系統構成, 系統間の連携, 可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	耐圧・漏えい検査 取付・外觀検査 機能・性能検査 状態確認検査 基礎検査
設備要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。	
評価要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて, 基礎検査, 設置要求の検査, 機能要求の検査を適用
運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査

3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じて修正する。

(7) 設計開発の変更の管理

- ① 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- ② 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- ③ 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更がMOX燃料加工施設に及ぼす影響の評価（当該MOX燃料加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
- ④ 組織は、②の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

設工認申請書では、事業変更許可申請書 (本文七号) に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の変更管理を実施することとしていることから整合している。



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(二) 調達</p> <p>(1) 調達プロセス</p> <p>① 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>② 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>③ 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>④ 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>⑤ 組織は、③の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>⑥ 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後に於けるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（MOX燃料加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p>	<p>設工認における調達管理の方法</p> <p>設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>3.6 設工認における調達管理の方法</p> <p>3.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>(1) 調達文書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書（以下「仕様書」という。）を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「(2) 調達製品の管理」参照）</p> <p>調達を主管する箇所の長は、一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たって、当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>3.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>3.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p>	<p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理を実施していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定められた保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理における一般産業用工業品の管理及び原子力規制委員会の職員が供給先の工場等の施設への立ち入りがあることを供給者へ要求していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者の評価を実施していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者を選定していることから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 調達物品等要求事項</p> <p>① 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを定める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要事項</p> <p>② 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。</p> <p>③ 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供することに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>④ 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>(3) 調達物品等の検証</p> <p>① 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>② 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>設工認申請書の調達管理</p> <p>業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p> <p>(1) 調達文書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書(以下「仕様書」という。)を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「(2) 調達製品の管理」参照)</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.6.4 請負会社他品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持す</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い仕様書を作成していることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の活動を含む調達製品の検証を実施していることから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(ホ) 個別業務の管理</p> <p>(1) 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するよう実施する。</p> <p>① MOX燃料加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>② 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>③ 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>④ 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>⑤ チ、(ロ)(3)に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>⑥ 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>設工認申請書 該当事項 該当事項 るための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するため、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>3.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計(設計3)、その結果を反映した設備を導入するため、に必要な工事を以下のとおり実施する。</p> <p>また、これらの活動を調達する場合、 「3.6 設工認における調達管理の方法」 を適用して実施する。</p> <p>3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。</p> <p>施設管理に係る箇所の長は、設置から長期間経過している既存のMOX燃料加工施設に対し、劣化事象を考慮した保全計画、保全実績及び不適合状態でないことを確認することによって当該MOX燃料加工施設が健全に維持されていることを評価する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。</p> <p>3.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>①実設備の仕様の適合性確認 ②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。 これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。</p>	<p>整合性 設工認申請書では、事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定められている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い工事の実施、使用前事業者検査の計画の策定を業務の管理として実施していることから整合している。</p>	

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
	<p>②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認をQA検査に追加する。</p> <p>また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。</p> <p>3.5.2 使用前事業者検査の計画  検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.5.1表に定める要求種別ごとに確認項目、確認規点及び主な検査項目を基に計画する。</p> <p>適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用事前事業者検査の方法として明確にする。</p> <p>3.5.3 検査計画の管理  検査の工程管理に係る箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。</p> <p>また、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。</p> <p>3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理  容器等の主要な溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。</p> <p>また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工場に提出させ、それを筆査、承認し、必要な管理を実施する。</p>	整合性	備考

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																												
<p>3.5.5 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</p> <p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保</p> <p>(2) 使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</p> <p>(3) 使用前事業者検査の体制</p> <p>使用前事業者検査の検査要領書で明確にする。</p> <p>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。</p> <p>検査要領書の作成においては、設置から長期間経過している既存のMOX燃料加工施設に対する健全性評価の結果等により当該MOX燃料加工施設の状態を把握する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施</p> <p>検査実施責任者は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。</p>	<p>3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の観点</p> <table border="1" data-bbox="587 1361 949 1995"> <thead> <tr> <th>要求種別</th> <th>確認項目</th> <th>確認視点</th> <th>主な検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置要求</td> <td>名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態</td> <td>設計要求どおりの名称、取付箇所、個数とを確認する。</td> <td>外觀検査 取付・外観検査 状態確認検査</td> </tr> <tr> <td>機能要求</td> <td>材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度(仕様表)</td> <td>仕様表の記載どおりであることを確認する。</td> <td>材料検査 構造検査 強度検査 外観検査</td> </tr> <tr> <td>設計要求</td> <td>系統構成、系統履歴、可搬設備の接続性</td> <td>実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。</td> <td>寸法検査 取付・外観検査 機能、性能検査 状態確認検査</td> </tr> <tr> <td>経歴要求</td> <td>上記以外の所要の機能要求事項</td> <td>目的とする機能・性能が実現できることを確認する。</td> <td>状態確認検査</td> </tr> <tr> <td>運用要求</td> <td>解析書のインプラン等項</td> <td>評価条件を満足していることを確認する。</td> <td>内容に応じて、状態確認検査、設置要求の検査、機能要求の検査を適用</td> </tr> <tr> <td>運用要求</td> <td>手順確認</td> <td>(保安規定)手順確認</td> <td>状態確認検査</td> </tr> </tbody> </table>	要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目	設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数とを確認する。	外觀検査 取付・外観検査 状態確認検査	機能要求	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度(仕様表)	仕様表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 構造検査 強度検査 外観検査	設計要求	系統構成、系統履歴、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	寸法検査 取付・外観検査 機能、性能検査 状態確認検査	経歴要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が実現できることを確認する。	状態確認検査	運用要求	解析書のインプラン等項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、状態確認検査、設置要求の検査、機能要求の検査を適用	運用要求	手順確認	(保安規定)手順確認	状態確認検査		
要求種別	確認項目	確認視点	主な検査項目																												
設置要求	名称、取付箇所、個数、設置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数とを確認する。	外觀検査 取付・外観検査 状態確認検査																												
機能要求	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度(仕様表)	仕様表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 構造検査 強度検査 外観検査																												
設計要求	系統構成、系統履歴、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	寸法検査 取付・外観検査 機能、性能検査 状態確認検査																												
経歴要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が実現できることを確認する。	状態確認検査																												
運用要求	解析書のインプラン等項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、状態確認検査、設置要求の検査、機能要求の検査を適用																												
運用要求	手順確認	(保安規定)手順確認	状態確認検査																												
<p>(2) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>① 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>② 組織は、①のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるときを、①の妥当性確認によって実証する。</p> <p>③ 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、①の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認の方法</p>																															

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(3) 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>① 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>② 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>(4) 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 調達物品の管理</p> <p>① 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>(～) 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の表証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準間で追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p>	<p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(2) 機器、弁及び配管等の管理</p> <p>工事を主管する箇所の長は、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネージメントシステム計画に従った管理を実施する。</p> <p>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 計測器の管理</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネージメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計測器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。</p>	<p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネージメントシステム計画に従い、識別管理を実施することとしていていることから整合している。</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネージメントシステム計画に従い、監視測定のための設備の管理を実施していていることから整合している。</p>	



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>チ. 評価及び改善</p> <p>(イ) 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>(ロ) 監視測定</p> <p>(1) 組織の外部の者の意見</p> <p>① 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>② 組織は、①の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>(2) 内部監査</p> <p>① 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>    a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>    b. 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>② 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>③ 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>④ 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>⑤ 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>⑥ 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。</p> <p>⑦ 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>⑧ 組織は、不適合が発見された場合には、⑦の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>(3) プロセスの監視測定</p> <p>① 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>② 組織は、①の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>③ 組織は、①の方法により、プロセスがホ、(ニ)(2)①及びト、(イ)(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>④ 組織は、①の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>⑤ 組織は、ホ、(ニ)(2)①及びト、(イ)(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>(4) 機器等の検査等</p> <p>① 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>② 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>③ 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>④ 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>⑤ 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とするもの以外の所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと)を確保する。</p>	<p>設工認申請書では、<u>事業変更許可申請書(本文七号)に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、使用前事業者検査の記録を管理していることから整合している。</u></p> <p>3.5.5 使用前事業者検査の実施  <u>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。</u></p> <p>(1) 使用前事業者検査の独立性確保  <u>使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。</u></p> <p>(2) 使用前事業者検査の体制  <u>使用前事業者検査の検査要領書で明確にする。</u></p> <p>(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成  <u>検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。</u></p> <p>実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。  検査要領書の作成においては、設置から長期間経過している既</p>		



事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>⑥ 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>設工認申請書 該当事項</p> <p>存のMOX燃料加工施設に対する健全性評価の結果等により当該MOX燃料加工施設の状態を把握する。</p> <p>(4) 使用前事業者検査の実施 検査実施責任者は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>3.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。</p> <p>3.8 不適合管理 設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。</p>	<p>整合性</p> <p>設工認申請書では、事業変更許可申請書（本文七号）に基づき定めている保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い不適合管理を実施していることから整合している。</p>	
<p>(ハ) 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(ニ) データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>② 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>③ 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>④ 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>(ホ) 改善</p> <p>(1) 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>(2) 是正処置等</p> <p>① 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>② 組織は、①に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>③ 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>			

事業変更許可申請書 (本文七号)	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(3) 未然防止処置</p> <p>① 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずること。</p> <p>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>② 組織は、①に掲げる事項について、手順書等に定める。</p>			

(2) 設計及び工事の計画に係る  
品質マネジメントシステム  
に関する説明書

## 目 次

- (2) - 1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- (2) - 2 本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

(2) - 1

設計及び工事に係る品質  
マネジメントシステムに  
関する説明書

## 目 次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
2.1 設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている 管理の計画	1
2.2 工事及び検査に係る品質管理の方法，組織等についての具体的な計画	2
2.3 設工認対象設備の施設管理	2
2.4 設工認で記載する設計，工事及び検査以外の品質マネジメントシステムに 係る活動	2
3. 設計及び工事の計画における設計，工事及び検査に係る品質管理の方法等	3
3.1 設計，工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達 含む。)	3
3.2 設工認における設計，工事及び検査の各段階とその審査	7
3.3 設計に係る品質管理の方法	10
3.4 工事に係る品質管理の方法	23
3.5 使用前事業者検査の方法	24
3.6 設工認における調達管理の方法	34
3.7 記録，識別管理，トレーサビリティ	38
3.8 不適合管理	42
4. 適合性確認対象設備の施設管理	43
4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全	43
4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全	43
様式－1 本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画(例)	45
様式－2 設備リスト(例)	46
様式－3 技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方(例)	47
様式－4 施設と条文の対比一覧表(例)	48
様式－5 設工認添付書類呈取表(例)	49
様式－6 各条文の設計の考え方(例)	50
様式－7 要求事項との対比表(例)	51
様式－8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(例)	52
様式－9 適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績(設備関係) (例)	53

- 添付ー1 当社 MOX 燃料加工施設におけるグレード分けの考え方
- 添付ー2 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方
- 添付ー3 設工認における解析管理について
- 添付ー4 当社 MOX 燃料加工施設における設計管理・調達管理について



## 1. 概要

本資料は、設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。)に基づき、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画、並びに、工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載する。

## 2. 基本方針

本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」及び「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。

### 2.1 設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画

「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」として、以下に示す2つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。

また、これらの方法により行った管理の具体的な実績を、様式-1「本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画(例)」(以下「様式-1」という。)に取りまとめる。

- a. 核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)第三条の二の二第一項第三号に区分される施設のうち、設工認対象設備に対する加工施設の技術基準に関する規則(以下「技術基準規則」という。)の条文ごとの基本設計方針の作成
- b. 前項a. で作成した条文ごとの基本設計方針を基に、技術基準規則等への適合に必要な設備の設計(作成した条文ごとの基本設計方針に対し、工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合に必要な設備の設計を含む。)

これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の相互関係、設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

## 2.2 工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画

「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」として、設工認申請(届出)時点で設置されている設備、工事を継続又は完了している設備を含めた設工認対象設備の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.4

工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 使用前事業者検査の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。

また、これらの工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を、様式-1に取りまとめる。

工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の相互関係(使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

## 2.3 設工認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備は、必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。

## 2.4 設工認で記載する設計、工事及び検査以外の品質マネジメントシステムに係る活動

設工認に必要な設計、工事及び検査は、設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステム体制の下で実施するため、上記以外の責任と権限、原子力安全の重視、必要な要員の力量管理を含む資源の管理及び不適合管理を含む評価及び改善については、「再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に従った管理を実施する。

また、当社の品質マネジメントシステムに係る活動は、健全な安全文化を育成し維持するための活動と一体となっている。

3. 設計及び工事の計画における設計，工事及び検査に係る品質管理の方法等  
設工認における設計，工事及び検査に係る品質管理は，設工認品質管理計画及び保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。

以下に，設計，工事及び検査，調達管理等のプロセスを示す。

3.1 設計，工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)  
設工認に基づく設計，工事及び検査並びに調達は，第3.1-1図に示す組織体制で実施する。

また，設計(「3.3 設計に係る品質管理の方法」)，工事(「3.4 工事に係る品質管理の方法」)，検査(「3.5 使用前事業者検査の方法」)並びに調達(「3.6 設工認における調達管理の方法」)の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。

第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は，担当する設備に関する設計，工事及び検査並びに調達について，責任と権限を持つ。

核燃料取扱主任者は，その職務に応じた監督を行う。

品質管理に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は，第3.1-1図に示す組織体制が機能していることの確認及び本資料の取りまとめを行う。

設計から工事及び検査への設計結果の伝達，当社から供給者への情報伝達など，組織内外や組織間の情報伝達については，設工認に従い確実に実施する。

#### 3.1.1 設計に係る組織

設工認に基づく設計は，第3.1-1表に示す主管箇所のうち，「3.3 設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

なお，設工認に係る設計の対象は広範囲に及ぶため，燃料製造事業部長の責任の下に，設計に必要な資料(以下「設計資料」という。)の作成を行うため，第3.1-1図に示す設工認に係る全体事務局の体制を定めて設計に係る活動を実施する。

燃料製造副事業部長は，設工認に係る設計の技術総括及び全体調整の指揮を行う。また，当社と原子力規制委員会間の情報伝達について，責任と権限を持つ。

事務局長は，事務局の運営，設計を主管する組織に対する作業指示，組織内外や組織間の情報伝達及び設工認に係る作業進捗を管理する。

設計の方針のインプットを主管する箇所の長は，設計を主管する組織に対する「事業変更許可申請書」に基づく設計の方針のインプット及び横断調整を行う。

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は，設工認申請方針の取りまとめ及び設計を主管する組織に対する設工認記載事項に係る横断調整を行う。

また，設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について，設工認に示す設計の段階ごとに様式-1に取りまとめる。

### 3.1.2 工事及び検査に係る組織

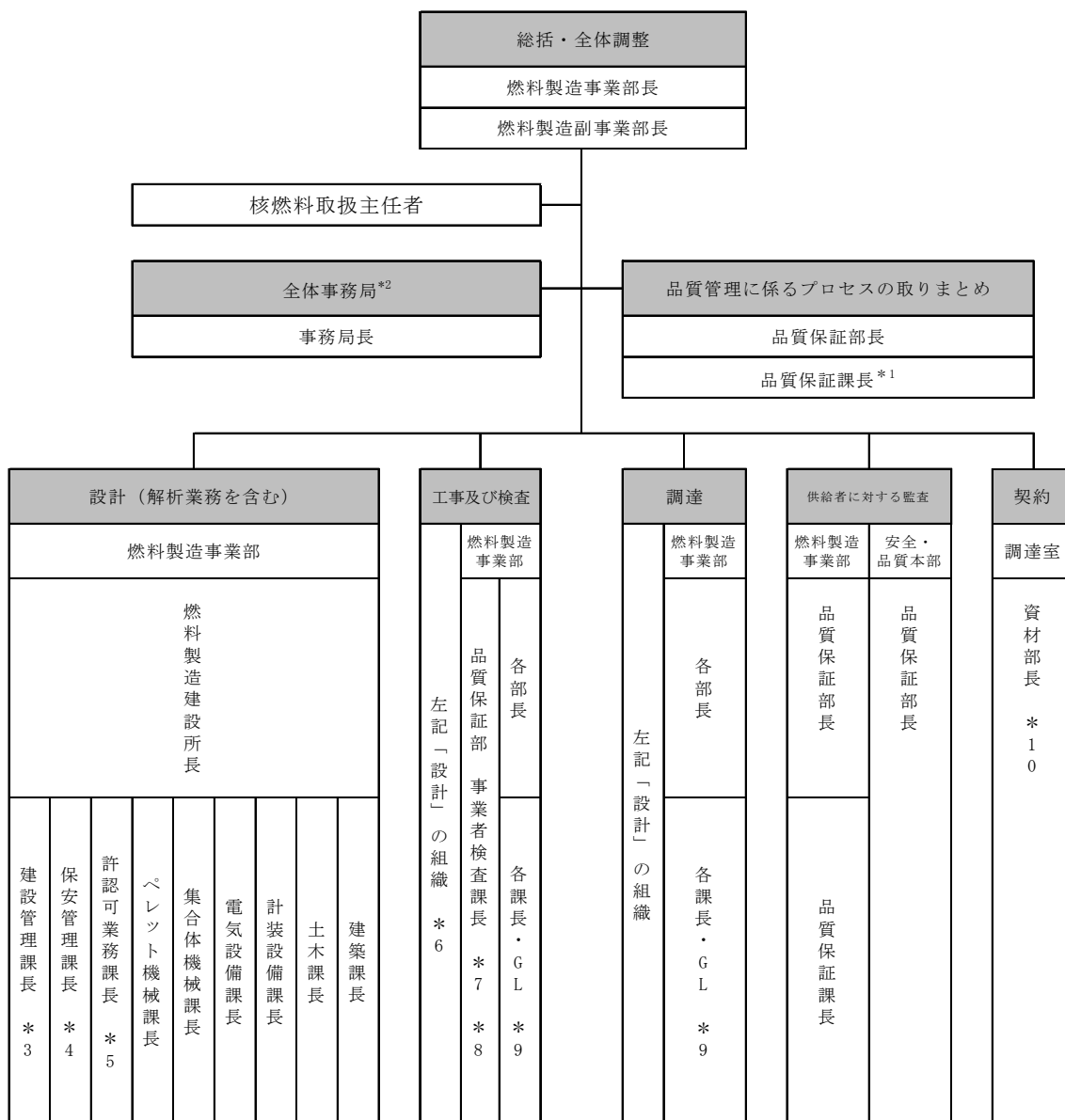
設工認に基づく工事は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.4 工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事を主管する組織として実施する。なお、この主管箇所には「3.4.2(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備」に示す既存のMOX燃料加工施設に対する健全性の評価を行う施設の管理に係る箇所の長を含む。

設工認に基づく検査は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.5 使用前事業者検査の方法」に係る箇所が検査を担当する組織として実施する。

また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。

### 3.1.3 調達に係る組織

設工認に基づく調達は、第3.1-1表に示す組織の調達を主管する箇所で実施する。また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す設計、工事及び検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。



注記 \*1：品質管理に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長  
 \*2：設工認申請業務のみ適用する。  
 \*3：検査の工程管理に係る箇所の長  
 \*4：設計の方針のインプットを主管する箇所の長  
 \*5：設工認申請に係る総括を主管する箇所の長  
 \*6：保安管理課長及び許認可業務課長を除く  
 \*7：検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長  
 \*8：容器等の主要な溶接部に係る検査を担当する箇所の長  
 \*9：「GL」は、「グループリーダー」をいう。  
 \*10：これ以外の箇所で行う契約においては、各部長，各課長・GL

第 3.1-1 図 適合性確認に関する体制

第3.1-1表 設計及び工事の実施の体制

プロセス		主管箇所
3.3	設計に係る品質管理の方法	燃料製造事業部 燃料製造建設所 建設管理課 保安管理課 許認可業務課 ペレット機械課 集合体機械課 電気設備課 計装設備課 土木課 建築課
3.4 3.5	工事に係る品質管理の方法 使用前事業者検査の方法	燃料製造事業部 燃料製造建設所 建設管理課 ペレット機械課 集合体機械課 電気設備課 計装設備課 土木課 建築課 品質保証部 事業者検査課
3.6	設工認における調達管理の方法	燃料製造事業部 燃料製造建設所 各課 品質保証部 各課 調達室 資材部 安全・品質本部 品質保証部

### 3.2 設工認における設計，工事及び検査の各段階とその審査

#### 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

設工認における設計は，設工認申請(届出)時点で設置されている設備を含めた設工認対象設備に対し，第3.2-1表に示す「設工認における設計，工事及び検査の各段階」に従って技術基準規則等の要求事項への適合性を確保するために実施する工事の設計である。

この設計は，設工認品質管理計画「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」(添付-1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」参照)に示すグレードに従い管理を実施する。

#### 3.2.2 設計，工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計，工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-1表に示す。

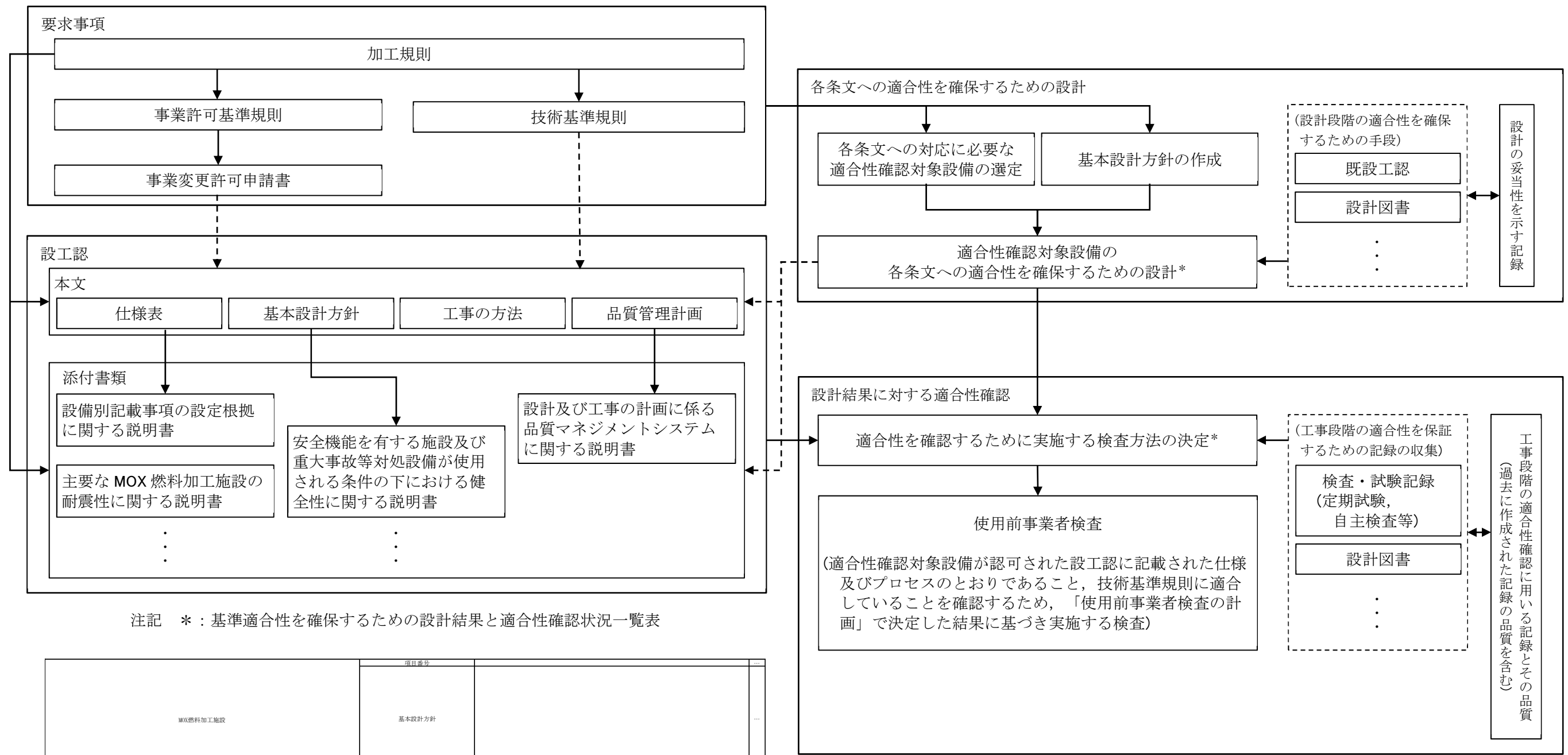
また，適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを第3.2-1図に示す。

なお，加工規則第三条の二の二第一項第三号に区分される施設のうち，設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は，設工認品質管理計画のうち，必要な事項を適用して設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は，第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに，記録を管理する。

なお，設計の各段階におけるレビューについては，第3.1-1表に示す設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち，容器等の主要な溶接部に対する必要な検査は，「3.3 設計に係る品質管理の方法」，「3.4 工事に係る品質管理の方法」，「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理(第3.2-1表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」～「3.6 設工認における調達管理の方法」)のうち，必要な事項を適用して設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認する。



項目番号										
MVA燃料加工施設										
基本設計方針										
要求種別										
施設区分	設備区分				機種	関連条文	設備等 (設工認 名称)	設工認設計結果 (上: 設計方針) (下: 記録等)	設備の具体的設計結果 (上: 設計結果) (下: 記録等)	確認方法
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

第 3.2-1 図 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり



第 3.2-1 表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要	
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	7.3.2 設計開発に用いる情報	技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3(1)*	基本設計方針の作成(設計1)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2)*	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.4*	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1*	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査	適合性確認に必要な、設計、工事及び検査に係る調達管理

注記 \*：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。

### 3.3 設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計として、「要求事項の明確化」、「適合性確認対象設備の選定」、「基本設計方針の作成」、「適合性を確保するための設計」及び「設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

なお、設工認の本文及び添付書類の作成に当たって、本項の各段階の実施とともに以下の(1)～(3)を行い、各段階の品質を管理する。

- (1) 基本設計方針における記載事項の整理に当たっては、技術基準規則の各条文への展開を示す設計資料を作成する。
- (2) 分割して申請を行う場合、各申請において基本設計方針の全ての項目が対象とならないことから、基本設計方針の項目ごとの記載事項とそれが関係する施設、設備及び設工認添付書類との関係を設計資料にて明確にする。
- (3) 適合性確認対象設備は、技術基準規則の各条文への展開として作成する設計資料において基本設計方針の記載内容ごとに要求種別と対応する設備を抽出し、「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」を作成する。

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、以上の(1)～(3)に関して各々の設計を主管する箇所が作成する設計資料について必要な確認を、組織の要員に実施させる。以下に各段階の活動内容を示す。

#### 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、以下の事項により、設工認に必要な要求事項を明確にする。

- ・「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号）」（以下「事業許可基準規則」という。）に適合しているとして許可された事業変更許可申請書

- ・技術基準規則

また、必要に応じて以下を参照する。

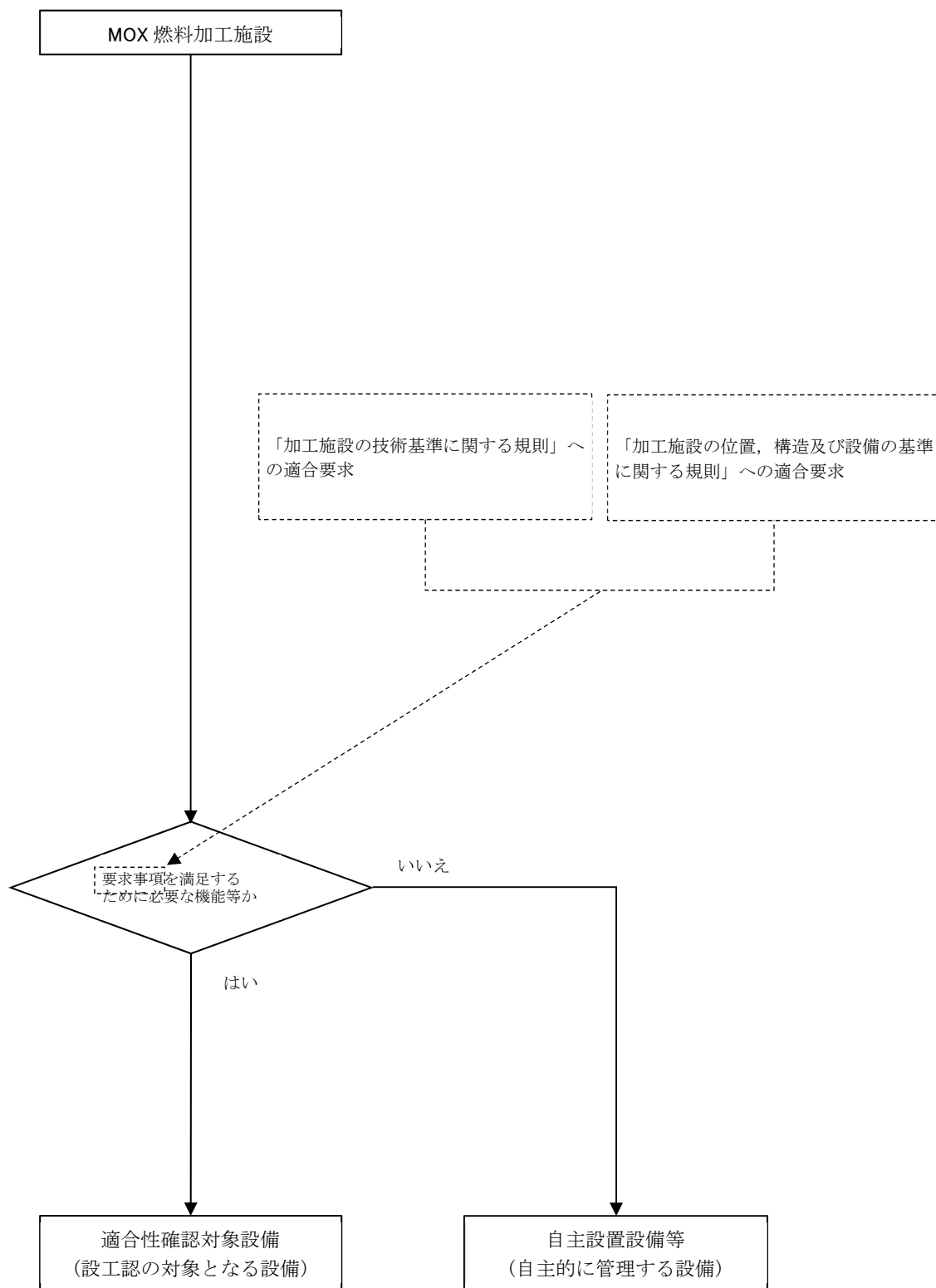
- ・許可された事業変更許可申請書の添付書類
- ・事業許可基準規則の解釈
- ・技術基準規則の解釈

#### 3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、事業変更許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。

適合性確認対象設備を明確にするため、設工認の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ第3.3-1図に示すフローに基づき抽出する。

抽出した結果を様式-2「設備リスト(例)」(以下「様式-2」という。)の該当する条文の設備等欄に整理するとともに、設備／運用、仕様表作成対象設備に該当の有無、既設工認での認可の有無、加工規則及び事業変更許可申請書に関連する施設区分／設備区分並びに既設工認での仕様情報記載の有無を明確にする。



第3.3-1図 適合性確認対象設備の抽出について

### 3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

- ・「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。
- ・「設計2」として、「設計1」の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。
- ・「設計1」及び「設計2」の結果を用いて、設工認に必要な書類等を作成する。
- ・「設計のアウトプットに対する検証」として、「設計1」及び「設計2」の結果について、検証を実施する。

これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。

#### (1) 基本設計方針の作成(設計1)

設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対する詳細設計を「設計2」で実施するに先立ち、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、以下により適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

##### a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。

- (a) 技術基準規則の条文ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方(例)」(以下「様式-3」という。)の「適用要否判断」欄及び「理由」欄に取りまとめる。
- (b) 様式-3に取りまとめた結果を、様式-4「施設と条文の対比一覧表(例)」(以下「様式-4」という。)の該当箇所の星取りにて取りまとめることにより、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。
- (c) 様式-2で明確にした適合性確認対象設備を施設区分、設備区分ごとに、様式-5「設工認添付書類星取表(例)」(以下「様式-5」という。)で機器として整理する。

また、様式-4で取りまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術

基準規則の条番号を明確にし、技術基準規則の各条番号と設工認との関連性を含めて、様式-5で整理する。

b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成

設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。

なお、基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付-2「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。

- (a) 様式-7「要求事項との対比表(例)」(以下「様式-7」という。)に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文及びその解釈、並びに関係する事業変更許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を見ながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。
- (b) 基本設計方針の作成に併せて、基本設計方針として記載する事項及びそれらの設工認申請書の添付書類作成の考え方(理由)、基本設計方針として記載しない場合の考え方、並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき設工認申請書の添付書類との関係を明確にし、それらを様式-6「各条文の設計の考え方(例)」(以下「様式-6」という。)に取りまとめる。
- (c) (a)及び(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式-7及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式-6、並びに各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式-4を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。
- (d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する安全重要度分類、耐震重要度分類、機種分類、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認申請書の添付書類との関連性等を様式-5で明確にする。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)

設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。

a. 基本設計方針の整理

設計を主管する箇所の長は、基本設計方針(「3.3.3(1) 基本設計方針の作

成(設計1)」参照)に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。

- (a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。
  - (b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。
  - (c) 抽出したキーワードを基に要求事項を第3.3-1表に示す要求種別に分類する。
  - (d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(例)」(以下「様式-8」という。)の「基本設計方針」欄に整理する。
  - (e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。
    - ・定義(基本設計方針で使用されている用語の説明)
    - ・冒頭宣言(設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの)
    - ・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針(既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4及び様式-5で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針)
    - ・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針(当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針)
- b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(対象設備の仕様を含む。)
- 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。
- また、具体的な設計の流れを第3.3-2図に示す。
- (a) 第3.3-1表に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「3.7.1 文書及び記録の管理」で管理されている設計図書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、適合性確認対象設備が技術基準規則等への必要な設計要求事項の適合性を確保するために必要な詳細設計の方針(要求機能、性能目標、防護方針等を含む。)を定めるための設計を実施する。

(b) 様式-6で明確にした詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。

① 評価を行う場合

詳細設計として評価(解析を含む。)を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で、評価を実施する。

また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(2)c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。

② 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合

複数の機能(施設間を含む。)を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。

③ 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合

設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。

④ 他施設と共用する設備の設計を行う場合

他施設と共用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするため、組織間の情報伝達を確実に実施し、施設ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。

上記①～④の場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方針を満たすことを確認するために検査を実施しなければならない場合は、条件及び方法を定めた上で実施する。

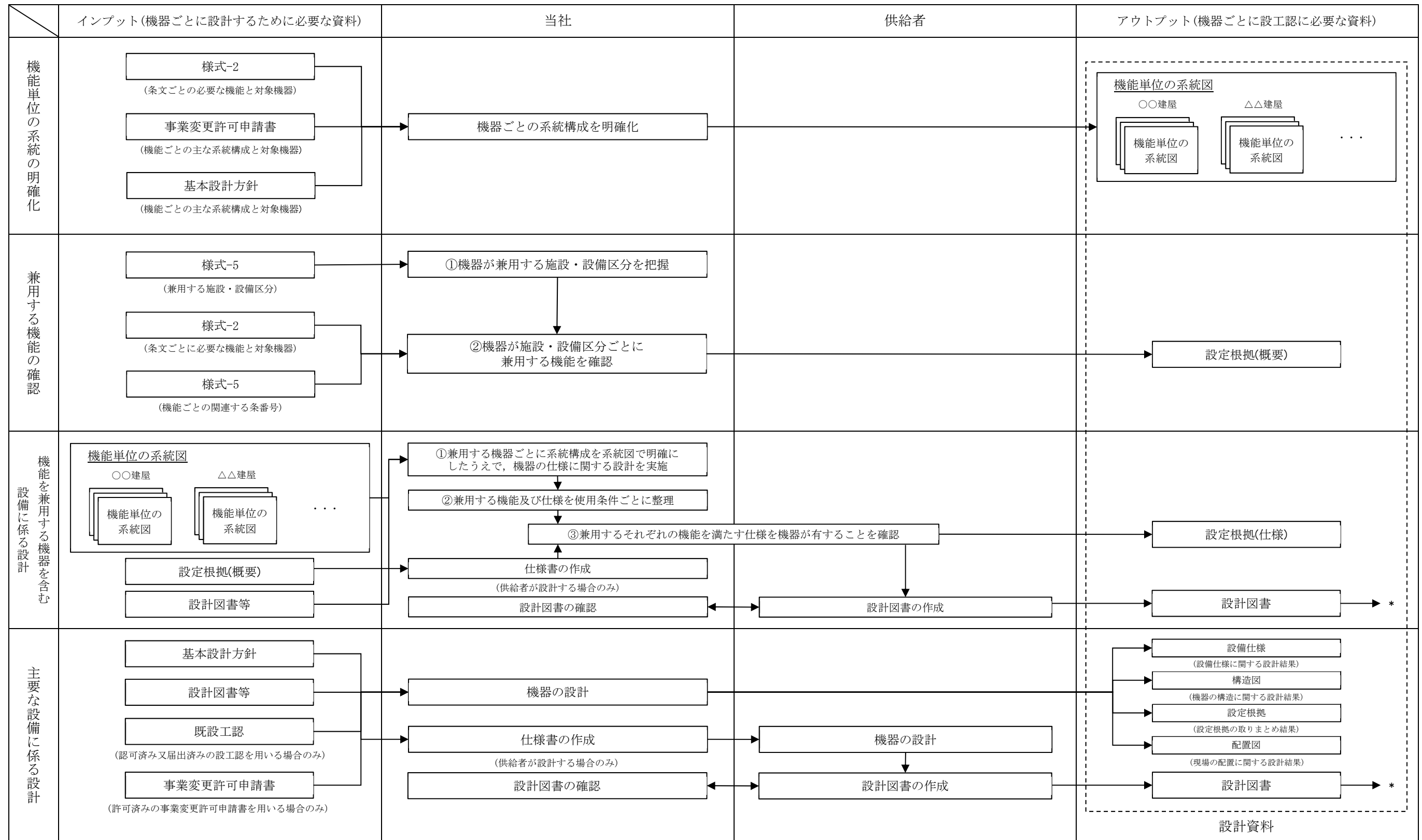
また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1に取りまとめるとともに、設計結果を、様式-8の「設工認設計結果(設計方針)」欄に整理する。

(c) 第3.3-1表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、基本設計方針を作成した箇所の長にて、保安規定に必要な対応を取りまとめる。



第3.3-1表 要求種別ごとの適合性の確保に必要となる主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係

要求種別		主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録	
設備	設置要求	目的とする機能・性能を有する設備の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計資料</li> <li>設計図書(図面, 設備仕様書等)</li> </ul> 等	
	機能要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計資料</li> <li>設計図書(図面, 設備仕様書等)</li> </ul> 等	
		目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な設備の具体的な仕様	仕様設計 構造設計 強度設計(クラスに応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計資料</li> <li>設計図書(図面, 設備仕様書, カタログ等)</li> <li>算出根拠(計算式等)</li> </ul> 等
	評価要求	対象設備が目的とする機能・性能を持つことを示すための方法とそれに基づく評価	仕様決定のための解析 条件設定のための解析 実証試験 技術基準規則に適合していることの確認のための解析 (耐震評価, 耐環境評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計資料</li> <li>有効性評価結果(「事業変更許可申請書」での安全解析の結果を含む。)</li> <li>解析計画(解析方針)</li> <li>設計図書(解析結果)</li> <li>手計算結果</li> </ul> 等
運用	運用要求	保安規定で定める必要がある運用方法とそれに基づく計画	維持又は運用のための計画の作成	—



注記 \* : 供給者から提出された設計図書を設工認へのインプットとして使用する場合は、当社が承認した後に使用する。

第 3.3-2 図 主要な設備の設計

c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、以下の活動を実施し、品質を確保する。

(a) 調達による解析の管理

基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の信頼性を確保するため、設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステムに係る活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。

① 調達による解析

調達により解析を実施する場合は、解析の信頼性を確保するために、供給者に対し、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン(令和3年6月 一般社団法人原子力安全推進協会)」を反映した以下に示す管理を確実にするための品質マネジメントシステム体制の構築等に関する調達要求事項を仕様書により要求し、それに従った品質マネジメントシステム体制の下で解析を実施させるよう「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。

なお、解析の調達管理に関する具体的な流れを添付-3「設工認における解析管理について」の「別図1」に示す。

ア. 解析業務を実施するに当たり、あらかじめ解析業務の計画を策定し、業務計画書等により文書化する。

なお、解析業務の計画には、以下に示す事項の計画を明確にする。

- ・ 解析業務の作業手順(デザインレビュー, 審査方法, 時期等を含む。)
- ・ 使用する計算機プログラムとその検証方法
- ・ 解析業務の実施体制
- ・ 解析結果の検証
- ・ 業務報告書の確認
- ・ 解析業務の変更管理
- ・ 記録の保管管理

イ. 解析業務に係る必要な力量を定めるとともに、従事する要員(原解析者・検証者)は必要な力量を有した者とする。

② 計算機プログラム(解析コード)の管理

計算機プログラムは、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、計算機プログラムが適正なものであることを以下のような方法により検証する。

- ・簡易モデルによる検証
- ・別の解析コードによる検証
- ・別会社において同一の計算を実施
- ・その他(加振試験、モックアップ、自部署以外の第三者のクロスチェック等により検証されたことが明確な過去の類似した解析結果との比較等)

③ 解析業務で用いる入力情報の伝達

当社は供給者に対し調達管理に基づく品質マネジメントシステム上の要求事項として、JEAC4111附属書「品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書」の要求事項に従った文書及び記録の管理の実施を要求し、適切な版を管理することを要求する。

これにより、設工認に必要な解析業務のうち、設備又は土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となって解析を実施する場合は、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設計図書で、同じ最新性を確保する。

また、設備を設置した供給者以外の供給者にて解析を実施する場合は、当社で管理している図面を供給者に提供することで、供給者に最新性が確保された図面で解析を実施させる。

④ 入力根拠の明確化及び入力結果の確認

供給者に、業務計画書等に基づき解析に用いた入力データが正しいことを図面等の入力条件や計算機プログラムマニュアルを用いて確認させ、また計算機プログラムへの入力間違いがないか確認させるとともに、それらの結果を文書として作成させることで、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。

(b) 手計算による自社解析

自社で実施する解析(手計算)は、評価を実施するために必要な計算方法及び入力データを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。

また、実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力結果及び解析結果について、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施し、解析結果の信頼性を確保する。

(3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の「設計1」及び「設計2」で取りまとめた様式-8を設計のアウトプットとして、これが設計のインプット(「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照)で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

(4) 設工認申請(届出)書の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が設工認の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」からのアウトプットを基に、設工認申請書を作成する。

a. 仕様表の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、必要な事項(種類、主要寸法、材料、個数等)を設備ごとに表(仕様表)を作成する。

b. 施設ごとの基本設計方針のまとめ

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した施設ごとの基本設計方針を基にまとめ直すことにより、設工認として必要な基本設計方針を作成する。

また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「準拠規格及び基準」として作成する。

c. 工事の方法の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として作成する。

d. 各添付書類の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料等を基に、基本設計方針に対する詳細設計の結果及び設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式-6及び様式-7を用いて、設工認に必要な添付書類を作成する。

なお、設工認に必要な添付書類において、解析コードを使用している場合には、「計算機プログラム(解析コード)の概要」を作成する。

e. 設工認申請書案のチェック

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、作成した設工認申請書案について、要員を指揮して、以下の要領でチェックする。

- (a) 設工認申請に係る総括を主管する箇所及び設計を主管する箇所でのチェック分担を明確にしてチェックする。
- (b) チェックの結果としてコメントが付されている場合は、その反映要否を検討し、必要に応じ資料を修正した上で、再度チェックする。
- (c) 必要に応じこれらを繰り返し、設工認申請書案のチェックを完了する。

(5) 設工認申請(届出)書の承認

「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」を実施した設工認申請書案について、設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、燃料製造安全委員会へ付議し、審議を受けるとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。

また、燃料製造事業部長は、燃料製造安全委員会の審議等を受けた設工認申請書について、原子力規制委員会への提出手続きを承認する。

3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」から「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

### 3.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「3.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

#### 3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、設工認を実現するための具体的な設計(設計3)を実施し、決定した具体的な設備の設計結果(既に工事を着手し設置を終えている設備について、既に実施された具体的な設計の結果が設工認に適合していることを確認することを含む。)を様式-8の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。

##### (1) 自社で設計する場合

工事を主管する箇所の長は、「設計3」を実施する。

##### (2) 「設計3」を工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合

###### a. 単一の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理する場合

工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

###### b. 単一の工事を主管する箇所の長が調達し複数の工事を主管する箇所の長が調達管理する場合

工事を主管する箇所の長のうち、調達を取りまとめる箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、それぞれ調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

#### 3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

なお、この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で使用前事業者検査を含めて実施する。

また、設工認に基づき設置する設備のうち、既に工事を着手し設置を終えている設備については、以下のとおり取り扱う。

(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

なお、施設の管理に係る箇所の際は、設置から長期間経過している既存のMOX燃料加工施設に対し、劣化事象を考慮した保全計画、保全実績及び不適合状態でないことを確認することによって当該MOX燃料加工施設が健全に維持されていることを評価する。

(2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証段階の適合性確認対象設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

(3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備については、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い、着手時点のグレードに応じた工事を継続して実施するとともに、「3.5 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

なお、この工事の中で適合性確認を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で実施する。

### 3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、「検査および試験管理要則」に従い、工事实施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。



### 3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

①実設備の仕様の適合性確認

②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、①を設工認品質管理計画の第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。

②については工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認をQA検査に追加する。

また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の記録(工事実施箇所が採取した記録・材料検査証明書(ミルシート)等)の信頼性確認(記録確認検査や抜取検査の信頼性確保)を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

### 3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を取りまとめた様式-8に示された「設工認設計結果(設計方針)」欄ごとに設計の妥当性確認を含む使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに第3.5-1表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。

#### (1) 使用前事業者検査の方法の決定

検査を担当する箇所の長は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに定めた第3.5-1表に示す確認項目、確認視点、主な検査項目の考え方を使って、確認項目ごとに設計結果に関する具

体的な検査概要及び判定基準を以下の手順により使用前事業者検査の方法として明確にする。第3.5-1表の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を第3.5-2表に示す。

- a. 様式-8の「設工認設計結果(設計方針)」及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、検査項目を決定する。
- b. 決定された検査項目より、第3.5-2表に示す「検査項目、検査概要、判定基準の考え方について(代表例)」及び「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決定する。
- c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。なお、「確認方法」欄では、以下の内容を明確にする。
  - (a) 検査項目
  - (b) 検査方法

第 3.5-1 表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	
設備	設計要求	設置要求	設計要求どおりの名称，取付箇所，個数で設置されていることを確認する。	外観検査 据付・外観検査 状態確認検査	
		機能要求	材料，寸法，耐圧・漏えい等の構造，強度に係る仕様(仕様表)	仕様表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 構造検査 強度検査
			系統構成，系統隔離，可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	外観検査 寸法検査 耐圧・漏えい検査
			上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。	据付・外観検査 機能・性能検査 状態確認検査
	評価要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて，基盤検査，設置要求の検査，機能要求の検査を適用	
運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査	

第3.5-2表 検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について(代表例)

検査項目		検査概要*1	判定基準の考え方
共通	材料検査	・使用されている材料の化学成分、機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
	状態確認検査	・設置要求における機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が設工認に記載のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
		・評価要求に対するインプット条件(耐震サポート等)との整合性を確認する。	・設工認のとおりであること。
		・運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。	・運用された手順が整備され、利用できること。
建物・構築物	基盤検査	・基盤の高さ、岩質、強度が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
	構造検査	・主要寸法、据付状態等が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
	強度検査	・コンクリートの強度が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
	外観検査	・有害な欠陥がないことを確認する。	・健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。
機器等	寸法検査	・主要寸法が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること。
	耐圧・漏えい検査*2	・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準規則の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 ・耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準規則の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	・検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。 ・著しい漏えいのないこと。
	据付・外観検査	・組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認のとおりであることを確認する。 ・有害な欠陥がないことを確認する。	・設工認のとおり組立て、据付けされていること。 ・健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。
	機能・性能検査	・系統構成確認検査 可搬型設備の実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能であることを確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なこと。
		・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。
・絶縁耐力検査 電気設備と大地の間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを確認する。		・目的とする絶縁性能を有すること。	
・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査 電気設備、計測制御設備等について、ロジック確認、インターロック確認及び警報確認等を行い、設備の機能・性能又は特性を確認する。		・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。	
	・計測範囲確認検査、設定値確認検査 計測制御設備等の計測範囲又は設定値を確認する。	・計測範囲又は設定値が許容範囲内であること。	
基本設計方針に係る検査	・基本設計方針のうち、各検査項目で確認できない事項について、基本設計方針に従い工事が実施されたことを確認する。	・基本設計方針のとおりであること。	
QA 検査	・工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを確認する。 この確認には、検査における記録の信頼性確認として、もととなる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	・設工認で示す「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおり工事管理が行われていること。	

注記 \*1：代替検査を実施する場合は、本来の検査目的に対する代替性を評価した上で検査要領書に定める。

\*2：耐圧・漏えい検査の方法について、第3.5-2表によらない場合は、基本設計方針の共通項目として定めた「材料及び構造」の方針によるものとする。

### 3.5.3 検査計画の管理

検査の工程管理に係る箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整の上、MOX燃料加工施設全体の主要工程及び調達先の工事工程を加味した適合性確認の検査計画を作成し、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

なお、検査計画は、進捗状況に合わせて関係箇所と適宜調整を実施する。

### 3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理

容器等の主要な溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場及び現地におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。

### 3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、「検査および試験管理要則」に基づき、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。

#### (1) 使用前事業者検査の独立性確保

検査を担当する箇所の長は、組織的独立した箇所に検査の実施を依頼する。

#### (2) 使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は、第3.5-1図を参考に検査要領書で明確にする。

なお、検査における役務は、以下のとおりとする。

##### a. 統括責任者

- ・使用前事業者検査を統括する。

##### b. 核燃料取扱主任者

- ・検査内容、手法等に対して指導・助言を行うとともに、検査が適切に行われていることを確認する。
- ・検査要領書制定時の確認並びに検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を確認する。

##### c. 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長

- ・品質マネジメントシステムの観点から、検査範囲、検査方法等の妥当性の

確認を実施するとともに、検査要領書の制定又は改訂が適切に行われていることを確認する。

d. 検査実施責任者

- ・検査を担当する箇所の長からの依頼に基づき検査を実施する。
- ・検査要領書を制定する。また、検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を確認、承認し、関係者に周知する。
- ・検査員から報告された検査結果(合否判定)が技術基準規則に適合していることを最終確認し、若しくは自らが合否判定を実施し、リリース許可する。

e. 検査員

- ・検査実施責任者からの指示に従い、検査を実施する。
- ・検査要領書の判定基準に従い、立会い又は記録の確認により合否判定する。
- ・検査記録及び検査成績書を作成し、検査実施責任者へ報告する。

f. 検査助勢員

- ・検査実施責任者又は検査員からの指示に従い、検査に係る作業を行う。
- ・検査員の役務内容のうち、合否判定以外を行う。

(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「検査および試験管理要則」に基づき、「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で決定した様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」の「確認方法」欄で明確にした確認方法に従った使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。

また、検査を担当する箇所の長は、検査目的、検査場所、検査範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適合処置要領、検査手順、検査工程、検査用計器、検査成績書の事項等を記載した検査要領書を作成し、核燃料取扱主任者及び検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長の確認を経て検査実施責任者が制定する。

なお、検査要領書の作成において検査を担当する箇所の長は、「3.4.2(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備」による設置から長期間経過している既存のMOX燃料加工施設に対する健全性評価の結果等により当該MOX燃料加工施設の状態を把握する。

また、検査要領書には使用前事業者検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にする。

各検査項目における代替検査を行う場合、「3.5.5(4) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

#### (4) 代替検査の確認方法の決定

##### a. 代替検査の条件

代替検査を用いる場合は、通常の方法で検査ができない場合であり、例えば以下の場合をいう。

- ・ 耐圧検査で圧力を加えることができない場合
- ・ 外観検査で構造上外観が確認できない場合
- ・ 機能・性能検査で流体の実注入、移送ができない場合
- ・ 機能・性能検査で電路に通電できない場合
- ・ 当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)\*

注記 \* : 「当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)」とは、以下の場合をいう。

- ・ 材料検査で材料検査証明書(ミルシート)がない場合
- ・ 寸法検査記録がなく、実測不可の場合

##### b. 代替検査の評価

検査を担当する箇所の長は、代替検査による確認方法を用いる場合、本来の検査目的に対する代替性の評価を実施し、その結果を「3.5.5(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」で作成する検査要領書の一部として添付し、核燃料取扱主任者による確認を経て適用する。

なお、検査目的に対する代替性の評価においては、以下の内容を明確にする。

- ・ 設備名称
- ・ 検査項目
- ・ 検査目的
- ・ 通常の方法で検査ができない理由  
(例)既存のMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼすための困難性  
現状の設備構成上の困難性  
作業環境における困難性 等
- ・ 代替検査の手法
- ・ 検査目的に対する代替性の評価

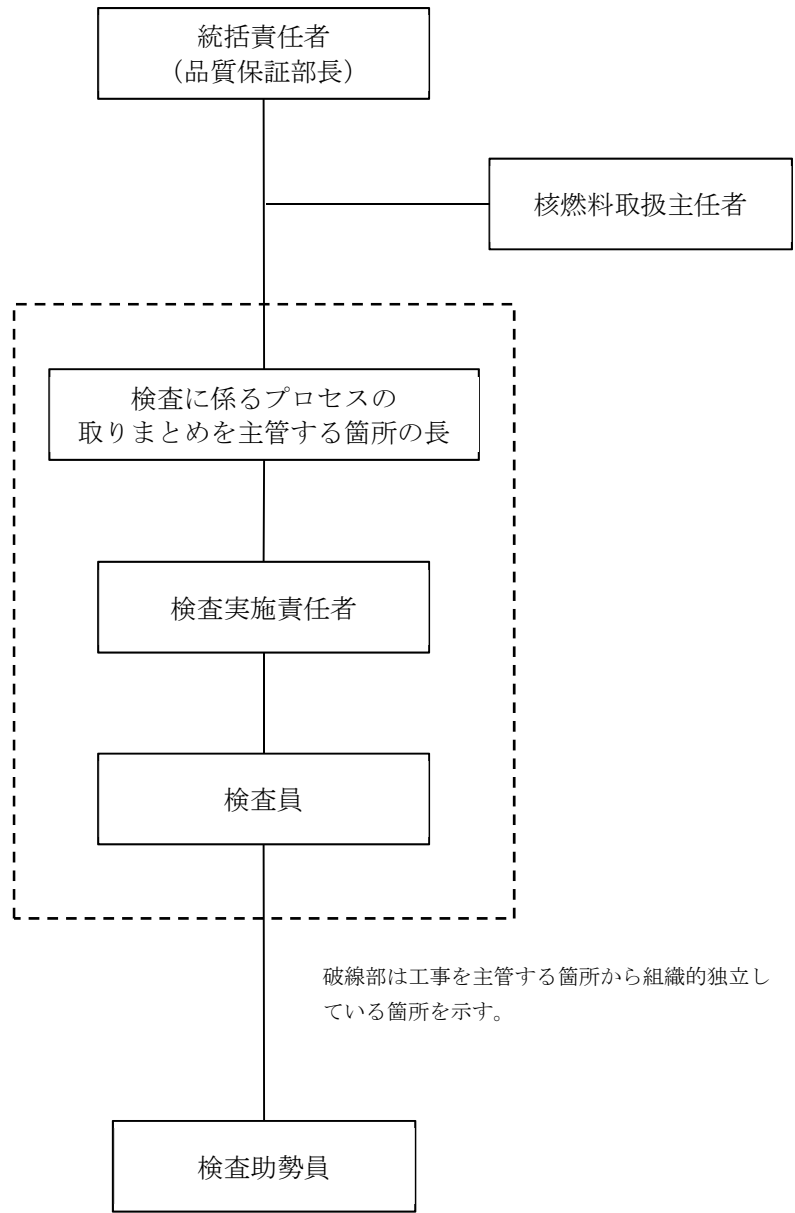
(5) 使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は、検査員等を指揮して、検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで使用前事業者検査を実施し、その結果を検査を担当する箇所の長、検査の工程管理に係る箇所の長及び検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長に報告する。

報告を受けた検査を担当する箇所の長は、検査プロセスが検査要領書に基づき適正に実施されたこと及び検査結果が判定基準を満足していることを確認したのち、検査結果を受領する。

また、検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、検査結果を統括責任者及び核燃料取扱主任者に報告する。





第3.5-1図 検査実施体制(例)

### 3.6 設工認における調達管理の方法

調達又は契約を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、「調達管理要則」に基づき、以下に示す管理を実施する。

#### 3.6.1 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。(添付-4「当社MOX燃料加工施設における設計管理・調達管理について」の「1. 供給者の技術的評価」参照)

#### 3.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、調達の内容に応じたグレード分けの区分(添付-1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「3.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

#### 3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、当社においては、原子力安全に及ぼす影響に応じて、設計管理及び調達管理に係るグレード分けを適用している。

設工認に適用した機器ごとの現行の各グレードに該当する実績を様式-9「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績(設備関係)(例)」(以下「様式-9」という。)に取りまとめる。

設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までのグレードごとの流れ、各グレードで実施した各段階の管理及び組織内外の相互関係を添付-1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「別図1(1/2)～(2/2)」に示す。

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、グレード分けの区分(添付-1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

また、一般産業用工業品については、(1)の仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、原子力施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下のa.～j.を記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理\*する。（「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照）

注記 \*：添付－1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「別表1」に示す機器等のうち、設計開発を適用する場合は、仕様書の作成に必要な設計として、添付－4「当社MOX燃料加工施設における設計管理・調達管理について」の「2.仕様書作成のための設計について」の活動を実施する。

- a. 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項
  - (a) 供給者が行うべき業務範囲に関する事項
  - (b) 調達製品に係る適用法令、規格の名称、番号、版及び必要に応じ該当条項
  - (c) 調達製品の員数
  - (d) 調達製品の技術的事項
  - (e) 提出文書・記録(調達要求事項への適合状況を記録した文書を含む。)に関する事項
  - (f) 設計に関する事項
  - (g) 監査に関する事項
  - (h) 供給者の調達管理に関する事項
  - (i) 供給先で調達製品の検証を実施する場合に係る事項
  - (j) 識別及びトレーサビリティに関する事項
  - (k) 過去の不適合事例の再発防止対策に関する事項 等
- b. 要員の力量に関する要求事項
- c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項
- d. 不適合(偽造品、模造品等の報告を含む。)の報告及び処理に関する要求事項
- e. 健全な安全文化を育成し、維持するために必要な要求事項
- f. 一般産業用工業品を原子力施設に使用するに当たっての評価に関する要求事項
- g. 調達製品の検証に係る検査及び試験又はその他の活動の要領、実施時期、実施場所に関する要求事項
- h. 偽造品、模造品等の防止対策に関する要求事項
- i. 調達後における調達製品の維持又は運用に必要な情報提供に関する要求事項
- j. 工場検査等への原子力規制委員会職員の立入に関する要求事項

## (2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、「調達管理要則」に従い、業務の実施に当たって必要な図書(添付-1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すグレードⅠ及びグレードⅡ、業務計画書等)を供給者に提出させ、それを審査し確認する等の製品に応じた必要な管理を実施する。

## (3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために、グレード分けの区分、調達数量、調達内容等を考慮した調達製品の検証を行う。

なお、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

また、調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証を、以下のいずれか1つ以上の方法により実施する。

### a. 検査・試験

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、「検査および試験管理要則」に基づき供給者等の工場又は再処理事業所等で検査・試験を実施する。

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、検査・試験のうち、当社が立会又は記録確認を行う検査・試験に関して、以下の項目のうち必要な項目を含む要領書を供給者に提出させ、それを事前に審査し、承認した上で、その要領書に基づく検査・試験を実施する。

- ・ 検査の時期
- ・ 対象
- ・ 項目
- ・ 方法
- ・ 合否判定基準
- ・ 検査体制
- ・ 記録方法

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設工認に基づく使用前事業者検査として必要な検査・試験を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画し、設備のグレード分けの区分に応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用前事業者検査の実施」に基づき実施する。

なお、添付－1「当社MOX燃料施設におけるグレード分けの考え方」の「2. (2) 設備に対して設計開発を適用しない場合」に該当する可搬型重大事故等対処設備等については、当社にて機能・性能の確認をするための検査・試験を実施する。

b. 受入検査の実施

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、製品の受入に当たり、受入検査を実施し、現品及び記録の確認を行う。

c. 記録の確認

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。

d. 報告書の確認

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。

e. 作業中のコミュニケーション等

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会い等を実施することにより検証を行う。

f. 請負会社他品質監査(「3.6.4 請負会社他品質監査」参照)

### 3.6.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

(請負会社他品質監査を実施する場合の例)

- ・添付－1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すグレードⅠに該当する場合(原則として5年に1回の頻度で実施)
- ・添付－1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すグレードⅡに該当する調達対象物に重要な不適合が確認された場合

### 3.6.5 設工認における調達管理の特例

設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。

(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備については、設置ときに調達を完了しているため、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく管理は適用しない。

(2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3

(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設工認に基づき管理する。

(3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。

## 3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ

### 3.7.1 文書及び記録の管理

(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録

「3.1 設計、工事及び検査並びに調達に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」の第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に基づき管理する。

設工認に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを第3.7-1表に示すとともに、技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を第3.7-1図に示す。

(2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合，当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した供給者で，かつ，対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を，当該設備として識別が可能な場合において，適用可能な設計図書として扱う。

この供給者が所有する設計図書は，当社の文書管理下で第3.7-1表に示す記録として管理する。

当該設備に関する設計図書がない場合で，代替可能な設計図書が存在する場合，供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書の設計当時から現在に至るまでの品質を確認し，設工認に対する適合性を保証するための設計図書として用いる。

(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

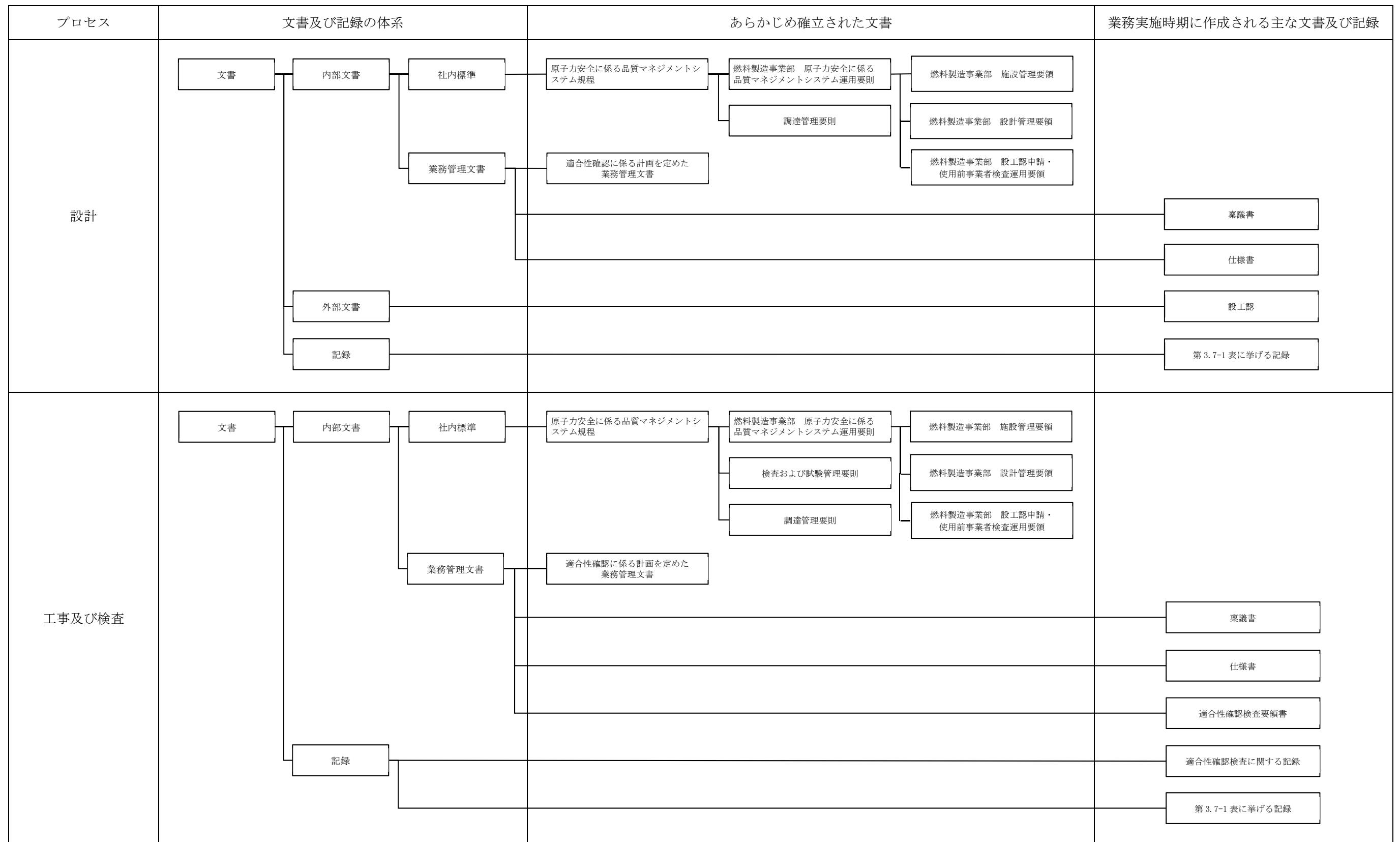
検査を担当する箇所の長は，使用前事業者検査として，記録確認検査を実施する場合，第3.7-1表に示す記録を用いて実施する。

なお，適合性確認対象設備のうち，既に工事を着手し設工認申請(届出)時点で工事を継続している設備，並びに添付-1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「2.(2) 設備に対して設計開発を適用しない場合」に該当する可搬型重大事故等対処設備等に対して記録確認検査を実施する場合は，検査に用いる文書及び記録の内容が，使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであること(型番の照合，確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であること。)を確認することにより，使用前事業者検査に用いる記録として利用する。

第3.7-1表 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け

主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け
既設工認	設置又は改造当時の設計及び工事の方法の認可を受けた図書で、当該設工認に基づく使用前検査の合格を以って、その設備の状態を示す図書
社内管理図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、設備の設置や改造等に併せて適切な版を管理している図書(設備の設計や製作、工事に係る図面等の設計図書や検査記録が該当する他、以下の(1)～(3)に示す例がある。)
	(1) 業務報告書 品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務の結果の記録(解析結果を含む。)
	(2) 供給者から入手した文書・記録 供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、製作図書、検査記録、材料検査証明書(ミルシート)等
	(3) 製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等 供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等で、設計に関する事項が確認できる図書
設計プロセスの記録	適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録(自社による技術検討や解析の記録を含む。)
現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録





第3.7-1図 設計、工事及び検査に係る品質マネジメントシステムに関する文書体系

### 3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ

#### (1) 計測器の管理

##### a. 当社所有の計測器の管理

###### (a) 校正・検証

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の周期を定め管理するとともに、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。

なお、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。

###### (b) 識別管理

###### ① 計測器台帳による識別

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の状態を明確にするため、計測器台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別する。

なお、計測器が故障(修理、校正を含む)した場合、測定器台帳に必要事項を記入し計測器の故障履歴を明確にする。

###### ② 計測器検定・校正管理ラベルによる識別

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、計測器の校正の状態を明確にするため、識別番号等を記載した管理ラベルを計測器に貼り付けて識別する。また、不良と判定された計測器は、使用不可であることを記載した管理ラベルを計測器に貼り付けて識別する。

##### b. 当社所有以外の計測器の管理

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、供給者所有の計測器を使用する場合、計測器の管理が適正に行われていることを確認する。

#### (2) 機器、弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は、機器、弁、配管等を、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。

### 3.8 不適合管理

設工認に基づく設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については、「CAPシステム要則」に基づき処置を行う。

#### 4. 適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の施設管理については、「燃料製造事業部 施設管理要領」に従って、施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施している。

施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を第4-1図に示す。

##### 4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の保全を、以下のとおり実施する。

###### 4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備

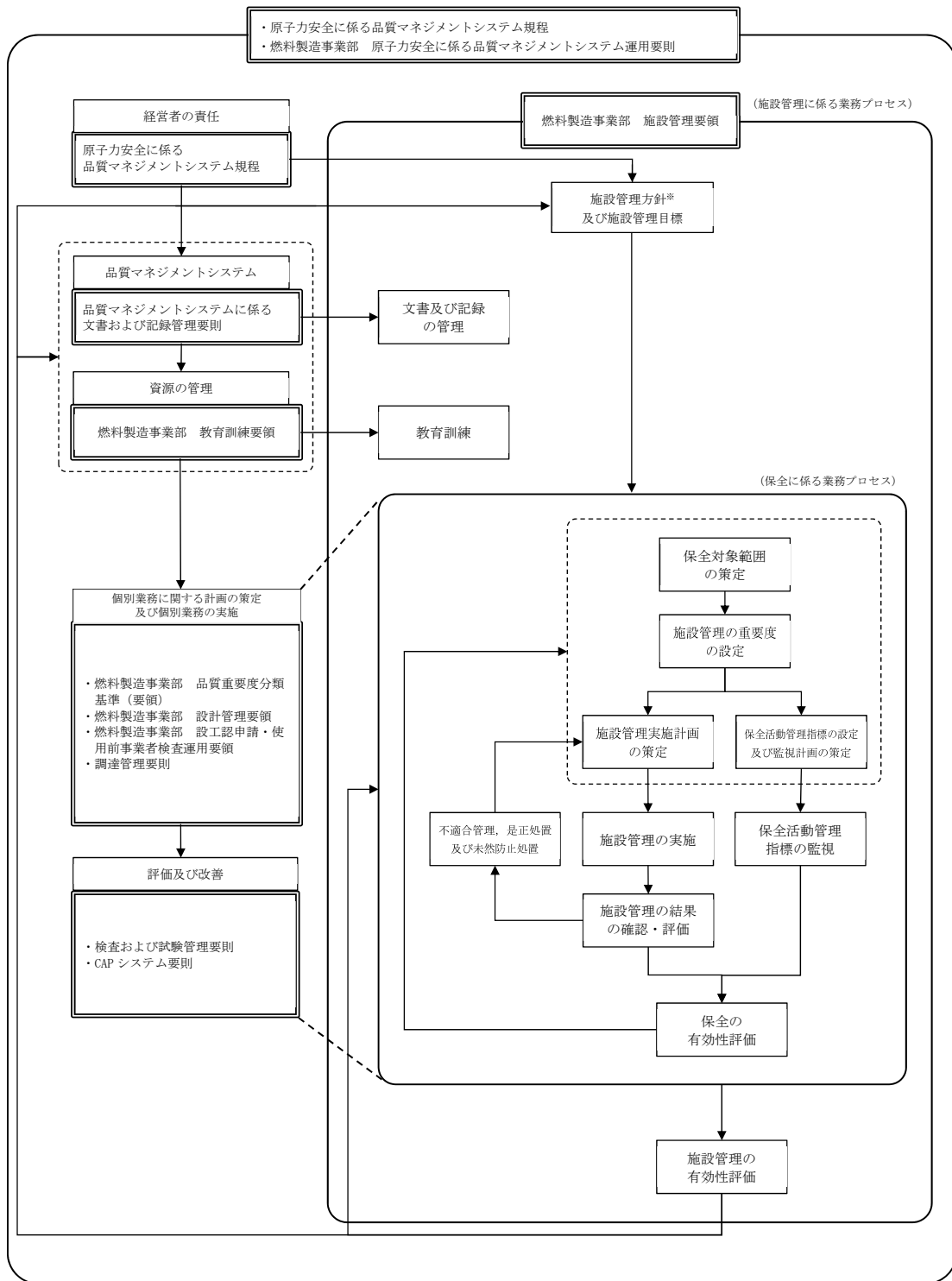
工事を着手し、設置が完了している常設又は可搬の設備は、保安規定に基づく使用前点検の計画を定め、設備の状態を点検し、異常のないことを確認する。

###### 4.1.2 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備

設工認の認可後に工事を着手し、設置が完了している常設又は可搬の設備は、保安規定に基づく使用前点検の計画を定め、設備の状態を点検し、異常のないことを確認する。

##### 4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。



※：社長が「施設管理方針等策定規程」に従い策定

第4-1図 施設管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画(例)

各段階	プロセス(設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関係 運 供給者		インプット	アウトプット	他の記録類
		当社	供給者			
設計	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化					
	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定					
	3.3.3 基本設計方針の作成(設計1)					
	3.3.3 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)					
	3.3.3 設計のアウトプットに対する検証					
工事及び検査	3.3.3 設工認申請(届出)書の作成					
	3.3.3 設工認申請(届出)書の承認					
	3.4.1 設工認に基づき具体的な設備の設計の実施(設計3)					
	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施					
	3.5.2 使用前事業者検査の計画					
検査	3.5.3 検査計画の管理					
	3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理					
	3.5.5 使用前事業者検査の実施					
	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ					



技術基準規則の各条文と各施設における適用可否の考え方(例)

技術基準規則 第〇〇条 (〇〇〇〇〇)		条文の分類					
加工施設の技術基準に関する規則		加工施設の技術基準に関する規則の解釈					
対象施設	適用可否判断 (○△-)			理由	備考		
	1	2	3				
化学処理施設							
濃縮施設							
成形施設 (建物・構築物)							
成形施設 (建物・構築物以外)							
被覆施設							
組立施設							
核燃料物質の貯蔵施設							
放射性廃棄物の廃棄施設							
放射線管理施設							
その他の加工施設	非常用設備	火災防護設備					
		照明設備					
		所内電源設備(電気設備)					
		補機駆動用燃料補給設備					
		拡散抑制設備					
		水供給設備					
		緊急時対策所					
		通信連絡設備					
	核燃料物質の検査設備						
	核燃料物質の計量設備						
	主要な実験設備						
	溢水防護設備						
	警報関連設備						
	冷却水設備						
	給排水衛生設備						
	空調用設備						
	窒素循環関係設備						
	水素ガス・アルゴンガス用設備						
	その他ガス設備						
	選別・保管設備						
荷役設備							
施設共通 (基本設計方針)							







各条文の設計の考え方(例)

第〇条 (〇〇〇〇)					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
3. 事業変更許可申請書の添五のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
4. 添付書類等					
No.	書類名				

要求事項との対比表(例)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第〇条 (〇〇) (1 / 1)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考





## 当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方

当社では、業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、グレード分けの考え方を適用している。

当社MOX燃料加工施設に係る設計管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」）及び調達管理（保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」）に係るグレード分けについては、以下のとおりである。

### 1. 当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方と適用

設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方とその適用については、以下のとおりである。

#### 1.1 設備に係るグレード分けの考え方

当社MOX燃料加工施設における設備に係るグレード分けの考え方は、「燃料製造事業部 品質重要度分類（要領）」に規定しており、その内容を別表1に示す。

ただし、建物・構築物に係るグレードについては、「事業変更許可申請書」に記載の間接支持構造物に対応する直接支持構造物の耐震重要度分類によるものとする。

#### 1.2 設計の管理に係るグレード分けの考え方

当社MOX燃料加工施設における設計の管理に係るグレード分けの考え方は、「燃料製造事業部 設工認申請・使用前事業者検査運用要領」に規定しており、その内容を別表2に示す。

#### 1.3 調達の管理に係るグレード分けの考え方

当社MOX燃料加工施設における調達の管理に係るグレード分けの考え方は、「調達管理要則」に規定しており、その内容を別表3に示す。

##### 1.3.1 調達要求事項へのグレード分けの適用

調達要求事項においては、別表3のグレードに応じた品質マネジメントシステムに係る活動を適用しており、その内容を別表4に示す。

可搬型重大事故等対処設備等として一般産業用工業品を購入する場合は、原子力特有の技術仕様を要求するものではないことから、調達要求事項は必要なものに限定している。

なお、具体的な適用は個々の設備により異なることから、仕様書で明確にしている。

### 1.3.2 供給者及び調達製品に対する管理へのグレード分けの適用

供給者及び調達製品に対する当社の管理においては、別表3のグレードに応じた品質マネジメントシステムに係る活動を適用しており、その内容を別表5に示す。

## 2. 設備の設計・調達の各段階における品質マネジメントシステムに係る活動

「1. 当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方と適用」に示した設計・調達の管理に係るグレードに基づき、MOX燃料加工施設の設備の設計・調達の各段階において、品質マネジメントシステムに係る活動を実施しており、その一連の概要を別表6に示す。

また、設備の設計・調達の業務の流れを、別表6に基づき以下の2つに区分する。

### (1) 設備に対して設計開発を適用する場合

設備に対して設計開発を適用する場合を対象とし、その業務の流れを別図1(1/2)に示す。

### (2) 設備に対して設計開発を適用しない場合

設備に対して設計開発を適用しない可搬型重大事故等対処設備等の購入のみの場合を対象とし、その業務の流れを別図1(2/2)に示す。

別表1 MOX燃料加工施設における設備に係るグレード分け

品質重要度	定義
クラス1	<p>(1) 安重又は耐震重要度Sクラス設備</p> <p>(2) 耐震重要度クラスBクラス対象, CクラスSsチェック対象, 建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち, 「機器区分, 工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備</p> <p>(3) 耐震重要度クラスBクラス対象, CクラスSsチェック対象, 建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち, 「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備</p> <p>(4) CクラスSsチェック以外, 又はクラスなし設備のうち, 「機器区分, 工学的安全性の総合的な考慮」及び「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備</p>
クラス2	<p>クラス1以外の下記のいずれかに該当する機械設備</p> <p>(1) 耐震重要度クラスBクラス対象, CクラスSsチェック対象, 建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち, 「機器区分, 工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備</p> <p>(2) 耐震重要度クラスBクラス対象, CクラスSsチェック対象, 建屋及び工程室と同等の耐震性を有する設備のうち, 「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備</p> <p>(3) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分, 工学的安全性の総合的な考慮」を必要とする設備のうち, 「設備・製品の信頼性の考慮」を必要としない設備</p> <p>(4) CクラスSsチェック以外又はクラスなし設備で「機器区分, 工学的安全性の総合的な考慮」を必要としない設備のうち, 「設備・製品の信頼性の考慮」を必要とする設備</p>
クラス3	クラス1～2以外の設備



別表2 MOX燃料加工施設における設計の管理に係るグレード分け

設計開発の適用	対 象
適用	「技術基準規則」等に対する適合性の確保に必要な設計管理*
適用外	上記以外の設計管理

注記 \*：該当する場合は、設備の品質重要度等によらず設計開発を一律適用とするが、一般産業用工業品の購入等に該当する場合は、調達管理により設計の管理を代替することができる。また、設計開発に係る安全機能の重要度により、設計開発のレビュー区分をグレード分けする。

別表3 MOX燃料加工施設における調達の管理に係るグレード分け

グレード	対 象
I	施設の基本設計及びそれに係る業務に伴う調達（許認可申請等に係る解析業務等） 原子力安全に直接影響を与える事項の調達（施設の新增設、安全上重要な設備及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設備の運転業務等）
II	原子力安全に影響を与える可能性のある事項の調達（上記 I の設備の保全業務、その他の原子力安全に影響を与える可能性のある設備（高い耐震性能が要求される設備等を含む。）の運転・保全業務等）
III	上記 I 及び II のいずれにも該当しない、保安活動に関する調達
IV	保安活動に直接関係しない調達

別表4 調達要求事項へのグレード分けの適用程度

調達要求事項	グレード*1			
	I	II	III	IV
製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項*2	○	○	—	—
要員の力量に関する要求事項	○	○	○	—
品質マネジメントシステムに関する要求事項	○	○	○	—
不適合（偽造品、模造品等の報告を含む。）の報告及び処理に関する要求事項	○	○	○	—
健全な安全文化を育成し、維持するために必要な要求事項	○	○	—	—
一般産業用工業品を原子力施設に使用するにあたっての評価に関する要求事項	○	○	—	—
調達製品の検証に係る検査及び試験、又はその他の活動の要領、実施時期、実施場所に関する要求事項	○	○	○	—
偽造品、模造品等の防止対策に関する要求事項	○	○	○	—
調達後における調達製品の維持又は運用に必要な情報提供に関する要求事項	○	○	○	—
工場検査等への原子力規制委員会職員の立入に関する要求事項	○	○	—	—

○：適用      —：適用外、ただし、請求箇所の判断で適用することができる。

注記 \*1：別表3のグレードを示す。

\*2：製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項（以下の該当する項目を選定）

- (1) 供給者が行うべき業務範囲に関する事項
- (2) 調達製品に係る適用法令、規格の名称、番号、版及び必要に応じ該当条項
- (3) 調達製品の員数
- (4) 調達製品の技術的事項
- (5) 提出文書・記録（調達要求事項への適合状況を記録した文書を含む。）に関する事項
- (6) 設計に関する事項
- (7) 監査に関する事項
- (8) 供給者の調達管理に関する事項
- (9) 供給先で調達製品の検証を実施する場合に係る事項
- (10) 識別及びトレーサビリティに関する事項
- (11) 過去の不適合事例の再発防止対策に関する事項 等

別表5 供給者及び調達製品に対する管理へのグレード分けの適用程度

管理項目	グレード*1			
	I	II	III	IV
供給者の評価及び再評価	○	○	—	—
定期監査の実施*2（原則，許認可申請等に係る解析業務，運転業務）	○	△	—	—
品質マネジメントシステムの計画の提出（承認）	○	○	—	—
調達製品のトレーサビリティの確保（確認）	○	○	—	—
供給者の調達先の管理状況の確認	○	○	—	—
不適合の報告（確認）	○	○	○	—
特別監査（重度の不適合発生時等）	○	○	○	—
試験・検査の実施	○	○	○	—

○：適用      △：調達対象物に重要な不適合が確認された場合  
 —：適用外，ただし，請求箇所の判断で適用することができる。

注記 \*1：別表3のグレードを示す。

\*2：IS09000シリーズ認証を取得している場合は定期監査を省略可とする。

別表6 設備の設計・調達の管理に係る各段階とその実施内容

管理の段階		実施内容	グレード*			
			I	II	III	IV
I	業務計画	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」に基づき、設計の基本となる実施方針を作成する。	○	—	—	—
II	調達要求事項作成のための設計	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.1 設計開発計画」～「7.3.5 設計開発の検証」に基づき、仕様書作成のための設計を実施する。	○	—	—	—
III	調達	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」に基づき、設計・工事及び検査のための仕様書を作成する（購入のみの調達を含む。）。	○	○	○	—
IV	設備の設計	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.5 設計開発の検証」に基づき、詳細設計の確認を実施する。	○	—	—	—
V	工事及び検査	工事は、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」及び「7.5 個別業務の実施」に基づき管理する。 また、検査は、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」, 「7.3.6 設計開発の妥当性確認」, 「7.5.1 個別業務の管理」及び「8.2.4 機器等の検査等」に基づき管理する。	○	○	—	—
	可搬型重大事故等対処設備等として、一般産業用工業品を購入する場合の機能・性能確認	可搬型重大事故等対処設備等として、一般産業用工業品を購入する場合においても、機能・性能を確認するための検査・試験を実施する。	—	—	○	—

○：該当あり —：該当なし、ただし、主管箇所の判断で準拠することができる。

注記 \*：別表3のグレードを示す。

管理の 段階	設計、工事及び検査の業務フロー*1		組織内外の 相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所		実施内容	添付本文 (記載項目)	証拠書類
	当社	供給者	当社	供給者			
I	業務計画	実施方針の作成	◎	—	設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発の実施内容、検討内容を明確にした「実施方針」を作成する。	—	・実施方針
II	調達要求事項作成のための設計		◎	—	<p>設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発プロセスの全体像、責任と権限及びインターフェイスを含めた、「設計開発計画」を作成する。</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発に用いる情報として要求事項を明確にした「設計開発に用いる情報に係る記録」を作成させ、その適切性をレビューし承認する。</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発の結果に係る情報として「設計図書等」を作成し、設計開発に用いる情報と対比した検証ができるよう、「設計開発の結果に係る記録」を作成させ、設計開発に用いる情報として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために検証を実施する。*2</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発の結果に係る情報として、「仕様書」を作成し、設計開発に用いる情報と対比した検証ができるよう、「設計開発の結果に係る記録」を作成させ、設計開発に用いる情報として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために検証を実施する。</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発の適切な段階において、設計開発レビューを実施する。</p>	3.6 設工認における調達管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計開発計画</li> <li>・設計開発に用いる情報に係る記録</li> <li>・設計開発の結果に係る記録</li> <li>・設計図書等（設計図書や技術検討書等の社内設計の結果として信頼性の高い図書）*2</li> <li>・仕様書</li> <li>・設計開発の検証の記録</li> <li>・設計開発レビューの記録</li> </ul>
III	調達	仕様書の作成	◎	○	<p>設計又は工事を主管する箇所の長は、「仕様書」を添付とした「稟議書」を上申し、承認された「仕様書」にて契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。</p> <p>契約を主管する箇所の長は、登録された供給者（取引先）の中から、調達製品を供給する能力がある供給者を選定する。</p>	3.6.1 供給者の技術的評価 3.6.2 供給者の選定 3.6.3 調達製品の調達管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稟議書</li> <li>・仕様書</li> </ul>
IV	設備の設計		◎	○	<p>設計又は工事を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムを審査するために「品質マネジメントシステムの計画」を徴収する。</p> <p>設計又は工事を主管する箇所の長は、供給者の詳細設計結果を「設計図書」として提出させ、該当する「設計図書」について、設計開発に用いる情報として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために検証を実施する。</p>	3.6.3 調達製品の調達管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質マネジメントシステムの計画</li> <li>・設計図書</li> <li>・設計開発の検証の記録</li> </ul>
V	工事及び検査		◎	○	<p>工事を主管する箇所の長は、調達要求事項を満たしていることを確実にするために、供給者から必要な「設計図書」を提出させ、審査・承認する。</p> <p>検査を担当する箇所の長は、「検査要領書」を作成させ、審査・承認し、それに基づき社内検査（供給者の検査・試験の結果に対する立会い又は記録による確認を含む。）を実施し、「検査に関する記録」を作成する。</p> <p>工事を主管する箇所の長は、工事及び検査の結果を「設計図書」として提出させる。</p>	3.6.3 調達製品の調達管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書</li> <li>・検査要領書</li> <li>・検査に関する記録</li> </ul>

注記 \*1：設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、設計開発の結果に係る情報に対して変更を実施する場合、当該変更に係る記録を作成する。また、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、レビュー、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。

\*2：詳細設計を自社で実施する場合の業務を示す。詳細設計を供給者に委託する場合は、当該業務を経由せず、次のステップに進む。

\*3：設計開発レビューは、「設計開発計画」に従って、設計開発の適切な段階にて実施する。

別図1(1/2) 業務フロー（設備に対して設計開発を適用する場合）

管理の 段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の 相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所		実施内容	添付本文 (記載項目)	証拠書類
	当社	供給者	当社	供給者			
I	業務計画	稟議書の作成	◎	-	工事を主管する箇所の長は、調達の実施内容、検討内容を明確にした「稟議書」を作成する。	3.6 設工認における 調達管理の方法	・稟議書
II	調達要求事項作成のための設計		-	-	-	-	-
III	調達	仕様書の作成	◎	○	工事を主管する箇所の長は、「仕様書」を添付とした「稟議書」を上申し、承認された「仕様書」にて契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。  契約を主管する箇所の長は、登録された供給者（取引先）の中から、調達製品を供給する能力がある供給者を選定する。	3.6.1 供給者の技術的評価 3.6.2 供給者の選定 3.6.3 調達製品の調達管理	・稟議書 ・仕様書
IV	設備の設計		-	-	-	-	-
V	工事及び検査	調達物品等の検証 (社内検査)	◎	○	工事を主管する箇所の長は、調達要求事項を満たしていることを確実にするために、供給者から必要な「設計図書」を提出させて確認する。  検査を担当する箇所の長は、「検査要領書」を作成させ、審査・承認し、それに基づき社内検査を実施し、「検査に関する記録」を作成する。	3.6.3 調達製品の調達管理	・設計図書 ・検査要領書 ・検査に関する記録

別図1(2/2) 業務フロー（設備に対して設計開発を適用しない場合）

技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方

1. 事業変更許可申請書との整合性を確保する観点から、事業変更許可申請書本文に記載している適合性確認対象設備に関する事業許可基準規則に適合させるための「設備の設計方針」、及び設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。
2. 技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で、事業変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を様式-6「各条文の設計の考え方（例）」に明確にした上で記載する。
3. 自主的に設置したものは、原則として記載しない。
4. 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の記載順となるように構成し、箇条書きにする等表現を工夫する。
5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。
  - (1) 事業変更許可申請書本文の記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるために特定できる手段がわかるように記載する。

また、技術基準規則への適合性を確保する観点で、事業変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。
  - (2) 事業変更許可申請書本文の記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件が分かる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（品質マネジメント文書で定める場合は「保安規定」を記載する。）の呼びみを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で、事業変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

- (3) 事業変更許可申請書本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認申請書の添付書類として担保する条件を以下の方法を使い分けることにより記載する。
- a. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認申請の対象とする。
  - b. 今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、並びにその評価結果に応じて取る措置の両方を設計対象とする。
- (4) 各条文のうち、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。
- (5) 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という設工認申請の審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。
- (6) 技術基準規則の解釈等に示された指針、原子力規制委員会文書、（旧）原子力安全・保安院文書、他省令等の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。
- a. 設置時に適用される要求等、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。
  - b. 条文等で特定の版が示されているが、施設管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名及び必要に応じそのコード番号を記載する。
  - c. 解釈等に示された条文番号は、当該文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題で記載する。
  - d. 条件付の民間規格又は事業変更許可申請書の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件等を文章として反映する。  
また、事業変更許可申請書の添付書類を呼び込む場合は、対応する本文のタイトルを呼び込む。



## 設工認における解析管理について

設工認に必要な解析のうち、調達（「3.6 設工認における調達管理の方法」参照）を通じて実施した解析は、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（一般社団法人日本原子力技術協会，令和3年6月発行）」に示される要求事項を基に，当社の要求事項を加えて策定した仕様書により，供給者への解析業務に係る要求事項を明確にしている。

これに基づき，解析業務を主管する箇所の長は，調達要求事項に解析業務を含む場合，以下のとおり特別な調達管理を実施する。

なお，事業者と供給者の解析業務の流れを別図1に示すとともに，設工認に係る解析業務の調達の流れを別図2に示す。

## 1. 仕様書の作成

解析業務を主管する箇所の長は，解析業務における必要な品質マネジメントシステムに係る活動として，「燃料製造事業部 調達管理要領」に基づき，通常の調達要求事項に加え，解析業務に係る要求事項を仕様書で追加要求する。

## 2. 解析業務の計画

解析業務を主管する箇所の長は，供給者から解析業務を実施する前に下記事項の計画（実施段階，目的，内容，実施体制等）を明確にした業務計画書等（品質マネジメントシステムの計画，業務要領書，手順書を含む。）を提出させ，仕様書の要求事項を満たしていることを確実にするため検証する。

- ・解析業務の作業手順（デザインレビュー，審査方法，時期等を含む。）
- ・解析結果の検証
- ・業務報告書の確認
- ・解析業務の変更管理

また，解析業務を主管する箇所の長は，供給者の解析業務に変更が生じた場合，及び契約締結後に当社の特別の理由により契約内容等に変更の必要が生じた場合は，「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づき必要な手続きを実施する。

## 3. 解析業務の実施

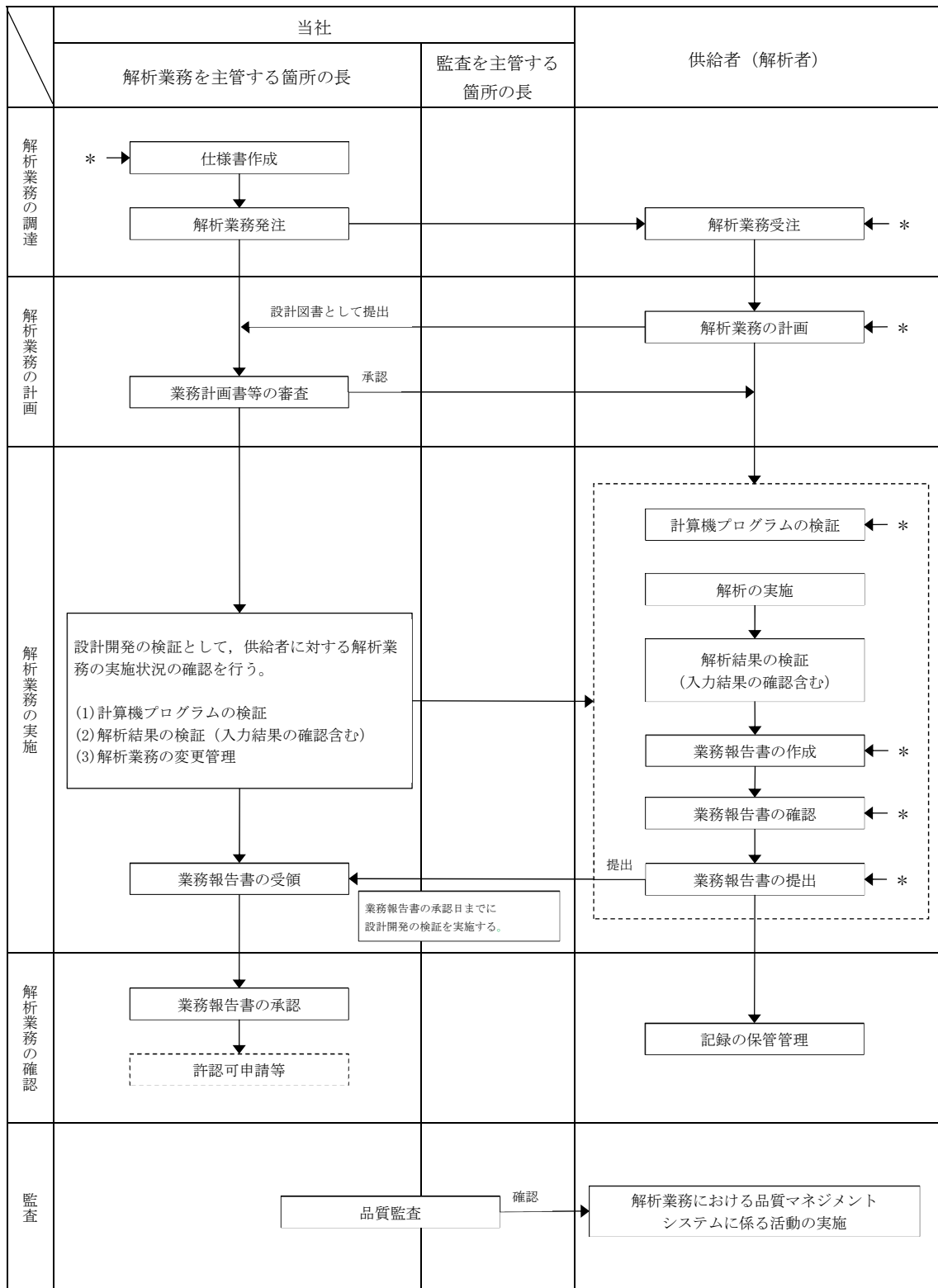
解析業務を主管する箇所の長は，供給者から業務報告書が提出されるまでに解析業務が確実に実施されていることを確認する。

当社の供給者に対する解析業務の確認は、設計開発の検証として、確認者を指名し実施する。

具体的な確認の視点を別表1に示す。

#### 4. 業務報告書の確認

解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された業務報告書が要求事項に適合していること、また供給者が実施した検証済みの解析結果が適切に反映されていることを確認する。



注記 \*：解析業務に変更が生じる場合は、各段階においてその変更を反映させる。

別図1 解析業務の流れ

管理の段階	設計, 工事及び検査の業務フロー		組織内外の相互関係 ◎: 主管箇所 ○: 関連箇所		実施内容	添付本文 (記載項目)	証拠書類
	当社	供給者	当社	供給者			
仕様書の作成	仕様書の作成		◎	—	解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」を作成し、解析業務に係る要求事項を明確にする。	3.6.1 供給者の技術的評価 3.6.2 供給者の選定 3.6.3 調達製品の調達管理	・仕様書
解析業務の計画	業務計画書等の審査, 承認	業務計画書等の作成, 確認	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「業務計画書等」で、計画（解析業務の作業手順／解析業務の実施体制／解析結果の検証／業務報告書の確認／解析業務の変更管理／記録の保管管理）が明確にされていることを確認する。	3.6.3 調達製品の調達管理	・業務計画書等（品質マネジメントシステムの計画, 業務要領書, 手順書を含む。）（供給者提出）
解析業務の実施	解析業務の実施状況の確認	解析業務の実施	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は、設計開発の検証として、解析の実施状況（計算機プログラムの検証／解析結果の検証（入力結果の確認含む）／解析業務の変更管理）について確認する。	3.6.3 調達製品の調達管理	・設計開発の検証の記録
業務報告書の確認	業務報告書の承認	業務報告書の作成, 確認	◎	○	解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「業務報告書」で、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認する。	3.6.3 調達製品の調達管理	・業務報告書（供給者提出）

別図2 設工認に係る解析業務の設計・調達の流れ（解析）

別表1 解析業務を実施する供給者に対する確認の視点

No.	検証項目	当社の供給者に対する確認の視点
1	計算機プログラムの検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な施設（その他必要な波及的影響を含む）に関わる解析について計算機プログラムを用いる場合は、簡易法等による検証が行われていること。また、当該設計に直接関与しない部署による確認が行われていること。</li> </ul>
2	解析結果の検証 (入力結果の確認含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解析に使用した計算式が妥当であること。</li> <li>・解析に使用した解析モデルが妥当であること。</li> <li>・解析に使用した入出力データが妥当であること（以下の項目について確認）。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)入力データに用いた構造図等の設計図書が最新である。</li> <li>(2)入力データが当該計算機プログラムのマニュアルと整合がとれている。</li> <li>(3)「入力条件」と「入力データを含む出力データシート」による一貫した確認を実施している。</li> </ol> </li> <li>・新技術・新知見を採用し解析した場合において、代替計算、モックアップ等の実証試験の結果が、設計要求事項の内容から逸脱していないこと。</li> <li>・計算式、計算機プログラムにおいて式の転用、外挿を行った場合において、代替計算、モックアップ等の実証試験の結果が、設計要求事項の内容から逸脱していないこと。</li> <li>・計算過程又は計算結果において単位換算を実施している場合には、SI単位への換算方法及び換算結果が正しいこと。</li> <li>・他の関連解析と、計算式、計算機プログラム、解析モデル、入力条件が共通している場合、それが妥当であること。</li> <li>・解析結果の傾向を分析し、解析結果が妥当である（再解析を実施する必要がない）と判断できること。</li> </ul>
3	解析業務の変更管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計算機プログラムを変更して使用する場合は、計算機プログラム及びそのマニュアルの変更管理を行い、変更後の計算機プログラムの検証を実施していること。</li> <li>・特定の機器の設計に使用される文献式を適用して作成された計算機プログラムを変更する際には、文献における式の意味を確認の上、変更を行っていること。</li> <li>・計算機プログラムを変更した場合は、変更内容を周知・教育していること。</li> </ul>

当社MOX燃料加工施設における設計管理・調達管理について

1. 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者（以下「取引先」という。）が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、別表1に示すA区分取引先については、取引先の審査、登録及び登録更新を「調達管理要則」及び「取引先評価・選定要領」に基づき実施する。

なお、設工認に係る調達については、全てA区分取引先であるため、取引先の審査を実施し、取引先の調達製品を供給する能力に問題はないことを確認しており、必要に応じて監査を実施している。

1.1 取引先の審査

契約を主管する箇所の長は、取引希望先に対して、契約前に経営状況、総合技術力、品質マネジメントシステム等について審査し、登録の適否判定を行うものとする。

なお、契約を主管する箇所の長が必要と判断した場合、関係箇所に技術審査を依頼し、その審査結果を判定に用いることができる。

1.2 取引先の登録

契約を主管する箇所の長は、判定の結果、基準を満たす場合は、取引先として登録する。

1.3 取引先の登録更新

契約を主管する箇所の長は、登録取引先について、引き続き取引予定のある場合には、経営状況、総合技術力、品質マネジメントシステム等について更新審査を行い、原則として登録の有効期間内に登録更新を行う。登録の有効期間は、前回登録更新日が属する年度から3年度後の年度末までとする。

2. 仕様書作成のための設計について

設計、工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、「燃料製造事業部 設工認申請・使用前事業者検査運用要領」に基づき、添付-1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「別表2」に示す対象に対して、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用する場合、設計・調達の管理の各段階（添付-1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「別表6」に示す管理の段階Ⅱ、Ⅳ及びⅤ）において、必要な管理を実施する。

なお、設計開発の業務の流れを別図1に示すとともに、仕様書作成のための設計に関する活動内容を以下に示す。

## 2.1 設計開発の管理

### 2.1.1 設計開発計画

- (1) 設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発計画を策定するとともに、設計開発を管理する。
- (2) 設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
  - a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
  - b. 設計開発の各段階における適切なレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
  - c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
  - d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 設計又は工事を主管する箇所の長は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- (4) 設計又は工事を主管する箇所の長は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

### 2.1.2 設計開発に用いる情報

- (1) 設計又は工事を主管する箇所の長は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
  - a. 機能及び性能に係る要求事項
  - b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
  - c. 関係法令
  - d. その他設計開発に必要な要求事項
- (2) 設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発に用いる情報について、その妥当性をレビューし、承認する。

### 2.1.3 設計開発の結果に係る情報

- (1) 設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。

- (2) 設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- (3) 設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
  - a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
  - b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
  - c. 合否判定基準を含むものであること。
  - d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

なお、設計開発の結果に係る情報の一つである仕様書は、調達管理に用いられることから、「調達管理要則」の要求事項も満たすように作成する。

#### 2.1.4 設計開発レビュー

- (1) 設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした設計開発レビューを実施する。
  - a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
  - b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- (2) 設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

#### 2.1.5 設計開発の検証

- (1) 設計又は工事を主管する箇所の長は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。
- (2) 設計又は工事を主管する箇所の長は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 設計又は工事を主管する箇所の長は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。



### 2.1.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認を実施する。
- (2) 工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発の妥当性確認を完了する。
- (3) 工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発の妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

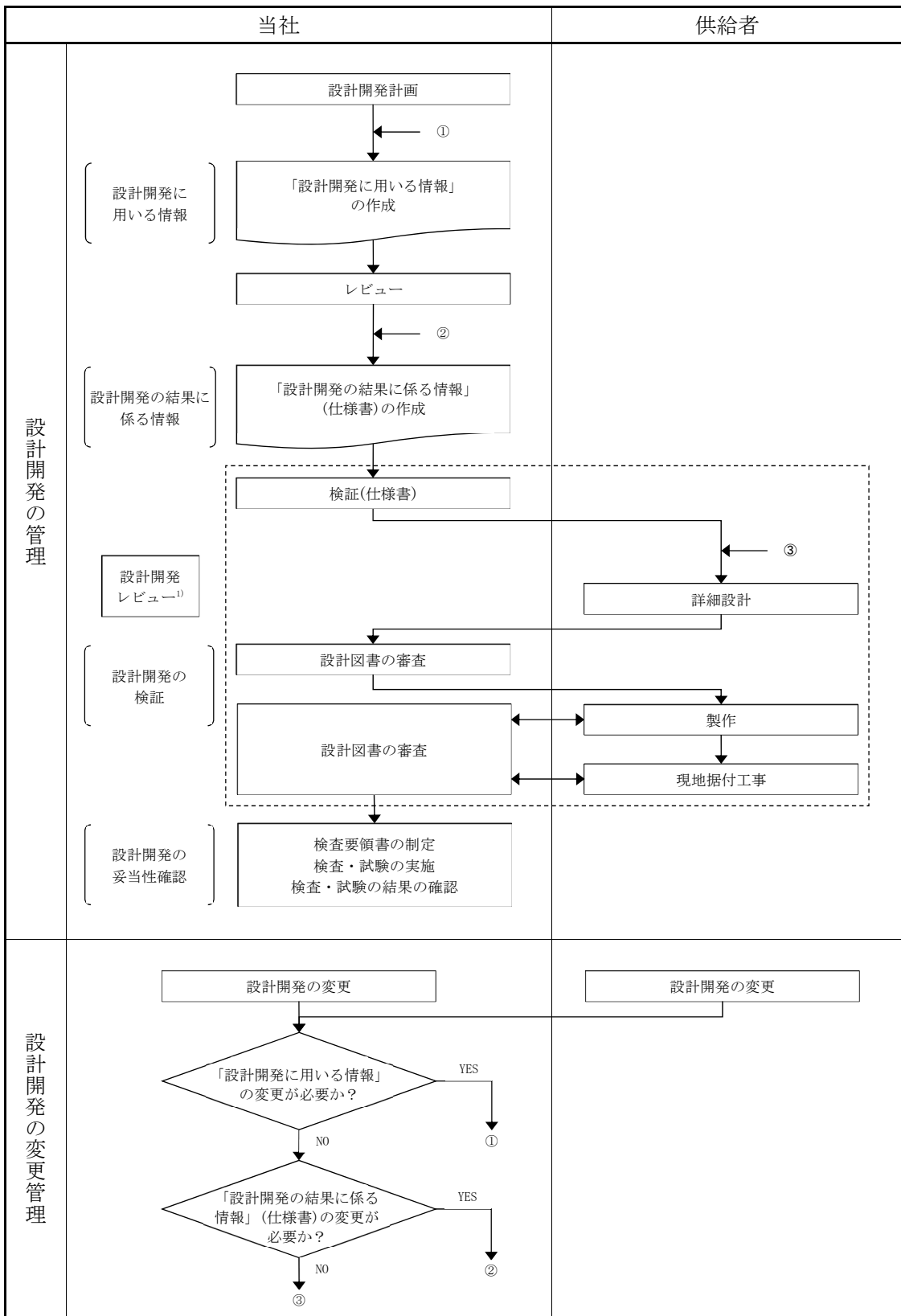
### 2.2 設計開発の変更の管理

- (1) 設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、レビュー、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、(2)のレビューにおいて、設計開発の変更が施設に及ぼす影響の評価を行う。
- (4) 設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、(2)のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

別表1 取引先の管理区分

管理区分	対 象
A区分取引先	グレード* I, II, IIIに該当する調達物品等を供給する取引先
B区分取引先	グレード*IVに該当する調達物品等を含む,「取引先評価・選定要領」の適用が除外される調達物品等を供給する供給者及びグレード* I～IVの供給者の代理店等

注記 \* : 添付-1「当社MOX燃料加工施設におけるグレード分けの考え方」の「別表3」のグレードを示す。



注記 \* : 設計開発レビューは、「設計開発計画」に従って、設計開発の適切な段階にて実施する。

別図1 設計開発の業務の流れ

(2) - 2

本設工認に係る設計の実績,  
工事及び検査の計画

## 目 次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画	1

## 1. 概要

本資料は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づく設計に係るプロセスの実績，工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

## 2. 基本方針

MOX燃料加工施設における設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに，組織内外の関係，進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として，組織内外の関係，進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

## 3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に基づき実施した，MOX燃料加工施設における設計の実績，工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-1により示す。

また，適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-9により示す。

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

各段階	プロセス(設計対象) 実績:3.3.1~3.3.3(5) 計画:3.4.1~3.7.2	組織内外の相互関係 ◎:主担当 ○:関連		インプット	アウトプット	他の記録類				
		当社	供給者							
設計	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	◎	—	事業変更許可申請書, 技術基準規則, 事業許可基準規則, ウラン・プルトニウム混合酸化燃料加工施設安全審査指針	規則間比較表	業務管理文書「MOX 燃料加工施設の適合性確認について」				
	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	—	事業変更許可申請書, 技術基準規則, 事業許可基準規則, 設計資料	様式-2	設計のレビューの記録(設計段階)				
	3.3.3 (1) 基本設計方針の作成(設計1)		◎	—	技術基準規則, 設計資料	様式-3, 4	設計のレビューの記録(設計段階)			
					様式-2, 4, 事業変更許可申請書, 技術基準規則, 設計資料	様式-5	設計のレビューの記録(設計段階)			
	3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)		◎	—	様式-5, 様式-7(基本設計方針), 設計資料	様式-8	設計のレビューの記録(設計段階)			
					添付II 放射線による被ばくの防止に関する説明書					
					放射線による被ばくの防止に関する設計	◎	○	事業変更許可申請書, 設計図書, 設計資料	設計資料(放射線による被ばくの防止に関する説明書, 平面図及び断面図, 構造図)	設計のレビューの記録(設計段階)
					添付III 加工施設の耐震性に関する説明書					
					加工施設の耐震性に関する設計	◎	○	事業変更許可申請書, 設計図書, 既設工認, 適用規格, 設計資料	設計資料(加工施設の耐震性に関する説明書, 平面図及び断面図)	設計のレビューの記録(設計段階)
					添付V その他の説明書					
					添付V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書					
					加工施設の自然現象等に対する損傷の防止に関する設計	◎	○	事業変更許可申請書, 設計図書, 適用規格, 設計資料	設計資料(加工施設の自然現象等に対する損傷の防止に関する説明書)	設計のレビューの記録(設計段階)
					添付V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書					
					加工施設の閉じ込めの機能に関する設計	◎	○	事業変更許可申請書, 設計図書, 設計資料	設計資料(加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書)	設計のレビューの記録(設計段階)
					添付V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書					
					安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する設計	◎	—	事業変更許可申請書, 設計資料	設計資料(安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)	設計のレビューの記録(設計段階)
	添付V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書									
	加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計	◎	—	事業変更許可申請書, 設計資料	設計資料(加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書)	設計のレビューの記録(設計段階)				
	添付V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書									
火災及び爆発の防止に関する設計	◎	○	事業変更許可申請書, 設計図書, 関係法令, 適用規格, 設計資料	設計資料(火災及び爆発の防止に関する説明書, 配置図)	設計のレビューの記録(設計段階)					
添付V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書										
加工施設内における溢水による損傷の防止に関する設計	◎	—	事業変更許可申請書, 設計資料	設計資料(加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書)	設計のレビューの記録(設計段階)					
添付V-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書										
安全避難通路等に関する設計	◎	—	事業変更許可申請書, 建築基準法, 消防法, 設計資料	設計資料(安全避難通路に関する説明書)	設計のレビューの記録(設計段階)					
3.3.3 (3) 設計のアウトプットに対する検証	◎	—	様式-2~8	設計の検証の記録						
3.3.3 (4) 設工認申請(届出)書の作成	◎	○	設計-1, 2	設工認申請書案	設工認図書原案チェックシート					
3.3.3 (5) 設工認申請(届出)書の承認	◎	—	設工認申請書案	設工認申請書	安全委員会議事録					
工事及び検査	3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	◎	○	設計資料	様式-8, 仕様書	設計のレビューの記録(工事段階)				
	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施	◎	○	仕様書	工事記録					
	3.5.2 使用前事業者検査の計画	◎	○	様式-8(「設備の具体的設計結果」欄)	検査整理表, 検査実施計画					
	3.5.3 検査計画の管理	◎	○	検査実施計画	検査管理表					
	3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	—	—	—					
	3.5.5 使用前事業者検査の実施	◎	○	検査整理表, 検査実施計画 検査要領書	検査要領書 検査記録					
3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ	◎	○	—	検査記録						

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

施設区分	設備区分						名称	機種	品質重要度分類			設計開発の管理区分 <small>保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用</small>	調達の管理区分				備考
									1	2	3		グレード I	グレード II	グレード III	グレード IV	
加工設備 本体	成形施設	燃料加工 建屋	—	—	—	—	燃料加工建屋	建屋・洞道	○			○					
加工設備 本体	成形施設	燃料加工 建屋	—	—	—	—	建屋遮蔽(燃料加工建屋)	遮蔽設備	○			○					
加工設備 本体	成形施設	燃料加工 建屋	—	—	—	—	遮蔽扉(燃料加工建屋)	遮蔽設備		○		○					
加工設備 本体	成形施設	燃料加工 建屋	—	—	—	—	遮蔽蓋(燃料加工建屋)	遮蔽設備			○	○					
その他の 加工施設	—	非常用設 備	火災防 護設備	—	—	—	火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建 屋))	建物・構築物(火災区 画構造物及び火災区 画構造物)	○			○					防火扉含む



### (3) 加工施設の技術基準への適合性に関する説明書

## 目 次

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

- I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書 次回以降申請
  
- II 放射線による被ばくの防止に関する説明書
  
- III 加工施設の耐震性に関する説明書
  
- IV 強度に関する説明書 次回以降申請
  
- V その他の説明書
  - V-1 説明書
    - V-1-1 各施設に共通の説明書
      - V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
      - V-1-1-2 加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書
      - V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 次回以降申請
      - V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件  
の下における健全性に関する説明書
      - V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書
      - V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書
      - V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
      - V-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 次回以降申請
      - V-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書
      - V-1-1-10 搬送設備に関する説明書 次回以降申請
      - V-1-1-11 警報設備等に関する説明書 次回以降申請
    - V-1-2 緊急時対策所に関する説明書 次回以降申請
    - V-1-3 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 次回以降申請
    - V-1-4 放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 次回以降申請
    - V-1-5 放射線管理施設に関する説明書 次回以降申請
    - V-1-6 その他の加工施設に関する説明書 次回以降申請
  - V-2 加工施設に関する図面

































































設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(申請対象設備リスト)

番号	施設区分	設備区分	機器	機種	設置場所	数量	申請時期 及び 申請回数	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	適用 (主規)	典拠 (主規)	備考	第 二 十 七 条 第 一 項	第 二 十 七 条 第 二 項	第 二 十 七 条 第 三 項	第 二 十 七 条 第 四 項	第 二 十 七 条 第 五 項	第 二 十 七 条 第 六 項	第 二 十 七 条 第 七 項	第 二 十 七 条 第 八 項	第 二 十 七 条 第 九 項	第 二 十 七 条 第 十 項	第 二 十 七 条 第 十 一 項	第 二 十 七 条 第 十 二 項	第 二 十 七 条 第 十 三 項	第 二 十 七 条 第 十 四 項	第 二 十 七 条 第 十 五 項	第 二 十 七 条 第 十 六 項	第 二 十 七 条 第 十 七 項	第 二 十 七 条 第 十 八 項	第 二 十 七 条 第 十 九 項	第 二 十 七 条 第 二 十 項															
															465	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	設計基準 対象の施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
466	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	設計基準 対象の施 設	排気筒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
467	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
468	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
469	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
470	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
471	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
472	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
473	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
474	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
475	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
476	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
477	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
478	放射性能 物の廃棄 施設	—	気体廃棄 物の廃棄 設備	重大事故 等対応施 設	外部放出 抑制設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—













設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(申請対象設備リスト)

番号	施設区分	設備区分	機器	機種	設置場所	数量	申請時期 及び 申請回数	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	典拠 (主従)	備考	第二十八号第一項	第二十八号第二項	第二十八号第三項	第二十八号第四項	第二十八号第五項	第二十八号第六項	第二十八号第七項	第二十八号第八項	第二十八号第九項	第二十八号第十項	第二十八号第十一項	第二十八号第十二項	第二十八号第十三項	第二十八号第十四項	第二十八号第十五項	第二十八号第十六項	第二十八号第十七項	第二十八号第十八項	第二十八号第十九項	第二十八号第二十項					
															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
497	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ポンプ	燃料加工棟	2	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
498	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	容器	燃料加工棟	2	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
499	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ポンプ	燃料加工棟	2	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
500	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	放射線等取扱ボックス	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
501	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	容器	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
502	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ポンプ	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
503	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ろ過装置	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
504	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ろ過装置	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
505	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ろ過装置	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
506	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ろ過装置	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
507	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	容器	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
508	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ポンプ	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
509	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	放射線等取扱ボックス	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
510	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	容器	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
511	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ポンプ	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
512	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ろ過装置	燃料加工棟	2	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
513	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	容器	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
514	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ポンプ	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
515	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	容器	燃料加工棟	3	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
516	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ポンプ	燃料加工棟	2	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
517	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	主配管 (低レベル廃液処理系)	燃料加工棟	1式	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
518	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	計装/放管設備 (計測装置)	燃料加工棟	3	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
519	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	計装/放管設備 (計測装置)	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
520	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	計装/放管設備 (計測装置)	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
521	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	計装/放管設備 (計測装置)	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
522	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	計装/放管設備 (計測装置)	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
523	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	計装/放管設備 (計測装置)	燃料加工棟	1	2-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
524	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	建物・構築物 (保管・廃棄エリア)	燃料加工棟	-	4-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
525	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	容器	燃料加工棟	4	4-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
526	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	ポンプ	燃料加工棟	2	4-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
527	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	主配管 (海洋放出管理系 (燃料加工棟の排水口から再処理施設との集合点までの範囲))	燃料加工棟	1式	4-1	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
528	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	主配管 (海洋放出管理系 (燃料加工棟の排水口から再処理施設との集合点までの範囲以外))	燃料加工棟	1式	4-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
529	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	建物・構築物 (保管・廃棄エリア)	燃料加工棟	-	4-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
530	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	建物・構築物 (保管・廃棄エリア)	燃料加工棟	-	4-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
531	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	低レベル廃液処理設備	建物・構築物 (保管・廃棄エリア)	燃料加工棟	-	4-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
532	放射線監視設備	放射線監視設備	室内モニタリング設備	計装/放管設備 (計測装置)	燃料加工棟	18	3-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
533	放射線監視設備	放射線監視設備	室内モニタリング設備	計装/放管設備 (計測装置)	燃料加工棟	18	3-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
534	放射線監視設備	放射線監視設備	室内モニタリング設備	計装/放管設備 (計測装置)	燃料加工棟	21	3-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
535	放射線監視設備	放射線監視設備	室内モニタリング設備	-	燃料加工棟	1式	3-2	新設	非安全	-	C/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
536	放射線監視設備	放射線監視設備	室内モニタリング設備	計装/放管設備 (計測装置)	燃料加工棟	2	3-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB・SA兼用	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
537	放射線監視設備	放射線監視設備	室内モニタリング設備	-	燃料加工棟	1式	3-2	新設	-	常設	-/(C)常	主: 工程室排気設備 副: 排気モニタリング設備 技術基準規則 第二章「安全管理」を有する施設」の適合性は、工程室排気設備にて示す。	※可動型ダンプ出口風速計接続口分岐部から排気管 (燃料加工棟監視) までの距離は、基準地盤動 Ss の 1.2 倍の距離力において、経路が維持できる設計とする。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
538	放射線監視設備	放射線監視設備	室内モニタリング設備	-	燃料加工棟	1式	3-2	新設	-	常設	-/(C)常	主: グローブボックス排気設備 副: 排気モニタリング設備 技術基準規則 第二章「安全管理」を有する施設」の適合性は、グローブボックス排気設備にて示す。	※可動型ダンプ出口風速計接続口分岐部から排気管 (燃料加工棟監視) までの距離は、基準地盤動 Ss の 1.2 倍の距離力において、経路が維持できる設計とする。	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



























設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(申請対象設備リスト)

番号	施設区分	設備区分	機器	機種	設置場所	数量	申請時期 及び 申請回数	変更区分	DB区分	S/A区分	耐震設計	兼用 (主注)	共用 (主注)	備考	第 二 十 七 条 第 一 項	第 二 十 七 条 第 二 項	第 二 十 七 条 第 三 項	第 二 十 七 条 第 四 項	第 二 十 七 条 第 五 項	第 二 十 七 条 第 六 項	第 二 十 七 条 第 七 項	第 二 十 七 条 第 八 項	第 二 十 七 条 第 九 項	第 二 十 七 条 第 十 項	第 二 十 七 条 第 十 一 項	第 二 十 七 条 第 十 二 項	第 二 十 七 条 第 十 三 項	第 二 十 七 条 第 十 四 項	第 二 十 七 条 第 十 五 項	第 二 十 七 条 第 十 六 項	第 二 十 七 条 第 十 七 項	第 二 十 七 条 第 十 八 項	第 二 十 七 条 第 十 九 項	第 二 十 七 条 第 二 十 項							
															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
653	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源の供給に係る設備	非常用電源設備	安全冷却水系(冷却設備)	2	4-2	新設	非安全	-	C/-	-	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
654	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源の供給に係る設備	非常用電源設備	非常用直流電源設備	電力貯蔵装置(蓄電池)	燃料加工施設	1式	3-2	新設	安全	S/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
655	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源の供給に係る設備	非常用電源設備	非常用無停電電源装置	電力貯蔵装置(蓄電池)	燃料加工施設	1式	3-2	新設	安全	S/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
656	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源の供給に係る設備	非常用電源設備	燃料油貯蔵タンク	容器	燃料加工施設	1	3-2	新設	安全	S/-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
657	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源の供給に係る設備	非常用電源設備	電源タンク	容器	再処理施設	4	4-2	新設	非安全	C/-	-	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
658	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源の供給に係る設備	非常用電源設備	第2運転子機用ディーゼル発電機	-	再処理施設	1	4-2	新設	非安全	C/-	-	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
659	その他の加工施設	非常用設備	非常用電源の供給に係る設備	非常用電源設備	第2運転子機用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備	-	再処理施設	4	4-2	新設	非安全	C/-	-	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
660	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	受電開閉設備	受電開閉設備	-	再処理施設	2系統	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
661	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	受電開閉設備	受電変圧器	-	再処理施設	4	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>	
662	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	燃料加工施設の6.9kV運転子機用母線	-	燃料加工施設	1式	3-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
663	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	燃料加工施設の6.9kV常用母線	-	燃料加工施設	1式	3-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
664	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	ユーティリティ施設の6.9kV常用主母線	-	再処理施設	2系統	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
665	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	ユーティリティ施設の6.9kV運転子機用主母線	-	再処理施設	1式	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
666	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	第2ユーティリティ施設の6.9kV運転子機用主母線	-	再処理施設	3系統	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
667	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	第2ユーティリティ施設の6.9kV常用主母線	-	再処理施設	1式	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
668	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	非常用電源施設の6.9kV非常用主母線	-	再処理施設	2系統	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
669	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	制御施設の6.9kV非常用母線	-	再処理施設	2系統	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
670	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	制御施設の6.9kV運転子機用母線	-	再処理施設	2系統	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
671	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線	-	再処理施設	2系統	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
672	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	低レベル廃棄物処理施設の6.9kV運転子機用母線	-	再処理施設	1式	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
673	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	高圧母線	燃料加工施設の460V運転子機用母線	-	燃料加工施設	1式	3-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
674	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	低圧母線	燃料加工施設の460V常用母線	-	燃料加工施設	1式	3-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
675	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	低圧母線	制御施設の460V非常用母線	-	再処理施設	2系統	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>
676	その他の加工施設	非常用設備	外部から取付燃料加工施設主電源供給に係る設備	低圧母線	制御施設の460V運転子機用母線	-	再処理施設	2系統	4-2	新設	非安全	常設	C/(C)	DB※・SA兼用	再処理(WOX)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<<○>>















































設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(各条における施設共通 基本設計方針)

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)	
第5条 安全機能を有する施設の地盤	耐震重要施設以外の建物・構築物の支持性能	○	—	—	○	○	○	○
	Sクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	○	○	○	○	○	○	○
	B, Cクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	○	—	—	○	○	○	○
第6条 地震による損傷の防止	動的地震力の組合せ方法	○	○	○	○	○	○	○
	建物・構築物の動的解析方法	○	○	○	—	○	—	○
	機器・配管系の動的解析方法	—	○	○	○	○	○	○
	間接支持構造物の支持機能における評価方法	○	—	—	—	—	—	—
	波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	○	○	○	○	○	○	○
第7条 津波による損傷の防止	耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設の津波に対する考慮	○	—	—	—	—	—	—
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○
	竜巻防護対象施設を設置しない区画の設定	○	—	—	—	○	—	—
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○
	全工程停止等	○	○	○	○	○	○	○
	固縛等の措置	○	○	○	○	○	○	○
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○
	波及的影響を及ぼし得る施設	○	○	○	○	○	○	○
	降下火砕物の長期的な堆積	○	○	○	○	○	○	○
	除灰後の点検及び保守等	○	○	○	○	○	○	○
	大気汚染	○	○	○	○	○	○	○
	焼結設備, 火災防護設備, 小規模試験設備及び非常用所内電源設備の盤に対する考慮	—	—	○	—	○	—	—
	外部電源喪失	○	○	○	○	○	○	○
	新知見の確認及びモニタリング	○	○	○	○	○	○	○
フィルタの交換, 清掃及び追加設置	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○
	敷地内の危険物貯蔵施設等	○	○	○	○	○	○	○
	防火帯	○	○	○	○	○	○	○
	MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等	○	○	○	○	○	○	○
	焼結設備, 火災防護設備, 小規模試験設備及び非常用所内電源設備の盤に対する考慮	—	—	○	—	○	—	—
	共通的な運用等の措置・換気停止を含む有毒ガス発生時の運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○
	防火帯の運用	○	○	○	○	○	○	○
	タンクローリ火災に対する措置	○	○	○	○	○	○	○
	ばい煙に対する措置	○	○	○	○	○	○	○
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (航空機落下)	有毒ガスに対する措置	○	○	○	○	○	○	○
	航空路の変更等の状況確認	○	○	○	○	○	○	○
	凍結及び高温に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○
	排水溝及び敷地内排水路	○	○	○	○	○	○	○
	避雷設備	○	○	○	○	○	○	○
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止 (その他)	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○
	有毒ガスの対応	○	○	○	○	○	○	○
	加工工程停止等の施設への影響を軽減するための措置	○	○	○	○	○	○	○
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○
	除雪	○	○	○	○	○	○	○
	人の不法な侵入の防止に係る措置	○	—	—	—	—	—	—
第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止	不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え, 又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置	○	—	—	—	—	—	—
	不正アクセス行為の防止に係る措置	○	—	—	—	—	—	—
	関係機関との通信及び連絡に係る措置	○	—	—	—	—	—	—
	核物質防護上の体制整備, 手順整備等に係る措置	○	—	—	—	—	—	—
	工程停止及び排風機等の停止による漏えいの拡大防止対策	○	—	○	—	—	—	—
第10条 閉じ込めの機能	工程停止及び排風機等の停止による漏えいの拡大防止対策	○	—	○	—	—	—	—



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(各条における施設共通 基本設計方針)

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考			
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)		
第11条 火災等による損傷の防止	第1章 共通項目	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区画の設定及び管理	○	○	○	○	○	○	○		
		煙等流入防止対策	—	○	—	—	—	—	—		
		消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計	○	○	○	○	○	○	○	○	
		火災防護計画	○	○	○	○	○	○	○	○	
		水素・アルゴン混合ガス供給時の水素濃度確認	○	○	○	○	○	○	○	○	
		分析試薬に対する保管・取り扱いに係る対策	○	○	○	○	○	○	○	○	
		油内包設備 漏えい拡大防止対策	—	—	—	○	○	—	—	○	
		油内包設備 配置上の考慮	—	—	○	—	—	—	—	—	
		発火性物質又は引火性物質の貯蔵	—	○	○	○	○	○	○	○	
		可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策	—	—	—	—	○	—	—	—	
		可燃性ガス内包設備 配置上の考慮	—	—	—	—	○	—	—	—	
		換気に係る水素濃度設定	—	○	○	○	○	○	○	○	
		蓄電池室の設計	—	○	○	○	○	○	○	○	
		防爆対策	—	—	—	—	○	—	—	○	
		接地対策	—	—	—	—	○	—	—	—	
		有機溶剤の持ち込みに係る運用	—	○	○	○	○	○	○	○	
		可燃性物質の保管管理(発火源への対策)	—	○	○	○	○	○	○	○	
		廃棄物の保管(金属容器への封入)	○	○	○	○	○	○	○	○	
		遮断器	—	—	—	—	○	—	—	—	
		電気室(電源供給のみに使用)	○	○	○	○	○	○	○	○	
		建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置	○	○	○	○	○	○	○	○	
		主要な構造材に対する不燃性材料の使用	—	○	○	○	○	—	—	○	
		パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置	—	—	○	—	○	—	—	○	
		金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル	—	—	○	—	○	—	—	○	
		保温材に対する不燃性材料の使用	—	—	○	—	○	—	—	—	
		建屋内装材の不燃性材料の使用	○	—	—	—	—	—	—	○	
		建屋内装材の塗装(難燃性)	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カーペット(防災物品)	○	—	—	—	—	—	—	○	
		火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器のケーブルに対する難燃性材料の使用	—	○	○	○	○	○	—	○	
		火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器の非難燃ケーブルへの措置	—	○	○	○	○	○	—	○	
		換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用	—	—	○	—	—	—	—	○	
		絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用	—	—	—	—	○	—	—	○	
		遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用	—	○	—	○	—	○	—	—	
		避雷設備(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	○	○	○	○	○	
		耐震設計(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	○	○	○	○	○	
		中央監視室の影響軽減対策	—	○	○	○	○	○	—	—	
		火災影響評価	—	—	—	—	—	—	○	○	
		第2章 個別項目	火災区域に対する貫通部処理(耐火シール)	—	—	○	—	○	—	○	
			点検・試験(火災感知器)	—	○	○	○	○	○	○	
			予備品確保・早期復旧(火災感知器)	—	○	○	○	○	○	○	
			消火水による影響	—	—	—	—	○	—	—	
			消火水の流出防止対策	—	—	○	—	—	—	○	
			消火ガスの流出防止対策	—	—	○	—	—	—	—	
			移動式消火設備	—	—	—	—	—	—	○	
			ポンプを設置する室に対する人による消火活動	—	○	○	○	○	○	○	

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(各条における施設共通 基本設計方針)

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考		
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)	
第12条 加工施設内における溢水による損傷の防止	第1章 共通項目	溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持	○	—	—	—	—	—	—	
		溢水評価条件の変更の都度、溢水評価を実施すること	○	—	—	—	—	—	—	
		溢水源の設定(想定破損)	○	—	—	—	—	○	○	
		配管の肉厚管理	○	—	—	—	—	○	○	
		溢水源の設定、溢水量の算出(消火水)	○	—	—	—	—	○	○	
		溢水源の設定、溢水量の算出(地震)	○	—	—	—	—	○	○	
		溢水源の設定、溢水量の算出(その他)	○	—	—	—	—	○	○	
		隔離操作(溢水量の算出)	○	—	—	—	—	○	○	
		手動による漏えい停止の手順	○	—	—	—	—	—	—	
		溢水防護区画及び溢水経路の設定	○	—	—	—	—	○	○	
		防水扉及び水密扉の閉止運用	○	—	—	—	—	—	—	
		没水影響評価の実施	○	—	—	—	—	○	○	
		機能喪失高さの設定	○	○	○	○	○	○	○	
		被水影響評価の実施	○	—	—	—	—	○	○	
	保護構造	○	—	—	—	—	○	○		
	評価対象の設備の抽出	○	—	—	—	—	○	○		
	消火水放水時に不用意な放水を行わない運用	○	—	—	—	—	—	—		
	蒸気影響評価の実施	○	—	—	—	—	○	○		
	建屋外からの溢水評価の実施	○	—	—	—	—	○	○		
	第2章 個別項目	溢水防護設備の保守点検、補修	○	—	—	—	—	—	—	
		防水扉	—	—	—	—	—	—	○	
		水密扉	—	—	—	—	—	—	○	
		床ドレン逆止弁	—	—	—	—	—	—	○	
		壁(貫通部止水処置を含む。)	—	—	—	—	—	—	○	
		溢水防護板	—	—	—	—	—	—	○	
		自動検知・遠隔隔離システム	—	—	—	—	—	—	○	
		ターミナルエンド防護カバー	—	—	—	—	—	—	○	
		蒸気防護板	—	—	—	—	—	—	○	
地震計		—	—	—	—	—	—	○		
漏えい検知器		—	—	—	—	—	—	○		
液位計		—	—	—	—	—	—	○		
第13条 安全避難通路等		安全避難通路	○	—	—	—	○	—	○	
		可搬型照明	○	—	—	—	○	—	—	
第14条 安全機能を有する施設	第1章 共通項目	安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		設計基準事故対処における自動起動	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の操作性及び復旧作業に係る放射線の考慮	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設に対する誤操作防止	○	○	○	○	○	○	○	
		安全上重要な施設に対する誤操作防止	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の維持管理	○	○	○	○	○	○	○	
		安全機能を有する施設の試験、検査性の確保	○	○	○	○	○	○	○	
		安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	重量物の落下による飛散物、回転機器の損壊による飛散物を考慮した発生防止設計	○	○	○	○	○	○	○		
	第2章 個別項目	原料粉末受入工程の遠隔操作	—	—	—	○	○	—	—	
		粉末調整工程の遠隔操作	—	—	—	○	○	—	—	
		ペレット加工工程の遠隔操作	—	—	—	○	○	—	—	
		燃料棒加工工程の遠隔操作	—	○	○	—	—	—	—	
		燃料集合体組立工程の遠隔操作	—	○	○	—	—	—	—	
		梱包出荷工程の遠隔操作	—	—	○	—	—	—	—	
		核燃料物質の検査設備の遠隔操作	—	—	○	—	○	—	—	
小規模試験設備の遠隔操作		—	—	—	—	○	—	—		
第16条 搬送設備	グローブボックス内でMOX粉末及びペレットを取り扱う可動機器の逸走及び転倒防止並びに容器の落下防止等の対策	—	○	○	○	○	—	—		
第17条 核燃料物質の貯蔵施設	容器の取扱基数の上限	—	—	○	—	—	—	—		
第19条 放射線管理施設	放射線管理に必要な情報の表示	—	—	—	—	○	—	—		
第20条 廃棄施設	廃棄物保管用容器に対する考慮事項	—	—	—	—	—	—	○		
第22条 遮蔽	遮蔽計算に係る考慮事項	○	○	○	—	○	—	—		

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(各条における施設共通 基本設計方針)

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考		
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)	
第26条 重大事故等対処施設の地盤	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持性能	○	○	○	○	○	○	○		
	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系に係る接地圧における許容限界	○	○	○	○	○	—	—		
第27条 地震による損傷の防止	動的地震力の組合せ方法	○	—	○	○	○	—	○		
	建物・構築物の動的解析方法	○	—	○	—	○	—	○		
	機器・配管系の動的解析方法	—	—	○	○	○	—	○		
	間接支持構造物の支持機能における評価方法	○	—	—	—	—	—	○		
	波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	○	○	○	○	○	○	○		
第28条 津波による損傷の防止	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の津波に対する考慮	○	—	—	—	—	—	○		
	可搬型重大事故等対処設備の津波を考慮した保管	○	—	—	—	—	—	○		
第29条 火災等による損傷の防止	第1章 共通項目	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区画の設定及び管理	○	○	○	○	○	○	○	
		消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規格・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計	○	○	○	○	○	○	○	
		火災防護計画	○	○	○	○	○	○	○	
		水素・アルゴン混合ガス供給時の水素濃度確認	○	○	○	○	○	○	○	
		分析試薬に対する保管・取り扱いに係る対策	○	○	○	○	○	○	○	
		油内包設備 漏えい拡大防止対策	—	—	—	○	○	—	○	
		油内包設備 配置上の考慮	—	—	○	—	—	—	—	
		発火性物質又は引火性物質の貯蔵	—	○	○	○	○	○	○	
		可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策	—	—	—	—	○	—	—	
		可燃性ガス内包設備 配置上の考慮	—	—	—	—	○	—	—	
		換気に係る水素濃度設定	—	○	○	○	○	○	○	
		蓄電池室の設計	—	○	○	○	○	○	○	
		防爆対策	—	—	—	—	○	—	○	
		接地対策	—	—	—	—	○	—	—	
		有機溶剤の持ち込みに係る運用	—	○	○	○	○	○	○	
		可燃性物質の保管管理（発火源への対策）	—	○	○	○	○	○	○	
		廃棄物の保管（金属容器への封入）	○	○	○	○	○	○	○	
		遮断器	—	—	—	—	○	—	—	
		電気室（電源供給のみに使用）	○	○	○	○	○	○	○	
		建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置	○	○	○	○	○	○	○	
	主要な構造材に対する不燃性材料の使用	—	○	○	○	○	—	○		
	パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置	—	—	○	—	○	—	○		
	金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル	—	—	○	—	○	—	○		
	保温材に対する不燃性材料の使用	—	—	○	—	○	—	—		
	建屋内装材の不燃性材料の使用	○	—	—	—	—	—	○		
	建屋内装材の塗装（難燃性）	○	○	○	○	○	○	○		
	カーペット（防災物品）	○	—	—	—	—	—	○		
	重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用	—	○	○	○	○	—	○		
	重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置	—	○	○	○	○	—	○		
	換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用	—	—	○	—	—	—	○		
	絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用	—	—	—	—	○	—	○		
	遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用	—	○	—	○	—	○	—		
	避雷設備、構内接地系（重大事故等対処施設）	○	—	—	—	—	—	○		
	耐震設計（重大事故等対処施設）	○	○	○	—	○	—	○		
	竜巻防護対策	○	○	○	—	○	—	○		
	防火帯	○	○	○	○	○	○	○		
	第2章 個別項目	火災区域に対する貫通部処理（耐火シール）	—	—	○	—	○	—	○	
		点検・検査（火災感知器）	—	○	○	○	○	○	○	
		予備品確保・早期復旧（火災感知器）	—	○	○	○	○	○	○	
		消火水による影響	—	—	—	—	○	—	—	
		消火水の流出防止対策	—	—	○	—	—	—	○	
		消火ガスの流出防止対策	—	—	○	—	—	—	—	
		移動式消火設備	—	—	—	—	—	—	○	
		ポンプを設置する室に対する人による消火活動	—	○	○	○	○	○	○	

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理  
(各条における施設共通 基本設計方針)

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期						備考		
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)		4-2 (1項新規)	
第30条 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備の維持管理	○	○	○	○	○	○	○		
	除雪, 除灰及び屋内への配備	—	—	—	—	○	○	○		
	重大事故等に対処するための手順, 訓練, 教育	—	—	○	○	○	○	○		
	作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備	—	—	○	○	○	○	○		
	工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定	—	—	○	○	○	○	○		
	現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止	—	—	○	○	○	○	○		
	重大事故等対処設備の識別管理	—	—	○	○	○	○	○		
	中央監視室での迅速な操作及び制御盤の操作性	—	—	○	○	○	—	—		
	動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認	—	—	○	○	○	○	○		
	溢水及び降水を考慮した屋外アクセスルートの設定	—	—	—	—	○	○	○		
	津波に対する屋外アクセスルートの運用	—	—	—	—	○	○	○		
	屋外アクセスルートの復旧	—	—	—	—	○	○	○		
	凍結及び積雪に対する屋外アクセスルートの確保	—	—	—	—	○	○	○		
	屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用	—	—	—	—	○	○	○		
	消防車による初期消火活動	—	—	—	—	○	○	○		
	アクセスルート上の資機材の落下防止, 転倒防止対策	—	—	—	—	○	○	○		
	アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型照明の配備	—	—	—	—	○	○	○		
	屋内アクセスルートの設定	—	—	—	—	○	○	○		
	第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	—	—	○	—	○	—	—	
		代替品, 修理, 工程停止等による機能維持	—	—	○	—	○	—	—	
第34条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	固縛対策 (竜巻)	—	—	—	—	○	—	—		
	放水時の臨界安全の考慮	—	—	—	—	—	—	○		
第35条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備	固縛対策 (竜巻)	—	—	—	—	—	—	○		
	固縛対策 (竜巻)	—	—	—	—	—	—	○		
第36条 電源設備	代替品, 修理, 工程停止等による機能維持	—	—	—	—	○	—	○		
	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	—	—	—	—	○	—	○		
第37条 監視測定設備	火災防護計画 (森林火災)	—	—	—	—	○	—	○		
	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	—	—	—	—	○	—	○		
第38条 緊急時対策所	固縛対策 (竜巻)	—	—	—	—	○	—	○		
	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	—	—	—	—	—	—	○		
第39条 通信連絡を行うために必要な設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策	—	—	—	—	—	—	○		
	代替品, 修理, 工程停止等による機能維持	—	—	—	—	—	—	○		
	電池交換手順	—	—	—	—	—	—	○		

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

凡例：

申請時期及び申請回次

1	第1回申請（2項変更）
2-1	第2回申請（2項変更）
2-2	第2回申請（1項新規）
3-1	第3回申請（2項変更）
3-2	第3回申請（1項新規）
4-1	第4回申請（2項変更）
4-2	第4回申請（1項新規）

変更区分

既設	既存の建物・構築物又は設備・機器で改造に該当しないもの。
新設	建物・構築物又は設備・機器を新たに設置するもの。
増設	構造及び機能が既存と同一の建物・構築物又は設備・機器の台数を増やすもの。
改造	既存の建物・構築物又は設備・機器の仕様又は構造を変更するもの等
撤去	建物・構築物又は設備・機器を撤去するもの。

DB区分

安重	技術基準規則第一条第2項第八号の定義に該当するもの。
非安重	安重以外のもの。

SA区分

常設	技術基準規則第三十条第2項に該当するもの。（建物・構築物については、常設SA設備を収納する建屋も「常設」とする）
可搬	技術基準規則第三十条第3項に該当するもの。

耐震設計（DB）

S	耐震重要度分類におけるSクラス施設
B	耐震重要度分類におけるBクラス施設
B-1	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S <sub>d</sub> に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
B-2	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
B-3	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、一時保管ピット、原料MOX粉末缶一時保管装置、粉末一時保管装置、ペレット一時保管棚、スクラップ貯蔵棚、製品ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚及び燃料集集体貯蔵チャンネルは、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して過大な変形等が生じないよう設計するもの
B-4	耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、Sクラスのグローブボックスを循環する経路については、基準地震動S <sub>s</sub> による地震動に対して耐震性が確保される設計のもの
C	耐震重要度分類におけるCクラス施設
C-1	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
C-2	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水を防護する機能を保持できる設計とするもの
C-3	耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、基準地震動S <sub>s</sub> による地震力に対して地下水の排水機能を保持できる設計とするもの
—	上記以外（当該施設において安全機能を有する施設として使用しないものを含む）

耐震設計（SA）

1.2S <sub>s</sub>	重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動S <sub>s</sub> の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないもの ・事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備 ・地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備
S, B, C (S), (B), (C) 等	代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計するもの 〔 () 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類（耐震設計（DB）の区分を記載する）〕
—	上記以外

条項との対応

○	技術基準の適合性確認を実施するもの。
△	技術基準の適合性について、既認可から変更がないもの。
《○》	事業許可の整合性のみの観点で機能を確認するもの。
《△》	事業許可の整合性のみの観点について既認可から変更がないもの。
—	上記対象外

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

凡例：

注記

注1	第五条第1項及び第二十六条第1項の要求のうち、燃料加工建屋、緊急時対策所、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の建物に収納される設備の適合性は、その設置される建物にて説明する。
注2	第七条第1項のうち、燃料加工建屋に収納する耐震重要施設に関する適合性は、収納される燃料加工建屋の申請にて説明するため、「一」とする。なお、耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。 第二十八条第1項のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に収納される重大事故等対処設備は、設置する建物・構築物の申請にて説明するため、「一」とする。建物・構築物に収納されない重大事故等対処設備は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。
注3	第八条第1項、第2項及び第3項については、外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋を対象とする。なお、防護対象設備のうち、外気を取り入れる設備等の個別に評価・対策を実施する設備についても対象とする。
注4	第九条第1項の要求は、「人の不法な侵入の防止に係る措置」、「不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置」、「不正アクセス行為の防止に係る措置」「関係機関との通信及び連絡に係る措置」、「核物質防護上の体制整備、手順整備等に係る措置」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注5	第十一条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防災物品)」、「火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全機能を有する機器等)内機器のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安全機能を有する機器等)内機器の非難燃ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」、「遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注6	第十三条第1項の要求のうち、安全避難通路は、「安全避難通路」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注7	第十四条第1項の要求は、「安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮」、「安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮」、「安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮」、「設計基準事故対処における自動起動」、「安全機能を有する施設の操作性及び復旧作業に係る放射線の考慮」、「安全機能を有する施設に対する誤操作防止」、「安全上重要な施設に対する誤操作防止」、「安全機能を有する施設の維持管理」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注8	第十四条第2項の要求は、「安全機能を有する施設の試験、検査性の確保」、の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注9	第十四条第3項の要求は、「安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する考慮」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注10	再処理施設と共用する設備のうち、第十五条第1項及び第2項の適用を受ける設備となる再処理第4種管に該当する海洋放出管理系及び安全上重要な施設である混合酸性物貯蔵容器は、再処理施設の評価を流用する。 再処理施設と共用する設備のうち、第三十一条第1項及び第2項の適用を受ける重大事故等対処設備は、再処理施設の評価を流用する。
注11	第二十九条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防災物品)」、「重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」、「遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注12	第三十条第1項の要求のうち、操作の確実性は、「作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備」、「工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定」、「現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止」、「重大事故等対処設備の識別管理」、「中央監視室での迅速な操作及び制御盤の操作性」、「動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注13	第三十条第3項の要求のうち、可搬型重大事故等対処設備の運搬等に係るアクセスルートの確保は、「溢水及び降水を考慮したアクセスルートの設定」、「津波に対する屋外アクセスルートの運用」、「屋外アクセスルートの復旧」、「屋外アクセスルートに対する融雪剤の配備」、「屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用」、「消防車による初期消火活動」、「アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止対策」、「アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型証明の配備」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。
注14	第三十二条第1項第一号及び第二号については、MOX燃料加工施設において臨界事故の発生は想定されないことから、対象となる設備はない。なお、対象となる設備がないことを第四条の添付書類等にて説明する。

## Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書

## 目 次

- Ⅱ－１ 遮蔽設計に関する基本方針
- Ⅱ－２ 加工施設の放射線による被ばくの防止に関する計算書
- Ⅱ－３ 計算機プログラム（解析コード）の概要



## Ⅱ－1 遮蔽設計に関する基本方針

## 目 次

	ページ
1. 概要	1
2. 遮蔽設計に関する基本方針	1
2.1 基本的な考え方	1
2.2 遮蔽設計の考え方	3
3. 遮蔽設計に係る設計方針	4
3.1 遮蔽設計の基準となる線量率	4
3.2 遮蔽設備	6
3.3 開口部又は貫通部からの放射線の漏えい防止	8
4. 線量の評価方法	9
4.1 遮蔽計算に用いる線源	9
4.2 遮蔽計算に用いる計算コード及び核定数ライブラリ	14
4.3 線量率換算係数	15
4.4 直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量の評価方法	16
4.5 放射線業務従事者が立ち入る場所における線量の評価方法	17
5. 準拠規格及び参考文献	20
5.1 準拠規格	20
5.2 参考文献	20

## 1. 概要

本資料は、MOX燃料加工施設の遮蔽設計が「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第二十二條に適合することを説明するものである。

## 2. 遮蔽設計に関する基本方針

### 2.1 基本的な考え方

安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる設計とする。

- (1) 安全機能を有する施設は、通常時のMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。
- (2) 安全機能を有する施設は、管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における外部被ばく及び内部被ばくによる線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる設計とする。
  - a. 遮蔽その他適切な措置としては、放射線業務従事者の作業性等を考慮し、遮蔽及び機器を配置する設計とするとともに、遠隔操作を可能とし、放射性物質の漏えい防止対策及び換気を行うことにより、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とする。
  - b. 遮蔽設備は、放射線を遮蔽するための壁、床及び天井（以下「建屋壁遮蔽」という。）、遮蔽扉、遮蔽蓋、グローブボックス遮蔽並びに補助遮蔽から構成する。
  - c. MOX燃料加工施設内の遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう遮蔽設備を設ける設計とする。
  - d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線漏えい防止措置を講じ、遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。
    - (a) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部については、線源を直接見通さないような場所に設置する措置
    - (b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置
  - e. 遮蔽設計に当たっては、遮蔽計算に用いる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込む。また、遮蔽計算においては、許認可において

使用実績があり，信頼性のある計算コードを使用する。

## 2.2 遮蔽設計の考え方

MOX燃料加工施設においては、核燃料物質の輸送に伴う一時的な取扱いを除き、核燃料物質を燃料加工建屋の地下階で取り扱う設計とする。燃料加工建屋の主要な設備及び機器の配置図を第2.2-1図から第2.2-6図に示す。

また、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの遮蔽設計の基準となる線量率を満足するように遮蔽設備の設置及び核燃料物質を取り扱う機器の配置を行う。

上記の遮蔽設備の設置及び機器の配置に加え、核燃料物質を取り扱う設備・機器の遠隔操作、放射性物質の漏えい防止対策及び換気による汚染拡大防止といった、所要の放射線防護上の措置を講ずる設計とすることにより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする。

また、周辺監視区域境界におけるMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量の評価並びに遮蔽設計の基準となる線量率の設定に基づく室内の線源となる設備・機器からの線量率の評価により、遮蔽設計の妥当性を確認する。

### 3. 遮蔽設計に係る設計方針

#### 3.1 遮蔽設計の基準となる線量率

放射線業務従事者が立ち入る場所に対する遮蔽設計の基準となる線量率は、放射線業務従事者の立入時間及び立入頻度を考慮して、以下のとおり設定する。また、燃料加工建屋の遮蔽設計の基準となる線量率の区分図を第3.1-1図から第3.1-7図に、各室の遮蔽設計の基準となる線量率を第3.1-1表に示す。

- (1) 管理区域外における遮蔽設計の基準となる線量率は、 $2.6 \mu\text{Sv/h}$ とする。
- (2) 管理区域内における遮蔽設計の基準となる線量率は、以下のとおりとする。
  - a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋における遮蔽設計の基準となる線量率は、以下のとおりとする。
    - (a) 制御室、廊下等においては、週40時間程度の立入時間を遮蔽設計上想定し、遮蔽設計の基準となる線量率を $12.5 \mu\text{Sv/h}$ とする。
    - (b) 現場監視第1室等においては、週10時間程度の立入時間を遮蔽設計上想定し、遮蔽設計の基準となる線量率を $50 \mu\text{Sv/h}$ とする。

なお、放射性廃棄物を取り扱う室及び燃料集合体輸送容器を取り扱う室については、核燃料物質等を取り扱うが、作業管理を行いながら取り扱うことから、遮蔽設計上、周囲の線源室からの線量率が $50 \mu\text{Sv/h}$ 以下であることを確認するために、この区分に分類する。
  - b. 核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋における遮蔽設計の基準となる線量率は、以下のとおりとする。
    - (a) 粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等においては、核燃料物質を取り扱う設備・機器は、制御室から遠隔又は自動で運転を行える設計とし、放射線業務従事者がこれらの設備・機器の保守及び点検を行う際には、核燃料物質を設備・機器から一時保管設備又は貯蔵設備へ搬送できる設計とすることから、一時保管設備及び貯蔵設備を線源とし、週10時間程度の立入時間を遮蔽設計上想定し、作業位置における遮蔽設計の基準となる線量率を $50 \mu\text{Sv/h}$ とする。
    - (b) 分析第1室等においては、核燃料物質がグローブボックス内に存在した状態で、運転員が当該グローブボックスを介して作業を行うことから、グローブボックス内の核燃料物質を線源とし、週10時間程度の立入時間を遮蔽設計上想定し、作業位置における遮蔽設計の基準となる線量率を $50 \mu\text{Sv/h}$ とする。
    - (c) 粉末一時保管室、燃料集合体貯蔵室等においては、放射線業務従事者の通常作業を想定しないため、遮蔽設計の基準となる線量率は $50 \mu\text{Sv/h}$ を超えるものとする。

ただし、これらの室で作業する必要がある場合には、線量当量率の測定、線源の移動、立入時間の制限、放射線防護具の着用等の放射線被ばく管理を実施する。

なお、上記に示す放射線業務従事者の1週間当たりの立入時間の想定は、立入りに対する制限を示すものではなく、立ち入りに対する制限は線量率、作業に要する時間及び個人の線量を考慮して決定する。

### 3.2 遮蔽設備

MOX燃料加工施設には、敷地周辺の公衆又は放射線業務従事者の被ばくを低減するため以下の遮蔽設備を設ける。

#### (1) 建屋壁遮蔽

建屋壁遮蔽は、壁及び床・天井から成る、燃料加工建屋の建屋遮蔽と貯蔵容器搬送用洞道の洞道遮蔽から構成する。核燃料物質を取り扱う設備・機器からの放射線を低減するためのもので、コンクリートの遮蔽体で構成する。

#### (2) 遮蔽扉及び遮蔽蓋

遮蔽扉及び遮蔽蓋は、建屋壁遮蔽の開口部から漏えいする核燃料物質を取り扱う設備・機器からの放射線を低減し、隣室における遮蔽設計の基準となる線量率を満足するように建屋壁遮蔽の開口部に設置するものであり、コンクリート、ポリエチレン、ステンレス鋼又は鋼材の遮蔽体で構成する。

#### (3) グローブボックス遮蔽

グローブボックス遮蔽は、グローブボックス内で取り扱う核燃料物質からの放射線を低減し、作業位置における遮蔽設計の基準となる線量率を満足するようにグローブボックスに設置するものであり、含鉛メタクリル樹脂の遮蔽体で構成する。

グローブボックス遮蔽は、グローブボックス内の核燃料物質をグローブを介して取り扱う分析設備及び小規模試験設備のグローブボックスに設置する。なお、分析設備のうち、核燃料物質が留まらない搬送装置のグローブボックス及び取り扱う核燃料物質が極少量であり放射線被ばくの影響が小さいことが明らかであるグローブボックスについてはグローブボックス遮蔽を設置しない。

また、粉末一時保管設備では、遮蔽扉及びコンクリート厚が薄い箇所からの線量を低減するためにグローブボックス遮蔽を設置する。

グローブボックス遮蔽を設置するグローブボックスを第3.2-1表に示す。なお、グローブボックス遮蔽はグローブボックスに設置することから、グローブボックスの一部として申請する。

#### (4) 補助遮蔽

補助遮蔽は、上記(1)(2)(3)以外の遮蔽であり、核燃料物質を取り扱う設備・機器からの放射線を低減し、上記(1)(2)(3)の遮蔽設備と合わせて遮蔽設計の基準となる線量率を満足するように設置するものであり、ポリエチレン、鉛、ステンレス鋼又は鋼材の遮蔽体で構成する。

補助遮蔽は以下の点を考慮して設置する。

##### a. 周囲の建屋壁遮蔽よりコンクリート厚が薄い箇所

出入口の迷路構造及び設備増設時に撤去するコンクリート閉止部が該当し、建屋壁遮蔽で不足する遮蔽機能を補助遮蔽にて補う。

##### b. 遮蔽扉



遮蔽扉を開閉しやすくするために軽量化した箇所が該当し、遮蔽扉で不足する遮蔽機能を補助遮蔽にて補う。

c. 取り扱う核燃料物質量が多い貯蔵施設

核燃料物質量が多く、建屋壁遮蔽のみで放射線を低減することが困難である箇所が該当し、建屋壁遮蔽で不足する遮蔽機能を補助遮蔽にて補う。

d. 取り扱う核燃料物質量が多いグローブボックス内の設備

グローブボックス内で取り扱う核燃料物質量が多く、グローブボックス遮蔽のみで放射線を低減することが困難である箇所が該当し、グローブボックス遮蔽で不足する遮蔽機能を補助遮蔽にて補う。

補助遮蔽を設置する機器を第3.2-2表に示す。なお、補助遮蔽は核燃料物質を取り扱う機器又は当該機器を収納するグローブボックスに設置することから、機器又はグローブボックスの一部として申請する。

### 3.3 開口部又は貫通部からの放射線の漏えい防止

建屋壁遮蔽の開口部又は貫通部に対しては、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、各遮蔽設計区分の遮蔽設計の基準となる線量率を満足するように、以下に示す放射線の漏えい防止措置を講ずる設計とする。

#### (1) 開口部に対する放射線の漏えい防止

開口部は、開口部に対して遮蔽扉若しくは遮蔽蓋を設置すること又は線源となる機器が直接見通せないようにすることで、放射線の漏えいを防止する。

また、線源へのステンレス鋼、ポリエチレン等の補助遮蔽の設置により、放射線の漏えいを防止する。

#### (2) 貫通部に対する放射線の漏えい防止

##### a. 配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管の貫通部

配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管の貫通部は、以下の考え方に従い設定し、放射線の漏えいを防止する。

(a) 貫通部は、床上2mを超える高い位置に設置する等、作業員から貫通部を通して線源となる機器が直接見通せない位置に設定する。

(b) 貫通部の大きさは必要最低限とし、建屋遮蔽の欠損を少なくする。

(c) 配管，ダクト，電線管，ケーブルトレイと建屋遮蔽の間隙には、第3.3-1図に示すように鉛毛又はモルタルを充てんし、建屋遮蔽の欠損を少なくする。なお、高温配管と接することによる熱膨張でひび割れが発生するおそれがあるためモルタルの使用が適さない箇所及び施工箇所が狭隘でモルタルの施工が困難な箇所は鉛毛を選択し、それ以外の箇所はモルタルを選択する。

上記の設計に加え、必要に応じて及び第3.3-2図に示すようにステンレス鋼等の遮蔽材を追加することにより、放射線の漏えいを防止する。

##### b. 搬送路の貫通部

搬送路の貫通部は、建屋遮蔽と搬送路の間隙部の大きさを可能な限り小さくすることにより、放射線の漏えいを防止する。

また、第3.3-3図に示すような線源へのステンレス鋼，ポリエチレン等の補助遮蔽の設置又は搬送路の貫通部への遮蔽扉の設置により、放射線の漏えいを防止する。

#### 4. 線量の評価方法

##### 4.1 遮蔽計算に用いる線源

遮蔽計算に用いる線源は、遮蔽設計上厳しい条件となるように以下のとおり設定する。

##### (1) 線源の仕様

##### a. プルトニウム富化度

プルトニウム富化度は、原料粉末受入工程の設備は50%、粉末調整工程は設備に応じ50%、33%又は18%、ペレット加工工程の設備は18%、燃料棒加工工程の設備はBWR型の燃料棒17%、PWR型の燃料棒18%、燃料集合体組立工程以降の設備は燃料集合体平均プルトニウム富化度でBWR型11%、PWR型14%と設定する。

##### b. プルトニウム及びウラン

原料MOX粉末は再処理施設から受け入れるため、プルトニウム及びウランの仕様は、再処理施設で1日当たり再処理する使用済燃料の仕様による。使用済燃料の遮蔽設計用の燃料仕様は以下のとおりである。<sup>(1)(2)(3)(4)</sup>

項目	範囲
照射前燃料濃縮度	最低 3.5% <sup>*1</sup>
比出力	最高 BWR型40MW/t・U <sub>pr</sub> <sup>*2</sup> PWR型60MW/t・U <sub>pr</sub> 最低 BWR型10MW/t・U <sub>pr</sub> PWR型10MW/t・U <sub>pr</sub>
使用済燃料集合体平均燃焼度	最高 45GWd/t・U <sub>pr</sub>
原子炉停止時から再処理までの期間	最低 4年

注記 \*1：質量百分率を示す。以下同じ。

\*2：t・U<sub>pr</sub>は、照射前金属ウラン換算質量を示す。以下同じ。

プルトニウム及びウランの仕様は、子孫核種の寄与も考慮して、ガンマ線又は中性子線について、遮蔽設計用の燃料仕様の範囲のうちそれぞれ最大の線量率又は最大の中性子発生数となる次の燃料仕様<sup>(5)</sup>から設定する。

元素	ガンマ線		中性子線
	プルトニウム	ウラン	プルトニウム
燃料型式	PWR	PWR	BWR
照射前燃料濃縮度	3.5%	3.5%	3.5%
比出力	60MW/t・U <sub>pr</sub>	10MW/t・U <sub>pr</sub>	10MW/t・U <sub>pr</sub>
使用済燃料集合体 平均燃焼度	45GWd/t・U <sub>pr</sub>	45GWd/t・U <sub>pr</sub>	45GWd/t・U <sub>pr</sub>
原子炉停止時から 再処理までの期間	4年	10年	4年
再処理施設におけ る精製後の期間	18年	10年	30年

c. 核分裂生成物等

原料MOX粉末中に不純物として含まれる核分裂生成物の含有率は、再処理施設の事業指定(変更許可)に示すウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の遮蔽設計において使用している核分裂生成物等の条件に基づき、ウラン1g・HM当たり $1.85 \times 10^4$ Bq、プルトニウム1g・HM当たり $4.44 \times 10^5$ Bqとし、ルテニウムとロジウムで代表する。また、ウラン1g・HM当たりプルトニウム及びネプツニウムがそれぞれ7500 α dpm含まれるものとする。

(2) 線源強度

a. ガンマ線

ガンマ線の線源強度は、(1)に基づきORIGEN-2<sup>(6)</sup>コードにより設定する。

また、プルトニウム及びウランの子孫核種の寄与も考慮するため、最大の線量率となるように再処理施設での精製後の期間を設定する。

ガンマ線のエネルギースペクトルを第4.1-1表に示す。線源となる設備・機器のプルトニウム富化度に応じた1g・HM当たりのガンマ線エネルギースペクトルはエネルギー群ごとに下記の式より算出する。

なお、原料ウラン粉末及びウラン燃料棒については、原料MOX粉末中のウランにおいて主要な線源となっているウラン-232を含んでいないため線量が低いことから、線源として考慮しない。ただし、原料ウラン粉末とMOX粉末を混合した後は、原料ウラン粉末を安全側に原料MOX粉末中のウランと同じものとして取り扱う。

$$\frac{(\text{Pu}1\text{g} \cdot \text{HM当たりの強度}) \times \text{Pu富化度}(\%)}{100} + \frac{(\text{U}1\text{g} \cdot \text{HM当たりの強度}) \times (100 - \text{Pu富化度}(\%))}{100}$$

プルトニウム富化度ごとに定めた1kg・HM当たりのガンマ線線源強度を第4.1-3表に示す。各室のガンマ線の全線源強度については、富化度ごとの1kg・HM当たりの線源強度に各室の線源量を乗じて算出する。線源量については、核燃料物質の貯蔵施設

は最大貯蔵能力、成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設は取扱量から定める。

第4.1-4表に核燃料物質の貯蔵施設を設置する室の線源強度を、第4.1-5表に成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設を設置する室の線源強度を示す。

b. 中性子線

中性子線の線源強度は、(1)に基づきORIGEN-2コードにより設定する。

また、プルトニウムの子孫核種の寄与も考慮するため、最大の中性子発生数となるように再処理施設での精製後の期間を設定する。

中性子線のエネルギースペクトルを、第4.1-2表に示す。中性子線のエネルギースペクトルは、主要な発生源であるプルトニウム-239の中性子核分裂反応によって発生する中性子線のエネルギースペクトルとする。

プルトニウム富化度ごとに定めた1kg・HM当たりの中性子線線源強度を第4.1-3表に示す。各室の中性子線の全線源強度については、富化度ごとの1kg・HM当たりの線源強度に各室の線源量及び補正係数を乗じて算出する。線源量については、核燃料物質の貯蔵施設は最大貯蔵能力、成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設は取扱量から定める。第4.1-4表に核燃料物質の貯蔵施設を設置する室の線源強度を、第4.1-5表に成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設を設置する室の線源強度を示す。

補正係数は、発生中性子による核分裂の寄与（中性子の実効増倍）を考慮したものであり、体系の中性子実効増倍率から算出する。具体的には、中性子発生率を $S_0$ とすると核分裂の寄与も含めた中性子発生率 $S$ は、中性子実効増倍率 $k_{\text{eff}}$ を用いた以下の中性子源増倍の式で表せる。

$$S = S_0 + k_{\text{eff}}S_0 + k_{\text{eff}}^2S_0 + k_{\text{eff}}^3S_0 + \dots = S_0 / (1 - k_{\text{eff}})$$

臨界安全設計において、中性子実効増倍率は0.95以下となるように設計することから、中性子実効増倍率 $k_{\text{eff}}$ は1より小さく無限等比級数の和の公式を用いることができる。また、発生中性子による核分裂の寄与は $S/S_0$ と表せることから、補正係数は以下の式を用いて算出する。

$$(\text{補正係数}) = 1 / (1 - k_{\text{eff}})$$

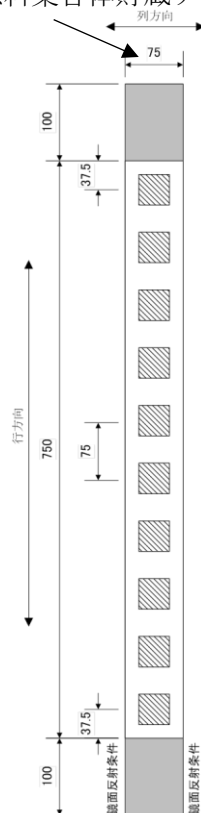
ここで、中性子実効倍率を計算するに当たっては、臨界安全評価条件を用いた場合には過度に保守側の補正係数となるため、臨界安全評価条件をベースに現実的な核燃料物質の物性値及び設計情報から現実的な条件を設定する。参考として、補正係数が最も大きい燃料集合体貯蔵室の臨界安全評価条件と補正係数計算条件の比較及び計算モデルを以下に示す。

なお、成形施設、被覆施設、組立施設及びその他の加工施設を設置する室については保守側に中性子線源を2倍とするが、取り扱うPu量が少ない分析第1室、分析第2室、分析第3室及びスクラップ処理室については補正係数を考慮しない。

燃料集合体貯蔵室における臨界安全評価条件と補正係数計算条件の比較

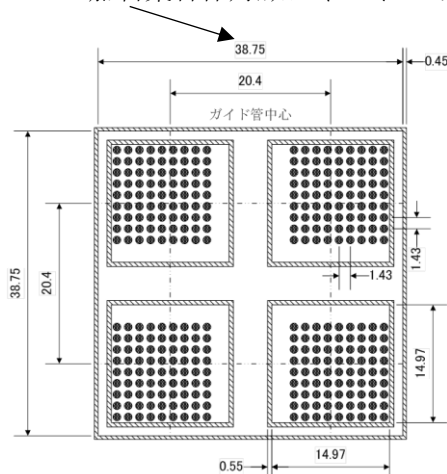
項目	臨界安全評価条件	補正係数計算条件
核燃料物質の物性値	プルトニウム富化度:8% 核分裂性プルトニウム富化度:83% 含水率:0.1% 密度: $11.1 \times 10^3 \text{kg/m}^3$	プルトニウム富化度:8% 核分裂性プルトニウム富化度:83% 含水率:0.01% 密度: $10.6 \times 10^3 \text{kg/m}^3$
燃料棒の被覆管材料	考慮しない	ジルコニウムとして考慮
燃料集合体のウォーターロッド(BWR型), 案内管(PWR型)	燃料棒として考慮	ウォーターロッド(BWR型), 案内管(PWR型)として考慮
燃料集合体貯蔵チャンネル寸法	外寸:38.75cm ステンレス鋼厚さ:0.45cm	外寸:39cm ステンレス鋼厚さ:0.50cm
燃料集合体貯蔵チャンネル間距離	75cm	80cm
反射条件	コンクリート100cm	コンクリート100cm

燃料集合体貯蔵チャンネル間距離






側面反射条件

燃料集合体貯蔵チャンネル寸法



BWR燃料集合体貯蔵チャンネル (平面図)

-  燃料集合体貯蔵チャンネル
-  普通コンクリート
-  雰囲気中水密度 ( $0 \sim 0.1 \times 10^3 \text{kg/m}^3$ )

[単位: cm]

燃料集合体貯蔵室の臨界安全評価における計算モデル

(3) 燃料集合体用輸送容器に対する線源強度

燃料集合体用輸送容器を線源とする遮蔽計算に用いる線源強度は、輸送容器表面から1m離れた位置における線量当量率を「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年12月28日 総理府令第57号)」に定められる $100 \mu\text{Sv/h}$ となるように設定する。また、遮蔽設計における主な遮蔽体であるコンクリートを通過後の線量率は、中性子線の寄与が支配的となることから、線源については、中性子線のみで輸送容器表面から1m離れた位置における線量当量率が $100 \mu\text{Sv/h}$ となるように設定する。エネルギースペクトルについては、第4.1-2表の中性子線のエネルギースペクトルを用いる。

燃料集合体用輸送容器の直径と燃料集合体の有効長を基に設定した線源が存在する空間の体積を保存した半径1.05mの空気の1次元球モデルにおいて、輸送容器表面から1m離れた位置における線量当量率が $100 \mu\text{Sv/h}$ となるように燃料集合体用輸送容器1基当たりの線源強度は、 $4.0 \times 10^7 \text{n/s}$ とする。

#### 4.2 遮蔽計算に用いる計算コード及び核定数ライブラリ

遮蔽計算には、核燃料施設等において使用実績を有し、信頼性のある1次元輸送計算コードANISN<sup>(7)</sup>及び2次元輸送計算コードDOT<sup>(8)</sup>を用いる。線源のモデル化に当たっては、線源となる設備・機器からの放射線をより厳しい評価となるように、線源となる設備・機器の特徴に応じて、ANISNについては、球、無限円筒、無限平板、DOTについては、有限円筒、無限角柱の形状にモデル化する。また、核定数ライブラリは、中性子線100群、ガンマ線20群のJSD120<sup>(9)</sup>を用いる。



#### 4.3 線量率換算係数

##### (1) ガンマ線

ガンマ線については、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年10月23日 科学技術庁告示第5号）」の別表第5「自由空気中の空気カーマが1グレイである場合の実効線量(Sv)」にICRP Pub. 74<sup>(10)</sup> 表A. 1「単一エネルギー光子の単位フルエンス当たりの空気カーマに対する換算係数(pGycm<sup>2</sup>)」を乗じることにより、線束( $\gamma/cm^2/s$ )から実効線量率( $\mu Sv/h$ )への換算係数を以下のように算出する。

- a. 各エネルギー群の上下限のエネルギーを相乗平均し、群平均エネルギー( $E_m$ )とする。
- b. 群平均エネルギー( $E_m$ )を挟む別表第5の上限エネルギー( $E_u$ )及び下限エネルギー( $E_l$ )に対応する「自由空気中の空気カーマが1グレイである場合の実効線量(Sv)」にICRP Pub. 74の表A. 1「単一エネルギー光子の単位フルエンス当たりの空気カーマに対する換算係数(pGycm<sup>2</sup>)」を乗じた値を $C_u$ 及び $C_l$ とする。
- c. 群平均エネルギー( $E_m$ )に対応する換算係数( $C_m$ )を次式のLOG-LOG内挿により算出する。

$$\log(C_m) = \log(C_l) + (\log(E_m) - \log(E_l)) \times (\log(C_u) - \log(C_l)) / (\log(E_u) - \log(E_l))$$

- d. 得られた $C_m$ (pSv/s/( $\gamma/cm^2/s$ ))に $10^{-6}(\mu Sv/pSv) \times 3600(s/h)$ を乗じ、各エネルギー群に対する線束( $\gamma/cm^2/s$ )から実効線量率( $\mu Sv/h$ )への換算係数を算出する。

第4.3-1表に20群エネルギー構造に対するガンマ線線束から実効線量率への換算係数を示す。

##### (2) 中性子線

中性子線については、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年10月23日 科学技術庁告示第5号）」の別表第6「自由空気中の中性子フルエンスが1平方センチメートル当たり $10^{12}$ 個である場合の実効線量(Sv)」より、線束( $n/cm^2/s$ )から実効線量率( $\mu Sv/h$ )への換算係数を以下のように算出する。

- a. 各エネルギー群の上下限のエネルギーを相乗平均し、群平均エネルギー( $E_m$ )とする。
- b. 群平均エネルギー( $E_m$ )を挟む別表第6の上限エネルギー( $E_u$ )及び下限エネルギー( $E_l$ )に対応する「自由空気中の中性子フルエンスが1平方センチメートル当たり $10^{12}$ 個である場合の実効線量(Sv)」への換算係数を $C_u$ 及び $C_l$ とする。
- c. 群平均エネルギー( $E_m$ )に対応する換算係数( $C_m$ )を次式のLOG-LOG内挿により算出する。

$$\log(C_m) = \log(C_l) + (\log(E_m) - \log(E_l)) \times (\log(C_u) - \log(C_l)) / (\log(E_u) - \log(E_l))$$

- d. 得られた $C_m$ (Sv/s/( $10^{12}n/cm^2/s$ ))に $10^6(\mu Sv/Sv) \times 3600(s/h)$ を乗じ、各エネルギー群に対する線束( $n/cm^2/s$ )から実効線量率( $\mu Sv/h$ )への換算係数を算出する。

第4.3-2表に100群エネルギー構造に対する中性子線線束から実効線量率への換算係数を示す。

#### 4.4 直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量の評価方法

MOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界における実効線量を計算し、評価する。計算結果は「II-2-1-1 加工施設からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量率の評価に関する計算書」にて示す。

##### 4.4.1 実効線量の評価地点

実効線量の評価地点は、周辺監視区域境界上とする。

##### 4.4.2 線源条件

線源の設定については、貯蔵施設の最大貯蔵能力及び廃棄施設の保管廃棄能力並びに建屋遮蔽のコンクリート厚さを考慮した場合、燃料集合体貯蔵設備が公衆の線量に与える寄与は非常に大きく、その他の設備が公衆の線量に与える寄与は燃料集合体貯蔵設備に対して十分小さく無視し得ることから、線量の評価に用いる線源としては、燃料集合体貯蔵設備の最大貯蔵能力を考慮する。

遮蔽計算に用いる線源は、「4.1 遮蔽計算に用いる線源」で設定した線源の情報を用いる。

線量率の評価に当たっては、線源となる燃料集合体貯蔵設備の燃料集合体貯蔵チャンネルが存在する空間と体積が等価な球となるようにモデル化する。

##### 4.4.3 計算コード、核定数ライブラリ及び線量率換算係数

遮蔽計算に用いる計算コード及び核定数ライブラリは、1次元輸送計算コードANISN及びJSD120群ライブラリを用いる。また、線量率換算係数については、「4.3 線量率換算係数」に示す線量率換算係数を用いる。

##### 4.4.4 遮蔽体

遮蔽は燃料集合体貯蔵設備を取り囲む側面及び天井方向の建屋遮蔽を考慮し、モデル化する。

#### 4.5 放射線業務従事者が立ち入る場所における線量の評価方法

放射線業務従事者が立ち入る場所における線量の遮蔽計算は、以下に示す評価方法で実施する。

##### 4.5.1 線量率計算箇所及び遮蔽計算代表点

「3.1 遮蔽設計の基準となる線量率」で示す遮蔽設計の基準となる線量率のカテゴリごとに、線源室に隣接する場所を線量率計算箇所候補とする。

線量率計算箇所候補の中から、線源室の線源強度、壁厚及び設備・機器の配置を考慮し、遮蔽設計上厳しい箇所を線量率の計算結果を示す線量率計算箇所(以下「A点」という。)として選定する。

さらに、選定されたA点の中から、遮蔽計算コードの計算モデル(1次元球, 1次元無限円筒, 2次元有限円筒, 2次元無限角柱)の違いを考慮して、遮蔽計算方法の妥当性を示すために線量率の計算方法と計算結果を示す遮蔽計算代表点(以下「P点」という。)を選定し、遮蔽計算方法の妥当性を示す。

A点について、A点到隣接する室からの線量率を評価し、その合計値が遮蔽設計の基準となる線量率を満足することを示す。評価上建屋壁遮蔽が主要な遮蔽体となることから、隣接する室からの線量率に係る計算結果は「II-2-1-2 燃料加工建屋の線量率の評価に関する計算書」にて示す。

##### 4.5.2 線源条件

線量率の評価に当たっては、遮蔽計算に用いる線源となる設備・機器の形状、設備・機器と計算箇所の位置関係を踏まえ、球, 無限円筒, 有限円筒及び無限角柱とする計算モデルを作成する。遮蔽計算に用いる線源は、「4.1 遮蔽計算に用いる線源」で設定した線源の情報を用いる。

##### 4.5.3 計算コード, 核定数ライブラリ及び線量率換算係数

遮蔽計算に用いる計算コード及び核定数ライブラリは、「4.2 遮蔽計算に用いる計算コード及び核定数ライブラリ」に示す計算コード及び核定数ライブラリを使用する。また、線量率換算係数については、「4.3 線量率換算係数」に示す線量率換算係数を用いる。

##### 4.5.4 遮蔽体

遮蔽計算において考慮する遮蔽体については、公差等を考慮し安全裕度を見込んだ厚さ及び密度を用いてモデル化する。

##### 4.5.5 線量率の評価範囲

遮蔽計算における線量率の評価範囲(1次元モデルの場合には評価点)は、以下の(1)から(5)のとおりとし、評価範囲内で最大の線量率となる地点の値を評価値とする。

なお、隣接する室に線源が存在しない場合には、壁, 床及び天井を遮蔽計算の対象としない。

- (1) 建屋外壁の管理区域境界については、建屋外壁表面が最大の線量率となることが明らかなことから、建屋外壁表面を評価範囲とする。また、建屋屋上の管理区域

境界については、建屋屋上の床面が最大の線量率となることが明らかなことから、建屋屋上の床面を評価範囲とする。

- (2) 建屋内の管理区域境界については、身長を基に床面から2mまでの範囲を人が存在する範囲として考慮する。線源が隣室に存在する場合は、線源が存在する室側の壁表面における床面から2mまでを、線源が階下に存在する場合は床面を、線源が階上に存在する場合は床面2m位置を評価範囲とする。
- (3) 核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋である制御室、廊下等並びに現場監視第1室等については、身長を基に床面から2mまでの範囲を人が存在する範囲として考慮する。隣接する貯蔵室及び工程室が隣室の場合は線源が存在する室側の壁表面における床面から2mまでを、階下の場合は床面を、階上の場合は床面2m位置を評価範囲とする。
- (4) 粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等、室内の核燃料物質を設備・機器から一時保管設備及び貯蔵設備に搬送して放射線業務従事者が設備・機器の保守・点検を行う部屋については、保守・点検を行う作業場所を放射線業務従事者の作業位置とし、身長を基に作業位置の床面から2mまでの範囲を評価範囲とする。
- (5) 分析第1室等については、分析作業等を行う場所を放射線業務従事者の作業位置とし、身長を基に作業位置の床面から2mまでの範囲を評価範囲とする。

#### 4.5.6 室内の線源に対する考慮

遮蔽設計の基準となる線量率の設定に基づき、粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等及び分析第1室等については、室内の線源となる設備・機器からの線量率を評価し、隣接する室からの線量率と合算した上で遮蔽設計の基準となる線量率を満足することを示す。

粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等の区分において線源としている貯蔵施設は、貯蔵室又は一時保管室に設置されることから、基本的には隣接する室からの評価となるが、第2.2-1図に示すとおり、原料MOX粉末缶一時保管設備は粉末調整第1室に設置しているため、同室に設置される回収粉末微粉碎装置グローブボックスの評価において室内の線源として考慮する必要がある。原料MOX粉末缶一時保管設備の遮蔽体に関する計算結果は、設備の申請に合わせて、次回以降に「Ⅱ-2-2 核燃料物質の貯蔵施設の放射線遮蔽に関する計算書」にて詳細を説明する。

分析第1室等は、核燃料物質がグローブボックス内に存在した状態で、運転員が当該グローブボックスを介し、作業を行うため、グローブボックス内の核燃料物質を室内の線源として考慮する必要がある。評価の対象となるのは分析第1室から分析第3室に設置する分析設備及び分析第3室に設置する小規模試験設備である。なお、分析第1室等に該当する室のうち、燃料棒受入室については、線量が低く線源として考慮しないウラン燃料棒のみを取り扱うことから評価対象外とする。各設備の配置を第2.2-3図に示す。分析設備及び小規模試験設備の遮蔽体に関する計算

結果は、設備の申請に合わせて、次回以降に「Ⅱ－２－３ その他の加工施設の放射線遮蔽に関する計算書」にて詳細を説明する。

## 5. 準拠規格及び参考文献

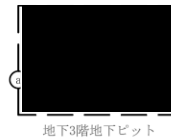
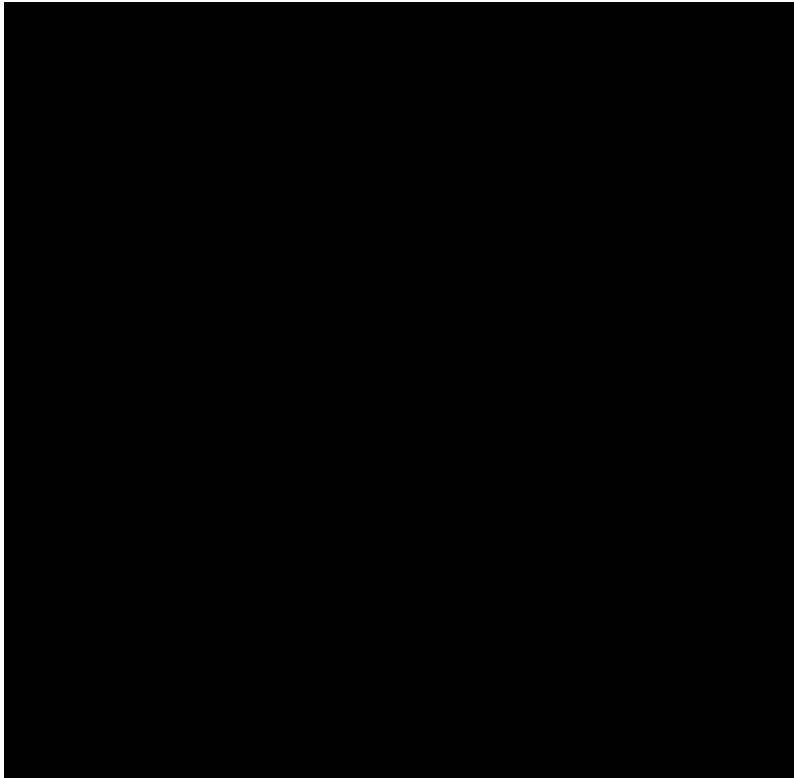
### 5.1 準拠規格

- ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年12月28日 総理府令第57号)
- ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号)
- ・放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年10月23日 科学技術庁告示第5号)

### 5.2 参考文献

- (1) 東芝. 再処理施設の設計用BWR燃料条件について. 1991, TLR-R007.
- (2) 日立製作所. 再処理施設の設計用BWR燃料条件について. 1991, HLR-045.
- (3) 三菱原子力工業. 再処理施設の設計用PWR燃料条件について. 1991, MAPI-3008.
- (4) 原子燃料工業. 再処理施設設計用の原燃工製燃料条件について. 1991, NFK-8098.
- (5) 三菱マテリアル. 脱硝及び製品貯蔵施設のしゃへい設計用燃料条件について. 1992, MMC-9104.
- (6) A. G. Croff. A User's Manual for the ORIGEN2 Computer Code. Oak Ridge National Laboratory, 1980, ORNL/TM-7175.
- (7) Ward W. Engle, Jr.. A Users Manual for ANISN A One Dimensional Discrete Ordinates Transport Code with Anisotropic Scattering, Oak Ridge National Laboratory, 1967, K-1693.
- (8) W. A. Rhoades et al. The DOTIII Two-dimensional Discrete Ordinates Transport Code, 1973, ORNL-TM-4280.
- (9) 小山他, 「遮蔽材料の群定数-中性子100群・ガンマ線20群・P5近似-」, JAERI-M 6928 (1977).
- (10) ICRP. Conversion Coefficients for Use in Radiological Protection Against External Radiation. ICRP Publication 74, 1996 .

- |             |                  |                 |               |
|-------------|------------------|-----------------|---------------|
| 1 貯蔵容器一時保管室 | 11 ベレット加工第1室     | 21 南第2制御盤室      | 31 南第1制御盤室    |
| 2 原料受払室     | 12 ベレット加工第2室     | 22 貯蔵容器受入第2室    | 32 メンテナンス室    |
| 3 粉末調整第1室   | 13 ベレット加工第3室     | 23 液体廃棄物処理第1室   | 33 現場監視第1室    |
| 4 粉末調整第2室   | 14 ベレット加工第4室     | 24 液体廃棄物処理第2室   | 34 現場監視第2室    |
| 5 粉末調整第3室   | 15 ベレット一時保管室     | 25 液体廃棄物処理第3室   | 35 床ドレン回収槽第1室 |
| 6 粉末調整第4室   | 16 ベレット・スクラップ貯蔵室 | 26 常用電気第2室      | 36 床ドレン回収槽第2室 |
| 7 粉末調整第5室   | 17 点検第1室         | 27 北第3制御盤室      |               |
| 8 粉末調整第6室   | 18 点検第2室         | 28 北第2制御盤室      |               |
| 9 粉末調整第7室   | 19 点検第3室         | 29 ダンバ駆動用ポンペ第1室 |               |
| 10 粉末一時保管室  | 20 点検第4室         | 30 ダンバ駆動用ポンペ第2室 |               |



地下3階地下ビット

- |                       |                    |   |
|-----------------------|--------------------|---|
| a 一時保管ビット             | y 研削装置GB           | ㉑ ベレット保管容器受渡装置GB  |
| b 原料MOX粉末缶取出装置GB      | z ベレット検査設備GB       | A 貯蔵容器検査装置  |
| c 原料MOX粉末缶一時保管装置GB    | aa ベレット一時保管槽GB     | B 貯蔵容器受払装置OPB   |
| d 原料MOX粉末秤量・分取装置GB    | bb スクラップ貯蔵槽GB      | C 外蓋着脱装置OPB   |
| e ウラン粉末・回収粉末秤量・分取装置GB | cc 製品ベレット貯蔵槽GB     | D 廃液貯槽  |
| f 予備混合装置GB            | dd 原料MOX分析試料採取装置GB | E 検査槽   |
| g 一次混合装置GB            | ee グリーンベレット積込装置GB  | F る過処理装置  |
| h 一次混合粉末秤量・分取装置GB     | ff 空焼結ボート取扱装置GB    | G 吸着処理装置  |
| i ウラン粉末秤量・分取装置GB      | gg 焼結ボート供給装置GB     | H 冷却水設備   |
| j 均一化混合装置GB           | hh 焼結ボート取出装置GB     | J 常用所内電源設備  |
| k 造粒装置GB              | ii 焼結ベレット供給装置GB    | K エレベータ   |
| m 添加剤混合装置GB           | jj 研削粉回収装置GB       | *1 プレス装置(粉末取扱部)GBの下部に設置                                     |
| n 分析試料採取・詰替装置GB       | kk グローブボックス温度監視装置  | *2 研削粉回収装置GBの下部に設置  |
| p 粉末一時保管装置GB          | mm 自動火災報知設備        | *3 排ガス処理装置GB(上部)の下部に設置                                      |
| q 回収粉末処理・詰替装置GB       | ① 原料粉末搬送装置GB       | *4 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を設置<br>・焼結炉内圧力異常検知による炉内圧力異常検知回路<br>を設置 |
| r 回収粉末微粉砕装置GB         | ② 調整粉末搬送装置GB       | *5 排ガス処理装置の補助排風機の安全機能の維持に必要<br>な回路を設置                       |
| s 回収粉末処理・混合装置GB       | ③ 再生スクラップ搬送装置GB    | *6 ベレット検査設備GBに、外観検査装置、寸法・形状・<br>密度検査装置及び仕上がりベレット収容装置を設置     |
| t プレス装置(粉末取扱部)GB      | ④ 添加剤混合粉末搬送装置GB    | *7 加速度大による緊急遮断弁作動回路を設置                                      |
| u プレス装置(プレス部)GB       | ⑤ 焼結ボート搬送装置GB      | *8 延焼防止ダンバ及び選圧エリア形成用自動閉止ダン<br>バのダンバ作動回路を設置                  |
| v 焼結炉                 | ⑥ 回収粉末搬送装置GB       |   |
| w 排ガス処理装置GB(上部)       | ⑦ ベレット保管容器搬送装置GB   |   |
| x 排ガス処理装置GB(下部)       | ⑧ 焼結ボート受渡装置GB      |   |
|                       | ⑨ スクラップ保管容器受渡装置GB  |   |

凡例

赤：核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋

青：一時保管設備及び貯蔵設備

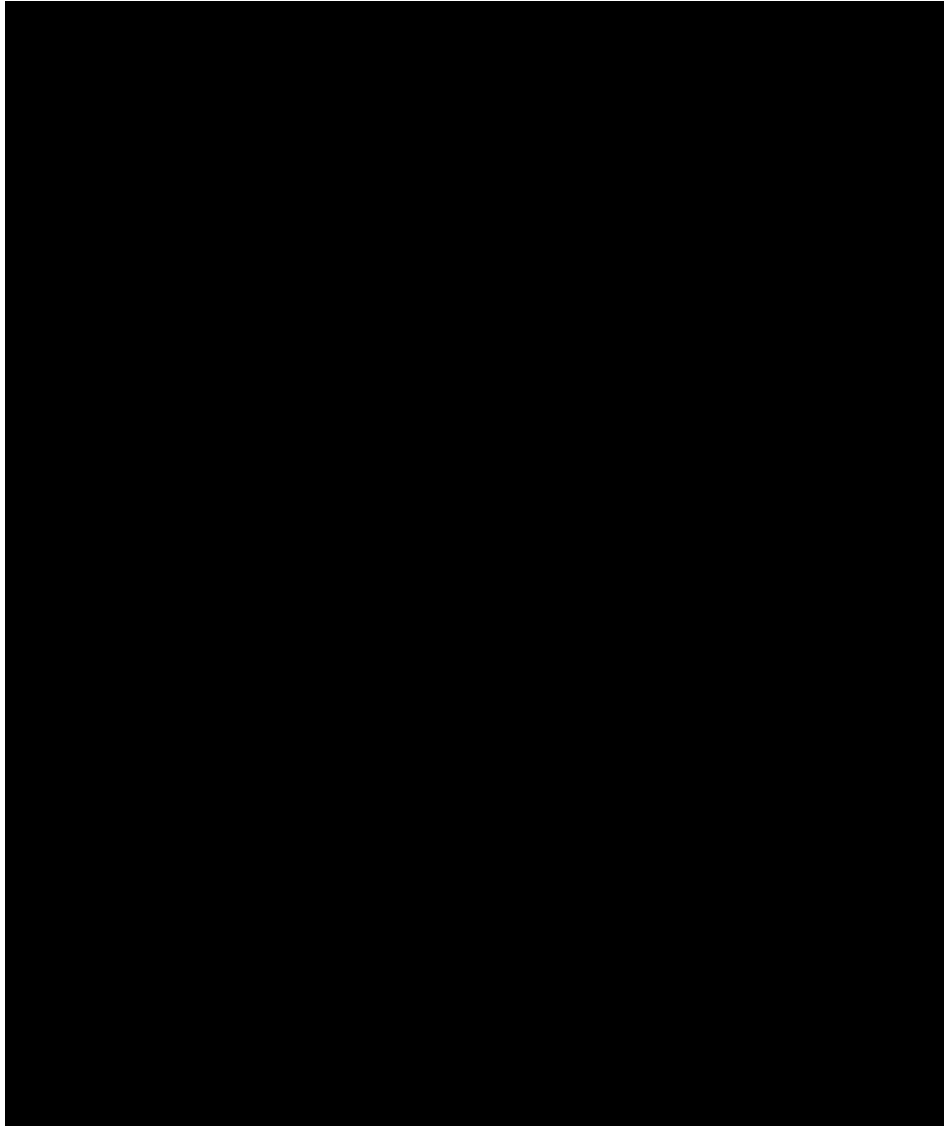
紫：原料ウラン粉末又はウラン燃料棒のみを取り扱う設備・機器

緑：放射性廃棄物を取り扱う室

第2.2-1図 主要な設備及び機器の配置図(燃料加工建屋地下3階)

- 1 貯蔵容器搬送用洞道
- 2 貯蔵容器受人第1室
- 3 制御第1室

再処理施設  
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋



- A 洞道搬送台車
- B 保管室クレーン
- C 受渡ビット
- D 受渡天井クレーン

- ※1
- ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路を設置
  - ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路を設置
  - ・排ガス処理装置の補助排風機の安全機能の維持に必要な回路を設置
  - ・小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風機の安全機能の維持に必要な回路を設置
  - ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を設置

凡例  
赤：核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋

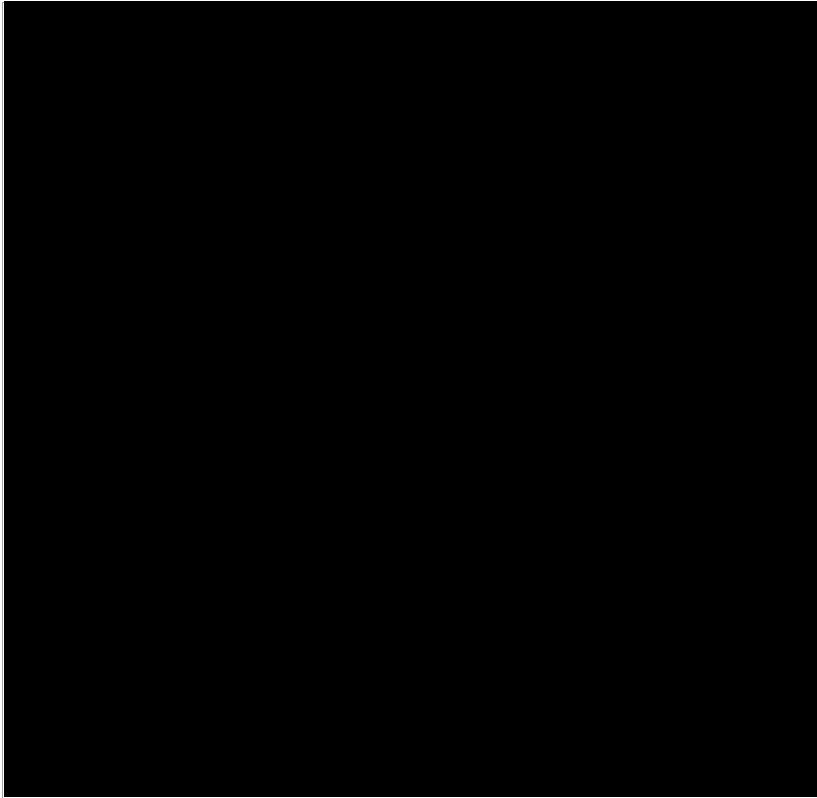
第2.2-2図 主要な設備及び機器の配置図（燃料加工建屋地下3階中2階）



- 1 ウラン粉末準備室
- 2 スクラップ処理室
- 3 ペレット立会室
- 4 燃料棒加工第1室
- 5 燃料棒加工第2室
- 6 燃料棒加工第3室
- 7 燃料棒貯蔵室
- 8 燃料棒受入室
- 9 燃料棒解体室
- 10 燃料棒集合体組立第1室

- 11 燃料棒集合体組立第2室
- 12 燃料棒集合体洗浄検査室
- 13 燃料棒集合体部材準備室
- 14 分析第1室
- 15 分析第2室
- 16 分析第3室
- 17 制御第4室
- 18 北第8制御盤室
- 19 制御第2室
- 20 制御第3室

21 制御第5室



- a 再生スクラップ受払装置 G B
- b 容器移送装置 G B
- c 再生スクラップ熔結処理装置 G B
- d 小規模焼結炉排ガス処理装置 G B
- e 小規模焼結処理装置 G B
- f 資材保管装置 G B
- g 小規模プレス装置 G B
- h 小規模粉末混合装置 G B
- i 小規模研削検査装置 G B
- j 燃料棒貯蔵棚
- k 自動火災報知設備
- ① 再生スクラップ搬送装置 G B
- ② 焼結ボート搬送装置 G B
- A ペレット立会検査装置 G B
- B スタック編成設備 G B
- C 乾燥ボート供給装置 G B
- D スタック乾燥装置
- E 乾燥ボート取出装置 G B
- F 空乾燥ボート取扱装置 G B
- G スタック供給装置 G B
- H 部材供給装置 (部材供給部) O P B  
部材供給装置 (部材搬送部) O P B

- J 挿入溶接装置 (被覆管取扱部) G B
- 挿入溶接装置 (スタック取扱部) G B
- 挿入溶接装置 (燃料棒溶接部) G B
- K 被覆管乾燥装置
- L 被覆管供給装置 O P B
- N 除染装置 G B
- M 汚染検査装置 O P B
- P 燃料棒搬送装置
- Q 燃料棒移載装置
- R 燃料棒立会検査装置
- S ヘリウムリーク検査装置
- T X線検査装置
- U ロッドスキャニング装置
- V 外観寸法検査装置
- W 燃料棒収容装置
- X 燃料棒供給装置
- Y 貯蔵マガジン移載装置
- Z 貯蔵マガジン入出庫装置
- AA マガジン編成装置
- BB ウラン燃料棒収容装置
- CC 燃料棒集合体組立装置
- DD リフト
- EE スケルトン組立装置

- FF 燃料棒集合体洗浄装置
- GG 燃料棒集合体第1検査装置
- HH 燃料棒集合体第2検査装置
- JJ 燃料棒集合体仮置台
- KK 燃料棒解体装置 G B
- 燃料棒搬入 O P B
- LL 溶接試料前処理装置 G B
- 溶接試料前処理装置 O P B
- MM ウラン粉末払出装置 O P B
- NN ペレット保管容器搬送装置 G B
- PP 乾燥ボート搬送装置 G B
- QQ 分析設備
- RR エレベータ

- ※1 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路を設置
- ・小規模焼結処理装置排ガス処理装置の補助排風機の安全機能の維持に必要な回路を設置
- ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路を設置
- ・小規模焼結処理装置炉内圧力異常検知による炉内圧力異常検知回路を設置
- ※2 スタック編成設備 G Bには、波板トレイ取出装置、スタック編成装置及びスタック収容装置を設置

凡例

赤：核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋

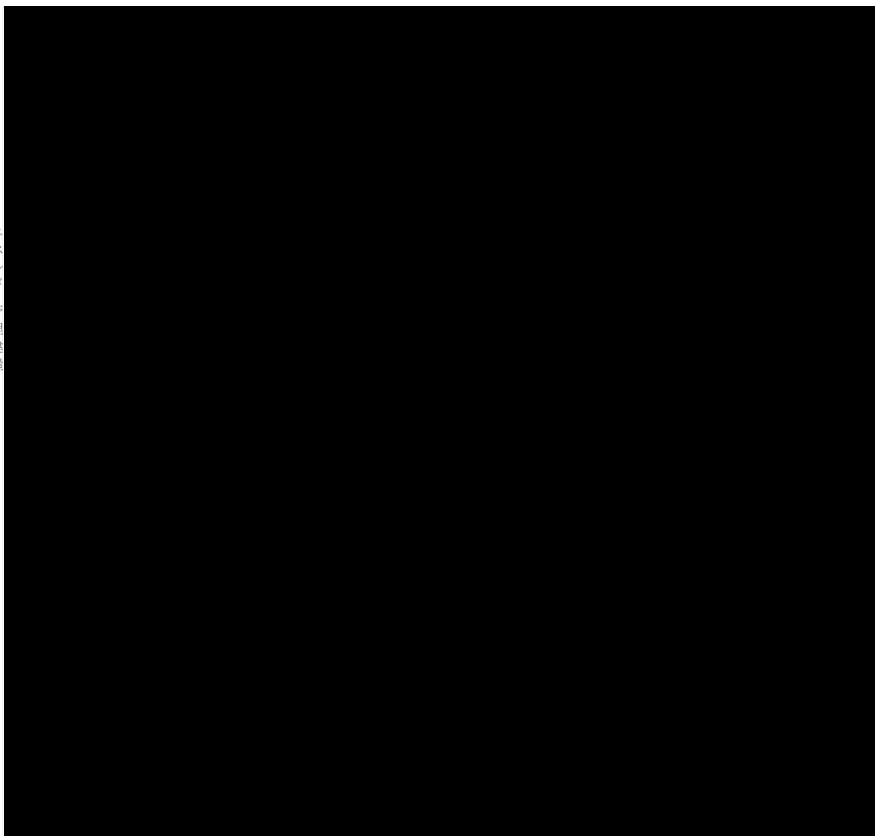
青：一時保管設備及び貯蔵設備

紫：原料ウラン粉末又はウラン燃料棒のみを取り扱う設備・機器

第2.2-3図 主要な設備及び機器の配置図 (燃料加工建屋地下2階)

- |                |                 |                 |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 1 燃料集合体組立クレーン室 | 9 排気フィルタ第3室     | 17 リフト室         |
| 2 梱包室          | 10 廃棄物保管第1室     | 18 溶接施行試験室      |
| 3 梱包準備室        | 11 選別作業室        | 19 窒素消火設備第1室    |
| 4 ウラン貯蔵室       | 12 冷却機械室        | 20 ダンパ駆動用ポンベ第3室 |
| 5 燃料集合体貯蔵室     | 13 廃油保管室        | 21 NDA測定室       |
| 6 排風機室         | 14 制御第6室        |                 |
| 7 排気フィルタ第1室    | 15 オイルタンク室      |                 |
| 8 排気フィルタ第2室    | 16 非常用発電機燃料ポンプ室 |                 |

エネルギー管理建屋



- |                      |            |
|----------------------|------------|
| a 燃料集合体貯蔵チャンネル       | K 溶接施行試験装置 |
| b 建屋排風機              | L 空調用蒸気設備  |
| c 建屋排気フィルタユニット       | M エレベータ    |
| d 工程室排風機             |            |
| e 工程室排気フィルタユニット      |            |
| f グローブボックス排風機        |            |
| g グローブボックス排気フィルタユニット |            |
| h 窒素循環冷却機            |            |
| i 窒素循環ファン            |            |
| j 非常用所内電源設備          |            |
| k 窒素消火装置             |            |
| m グローブボックス消火装置       |            |
| n 自動火災報知設備           |            |
| A ウラン粉末缶受払移載装置       |            |
| B ウラン粉末缶受払搬送装置       |            |
| C ウラン貯蔵棚             |            |
| D ウラン粉末缶入出庫装置        |            |
| E 組立クレーン             |            |
| F 燃料ホルダ取付装置          |            |
| G 燃料集合体立会検査装置        |            |
| H 選別・保管GB            |            |
| J 冷却水設備              |            |

凡例

赤：核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋

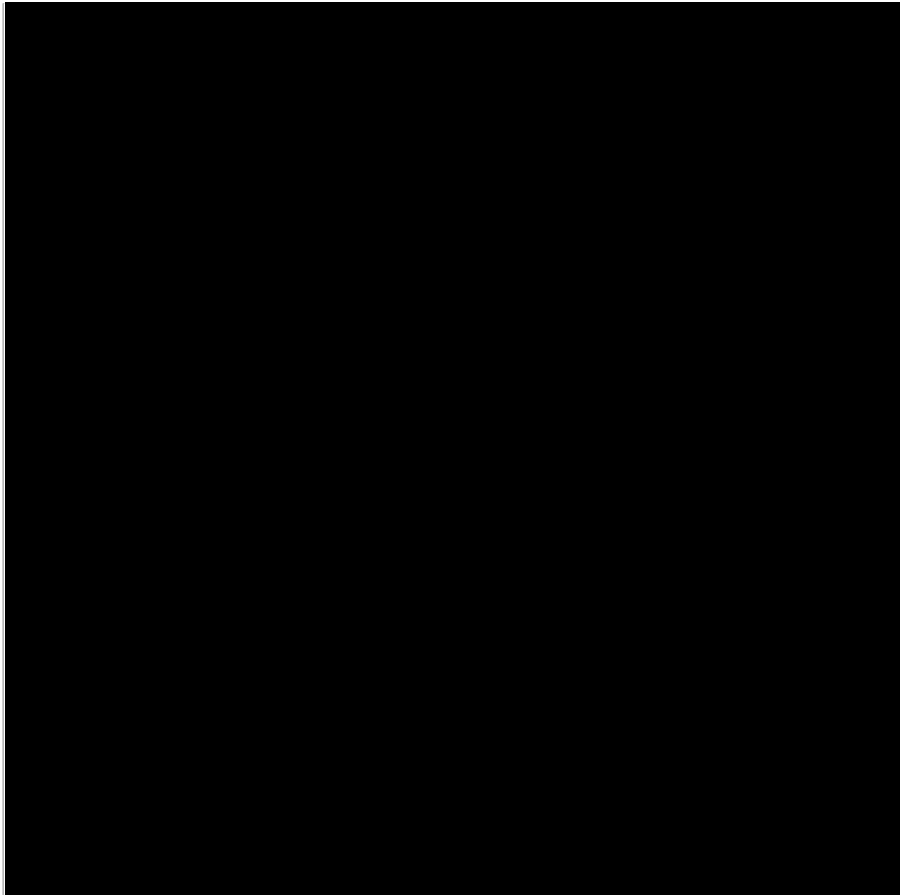
青：一時保管設備及び貯蔵設備

紫：原料ウラン粉末又はウラン燃料棒のみを取り扱う設備・機器

緑：放射性廃棄物を取り扱う室

第2.2-4図 主要な設備及び機器の配置図（燃料加工建屋地下1階）

- |             |             |                 |                |
|-------------|-------------|-----------------|----------------|
| 1 貯蔵梱包クレーン室 | 11 除染室      | 21 非常用電気A室      | 31 非常用発電機A制御盤室 |
| 2 輸送容器保管室   | 12 放管試料前処理室 | 22 非常用蓄電池A室     | 32 非常用発電機B制御盤室 |
| 3 輸送容器検査室   | 13 放射能測定室   | 23 非常用発電機B室     | 33 窒素消火設備第2室   |
| 4 入出庫室      | 14 計算機室     | 24 非常用電気B室      |                |
| 5 出入管理室     | 15 中央監視室    | 25 非常用蓄電池B室     |                |
| 6 入城室       | 16 非常用蓄電池E室 | 26 二酸化炭素消火設備第1室 |                |
| 7 退城室       | 17 非常用電気E室  | 27 二酸化炭素消火設備第2室 |                |
| 8 汚染検査室     | 18 非常用制御盤A室 | 28 混合ガス受槽室      |                |
| 9 放射線管理室    | 19 非常用制御盤B室 | 29 混合ガス計装ラック室   |                |
| 10 現場放射線管理室 | 20 非常用発電機A室 | 30 入出庫室前室       |                |



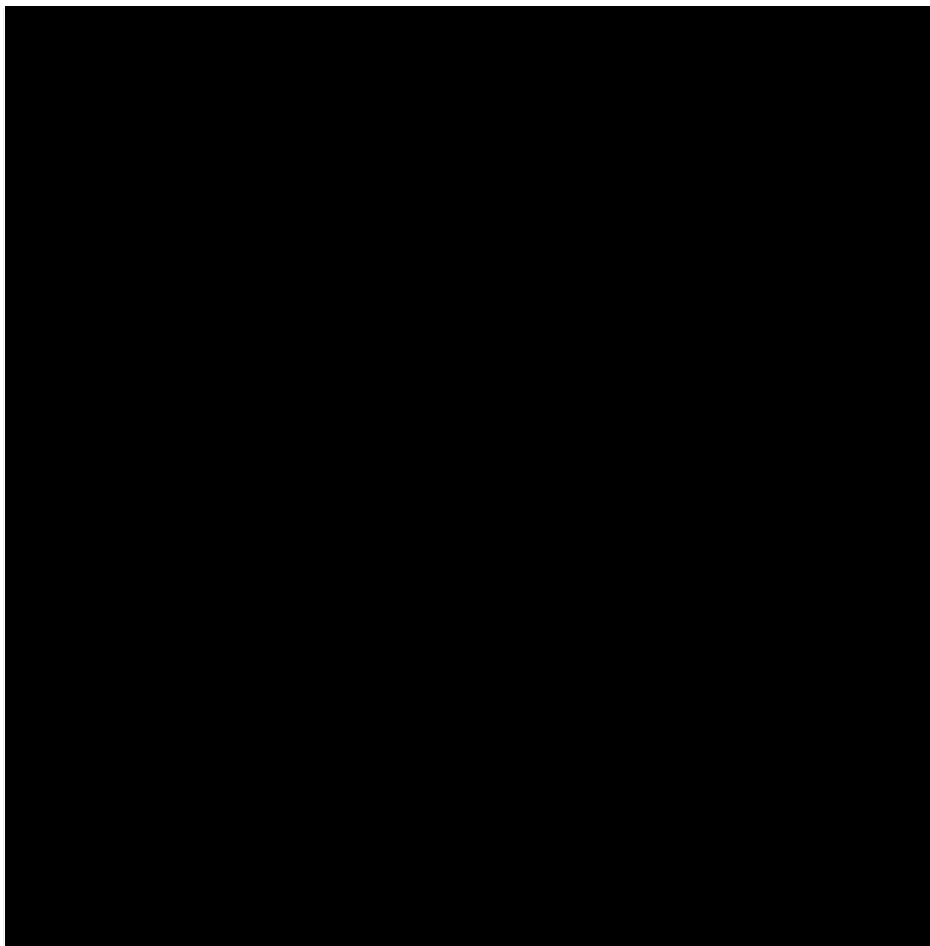
- |                  |    |                                      |
|------------------|----|--------------------------------------|
| a 非常用所内電源設備      | ※1 | ・グローブボックス排風機の排気機能の維持に必要な回路を設置        |
| b 水素・アルゴン混合ガス設備  |    | ・工程室排風機の排気機能に必要な回路を設置                |
| c 二酸化炭素消火装置      |    | ・建屋排風機の排気機能の維持に必要な回路を設置              |
| d グローブボックス温度監視装置 |    | ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路を設置           |
| e 自動火災報知設備       |    | ・加速度大による緊急遮断弁作動回路を設置                 |
| f 窒素消火装置         |    | ・延焼防止ダンパ及び避圧エリア形成用自動閉止ダンパのダンパ作動回路を設置 |
| g 窒素消火設備         | ※2 | ・旋結炉内圧力異常検知による炉内圧力異常検知回路を設置          |
| A 貯蔵梱包クレーン       |    | ・小規模旋結処理装置炉内圧力異常検知による炉内圧力異常検知回路を設置   |
| B 容器蓋取付装置        | ※3 | ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び遮断弁を設置      |
| C 容器移載装置         |    |                                      |
| D 入出庫クレーン        |    |                                      |
| E フード            |    |                                      |
| F 運転管理用計算機       |    |                                      |
| G 臨界管理用計算機       |    |                                      |
| H 垂直搬送機          |    |                                      |
| J エレベータ          |    |                                      |

凡例

- 赤：核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋
- 紫：原料ウラン粉末又はウラン燃料棒のみを取り扱う設備・機器
- 橙：燃料集合体輸送容器を取り扱う室

第2.2-5図 主要な設備及び機器の配置図（燃料加工建屋地上1階）

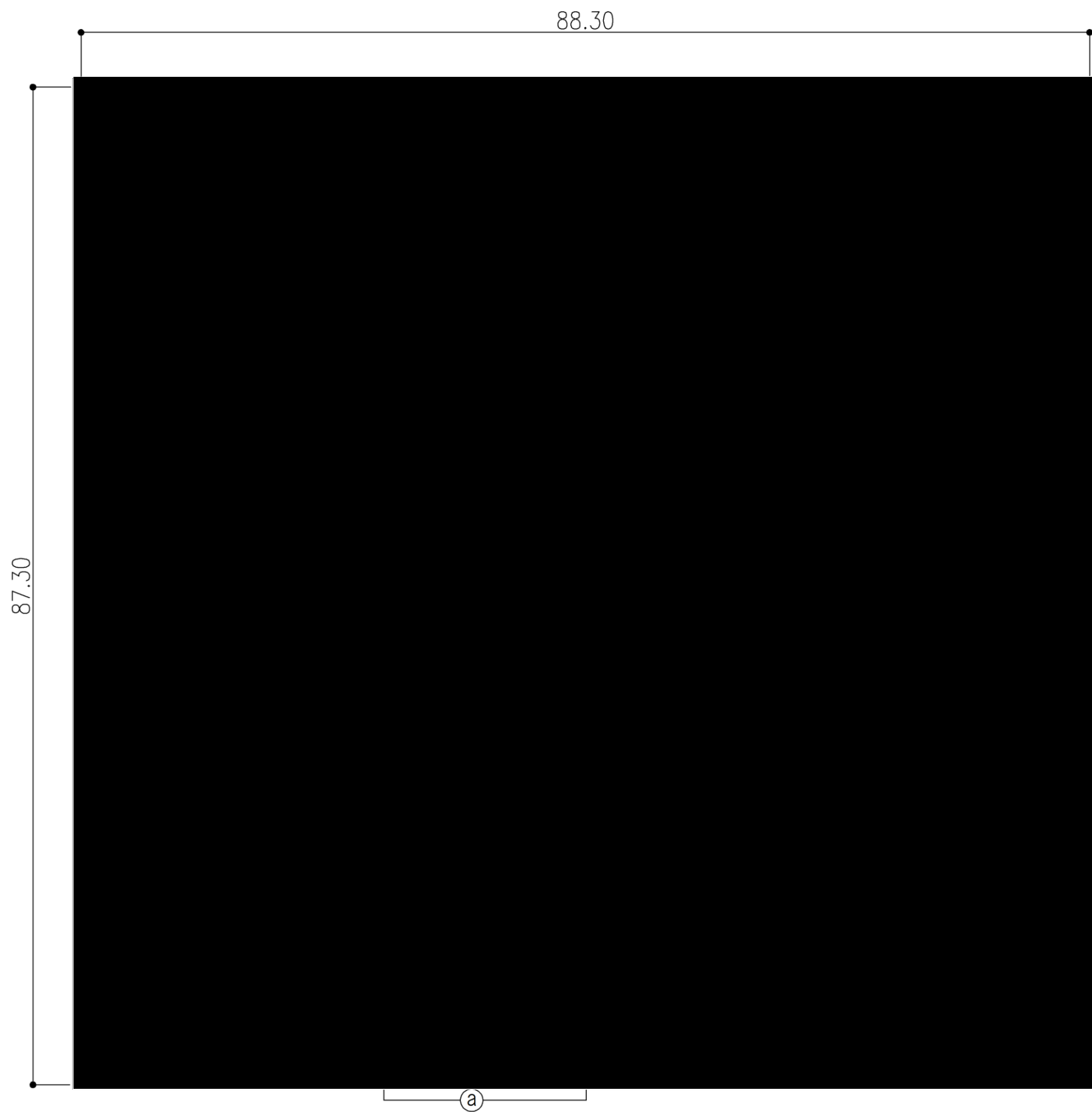
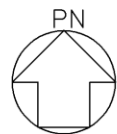
- 1 給気機械・フィルタ室
- 2 固体廃棄物払出準備室
- 3 非常用発電機給気機械A室
- 4 非常用発電機給気機械B室
- 5 荷卸室
- 6 熱源機械室
- 7 設備搬入口前室
- 8 常用電気第1室
- 9 廃棄物保管第2室



- a 非常用所内電源設備
- A 梱包天井クレーン
- B 保管室天井クレーン
- C 給気フィルタユニット
- D 送風機
- E 窒素循環用冷却水設備
- F 非管理区域換気空調設備
- G 垂直搬送機
- H 設備搬入用クレーン
- J 常用所内電源設備
- K エレベータ

凡例  
 紫：原料ウラン粉末又はウラン燃料棒のみを取り扱う設備・機器  
 緑：放射性廃棄物を取り扱う室  
 橙：燃料集合体輸送容器を取り扱う室

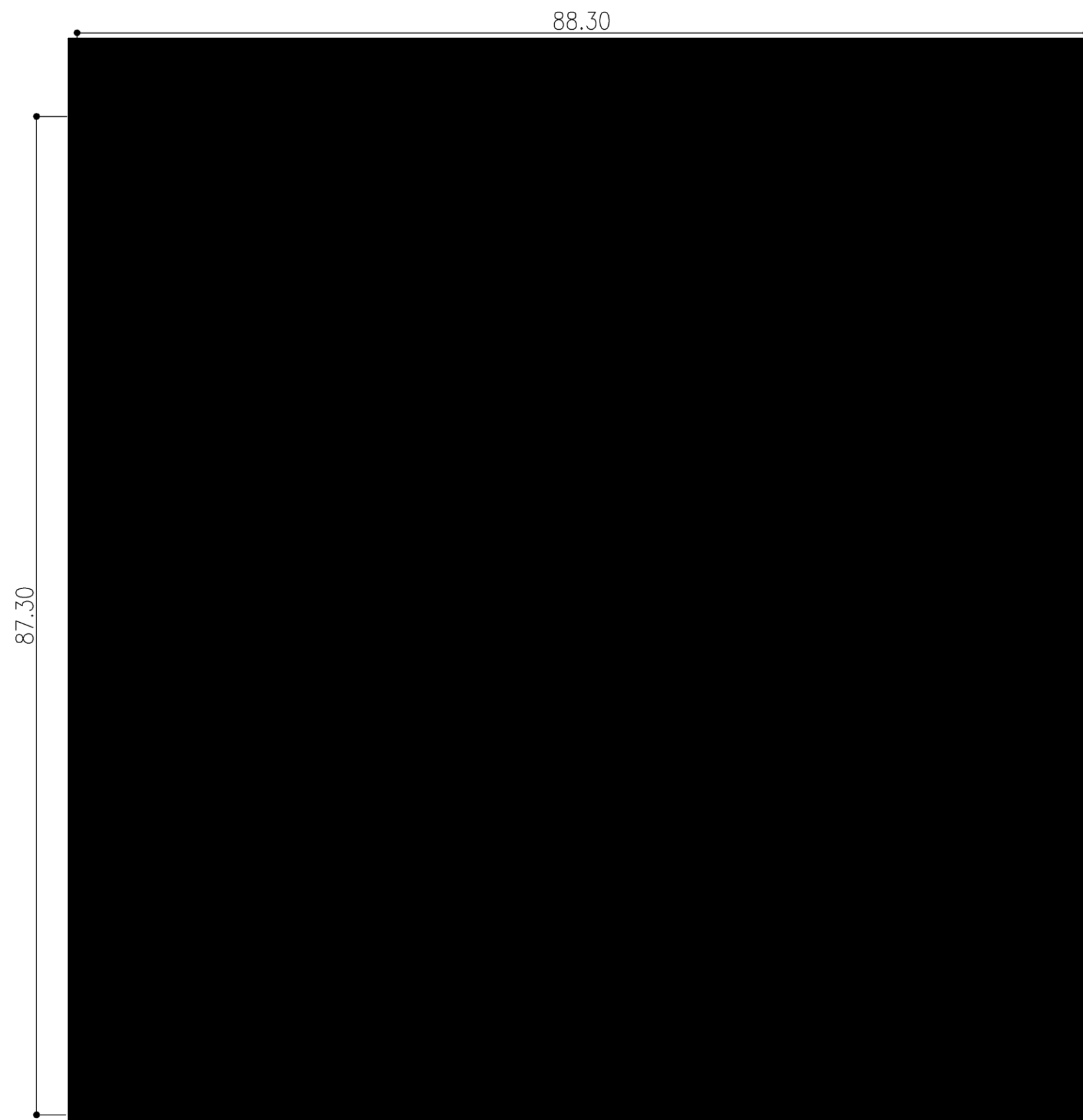
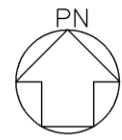
第2.2-6図 主要な設備及び機器の配置図（燃料加工建屋地上2階）



設計対象		遮蔽設計の基準となる線量率	凡例	
管理区域外		2.6 $\mu$ Sv/h	□	
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋	制御室、廊下等(週40時間程度の立入時間)を想定 現場監視第1室等(週10時間程度の立入時間)を想定	12.5 $\mu$ Sv/h 50 $\mu$ Sv/h	□ ◻
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等(週10時間程度の作業時間)を想定	50 $\mu$ Sv/h	⊗
		分析第1室等(週10時間程度の作業時間)を想定	50 $\mu$ Sv/h	◻
		粉末一時保管室等を想定	>50 $\mu$ Sv/h	◻

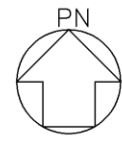


第 3.1-1 図 遮蔽設計の基準となる線量率区分図(地下3階)



設計対象	遮蔽設計の基準となる線量率	凡例
管理区域外	2.6 $\mu$ Sv/h	
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋 制御室、廊下等(週40時間程度の立入時間)を想定	12.5 $\mu$ Sv/h 
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋 現場監視第1室等(週10時間程度の立入時間)を想定	50 $\mu$ Sv/h 
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋 粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等(週10時間程度の作業時間)を想定	50 $\mu$ Sv/h 
	分析第1室等(週10時間程度の作業時間)を想定	50 $\mu$ Sv/h 
	粉末一時保管室等を想定	>50 $\mu$ Sv/h 

第 3.1-2 図 遮蔽設計の基準となる線量率区分図(地下 3 階中 2 階)



設計対象		遮蔽設計の基準となる線量率	凡例	
管理区域外		2.6 $\mu$ Sv/h	<input type="checkbox"/>	
管理区域内	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部屋	制御室、廊下等(週40時間程度の立入時間)を想定	<input type="checkbox"/>	
		現場監視第1室等(週10時間程度の立入時間)を想定	<input checked="" type="checkbox"/>	
	核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加工第1室等(週10時間程度の作業時間)を想定	50 $\mu$ Sv/h	<input checked="" type="checkbox"/>
		分析第1室等(週10時間程度の作業時間)を想定	50 $\mu$ Sv/h	<input checked="" type="checkbox"/>
		粉末一時保管室等を想定	>50 $\mu$ Sv/h	<input checked="" type="checkbox"/>

第 3.1-3 図 遮蔽設計の基準となる線量率区分図(地下 2 階)